

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（6 月 8 日）（金曜日）

開 会	6
開 議	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 諸般の報告	6
日程第 4 行政報告	6
宮路市長報告	6
日程第 5 報告第 2 号平成 2 3 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	7
日程第 6 報告第 3 号平成 2 3 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	7
宮路市長提案理由説明	7
日程第 7 同意第 1 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	8
宮路市長提案理由説明	8
日程第 8 同意第 2 号日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	8
宮路市長提案理由説明	8
日程第 9 同意第 3 号日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	9
宮路市長提案理由説明	9
日程第 1 0 承認第 1 号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて	1 0
日程第 1 1 承認第 2 号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
小園総務企画部長	1 0
漆島政人君	1 1
鉾之原税務課長兼特別滞納整理課長	1 2
漆島政人君	1 2
小園総務企画部長	1 2
西園典子さん	1 2
鉾之原税務課長兼特別滞納整理課長	1 2
日程第 1 2 承認第 3 号専決処分（平成 2 3 年度日置市一般会計補正予算（第 1 0 号））につき	

承認を求めることについて	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
漆島政人君	1 4
満留財政管財課長	1 4
高山地域づくり課長	1 4
漆島政人君	1 4
高山地域づくり課長	1 5
日程第 1 3 承認第 4 号専決処分（平成 2 4 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号））につき承認を求めることについて	1 5
宮路市長提案理由説明	1 5
山口初美さん	1 5
上園総務課長	1 6
日程第 1 4 議案第 4 1 号マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携について	1 6
宮路市長提案理由説明	1 6
小園総務企画部長	1 6
黒田澄子さん	1 7
大園企画課長	1 7
黒田澄子さん	1 8
大園企画課長	1 8
花木千鶴さん	1 8
大園企画課長	1 9
花木千鶴さん	2 0
大園企画課長	2 0
大園企画課長	2 1
花木千鶴さん	2 1
休憩	2 1
大園企画課長	2 1
日程第 1 5 議案第 4 2 号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	2 2
宮路市長提案理由説明	2 2
小園総務企画部長	2 2
坂口洋之君	2 3

宮路市長	2 3
坂口洋之君	2 3
宮路市長	2 3
山口初美さん	2 3
宮路市長	2 3
花木千鶴さん	2 4
宮路市長	2 4
横山副市長	2 4
花木千鶴さん	2 5
宮路市長	2 5
西蘭典子さん	2 6
宮路市長	2 6
黒田澄子さん	2 6
宮路市長	2 7
日程第 1 6 議案第 4 3 号日置市キャンプ村条例の一部改正について	2 7
宮路市長提案理由説明	2 8
小園総務企画部長	2 8
田畑純二君	2 8
熊野日吉支所長	2 8
田畑純二君	2 8
熊野日吉支所長	2 9
成田 浩君	2 9
宮路市長	2 9
成田 浩君	3 0
日程第 1 7 議案第 4 4 号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例及び日置市老人介護手当支給 条例の一部改正について	3 0
宮路市長提案理由説明	3 0
吉丸市民福祉部長	3 0
休 憩	3 3
上園総務課長	3 3
日程第 1 8 議案第 4 5 号平成 2 4 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号）	3 3
日程第 1 9 議案第 4 6 号平成 2 4 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	3 4

日程第 2 0 議案第 4 7 号平成 2 4 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	…	3 4
宮路市長提案理由説明	…	3 4
田畑純二君	…	3 5
大園企画課長	…	3 6
高山地域づくり課長	…	3 6
久保建設課長	…	3 7
漆島政人君	…	3 7
上園総務課長	…	3 8
漆島政人君	…	3 8
上園総務課長	…	3 8
坂口洋之君	…	3 8
宮路市長	…	3 8
西園典子さん	…	3 9
内田教育総務課長	…	3 9
西園典子さん	…	3 9
内田教育総務課長	…	3 9
池満 渉君	…	3 9
宮路市長	…	3 9
池満 渉君	…	4 0
宮路市長	…	4 0
散 会	…	4 1

第 2 号（6 月 1 8 日）（月曜日）

開 議	…	4 6
日程第 1 一般質問	…	4 6
漆島政人君	…	4 6
宮路市長	…	4 6
漆島政人君	…	4 7
宮路市長	…	4 7
漆島政人君	…	4 7
宮路市長	…	4 7
漆島政人君	…	4 7

宮路市長	4 7
漆島政人君	4 7
宮路市長	4 8
漆島政人君	4 8
宮路市長	4 8
漆島政人君	4 9
宮路市長	4 9
漆島政人君	4 9
平田健康保険課長	5 0
漆島政人君	5 0
宮路市長	5 0
漆島政人君	5 0
宮路市長	5 1
漆島政人君	5 1
宮路市長	5 2
漆島政人君	5 2
宮路市長	5 2
漆島政人君	5 2
宮路市長	5 3
漆島政人君	5 3
宮路市長	5 3
漆島政人君	5 3
宮路市長	5 4
漆島政人君	5 4
宮路市長	5 5
池満 渉君	5 5
宮路市長	5 6
休 憩	5 8
池満 渉君	5 8
宮路市長	5 8
池満 渉君	5 8
宮路市長	5 9

	池満 渉君	5 9
休	憩	6 0
	池満 渉君	6 0
	宮路市長	6 0
	池満 渉君	6 0
	宮路市長	6 0
	池満 渉君	6 1
	野崎福祉課長	6 1
	池満 渉君	6 1
	宮路市長	6 2
	池満 渉君	6 2
	山之内吹上支所長	6 2
	池満 渉君	6 3
	山之内吹上支所長	6 3
	池満 渉君	6 3
	瀬川農林水産課長	6 4
	池満 渉君	6 4
	宮路市長	6 4
	池満 渉君	6 5
	大園企画課長	6 5
	池満 渉君	6 6
	宮路市長	6 6
	池満 渉君	6 6
	宮路市長	6 7
	池満 渉君	6 7
	宮路市長	6 7
	池満 渉君	6 8
	宮路市長	6 8
休	憩	6 8
	西菌典子さん	6 8
	宮路市長	6 9
	田代教育長	7 0

西園典子さん	7 1
宮路市長	7 1
西園典子さん	7 1
宮路市長	7 1
西園典子さん	7 1
宮路市長	7 2
西園典子さん	7 2
平田健康保険課長	7 2
西園典子さん	7 2
平田健康保険課長	7 3
西園典子さん	7 3
平田健康保険課長	7 3
西園典子さん	7 3
宮路市長	7 3
西園典子さん	7 3
田代教育長	7 4
西園典子さん	7 4
田代教育長	7 4
西園典子さん	7 4
田代教育長	7 5
西園典子さん	7 5
田代教育長	7 5
西園典子さん	7 5
田代教育長	7 5
西園典子さん	7 5
宮路市長	7 6
西園典子さん	7 6
小園総務企画部長	7 6
西園典子さん	7 6
宮路市長	7 6
西園典子さん	7 7
宮路市長	7 7

	西園典子さん	77
	宮路市長	77
	西園典子さん	78
	宮路市長	78
	梶 康博君	78
	宮路市長	79
休	憩	79
	梶 康博君	80
	宮路市長	80
	梶 康博君	80
	宮路市長	81
	梶 康博君	81
	福留農業委員会事務局長	82
	梶 康博君	82
	宮路市長	82
	梶 康博君	82
	宮路市長	83
	梶 康博君	83
	宮路市長	84
	梶 康博君	84
	宮路市長	84
	梶 康博君	85
休	憩	85
	梶 康博君	85
	宮路市長	85
	梶 康博君	86
	宮路市長	86
散	会	87

第3号（6月19日）（火曜日）

	開 議	92
	日程第 1 一般質問	92

黒田澄子さん	9 2
宮路市長	9 4
田代教育長	9 6
上園選挙管理委員会事務局長	9 6
黒田澄子さん	9 7
平田健康保険課長	9 7
黒田澄子さん	9 7
平田健康保険課長	9 7
黒田澄子さん	9 7
野崎福祉課長	9 8
黒田澄子さん	9 8
野崎福祉課長	9 8
黒田澄子さん	9 8
平田健康保険課長	9 8
黒田澄子さん	9 9
平田健康保険課長	9 9
黒田澄子さん	9 9
田代教育長	9 9
黒田澄子さん	9 9
田代教育長	9 9
黒田澄子さん	1 0 0
田代教育長	1 0 0
黒田澄子さん	1 0 0
田代教育長	1 0 0
黒田澄子さん	1 0 0
内田教育総務課長	1 0 0
黒田澄子さん	1 0 0
内田教育総務課長	1 0 0
黒田澄子さん	1 0 0
田代教育長	1 0 1
黒田澄子さん	1 0 1
田代教育長	1 0 1

黒田澄子さん	1 0 2
田代教育長	1 0 2
黒田澄子さん	1 0 2
田代教育長	1 0 2
黒田澄子さん	1 0 2
田代教育長	1 0 2
黒田澄子さん	1 0 3
田代教育長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
田代教育長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
有村市民生活課長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
有村市民生活課長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 4
宮路市長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
宮路市長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
有村市民生活課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
有村市民生活課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
上園選挙管理委員会事務局長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
高山地域づくり課長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
高山地域づくり課長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
小園総務企画部長	1 0 5
田代教育長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5

	上園選挙管理委員会事務局長	1 0 5
	黒田澄子さん	1 0 6
	上園選挙管理委員会事務局長	1 0 6
	黒田澄子さん	1 0 6
	上園選挙管理委員会事務局長	1 0 6
休	憩	1 0 6
	花木千鶴さん	1 0 6
	宮路市長	1 0 7
	田代教育長	1 0 8
	花木千鶴さん	1 0 9
	今村社会教育課長	1 0 9
	花木千鶴さん	1 0 9
	田代教育長	1 1 0
	花木千鶴さん	1 1 0
	田代教育長	1 1 0
	花木千鶴さん	1 1 1
	田代教育長	1 1 2
	花木千鶴さん	1 1 3
	田代教育長	1 1 3
	花木千鶴さん	1 1 3
	宮路市長	1 1 3
	花木千鶴さん	1 1 4
	田代教育長	1 1 4
	花木千鶴さん	1 1 4
	田代教育長	1 1 5
	花木千鶴さん	1 1 5
	田代教育長	1 1 5
	花木千鶴さん	1 1 5
	田代教育長	1 1 5
	花木千鶴さん	1 1 6
	田代教育長	1 1 6
	花木千鶴さん	1 1 6

	宮路市長	1 1 6
休	憩	1 1 6
	花木千鶴さん	1 1 6
	宮路市長	1 1 6
	花木千鶴さん	1 1 7
	宮路市長	1 1 7
	花木千鶴さん	1 1 7
	宮路市長	1 1 7
	花木千鶴さん	1 1 7
	宮路市長	1 1 7
	花木千鶴さん	1 1 7
	宮路市長	1 1 8
	上園哲生君	1 1 8
	宮路市長	1 1 9
	上園哲生君	1 2 0
	宮路市長	1 2 0
	上園哲生君	1 2 0
	宮路市長	1 2 1
	上園哲生君	1 2 1
	上園総務課長	1 2 1
	上園哲生君	1 2 1
	山之内吹上支所長	1 2 2
	上園哲生君	1 2 2
	宮路市長	1 2 3
	上園哲生君	1 2 3
	宮路市長	1 2 3
	上園哲生君	1 2 4
	山之内吹上支所長	1 2 4
	上園哲生君	1 2 5
	山之内吹上支所長	1 2 5
	上園哲生君	1 2 5
	山之内吹上支所長	1 2 6

	上園哲生君	1 2 6
	宮路市長	1 2 7
	上園哲生君	1 2 7
	横山副市長	1 2 7
	上園哲生君	1 2 8
	宮路市長	1 2 8
休	憩	1 2 8
	出水賢太郎君	1 2 8
	宮路市長	1 2 9
	田代教育長	1 3 0
	出水賢太郎君	1 3 1
	宮路市長	1 3 1
	出水賢太郎君	1 3 1
	宮路市長	1 3 2
	出水賢太郎君	1 3 2
	宮路市長	1 3 2
	出水賢太郎君	1 3 3
	宮路市長	1 3 3
	出水賢太郎君	1 3 4
	宇田上下水道課長	1 3 4
	出水賢太郎君	1 3 4
	宇田上下水道課長	1 3 5
	出水賢太郎君	1 3 5
	宮路市長	1 3 6
	出水賢太郎君	1 3 6
	宇田上下水道課長	1 3 6
	出水賢太郎君	1 3 6
	宮路市長	1 3 6
	出水賢太郎君	1 3 7
	宇田上下水道課長	1 3 7
	出水賢太郎君	1 3 7
	宇田上下水道課長	1 3 7

出水賢太郎君	1 3 7
宮路市長	1 3 8
出水賢太郎君	1 3 8
田代教育長	1 3 8
出水賢太郎君	1 3 8
田代教育長	1 3 9
出水賢太郎君	1 3 9
田代教育長	1 4 0
出水賢太郎君	1 4 0
田代教育長	1 4 0
出水賢太郎君	1 4 0
田代教育長	1 4 1
出水賢太郎君	1 4 1
田代教育長	1 4 1
散 会	1 4 1

第4号（6月20日）（水曜日）

開 議	1 4 6
日程第 1 一般質問	1 4 6
田畑純二君	1 4 6
宮路市長	1 5 0
田畑純二君	1 5 2
宮路市長	1 5 2
田畑純二君	1 5 3
宮路市長	1 5 3
田畑純二君	1 5 3
宮路市長	1 5 3
田畑純二君	1 5 3
宮路市長	1 5 3
田畑純二君	1 5 4
宮路市長	1 5 4
田畑純二君	1 5 4

宮路市長	1 5 4
田畑純二君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
田畑純二君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
田畑純二君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
田畑純二君	1 5 5
宮路市長	1 5 6
田畑純二君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
田畑純二君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
田畑純二君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
田畑純二君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
田畑純二君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
坂口洋之君	1 5 7
宮路市長	1 5 8
田代教育長	1 5 9
休 憩	1 6 0
坂口洋之君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
坂口洋之君	1 6 0
宮路市長	1 6 1
坂口洋之君	1 6 1
宮路市長	1 6 1
坂口洋之君	1 6 1
宮路市長	1 6 2
坂口洋之君	1 6 2
宮路市長	1 6 3
坂口洋之君	1 6 3

宮路市長	1 6 3
坂口洋之君	1 6 3
野崎福祉課長	1 6 4
坂口洋之君	1 6 4
野崎福祉課長	1 6 4
坂口洋之君	1 6 4
野崎福祉課長	1 6 4
坂口洋之君	1 6 4
宮路市長	1 6 4
坂口洋之君	1 6 5
宮路市長	1 6 5
坂口洋之君	1 6 5
宮路市長	1 6 6
坂口洋之君	1 6 6
宮路市長	1 6 6
坂口洋之君	1 6 6
宮路市長	1 6 6
坂口洋之君	1 6 7
田代教育長	1 6 7
坂口洋之君	1 6 7
田代教育長	1 6 7
坂口洋之君	1 6 8
田代教育長	1 6 8
坂口洋之君	1 6 8
田代教育長	1 6 8
坂口洋之君	1 6 8
田代教育長	1 6 9
坂口洋之君	1 6 9
田代教育長	1 6 9
坂口洋之君	1 6 9
坂口洋之君	1 7 0
田代教育長	1 7 0

休 憩	1 7 0
山口初美さん	1 7 0
宮路市長	1 7 2
山口初美さん	1 7 4
平田健康保険課長	1 7 4
山口初美さん	1 7 4
宮路市長	1 7 4
山口初美さん	1 7 4
宮路市長	1 7 5
山口初美さん	1 7 5
宮路市長	1 7 5
山口初美さん	1 7 5
銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	1 7 6
山口初美さん	1 7 6
宮路市長	1 7 6
山口初美さん	1 7 6
宮路市長	1 7 6
山口初美さん	1 7 7
宮路市長	1 7 7
山口初美さん	1 7 8
宮路市長	1 7 8
山口初美さん	1 7 8
上園総務課長	1 7 9
山口初美さん	1 7 9
宮路市長	1 7 9
山口初美さん	1 7 9
宮路市長	1 8 0
散 会	1 8 0

第5号（6月29日）（金曜日）

開 議	1 8 4
日程第1 議案第41号マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携について	

(総務企画常任委員長報告)	184
出水総務企画常任委員長報告	184
山口初美さん	185
大園貴文君	186
坂口洋之君	187
成田 浩君	187
日程第2 議案第45号平成24年度日置市一般会計補正予算(第2号)(各常任委員長報告)	
.....	187
出水総務企画常任委員長報告	188
花木文教厚生常任委員長報告	189
門松産業建設常任委員長報告	191
梶 康博君	194
門松産業建設常任委員長	194
日程第3 議案第46号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(文教	
厚生常任委員長報告)	194
日程第4 議案第47号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)(産	
業建設常任委員長報告)	194
花木文教厚生常任委員長報告	194
門松産業建設常任委員長報告	195
休 憩	196
日程第5 報告第4号専決処分(市営住宅に係る家賃の請求に関する訴えの提起前の和解)の	
報告について	196
宮路市長提案理由説明.....	196
坂口洋之君	196
銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	196
日程第6 決議案第1号川内原子力発電所の安全対策に関する決議	197
佐藤議会運営委員長提案理由説明.....	197
日程第7 意見書案第3号原子力災害における防災対策を重点的に充実すべき範囲(E P Z)	
の拡大及び原子力安全協定締結に関する意見書	198
日程第8 意見書案第4号川内原子力発電所の安全対策に関する意見書	198
佐藤議会運営委員長提案理由説明.....	198
日程第9 議会改革調査特別委員会の設置及び委員の選任について	199

休 憩	1 9 9
日程第 1 0 閉会中の継続審査の申し出について	2 0 0
日程第 1 1 閉会中の継続調査の申し出について	2 0 0
日程第 1 2 議員派遣の件について	2 0 0
日程第 1 3 所管事務調査結果報告について	2 0 0
日程第 1 4 行政視察結果報告について	2 0 0
閉 会	2 0 1
宮路市長	2 0 1

平成24年第2回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
6月 8日	金	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
6月 9日	土	休 会	
6月10日	日	休 会	
6月11日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
6月12日	火	委 員 会	産業建設
6月13日	水	委 員 会	予備日
6月14日	木	休 会	
6月15日	金	休 会	
6月16日	土	休 会	
6月17日	日	休 会	
6月18日	月	本 会 議	一般質問
6月19日	火	本 会 議	一般質問
6月20日	水	本 会 議	一般質問
6月21日	木	休 会	
6月22日	金	休 会	
6月23日	土	休 会	
6月24日	日	休 会	
6月25日	月	休 会	議会運営委員会
6月26日	火	休 会	
6月27日	水	休 会	
6月28日	木	休 会	
6月29日	金	本 会 議	付託事件等審査結果報告

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 2号	平成23年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 3号	平成23年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第 4号	専決処分（市営住宅に係る家賃の請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

- 同意第 1号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 2号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 3号 日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 承認第 1号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分（平成23年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて
- 議案第 41号 マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携について
- 議案第 42号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第 43号 日置市キャンプ村条例の一部改正について
- 議案第 44号 日置市印鑑の登録及び証明に関する条例及び日置市老人介護手当支給条例の一部改正について
- 議案第 45号 平成24年度日置市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 46号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 47号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 決議案第 1号 川内原子力発電所の安全対策に関する決議
- 意見書案第 3号 原子力災害における防災対策を重点的に充実すべき範囲（E P Z）の拡大及び原子力安全協定締結に関する意見書
- 意見書案第 4号 川内原子力発電所の安全対策に関する意見書

第 1 号 (6 月 8 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 2号 平成23年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 6	報告第 3号 平成23年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 7	同意第 1号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第 8	同意第 2号 日置市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 9	同意第 3号 日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第10	承認第 1号 専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第11	承認第 2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第12	承認第 3号 専決処分（平成23年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについて
日程第13	承認第 4号 専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて
日程第14	議案第41号 マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携について
日程第15	議案第42号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第43号 日置市キャンプ村条例の一部改正について
日程第17	議案第44号 日置市印鑑の登録及び証明に関する条例及び日置市老人介護手当支給条例の一部改正について
日程第18	議案第45号 平成24年度日置市一般会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第46号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第47号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

本会議（6月8日）（金曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（松尾公裕君）

ただいまから平成24年第2回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（松尾公裕君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松尾公裕君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、田代吉勝君、大園貴文君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（松尾公裕君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの22日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月29日までの22日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査報告結果）

○議長（松尾公裕君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会の報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査の報告であります。平成23年12月分から平成24年4月分までの例月現金出納検査結果報告を初め、随時監査の結果、公の施設の管理監査結果、財政援助

団体等の監査結果について報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（松尾公裕君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。

これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2月16日から、主な行政執行についてご報告申し上げます。

3月2日、株式会社エフエーとの企業立地協定式を行いました。

次に、3月14日、大和電機株式会社が伊集院町大田に新設する、年間出力105万kWの県内初のメガソーラープラントの起工式が開催されました。

次に、3月17日、公立保育所として56年間運営してきました永吉保育所の民営化に伴う閉所式を行いました。

次に、4月3日、第21回環境自治体会議ひおき会議の第1回実行委員会を開催いたしました。

未来へつなごう自然との共生～白砂青松とウミガメの里吹上浜からの発信～をメインテーマに、平成25年5月30日から6月1日まで3日間の会議を予定しています。

次に、4月17日、しまうまプリントシステム株式会社第2工場増設の起工式が開催されました。

次に、4月19日、パナソニックデバイスオプティカルセミコンダクター株式会社の生産移管に係る合同対策会議、国、県、市、財団法人かごしま産業支援センターの関係機関が参加し、開催しました。

今後も、合同対策会議等を定期的で開催し、

離職者の雇用対策など積極的な支援を続けてまいります。

次に、5月11日、シチズン時計鹿児島株式会社第4工場の竣工式が開催されました。今回の増設により、就業の場の創出、地域経済の浮揚発展への貢献が期待されます。

次に、5月17日、日置市建築協会との大規模災害時における公共建築物の応急対策に関する協定を締結しました。地震や、風水害の自然災害の発生時に、公共建築物を点検し二次災害を防止するとともに、被災状況の調査や早期復旧が可能となります。

5月30日、有限会社セラテック松原との企業立地協定式を行いました。

同じく5月30日、鹿児島銀行との包括的業務協力協定を締結いたしました。協定の締結により、市内で事業展開する企業の経済活動を推進するための協力や、企業誘致、企業育成の協力など地域経済の活性化が期待されます。

以下、5月31日のまでの主要な行政執行につきましては、報告書を提出してごさいますので、お目通しをお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第2号平成23年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

△日程第6 報告第3号平成23年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第5、報告第2号平成23年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第6、報告第3号平成23年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第2号は、平成23年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成23年度日置市繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

平成23年度において、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、繰越明許費により歳出予算の経費を24年度へ繰り越しをいたしました。

その概要については、23年度の国の第4次補正予算による農業体質強化基盤整備促進事業費や市道整備事業、土地区画整理事業などについて、所要の手續を行いました。

一般会計の農林水産業費の農業費で、戦略作物生産拡大関連基盤整備事業6,200万円、農業体質強化基盤整備促進事業7,520万円、土木費の道路橋梁費で、道整備交付金事業2,319万6,000円、活力創出基盤整備事業1億2,494万9,000円、都市計画費で、土地区画整理事業のうち徳重地区で地方特定等1,666万8,000円、湯之元第一地区で交付金等で1億2,440万7,000円、活力創出基盤創造交付金事業4,000万2,000円、特殊地下壕対策事業1,906万1,000円、消防費で防災行政無線費2,150万円を、それぞれ24年度へ繰り越しをいたしました。

次に、報告第3号は、平成23年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

23年度日置市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

資本的支出の建設改良費で、湯之元第一地区土地区画整理事業配水管布設替工事2工区563万8,000円、野下地区配水管布設替工事170万1,000円、吹上中央地区

浄水場改修工事 1,692万円、野首配水池
場内整備舗装・防護さく工事 181万
7,000円の年度内完成が困難となったこ
とによる工期延長により、それぞれ平成
24年度へ繰り越しをいたしました。

以上2件、ご審議をよろしくお願
いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、2件について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第2号及び報告第3号の2件
の報告を終わります。

△日程第7 同意第1号日置市教育委員
会委員の任命につき議会の
同意を求めることについて

○議長（松尾公裕君）

日程第7、同意第1号日置市教育委員会委員
の任命につき議会の同意を求めることにつ
いてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第1号は、日置市教育委員会委員の任
命につき議会の同意を求めることについてで
あります。

現委員が、平成24年6月10日をもって
任期満了となるため、引き続き後任委員とし
て任命したいので、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第4条第1項の規定により
議会の同意を求めるものであります。

内村友治氏の経歴につきましては資料を添
付してありますので、ご審議をよろしくお願
いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、同意1号について質疑を行いま

す。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第
37条第3項の規定により委員会付託を省略
したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、同意第
1は委員会付託を省略することに決定しまし
た。

これから、同意第1号について討論を行
います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本案は
同意することに決定しました。

△日程第8 同意第2号日置市公平委員
会委員の選任につき議会の
同意を求めることについて

○議長（松尾公裕君）

日程第8、同意第2号日置市公平委員会委員
の選任につき議会の同意を求めることにつ
いてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第2号は、日置市公平委員会委員の選
任につき議会の同意を求めることについてで
あります。

現委員が平成24年7月31日をもって任

期満了となるため、引き続き後任委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を求めるものであります。

新倉哲朗氏の経歴につきましては資料を添付してありますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（松尾公裕君）

これから、同意第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第9 同意第3号日置市固定資産
評価員の選任につき議会の
同意を求めることについて

○議長（松尾公裕君）

日程第9、同意第3号日置市固定資産評価

員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第3号は、日置市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

現評価委員の辞任に伴い、後任の評価員として選任したいので、地方自治法第404条第2項の規定により同意を求めるものであります。

鉾之原政実氏の経歴につきましては資料を添付してありますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（松尾公裕君）

これから、同意第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第10 承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第11 承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

○議長（松尾公裕君）

日程第10、承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第11、承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第1号は、専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、緊急を要したため、日置市税条例の一部を改正したものであります。

次に、承認第2号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に交付されたことに伴い、緊急を要したため、日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

以上2件につきましては総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

たします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、まず承認第1号専決処分（日置市税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、別紙により補足説明を申し上げます。

条例第36条の2第1項ただし書き書の改正は、個人住民税の申告について、公的年金だけの所得者は寡婦申告の提出を不要とするものでございます。

条例第54条は、固定資産税の納税義務者等で、家屋の附帯設備に関し、条文の整理を行うものです。

附則第10条の2は新たに条文を追加するもので、第1項は公共下水道の関係で、下水道法のに基づき設置した除外施設の償却資産の条例で定める額を4分の3とし、第2項は日本貨物鉄道株式会社が新たに製造した車両に関し、課税標準の額を5分の3から3分の2に改めるものです。

附則第11条の2は土地価格の課税の特例で、第1項は土地価格の下落修正の適用、第2項はその運用に関する特例を3年延長するものです。

附則第12条は宅地等の課税の特例で、第1項は商業地と住宅用地の固定資産税に関し、前年度課税標準額に基準年度価格の5%を加算した額を固定資産税額とする特例を3年延長するものです。

第2項から第5項までは、前年度課税標準額と基準年度価格の調整を行うものです。

附則第13条は農地の課税の特例で、固定資産税の負担水準の区分及び負担調整の特例をさらに3年延長するものです。

附則第15条は特別土地保有税の課税の特例で、これを3年延長するものです。

附則第21条の2は新たに条文を追加するもので、各号は特定移行一般社団法人等が設置している幼稚園、図書館、博物館に対して

非課税特例を受けるための必要書類を新たに定めたものです。

附則第22条の2第1項及び第2項は、長期・短期譲渡取得の譲渡期限の3年の規定を、東日本大震災により滅失した被災居住用財産の敷地に係る譲渡については7年として4年延長するものです。

附則第23条は東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例措置で、東日本大震災で滅失した家屋について、震災特例法で滅失した翌年以後の残りの期間についても引き続き期間を延長して控除を受けることができること。被災者が住宅を再取得した場合においても重複して控除を受けられる特例を新たに設けたものでございます。

附則としまして、第1条、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。ただし、寡婦申告書提出不要の改正につきましては、平成26年1月1日から施行するものです。

第2条は市民税に関する経過措置で、第1項、寡婦申告提出不要の改正は平成26年度以後の個人市民税から適用するもの。第2項は東日本大震災の関係ですが、平成24年度以後の年度分の個人市民税について適用するものでございます。

第3条は固定資産税に関する経過措置ですが、第1項は別に定めがあるものを除き、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用するもの。

第2項下水道の除外施設の償却資産及び第3項日本貨物鉄道株式会社に関する改正は、平成25年度以後の課税に適用するものでございます。

第4項は宅地等の課税の特例で、商業地は3年延長しますが、住宅用地は基準年度の価格を上回る率を90%に改め、この措置を平成25年度までとすることを表示したものでございます。

第5項は新条例の規定の適用に関し、附則第14条及び附則第15条第1項の読みかえ及び条文の整理でございます。

続きまして、承認第2号、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて、別紙により補足説明を申し上げます。

附則に次の1条を加えるもので、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。

第20条としまして、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合に、その敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から7年後の年末まで4年延長するもので、居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用できるようにするものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○12番（漆島政人君）

承認第1号についてお尋ねいたします。

今回の条例改正は、新設また制度の延長、東日本大震災に関するものがあるわけですが、この改正によって、本市において、即、変更等で問題が生じるような部分はどういった部分があるのか。また、電算処理や事務処理等についてかなり遅い段階でいろいろこういった公布がなされるわけですが、問題がないのか。

それと、あとこの条例整備については、どういった手続でやられるのか。もう、法改正がなされて公布があった段階で、その条例改正のひな形ができてくるのか。それとも、また本市でそれを持ってきたものを新たに整理整頓して条例化していくのか。このプロセス

についてお尋ねいたします。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉦之原政実君）

今回の条例改正に伴う影響としましては、宅地の影響が大きいということでございます。

この宅地につきましては、負担調整の改正によるものとしまして、平成24年度と対比しまして5,500万円の増額となっております。しかしながら、平成24年度が評価がえの年になっておりますので、この評価がえに伴う影響というのが対前年度比で6,400万円の減額ということで、差し引き900万円の減額となっております。

それから、2点目の電算等のシステムの移行等、そういったこの条例改正に伴う対応でございますけれども。

12月の段階で法改正が示されておりますので、それに基づき準備はしてございます。しかしながら、先ほどご質問にありましたように、いわゆる条例の例、これの通知というのが、総務省のほうから3月31日付で来ておりますので、専決としましては、今回それを受けて、この最終的な、いわゆるひな形的なものでございますけれども、3月31日付の専決処分を行ったということでございます。

○12番（漆島政人君）

となると、当然、ほかの自治体もやはり6月議会での専決処分という流れになるわけですか。

それと、もう一つ、私がなぜこういうことを、事務的な処理かれこれをお尋ねするかと申しますと、どうしても、今、人は減っていく。そして、逆に法制関係、権限移譲、そういうのでふえてます。したがって、やっぱし、法制関係についてはかなり忙しいんじゃないかと思うんですけど、3月31日にそういうひな形が来れば、どうしても専決になるわけですけど。その事務処理量に対する人手不足、そういうのについては問題はないという、要はとらえ方でいいのか。そこをお尋ねいたし

ます。

○総務企画部長（小園義徳君）

確かに、今、権限移譲の関係、こういった部分で法制のほうはかなり業務量はふえてまいります。さらに、これから12月議会に向けての条例改正の手続も行ってまいりますところでございますけれども、そういった意味では、業務量は、かなり、法制業務はいつもよりはふえてきているという状況でございます。

しかしながら、現在の体系の中で、これを計画的に、他の職員の情報やいろいろな織り込みながら、これを処理していくということで進めているところでございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（西園典子さん）

承認第1号につきまして、1件だけお尋ねしたいと思います。

第36号の2の第1項ただし書き中で、寡婦控除額を削るという形になっております。これは、寡婦に対しまして控除額年間33万円だったのでしょいか、それを削るということで、確認をとりたいと思います。

それから、そういう方々が市内に何人くらい対象者がおると見込んでいらっしゃるって、税金への影響というものがどのくらいあるかということをお知らせいただけたらと思います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉦之原政実君）

今回の改正に伴う寡婦の規定につきましては、寡婦そのものの税額等の変更ではございませんで、寡婦の方が税額の控除を受けるという場合に、これまでは申告が必要とされていたものを公的年金等だけの収入しかない方につきましては、年金の報告の不要等のはがきで報告をされますけれども、その中で自分が寡婦であるということの報告をすることによって、わざわざ申告をする必要はないですということの今回の改正でございます。

そういったことで、税額的には、この寡婦による影響というのはございません。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号及び承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号及び承認第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

次に、承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本件は

承認することに決定しました。

△日程第12 承認第3号専決処分（平成23年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについて

○議長（松尾公裕君）

日程第12、承認第3号専決処分（平成23年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第3号は、専決処分（平成23年度日置市一般会計補正予算（第10号））につき承認を求めることについてであります。

平成23年度一般会計歳入歳出予算の地方交付税、繰入金及び市債の確定並びに総務費の執行について、緊急を要したため、予算措置をしたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億292万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ243億8,559万円とするものであります。

歳入では、地方交付税で特別交付税や震災復興特別交付税の交付決定により、3億1,366万8,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金を504万円減額計上いたしました。

市債では、総務債の自治コミュニティ・観光周遊バス運行事業債、乗り合いタクシー運行事業債、土木債の市道整備事業債、地方特定道路整備事業債、街路整備事業債、公営住宅建設事業債などの事業費確定により570万円を減額計上いたしました。

歳出では、総務費の財産管理費で、将来の

施設整備の維持補修等の財源として、施設整備基金積立金に3億292万8,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

○12番（漆島政人君）

承認第3号についてお尋ねいたします。

今回、専決で多額の専決がされてるわけですが、予算に関して。この特別交付税、これについて、中身はどういった趣旨のものなのか。そして、事前にそのこれだけのものが後で交付されますちゅう事前のそれなりの説明か何かあったのか。いつの時点で交付決定が来たのか。

あと、もう一点は、震災復興特別交付税、これは科目設定はされてるけど、実績はないわけですが、その実績がなかった理由は何なのか。

それと、あとコミュニティバス、これの増額補正ですが、土木、産業建設部関係については、3月議会で、なかなか国の決定ができてると。議会内に出されるかどうかちゅう、かなりいろいろ議論があったわけですが。でも、結果的に、やっぱり土木関係は細かく整理されて、もうわずかな金額の専決しかないわけですよ。

でも、このコミュニティバスと乗り合いタクシーについては、結構、利用料金の部分での報告がくれたんだと思いますけど、タクシー利用者、タクシー業者、バス事業者から利用収入の報告ができて、結果的にその委託料との相殺が、手続がくれたんじゃないかということは想定するわけですが。実際、そういう状況であったのか。このことについてお尋ねいたします。

○財政管財課長（満留雅彦君）

特別交付税の件でございますけれども。

特別交付税につきましては、日置市自体で力を入れてる事業、それから特殊な事業等を県のほうに申請しまして、その結果が決定としてまいってくるわけでございますけれども。決定の日が3月23日付で決定をしてきております。

それから、また震災復興特別交付税の件でございますけれども。

これは、地方税法の一部改正によりまして、昨年の4月27日に改正されておりますけれども、東日本大震災により滅失または損壊した自動車の代替自動車を取得した部分について、自動車取得税を非課税とするということになっております。それが、該当が本件で2台ございまして、5万1,000円が対象ということでございます。

通常、この自動車取得税交付金を市町村に6割程度交付されるわけでございますけれども、その部分を交付ができなかったということで特別交付税で処置するというところでございまして、これが常時出てくるということではございません。

以上でございます。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

コミュニティバスと乗り合いタクシーの実績につきましては、当初予算あるいは3月補正のときに、前年度見込みをば、コミュニティバスの場合はしてございました。

乗り合いタクシーの場合は、23年度初めて運行したわけですが、実績見込みというのがなかなか確定できなかった状況の中で、今回このような、専決のタイミングとなったような状況でございます。

○12番（漆島政人君）

コミュニティバスと乗り合いタクシー、その利用料金ですか、この入ってきたお金については当然バス会社、タクシー会社が報告するわけですよ。それに基づいて、最終的には、その委託料と相殺すると。その関係にい

って手続がおくれたんだなとは思いますが。この減額された金額から言えば、その利用料金の締めとの関係からすると、かなり結構な期間で締められてるのかなと。だから、バス会社、タクシー会社からの利用料金の報告というのは、何か月スパンぐらいできて、ずっと差し引き調整されていくのか。そこをお尋ねいたします。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

コミュニティバスの精算につきましては、約2カ月ぐらいかかると思っております。

それから、乗り合いタクシーにつきましては、約1カ月ということですが、今回、所管課としましては、過疎債の活用をちょっと軽視していた状況で、このような形になっております。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑終わります。

お諮りします。承認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第3号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△日程第13 承認第4号専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて

○議長（松尾公裕君）

日程第13、承認第4号専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

次に、承認第4号は、専決処分（平成24年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについてであります。

東日本大震災の被災地支援のため職員派遣に要する経費の執行について、緊急を要したため、予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ233億6,138万2,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で財政調整基金繰入金を138万2,000円増額計上いたしました。

歳出では、総務費の災害支援事業費で、職員の派遣に要する経費を138万2,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

○2番（山口初美さん）

被災地を支援するための予算の措置でございしますが、ここでは、その派遣先それから派

遣される人数、それから派遣の期間はいつからいつまでか。それから、その派遣された職員が実際に行う業務の内容について、詳しいご説明をお願いいたします。

○総務課長（上園博文君）

ただいまのご質疑でございますけれども、土木技師でございます。1人の予算でございますけれども。実質、期間は87日間となっております。なお、今回のこの専決処分の形とさしていただきましたのは、5月からの実質は派遣でございまして、この期間に間に合わないという状況から、今回のこの処分をさしていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△日程第14 議案第41号マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携について

○議長（松尾公裕君）

日程第14、議案第41号マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第41号は、マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携についてであります。

昭和58年から続いているマレーシアとの国際交流を踏まえ、友好都市として提携することにより、その友好協力関係をさらに推進するため、日置市議会の議決すべき事件を定める条例第2号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

議案第41号マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携について、別紙により補足説明を申し上げます。

日本国鹿児島県日置市とマレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携協定書としまして、相互に理解を深め友好協力関係を推進するために、協定を締結しようとするものでございます。

内容につきましては、「1、この協定を契機に相互に理解と友好関係の推進に協力する。2、この協定に基づき、文化、教育、環境、経済、観光、スポーツ等の幅広い分野において相互交流を行い、両市の繁栄と発展を促進する。3、この協定書に関して疑義が生じた

場合は、その都度双方が友好的に協議し、解決する。4、この協定書は日本語とマレー語でそれぞれ作成し、相互署名をすることによって効力が発生する」という内容となっております。

これまでの経緯につきましては、次のページの資料にお示ししておりますが、昭和58年からからいも交流による留学生の受け入れから始まり、これまで交流が続き、平成22年には駐日マレーシア大使が日置市を訪問され、友好都市提携を強く希望されました。また、親善団の派遣状況につきましても、第13次まで119人の派遣実績となっております。

ページをめくっていただき、友好親善団の受け入れでは、第8次まで156人のホームステイでの受け入れを行っております。

次に、技術研修生として、平成13年度から平成18年度まで6期にわたり、吹上地域の企業に19人が受け入れられております。

最後に、国際交流員の状況では、平成14年から始まり、現在はワンさんが第3代目として活躍され、平成25年7月までの任期となっております。

スバンジャヤ市の位置、地勢、概況等につきましては、別添説明資料を議案発送にあわせて同封いたしましたのでごらんいただいたものと思っております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（黒田澄子さん）

3点ほどお伺いしたいと思います。

いただいているこれまでの交流の経緯の中で、派遣状況等を見まして、第1次からずっとございますけれども、ジェレブ市のチェノール村というところに当初から7年間、そして平成23年度にもこちらとの派遣がござ

います。そして、サバックベルナム市ドラニ村というところが3年間ございます。そして、今回、友好都市を提携されるスバンジャヤ市というところは、22年度と23年度の2回、最近の交流となっているように書いてございますけれども。

まず、この7年間ジェレブ市さんとは交流があったわけなんですけれども、なぜ、この短い、今回のスバンジャヤ市さんとの提携に至ったのかの経緯。それから、これまでは旧吹上地域を中心にこのからいも交流から発展してきたマレーシアとの交流で、現実、吹上地域の方々との交流が結構主だったものだったと思っております。今回の提携によって全市の交流として行っていられる予定なのか。そこら辺をお伺いいたします。

○企画課長（大園俊昭君）

お答えします。

まず、初めに、平成11年度からチェノール村ということで親善団の派遣を行っているところでございますけれども。これのチェノール村ということで決定いたしました経緯につきましては、アレプスという組織がございまして、そちらのほうがマレーシアのほうでの友好親善団等の受け入れ等行っているところでございますけれども。このチェノール村につきましては、そのアレプスの事務局長さんがいらっしゃったというようなことと、そしてまた日本人学校のホームステイの受け入れ経験があるというようなことから、平成11年度からチェノール村におきまして親善団の受け入れを行っていたということでございます。

そして、また平成18年度からはドラニ村ということで受け入れを行っているところでございますが。平成18年度から新たにまた国際交流の方が交代されまして、その関係等もございまして、このドラニ村のほうに18年度からは親善団の派遣を行うようになったと

いうこととございます。

そして、また平成22年度からはスバンジャヤ市のほうに派遣ということになっておりますけれども、このスバンジャヤ市につきましては、さきに、平成22年度でございましたけれども、マレーシアの駐日大使さんがいらっしゃったというようなこともございました、このスバンジャヤ市のほうに平成22年度からは派遣を行いまして、現在まで続いているというような状況でございます。

そして、また今回友好提携を結ぶということで、全市的な交流になるかということでございますけれども。

現在のところも、親善団の派遣につきましては全市のほうから募集を行いまして派遣を行っておりますので、今後もそういった状況になるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（黒田澄子さん）

今の説明で大まかなことはわかりました。

それで、最後のほうに交流員の状況というところで、初代、2代、3代とございます。現在3代のワンさんが、任期が25年の7月までとなっております。その前の方々はおおよそ3年間で任期が切れておりますが、この交流員の任期については、何か規定じゃないんですけど、そういったものがございませうか。ワンさんは5年になっておられますが、どのような感じで、この交流員の期間を決められるのか。

そして、先ほどのご答弁のほうで、このドラニ村のほうに変わったときは、交流員さんがかわれたということを理由に挙げておられましたので、今回は、提携をされるわけなんですけど、提携をされると、じゃ、逆に言うとスバンジャヤ市以外のところからは余り交流には来られないようになるのかについて、お伺いします。

○企画課長（大園俊昭君）

まず、交流員の期間ということとございますけれども。

交流員の期間につきましては、原則5年間ということとございます。

そして、また今回の協定に基づきまして、スバンジャヤ市以外の方が日置市のほうに来られないかというようなこととございますけれども。

実際、平成22年度あるいは23年度につきましても、こちらといたしましてはスバンジャヤ市とかあるいはほかのクラン市あるいはシャーアラム市、こういったところにもそれぞれ親善団ということでホームステイ等も行っておりますので、こういったつながりがございますので、今後もこういった形での本市との相互の交流というのは続くというふうには考えているところでございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

幾つかお尋ねをいたします。

今、1番議員のほうからも質疑がございましたが、それも伺いながらも思ったんですけれども。

まず、1つは、これまでの国際交流、マレーシアとあるわけですよね。これまでのもので、なぜいけないのか。十分に、ここにあるように、実績としては大変評価されると思いますか、友好的な交流をしてきていて、いいのではないかと思うのですが。なぜ、これまでの交流のあり方ではいけないのかということが、1つあります。

そして、もう一つ、今回の特定市との友好都市提携を結ぶわけですが、1番議員が少し最後の質疑で触れられましたでしょうか。特定の市とだけの関係になってくるのか。そこが強まるのかということでは、はっきりお答えいただきたいんですが。これまでのこ

ういうやり方はこれとして存続をし、新たなこの友好都市提携っていうこと。2つを並行した形でいくことになるのか。そこら辺を明確にお答えいただきたいというのが1点。

もう一つは、今後、この友好都市提携が進むことで、財政的な問題です。どういうことを、一歩踏み込むという形ではどういうことが予測されるのか。今、地方自治体は財政で大変厳しい状況にあります。それで、少しでも財政負担も少なくしていこうということで、こういった友好都市盟約みたいなものについての負担が大きいということがありまして、数多くの都市盟約を結んでいる場合の、その行ったり来たりのこれまでの関係を削ることがなかなかできないということもある中で、新たな協定を結ぶことが財政的にどうなのか。そして、それでかえられない本市のまたメリットというものが財政的にも想定されるのであれば、そこまで含めて、どういうことを考えて今回の提案に至っているのか。もう少し、詳しくご説明いただきたいと思います。

○企画課長（大園俊昭君）

まず、1点目のこれまでの交流でなぜいけないのかということでございますけれども。

これにつきましては、昭和58年から吹上地域の民間のからも交流ということで現在の交流が始まっているところでございますけれども。平成9年8月に吹上町の人材育成事業を活用いたしまして、3人の主婦の方がマレーシアを訪問いたしております。その際に、マレーシア東方政策元留学生同窓会、通称でアレプスと言いますけれども、そちらの会長のほうから吹上町との交流について打診を受けているところでございます。

その打診を受けまして、翌年の10月には当時の吹上町の企画振興課長と地域振興係長がマレーシアとの交流の可能性を探るということから同国を訪問しております。その際にスバンジャヤ市のほうの市役所についても表

敬訪問を行っているところでございます。

また、平成22年度からは、アレプスの紹介によりまして、親善大使派遣事業につきましてはスバンジャヤ市役所の訪問とかあるいは市内の小学校との学校の交流というのも行っているところでございます。

そして、また平成23年7月でございますけれども、アレプスにつきましては、スバンジャヤ市に対しまして本市との友好交流都市提携の案を提示いたしましたところ、本市との提携を強く希望されたということでございます。

このようなことから、大変、これまでの結びつき等をより一層発展させ、そしてまた友好増進と文化交流活動等を通じました国際交流の進展に向けるということと、そして、またことしがマレーシアとの友好交流15周年を迎えるというようなことから、今回友好都市の盟約を締結しようとするものでございます。

それと、もう一つ、2点目でございますけれども、特定市との友好ということでございまして。これについて、存続また新たな交流というのがあるのかどうかということでございますけれども。

現在、考えておりますのは、このマレーシアのスバンジャヤ市につきましては、現在のところも親善団の派遣ということで行っておりますので、こういったのを中心にしながら交流については深めていきたいというふうに考えているところでございます。

あわせまして、また、こちらのほうから友好親善団ということでマレーシアのほうにも訪問をしておりますけれども、その際につきましては、隣接の市なんかにつきましてはホームステイ等行っておりますので、そういったところの交流というのは引き続きあるというふうに考えているところでございます。

それと、また財政的な関係でございます。

本年度につきましては、友好都市の関係もございまして、予算的には414万円ほど予算を計上いたしているところがございますけれども。この内訳の中で、今回の友好都市の盟約の協定に伴うものにつきましてが約255万円ほど予算がございます。これを除きますと、通常の予算の中では約160万円という形になっておりますので、今後は、今のところの考え方といたしましては、親善団等の派遣というのを中心にしながら実施するというところでございますので、現在のこの160万円の事業費を中心にしながら、今後は事業については活動していきたいというふうに考えているところでございます。

そして、またメリットということもございますけれども。

現在、スパンジャヤ市のほうにつきましては、ごみ処理の問題等が行政課題となっているところでございますので、そういった行政課題等につきまして、本市と話し合いをする中でそういった環境の関係等についても含めて自治体での交流を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（花木千鶴さん）

大体のところは、もうお尋ねしたところは答えていただいたと思うんですけども。

ただ、1点は、初年度は経費があったとしても、後年については160万円ぐらいを費用として見ているということですが。相応のことは、これまで、ほかの市、もっと幅広いマレーシアという国との交流を全体的に考えていたその交流と、この特定市とを交流する場合に、この160万円は幅が広がるのか。それとも、マレーシアという全体的に経費として考えていくのか。

これまでの私どもの経験からいきますと、その市政何十周年かには呼ばれるだとか、議長、市長、お互いに行ったり来たりします。

そういった費用も年間には生じてまいりますし、いろいろなことが想定されていくのでしよう。ですから、特定市にはそれだけ行きますが、マレーシア全体という形でのこれまでの交流がどうなるのかということも考えなければなりません。それで、その年間160万円ほどというのはどういうふうな考え方に立っているのかを明確にお答えをいただきたい。

それから、もう一つは、なぜこの市であったのかというところが、本市が都市盟約を結びたいという提案をしたということがございました。それについては、先ほどの説明の中で、その仲介役を務めた団体があるということではありました。その仲介役を務めた、メモを明確にとることができませんでした。ですから、仲介役と言わせていただきますが、そのあっせんをされたところ、どういう組織なのかをちょっとお答えいただけませんか。

○企画課長（大園俊昭君）

まず、160万円の関係でございまして。

本年度予算計上いたしておりますのが、マレーシアの親善大使の派遣に伴うものということでございまして、こちらにつきましては、マレーシア交流促進事業の補助金ということで親善大使派遣旅費の補助ということで22万円掛ける8人分の2分の1の補助ということで行っております。この分が88万円となっております。合わせまして160万円ということでございます。

考え方といたしましては、今、このマレーシア親善派遣大使を中心にいたしまして、相互交流ということになりますと、やはり市のほうからの訪問というのも出てくるわけでございますけれども。その際は、このマレーシア親善派遣大使に、一緒に行くと、同行するというような形で、予算のほうについても節約をさせていただきたいというふうに考えてい

るところでございます。

それと、先ほどございました仲介する団体ということでございますけれども。

こちらにつきましては、マレーシアのほうにある団体ということでございます。（発言する者あり）はい。

○議長（松尾公裕君）

ゆっくり言ってください。

○企画課長（大園俊昭君）

もう一つの、その団体の件でございますけれども、アレプスとっておきまして、東方政策元留学生同窓会という組織でございます。この東方政策元留学生といいますのは、東方政策ということで、1981年になりますけれども、当時のマハテル首相が提唱した構想ということでございまして、日本及び韓国の成功と発展の秘訣が国民の労働倫理、学習・勤労意欲、こういったのにあるということから、日本に学ぼうということで、マレーシアの若い人たちを国費で日本のほうに留学をさせたというようなこととなっております。こちらのほうに、日本のほうからマレーシアのほうに帰ってこられた段階でこういった元同窓会というような組織をつくりまして、例えば日置市におきます親善団の受け入れとかホームステイ、こういったなんかについても、ボランティアのほうで活動をいたしているような団体ということでございます。

以上でございます。

○8番（花木千鶴さん）

今、そのアレプスというんですか、間違いないですか、アレプスですか。

それで、今後、交流をしていくときには、ここを通りながらしていくということになるのか。そこを一つ教えていただけませんか。この設立に至った経緯、役割はわかりましたが、今後やりとりしていくときに、やはりここを仲介していくのかどうかというのが、1つ。

もう一つは、160万円っていうことで確認をさせていただきますが、この160万円は親善団のみの一応の計算ですよ。それ以外のものは160万円には入っていないと。親善使節団が160万円であると。それ以外の交流があった場合には、また上積みされるわけですね。その2点確認をさせてください。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩をします。次の会議を11時15分とします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

○企画課長（大園俊昭君）

まず、1点目のアレプスとスバンジャヤ市との関係でございますけれども。

先ほど申しあげました東方政策ということで、そちらのほうから希望された方につきましては、アレプスという組織をつくっているところがございますけれども。こういった方につきましては、日本に留学した方、こういった形につきましては、すべてこのアレプスのほうに所属をいたしているところがございます。

そして、日置市に置かしましては、先ほどの友好協定を結ぶ段階で、技術的な提携というものもございますので、そういった技術的な提携関係につきましては、アレプスとかあるいはスバンジャヤ市双方を通じての交流というのを考えているところがございます。

そして、また子供たちにつきましては、マレーシアの親善大使の派遣ということで行っておりますが。こちらにつきましては、資料のこれまでの交流の経緯の中に、マレーシア・吹上町友好協会というのが平成14年に設立されておりますので、こういったマレーシア・吹上町友好協会等を通じまして交流を

深めていくということで、それぞれ双方とい
いますか、アレプス、スパンジャヤ市、そし
てまたマレーシア・吹上町友好協会こういっ
たのを通じながら、交流については深めてい
きたいというふうに考えているところでござ
います。

そして、また予算の関係でございますが、
160万円につきましては、あくまでも通常
の親善大使派遣事業に伴う分の旅費というこ
とでございますので。例えば、これに付随い
たしまして、市長あるいは議長等がスパンジ
ャヤ市のほうに訪問するということになりま
すと、その分については別途予算のほうは計
上するというところで考えているところでござ
います。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第
41号は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第15 議案第42号日置市長等
の給与の特例に関する条
例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第15、議案第42号日置市長等の給
与の特例に関する条例の一部改正についてを
議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第42号は、日置市長等の給与の特例
に関する条例の一部改正についてであります。

職員の公金着服という不祥事により、市民
の信頼を損ない、迷惑をかけたことを深くお
わびするとともに、特別職としての監督責任

を重く受けとめ、みずからを処するため、給
料を減額することについて、条例の一部を改
正したいので、地方自治法第96条第1項第
1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明さ
せますので、ご審議をよろしくお願いいたし
ます。

○総務企画部長（小園義徳君）

議案第42号日置市長等の給与の特例に関
する条例の一部改正について、別紙により補
足説明を申し上げます。

本件につきましては、附則に次の2項を加
えるもので、第5項として、平成24年7月
1日から同年9月30日までの間における日
置市長の給料の額は、第1条第1項の規定に
かかわらず、日置市長等給与条例第2条第
1項に定める額に100分の55を乗じた額
とするものでございます。

これまで日置市長の給料につきましては
100分の15を減じておりましたが、7月
から9月までの3カ月間、100分の30を
さらに減じようとするものでございます。し
たがって、7月から9月までの3カ月間は給
料の100分の55を支給するものでござい
ます。

次に、第6項として、平成24年7月1日
から同年9月30日までの間における副市長
の給料の額は、第1条第2項の規定にかかわ
らず、日置市長の給料条例第2条第1項に定
める額に100分の70を乗じた額にするも
のでございます。

これまで副市長の給料につきましては
100分の10を減じておりましたが、今回
7月から9月までの3カ月間100分の
20をさらに減じようとするもので、したが
って、7月から9月までの3カ月間は給料の
100分の70を支給するものでございます。

今回減額する額ですが、市長の給料月額
の100分の45に当たる減額は38万

7,900円、この3カ月分で116万3,700円。副市長の給料月額100分の30に当たる減額は19万7,100円、この3カ月分で59万1,300円となり、合わせますと175万5,000円の減額となります。

ちなみに、不祥事に伴う減額としましては、市長が100分の30、副市長が100分の20を減額することになりますので、市長が月額25万8,600円、副市長が月額13万1,400円減額することになります。この3カ月分合わせて117万円となります。

附則としまして、この条例は平成24年7月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○7番（坂口洋之君）

2点、お尋ねをいたします。

今回の7月から3カ月間、市長自身が45%のカット、副市長が30%のカットということなんですけれども、このカット率についての市長の考えをお尋ねいたします。

もう一点は、今回の事件は、日置市になりまして3回目です。当然、この提案に対して、これまで市民の皆さんからさまざまなご意見、ご批判等を受けてると思いますけれども、そのことについてどういったご意見があったのか、市長自身の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回、このような事件の中で、最高の監督責任者として、私の今講ずるべきことというのはこの給与の減額ということで、今まで15%でございましたけど、30%を上乗せをさせていただきたい。このことについては、前回の不祥事の場合につきましても30%と

いう上乗せをさせていただき、3カ月間ということでございました。

ご指摘のとおり、市民の皆様方から今回の不祥事におきますことにつきまして、いろいろなご意見をいただきました。特に、私どももこういうことが起こらないような態勢でやったわけでございますけど、まだまだ不十分であったということでございまして。また、この再発防止という部分の中におきまして、部長を含め、課長また係長そういう形の役職がある者につきまして、また厳重に注意しながら、こういうことが起こらないよう再発防止に努めていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

最初の質問で、市民の皆さんから今回の事件に対してどういったご指摘があったかという質疑をしたと思いますけど、その答弁が返ってきておりませんので、再度質問いたします。

○市長（宮路高光君）

こういうことをなぜ未然に防げなかったのか。やはり、そういう部分の道徳的な今までの教育の指導が悪かったと、そういうことのご指摘もいただきました。

こうことを含めて、今後、やはり職員の教育、そういうものを、人間のモラル、こういうものをきちっと指導していかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（山口初美さん）

市長もこの不祥事重く受けとめられているということはよくわかるんですが、この3カ月とされた根拠といいますか、その点についてご説明をお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

根拠という、その30%も根拠というのはございません。もう、道義的にこのことにつ

いてはさしていただいたというふうに理解してほしいと思います。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

この件についてはこれまで2度もあったわけで、そのたびに私も質疑もしてまいりました。今回のこの形は監督責任の形にあらわすところだと思いますが、それはそれとして、その数字のことについて今答弁あったとおりでと思いますけれども。

ただ、市民も、いろいろ、何で未然に防げなかったのかというあたりです。これまで2回の懲戒免職事件を受けて、二度と起きないようにやって、きちっと指導をしていく。同じ言葉をこの議場の中で伺っています。厳重に注意するという言葉も。

問題は、この間に、もうしばらくたっているわけですので、きょうという日に至るまでの間に組織の中ではどのようなことが検証されてきたのか。やはり、未然に防げなかったのかという市民の声の中には、もう、何というんですか、組織がどうなっているのかとか、いろんな思いが込められていると思います。それを受けて、やっぱり行政組織はきちんとこたえるだけのものを持ってないといけないし、打ち出してこないといけないだろうと思うんです。同じ言葉で繰り返してはなりません。

そこで、この間に、市長を初め、今回は副市長の責任もあるわけです。ぜひ、私は、副市長にも同じこうやった形で責任をとるのであれば副市長にも責任があったと、監督責任はあるという意味でここには述べられていると思いますので。この機会であればそのことを答える場はないだろうと思いますので、ぜひ、副市長としての監督責任をどのようにとられておられるのかもお答えいただきたい。

それと、部長ないしは市長に、これまでの

ことを踏まえて、今後に向けてどのような、結論は出ていなくてもいいです。ただ、どのようなことを協議して対処していく姿勢をとっておられるのか。そこを答弁いただけませんか。

○市長（宮路高光君）

今回の事件を踏まえまして、何が原因であったのか、この究明も調査もさしていただきました。

特に、この今回の究明の中におきまして、通帳と印鑑の保持の問題におきまして、それぞれ担当が通帳を持ち、課長が印鑑を持っておったと。そういうことにおきまして、特に今回の場合につきましては、机の引き出しにただ印鑑だけを入れておったのを本人が自分で勝手にその印鑑をついたということでございましたので。特に、この印鑑の管理ということで、机の中であっても保管庫といいますか、これを通帳と別に保管庫をそこに設置し、ほかの方があけられない形に、課長でなけりやあけられない、そういう仕組みを、全約80ぐらいございますので、この保管庫を全部設置するよう指示もいたしました。

また、検査にしても、部長が月に1回しますけれども、これは担当課長もきちっとそれぞれするような指示をもう一回し、そういう再発につきまして、今回の検証の中でこれだけのまた形をさしていただきましたけど。このことにつきまして、またそれぞれ職員の皆様方にこういうことが起こらない形を、やはりまた私どももこの残った検証の中で、そこは手ぬるい部分があったので、ここあたりを徹底していきたいというふうに思っております。

○副市長（横山宏志君）

今回の件につきましては3回目というようなことでもございまして、副市長としての監督責任ということにつきましては、非常に申しわけないということを感じております。こ

の場をお借りいたしまして、議員の皆様方にもそのところを謝罪をいたしたいというふうに思います。力不足であったということを痛感をいたしております。

対策等につきましては、今、市長が具体的に申されたような形をとるということで、再発防止委員会というような形ですぐ開催をいたしまして、その対応策等を考えてやっております。

とにかく、前回の反省の中で、部長が月に1回監査をするという形の中で、事前に課長がその監査をやはりしているというようなものというふうにとらえていたところがございまして、庁内での月1回での部長監査という実態を調べましたところ、そこが徹底をしていなかったと。前回、取り扱いをそういう形ですけれども、課長も監査が抜けてるというような部局もあったと、課もあったというようなこと等が、今回の事態をまた巻き起こしたなということございまして。その点につきましては、部長とそれから私の周知徹底がそれぞれ部課長等で足りなかったというようなことで考えております。

今回は、さきに申されました、市長が言われましたそういう点に加えて、きちんと月1回の監査の事前監査といいますか、それはまた課長は課長できちんとやった後に、また部長は部長で見るという形をとっていききたいということは、指示をしております。

また、そのほか、通帳等それから印鑑の管理ということは、会計管理者等でもう一括管理をさせるというようなこと等の案も出ましたけれども、それらにつきましては、事務の取り扱いというものをもう少し検討していかないと、なかなか実施に至ったときにもいろいろなことがあるということで、それはまた今後の研究の課題ということで。当面につきましては、今申し上げたようなところの対策

をとるということでさせていただいたところでございます。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

大体のところはお答えいただいたと思います。

もう、質疑はこれまでにしようと思うんですが。

これまでの中で、いろいろ、この場でもそうでしたが、決算委員会の中でも幾らか管理に関する意見が出てたと思います、議会の中から。

例えば、通帳管理の場合はそうですが、日報の管理、そしてその日にどのような業務を行ったとか、そういったものの管理がきちっとできていないという指摘もあったことがありました。

ですので、こういったことも、お金の出し入れがその日にどれぐらいあったのかということ。行政は直接的にお金を動かすことはそうそう行政全体の流れではありませんが、こういった外郭団体の通帳を預かってる場合に直接現金を動かしているんだと思います。それで、そういったものの管理について、今副市長があったような形で今後やっていかれるんだとは思いますが。もう少し、今後検討していくときに、その日にだれが幾らお金を出して、通帳はどうなっているということが、その日のうちにしなければ、1カ月スパンぐらいではなかなか時間があることですので、一日一日、会計のことについてはきちっと処理をするというような態勢をとる必要があるのではないかと私は思うわけですが。

今後、再発防止委員会でこの件については対策を講じていくということでしょうか。そこをお答えいただいて、私の質疑は終わります。

○市長（宮路高光君）

特に、この団体には、会長、会計、別途に

いらっしゃいます。私ども所管する中の公金の中であれば、ある程度市長のほうにもいろいろと報告来ますけど、さきも言いましたように再発防止委員会の中におき、また地元そういう団体の皆様方とも、十分このことにはそれぞれ協議をしていかなきゃならないというふうに思っておりますので。それぞれ80幾つあろうそれぞれの団体の皆様方が、全部担当を決めてしていただくことが一番ベターだと。市の職員がこういうお金を扱うことは、便宜上、またそれぞれの団体の皆様方がスムーズに行く、そういう形の中でやっておるといこともご理解をしていただき、ご指摘のございましたことについて、また再発防止委員会の中で十分検討さしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（西菌典子さん）

1点だけ、お尋ねしたいと思えます。

今さっき、ずっとお聞きしておりますと、再発防止またいろいろな反省を含めたお気持ちをお聞きすることができました。私は、この件に関しまして、やはり市役所としての職務っていう意味での件と、1人の職員がどうであったかという目でも見たりしております。1人の職員がたった60万円ぐらいの金額で人生をふいにしてしまったという大きなことに関しまして、やはりそういうようなことにならないようにという日ごろからの、やはり仕事をきちっとすることと、またこの職務に対してのやはり誇りと責任を持ってちゃんと意欲を持って働けるような上からの気持ち、また育てるあり方っていうものがあつたら、こういうことも防ぐことができたのではなかろうかという思いが、私は、たった60万円っていうことを考えれば、非常に悲しい思いがします。

そういうことに関しまして、先ほどからのお答えをお聞きしておりますと、ちょっと、やはり何か不十分な気がいたしますが。やはり、もっとそういうふうな500人ぐらいのこの職員が本当にこの日置市を支えていく、ほんとに一人一人が支えていく、それを市長また副市長、またそれぞれの幹部の皆様方も、また全職員も一緒になって、やはりそういう誇りでもって、こういうようなことが、ほんとに1人の人生、今まで何人かの人生をふいにしてしまったと、私は非常に悲しい思いがしますが。そういうことがもう二度とないよという思いを、どういうふうにしたいという気持ちがあるのかどうなのか。そこ辺をお答えをいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

ほんとに残念な出来事であったというふうが一番思っております。それぞれ、いろいろとこういうことを裏切られてしまって。

ご指摘のとおり、私どものほうの監督不行き届きの中で指導ができなかったということも残念でございますけども。やはり、ある程度のもう大人でございます。やはり、大人の中におきまして、そういう何をしていいこと、悪いこと、そういう常識的なものがきちっとしていなければ、市民のためにもならないというふうに私考えております。

今後、やはり、ご指摘のございましたとおり、いろんな中で、本人にとっても悲しいことだったかもしれませんが、私ども日置市にとっても大変悲しい一つの出来事であったということを深く反省をしながら、今後、いろいろと指導をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（黒田澄子さん）

1点だけお伺いします。

今回は、3回目だったということで、もう

4度目はないという決意でおられると思います。それで、従来の部長のほうの月1回の監査、この後にどなたかがそれをまたチェックするというのが、今まであったのでしょうか。

私が今回の話を聞いて一番危惧するのは、非常に厳しいセキュリティーを引いたり、今回も印鑑を入れる保管庫もつくったり、多分かぎもついたものを準備されても、例えば、本当に、そこが、かぎがかけ忘れはなかったとか、今回のこともきちんと報告があったり、通帳と見合わせたものとかが1カ月、1カ月であれば35回もこうということはなかっただろうと推察するものですから。幾らセキュリティーを引いたとしても、それを最終的にチェックをする機構がないと、また何か同じことが起こり得るのじゃないかというふうに心配をするものですから。

1点目は、今までの部長の監査をさらにどなたかが見てチェックをされる場所があったのか。今後、そういったことももちろん防止委員会で話をされると思うんですけども、その点について1点だけお伺いします。

○市長（宮路高光君）

さきもちよっと申し上げましたとおり、ここには外部団体ということで会長さんもおる、監事もおる、監査をする。それは年1回、中間、そういう部分の38の団体でございます。私ども、市の公金の中である中においては私どももそういうふうにはできるというふうに思っておりますので、ここあたりのチェック体制というのを、またその外部団体の皆様方も十分協議をしながら、今後のあり方というのをしていかなければ、私どもも最善の中でそれぞれチェック体制というのをやっていますが、これをくぐり抜けてまた起こる可能性ということはないことはありません。

そういうことでございますので、ここあたりはこの外部団体とも十分協議をしていかなければ、私ども市だけの問題じゃないという

ふうに思っておりますので。ここあたりをさきも申し上げましたとおり、外部団体の人とどうできるか、また再発防止委員会の中で協議をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第42号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第43号日置市キャンプ村条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第16、議案第43号日置市キャンプ村条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第43号は、日置市キャンプ村条例の一部改正についてであります。

日置市天神ケ尾キャンプ村を廃止することに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

議案第43号日置市キャンプ村条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

第2条の表中、日置市天神ケ尾キャンプ村の項を削るものでございます。天神ケ尾キャンプ村につきましては、平成15年に閉鎖して現在に至っておりますが、鹿児島森林管理署から返還の指摘を受け、市としましても施設の管理、防犯対策の面からも立入禁止等の措置をとり、返還することで協議を進めてまいりました。今回、施設内建物の撤去及び原形復旧等の協議が整いましたので、日置市天神ケ尾キャンプ村を廃止するというものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（田畑純二君）

今、この件につきましては部長から説明があったんですけど。ちょっと、確認の意味も含めて、いずれ国のほうに返還するというところで、今手続をされておるんですけど。

あそこのほうには、管理舎とか緊急救護施設とか炊飯棟とかトイレとかそういうのが残ってるんです。だから、近々、そういうのを撤収されて国に返還されるというのは前の質疑でもお聞きしましたが、その予定されてる

んですが、大体時期をどのぐらいにされておるか。再考の意味も含めて、ちょっともう一回お示してください。

○日吉支所長（熊野一秋君）

今後の、国の出先機関であります鹿児島森林管理署に対しての関係ですけれども、一応、管理署のほうとは協議を済ませているところであります。

今後の進め方としましては、一応、本年度中に管理署のほうと現地で協議を済ませた後、建物、この建物が10施設あります。それから、九電から引き込みました電柱、これが13本程度、そして水道の管の布設、こういったものも含めてすべて撤去をいたしまして、そして整地をした後にクロマツを植栽して、国のいわゆる森林管理署の検査を受けるということになります。

あと、管理署のほうとしましては、クロマツが完全に植栽した後、活着をして、そして生育するかどうかというのを確認する意味で、2年間、その後協定を締結いたしたいと。そして、その状況を確認した上で返還をしてやるという。そういったことで現在受けているところでございます。

以上でございます。

○14番（田畑純二君）

これについて、今支所長のほうから説明があったんですけど、ちょっと住民の皆さんからの要望がありますんで、あえて、この場で、今後検討していただきたいという意味で申し上げます。

あそこのほうに、今、天神ケ尾の入り口のほうに駐車場があるんですけど。あの駐車場を今あそこら辺に来る人、散歩あるいは海を見に来る人、鹿児島市から来る人が結構利用してるんです。だから、あの駐車場は何らかの形で残していただきたい。あるいは、残さなくても、何か、車が、キャンプ場の入り口のようにとまるような状況をつくっていただ

きたいという住民の皆様の要望がございますが。あえて、この場で検討方、要請をしときます。

○日吉支所長（熊野一秋君）

駐車場の件ですけれども、先ほどご説明した内容については、施設のみの撤去そして返還ということでございます。これにつきましては、管理署のほうと協議を済ましているところですが、駐車場の関係につきましては、今、議員がおっしゃるような利活用関係もありますので、引き続き借用していくということで森林管理署のほうとは協議を済ませているところでございます。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○20番（成田 浩君）

今、あの施設は、日置市のキャンプ場条例の中では、吹上のキャンプ場と日吉地域のキャンプ場、天神ケ尾が2カ所あります。その中の1カ所を今回廃止せざるを得ないような形の条例改正ということになっておりますが、ここは、昔の営林署、国の管理する浜辺を日吉町時代に6町歩ほど借り受けて、それまで貸してくれないのをどうにか貸してくれということで約束をして、キャンプ場を経営をやってきたいわれがあるところであります。

そのような形で、今2町歩ぐらいしかこの中に入っていないということですが、土地を取得する話もありました。ですから、そこを、もしよかったら土地を取得して、自転車道路がその先まで来てますから、その休憩の基地としていろんな形で今後利用ができるんじゃないかなど。

かねて、市長は、交流人口の増加を目指していろいろやろうという話でやっておりますので、その辺の考え方を持って、買い取りとかいうような考え方もあるんじゃないのかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、こういう最初の趣旨と違う方法については、遊泳禁止になってしまって、この活用というものがその当時と大変変わってきたと。それぞれ、いろんな中におきまして、あの地域大変にぎわうと。吹上のキャンプ村、また日吉の天神ケ尾、本当に多くの皆様に来てあそこにいろいろと泳いでおったけど、この遊泳禁止という一つの方策がなって、このように利用者がなくなったというのは事実でございます。

今、ご指摘ございましたとおり、管理署の払い下げという部分もあるかというふうに思っておりますけど、まだ吹上のほうもこの買ってあるところの跡地の利用ということも、まだいろいろと大変難しい部分がございます。

おっしゃいますとおり、自転車道、そういう活用という分はようわかるんですけど、今の私ども市政の中で、あそこを買って活用とする、そういうほんとにすばらしいビジョンというものもないということでございますので。とりあえず今回のこの条例につきましては、原形復帰をさして、一応お返しをすると、そういう部分で今回の廃止条例になったという経緯でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

○20番（成田 浩君）

この議案第43号について、反対の立場で討論を述べます。

日吉地域の住民が長いこと利用してきた懐かしの天神ケ尾を、ふるさと創生資金もこれまで、その時代、たっぷりと注ぎ込んで、いい施設をつくってきました。時代の流れで利用者が少なくはなってきましたが、歴史のある場所で変わりはありません。

昭和27年に日置天神ケ尾を、吉利吹上浜海岸にキャンプ村が開設されて以来、多くの町民、市民、県民に親しまれてきたものでございます。その後大相撲の開催あるいはサンドジョギング大会と貝掘り大会、畜産品評会の会場そしてキャンプ場と、一時は多くの人たちであふれるにぎわいがあった場所でもあります。

平成12年にキャンプ村の運営がうまくいかなくなって休村になりました。休村になってから開かれることもなく、鎖で入れないキャンプ場が荒れております。再生にお金がかかるのはわかりますが、夏になると県内のキャンプ場案内のところに、いまだに天神ケ尾と近年まで書いてあり、紹介されてきました。

そんな名のある場所でございます。アウトドア志向で健康づくりの場所として、また自転車道路の利用者の休憩場所など、今後の利用を思うと、私はこのまま残して行って再生を願う気持ちがあり、日置市のキャンプ村条例から天神ケ尾キャンプ村を削除することに反対をいたします。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によ

って行います。

議案第43号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第44号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例及び日置市老人介護手当支給条例の一部改正について

○議長（松尾公裕君）

日程第17、議案第44号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例及び日置市老人介護手当支給条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第44号は、日置市印鑑の登録及び証明に関する条例及び日置市老人介護手当支給条例の一部改正についてであります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律および出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条例に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため条例の一部を改正したので、自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、議案第44号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例及び日置市老人介護手

当支給条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

まず、平成21年7月8日に第171国会において、新たな在留制度が導入され、外国人登録法を廃止すべく、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律が可決され、同月15日に公布されております。これに対応する形で、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、住民基本台帳法を改正する法律が、同じく21年7月8日に可決されており、これに伴い日置市印鑑の登録及び証明に関する条例及び日置市老人介護手当支給条例の一部を改正を行うものでございます。所要の改正と、それとあわせて条文の整理を図るものでございます。

それでは、別紙により説明をいたします。

まず、最初に、日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

まず、第2条でございます。第2条では、第1項第2号の「外国人登録法に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者」を削り、第1項、「印鑑の登録を受けることができる者は日置市住民基本台帳に記載されている者とする」という改正でございます。この第1項第2号は削除されますが、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える住民基本台帳法の一部改正がされており、これまで同様の印鑑の登録を受けることができるものでございます。

今回の一部改正により、現在印鑑登録をされている外国人住民の切りかえ手続は不要でございます。また、引き続き、今までと同様のサービスが受けられる考え方でございます。

なお、現在、外国人登録者が94名で、そのうち印鑑登録をされてる方が22名となっております。

第5条の関係では、第2条第1号を「住民

基本台帳法に登録されている氏名、氏、名、もしくは通称または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたものであらわしていないもの」と改めるものでございます。

第5条の関係で、第5条第2項第2号と第6号9の条文を整理を行いまして、同条に次の1項を加えるものでございます。

第3項といたしまして、「市長が前項第1号及び第2号の規定にかかわらず外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受けようとする場合には、印鑑登録を登録させることができる」。これを3項として追加するものでございます。ここの部分につきましては、住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録ができる内容のものでございます。

第6条の関係では、第1項第3号を「氏名」に改め、第6条第1項に第7号といたしまして、外国人住民の非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に登録されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記を加えるものでございます。これについては、印鑑登録事項に該当する氏名の片仮名表記が追加される内容のものでございます。

第10条の関係につきましては、登録証を亡失した場合に書面により届けなければならない。その書面については、第3条第2項及び第4条の規定を準用する場合の読みかえ規定になるものでございます。

第13条の関係でございます。第13条では、第1項第1号第10条の規定により、登録証の亡失の届け出があったとき、それと第2号につきましては、第2号11条の規定に

より、印鑑登録の廃止申請があったときに改める条文整備のものでございます。

13条第1項第5号「氏名、氏または名の変更があったとき」に改め、第13条第1項中第6号を、第7号とし、第5号の次に次の1項を加える。

第6号といたしまして、外国人住民であるものが法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき、これにつきましては、中・長期在留者、それと特別永住者などの外国人住民が該当しなくなった場合の登録の抹消について定めるものでございます。

16条を削り、第17条を16条とし、18条から20条までも1条ずつ繰り上げるものでございます。

以上が、印鑑登録の関係の説明でございます。

続きまして、日置市老人介護手当支給条例の一部改正でございます。

これについても、住民基本台帳法の一部が改正され、外国人登録制度が廃止となり、外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わることとなっております。このことから、日置市老人介護手当支給条例の支給の要件に外国人登録の規定を設けておりましたが、外国人登録を廃止するものでございます。

今回の改正により手当の支給金額また支給申請、これなどについては市民の手間、それとかまた影響など、何ら影響はございません。

なお、現在、23年度実績で延べ162件で対象になっておりますけれども、外国人国籍の方はいらっしゃいません。

また、条文整理といたしまして、老人という名称の抵抗感があり、これはクラブ加入率の低下の一因ともなっていることから、「老人」という名称を「高齢者」と変更するものでございます。

内容につきましては、まず題名を「日置市老人介護手当支給条例」を「日置市高齢者介

護手当支給条例」に改めるものでございます。

第1条につきましては、ひらがなの「ねたきり」を漢字の「寝たきり」へ、「老人介護手当」を「高齢者介護手当」への条文整理でございます。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条といたしまして、この条例において寝たきり高齢者とは、現に日置市住民基本台帳に引き続き三月以上記録されている者のうち、住宅に在宅において引き続き三月以上常時ほかの者の介護を必要とする状態にある65歳以上の介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護4以上に相当する者を言う。

2項につきましては、この条例において介護者とは、現に日置市住民基本台帳に引き続き三月以上記録されている者で、寝たきり高齢者と生計を一にし、かつ当該寝たきり高齢者を現に介護している者を言う。

いずれも条文整理として入れてございます。

第3条では、外国人登録法の規定を定めているものを削除し、新たにこの条文で支給対象者として、「手当の支給を受けることができる者は、寝たきり高齢者を引き続き三月以上介護している介護者とする」と定め、これも条文整理をやるものでございます。

7条の関係では権利の譲渡等の禁止を定め、8条を削除し、9条の見出しを「受給権の消滅」に改めるものでございます。

また、9条を8条とし、9条として、支給決定の取り消し等で、「市長が、受給者が寝たきり高齢者の介護に怠ったとき、または居座りその他不正手段により手当の支給を受けたと認めるときは、附則で定めるところにより手当の支給決定を取り消し、支給を停止し、または既に支給した手当の全部もしくは一部の返還を命ずることがある」と定めております。

第10条の譲渡または担保の禁止を削除し、

第11条委任を第10条とするものでございます。

附則といたしまして、執行期日、この条例は平成24年7月9日から施行する。2といたしまして、条例の施行日の前日において改正前の規定により印鑑の登録を受けていた者であって、施行日に改正後の規定により該当しない印鑑の登録については、職権で印鑑の登録を抹消するものと定める。この場合において、速やかにその旨を通知しなければならない。3といたしまして、外国人登録者であって施行日において住民票が作成されている者について、印鑑登録原票に登録すべき事項に変更が生じたときは、施行日において職権で当該印鑑登録原票を修正するものとする。4につきましては、平成24年4月1日から施行日の前日までの間に申請し支給を受けてきた老人介護手当は、施行日以後においても支給を申請及び決定した高齢者介護手当とみなすものでございます。

以上が、日置市印鑑登録の証明及び老人介護手当支給一部改正の補足説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時05分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどの答弁で、答弁の補足がありますので、これを許可します。

○総務課長（上園博文君）

先ほどの日程第13の平成24年度の専決予算の中で、山口議員からご質疑がございましたけれども、その中で若干の答弁漏れがございましたので、改めて補足して説明させていただきます。

派遣期間でございますけれども、5月1日から来年、平成25年3月31日までの予定でございます。業務の内容につきましては、市道、河川復旧業務、農地用排水路復旧業務等でございますが、派遣人員は1人でございますけれども、専決の内容では1人分の予算を計上しておりますが、トータル4人で、残りの3名分はこれからご提案申し上げます一般会計の補正予算で今回提案させていただきます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

これから、議案第44号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第45号平成24年度

日置市一般会計補正予算
(第2号)

△日程第19 議案第46号平成24年度
日置市国民健康保険特別会
計補正予算(第1号)

△日程第20 議案第47号平成24年度
日置市公共下水道事業特別
会計補正予算(第1号)

○議長(松尾公裕君)

日程第18、議案第45号平成24年度日置市一般会計補正予算(第2号)から日程第20、議案第47号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)までの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

[市長宮路高光君登壇]

○市長(宮路高光君)

議案第45号は、平成24年度日置市一般会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億7,171万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245億3,309万8,000円とするものであります。

今回の補正の概要は、市の財政運営に寄与するため市長等の給料の減額や共済費の負担率改正に伴う人件費の減額、地区振興計画に基づく共生・協働の地域づくりの推進と地域の課題解決に向け、地域づくり推進基金を活用した振興計画推進費の増額、共聴施設整備事業費の増額、鹿児島県安心子ども基金を活用した保育所施設整備の助成、農林水産業の産業基盤の整備、道路等の社会基盤の整備など投資的経費を中心とした予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものでは、分担金及び負担金の農林水産業費分担金で、農業体質強化基盤整備促進事業費分担金の増額などにより230万円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、農林水産業費国庫補助金の農業体質強化基盤整備促進事業費国庫補助金の増額、土木費国庫補助金で道整備交付金や社会資本整備総合交付金の内示に伴う増額などにより、2億7,496万1,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、民生費県補助金で、安心子ども基金事業費県補助金の内示に伴う増額、農林水産業費県補助金で、青年就農給付金事業費県補助金の増額などにより、2億7,561万1,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金の増額、公営住宅建設事業の事業費の減額に伴う施設整備基金繰入金の減額、地域づくり推進基金を活用して地域の課題解決を図るための繰入金の増額などにより、1億6,545万1,000円を増額計上いたしました。

諸収入では、コミュニティ助成事業助成金の採択に伴う増額、共聴施設整備事業費補助金の増額などにより、3,629万1,000円を増額計上いたしました。

市債では、農林水産業債で、農業体質強化基盤整備促進事業債の増額、土木債では市道整備事業債、土地区画整理事業債、街路整備事業債の増額などにより、4億1,680万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、議会費で、財政の健全化に資するため議員報酬の減額や議員共済組合負担金の確定に伴う減額などにより、933万6,000円を減額計上いたしました。

総務費の総務管理費では、共聴施設整備事業費の新たな難視聴地域の追加等に伴う事業費の増額、地域づくり推進費の増額、コミュニティ助成事業の事業採択に伴う増額などにより、1,101万7,000円を減額計上いたしました。

民生費の児童福祉総務費では、県安心子ども基金を活用した保育所施設整備費の増額などにより、4億2,757万円を増額計上いたしました。

衛生費の保健衛生費では、衛生処理組合負担金の増額などにより、2,979万7,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費の農業振興費では、青年就農給付金事業費の増額、農地費では、農業体質強化基盤整備促進事業費の内示に伴う増額、林業振興費では、県単補助治山事業費の内示に伴う増額などにより、1億2,242万9,000円を増額計上いたしました。

土木費の道路新設改良費では、地方特定道路整備事業費の県営事業負担金の増、道整備交付金事業の内示に伴う増額、都市計画費の湯之元第一地区土地区画整理事業に係る交付金事業の内示に伴う減額、地方特定道路整備事業の増額、住宅費では、公営住宅建設事業費の内示に伴う減額などにより、5億8,888万9,000円を増額計上いたしました。

教育費の小・中学校管理費では、特別支援学級の新設に要する経費の増額などにより、3,791万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第46号は、平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,406万1,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、国庫支出金の療養給付費等負担金の確定に伴う増額等により、20万1,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものでは、保険給付費の一般被保険者移送費の増額、老人保健拠出金の確定に伴う増額、基金積立金では、国保給付準備

基金積立金の増額などにより、20万1,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第47号は、平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ711万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,304万1,000円とするものであります。

歳入では、分担金及び負担金の事業費分担金で、受益者負担金の増額、諸収入の雑入で、使用者協力金の増額により、711万8,000円を増額計上いたしました。

歳出では、総務費の維持管理費や事業費の下水道整備費で、人事異動等に伴う人件費の増額により、711万8,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから、議案第45号から議案第47号までの3件について質疑を行います。

まず、議案第45号について質疑ありませんか。

○14番（田畑純二君）

議案第45号平成24年度日置市一般会計補正予算（第2号）について質疑をします。

私の所属する文教厚生常任委員会に属する以外の案件について、確認の意味も含めて、あえて4点ほど質疑いたします。各担当課長は、具体的にわかりやすく、誠意を持って答弁してください。

まず、説明資料の14ページでございます。

企画費の中で、19負担金補助及び交付金5,000万円、共聴施設整備事業費、これは、先ほどちょっと市長も触れられましたですけれども、補正、歳出の組み替えによる補正、減額分2,680万6,000円とございます。これで、この歳出の組み替えとはどういうことか。その意味と、なぜそうするのか。その

理由をまず具体的にわかりやすく説明してください。

それから、その下、同じく共聴施設整備事業費、歳出の組み替え及び事業費決定による補正、8節2,697万6,000円。同じように、この歳出の組み替えとはどういうことか。その意味とその理由及び2,697万6,000円という数字の算出根拠、具体的にわかりやすく説明願います。

2番目、15ページの一番下、報償費、市町村協働の仕組みづくり推進事業補正、共生・協働のまちづくりを語る会、出会謝金等に伴う補正とございます。それで、この共生・協働のまちづくりを語る会の設置目的、目標、内容と、26人の委員の内訳及び4回の開催予定がされていますが、どういう時期にやるのか。具体的にわかりやすく説明してください。

それから、3番目は、50ページの街路事業費13節の委託料、投資的委託料、活力創出基盤整備事業費、補正前と補正、補正で国庫補助内示に伴う伊集院駅自由通路整備委託工事の補正3億2,106万円とございますが、なぜ国庫補助内示によって3億2,100万円もの大金の補正額が生じたのか。その理由とその増額により当初予定していた工事内容にはどんな違いが生じるのか。また、当初の工事終了時期は変わらないのかなど、具体的にわかりやすく説明してください。

最後、4番目は、52ページ、一番上、住宅対策費、住宅建築物耐震改修事業費補正、日置市耐震改修促進計画策定業務委託に伴う補正とございますが。なぜ、今の時点でこの事業費を計上するのか。その理由とこの計画の目的、場所、時期、目指すべき事業内容等をできるだけわかりやすく具体的に説明願います。

以上4点、答弁願います。

○企画課長（大園俊昭君）

14ページでございますけれども、19節の負担金補助及び交付金の、初めに2,681万6,000円の組み替えということでございます。この組み替えの理由につきましては、負担金補助及び交付金につきましては、資本形成のための支出である場合につきましては、区分がしやすいように投資的経費に区分してるということから、今回、共聴施設整備事業補助金につきましても投資的経費に組み替えをいたすものでございます。

次に、2,697万6,000円の組み替えの理由ということと根拠でございます。

今回、予算計上いたしました8節2,697万6,000円につきましては、共聴施設を設置するため当初予算に計上いたしました伊集院地域の太田上、太田中、麦生田、東市来地域の中の里、内之田池、養母下、日吉地域の吉利、吹上地域の田尻、芋野、與倉の8カ所につきまして、補助金及び交付金より投資的経費に組み替えをするということでございます。

なお、太田上、太田中、與倉の3カ所の事業費につきましては、1次要望に基づき額が決定いたしましたので、この分が当初予算より16万円の増となっているところでございます。

以上でございます。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

説明資料の15ページの一番下の市町村協働の仕組みづくり促進事業費の謝金の件ですけれども。

初めに、設置目標ということでございますけれども。

今回、日置市内で過疎化、高齢化の影響が強くあらわれている平鹿倉地区、高山地区における自治の維持や組織のあり方の検討、自主財源確保等に取り組む必要から、今回民間機関に委託し、県の事業を活用し、地区公民館役員へのヒアリング、外部委員による地区

の現地調査、地区民のヒアリング等、この中に、まちづくりを語る会の方々を含めて地区の再生支援の策定をし、実践に結びつけるものでございます。

委員の内訳としましては、3月に日置市の共生・協働のまちづくりを語る会をスタートしておりますけれども、その方々が対象になります。当初、4回組んでおりましたけれども、この両地区の再生計画に参画していただくのと新たに4回ふやしたものでございます。時期につきましては、この補正が通りましたから、7月から12月までのうちに4回計画して、ワークショップあるいは先進地視察研修等を行い、その両地区の体制の計画にかかわっていただくというものでございます。

以上です。

○建設課長（久保啓昭君）

50ページの街路事業費の委託料の件でございますけれども。

これにつきましては、当初、自由通路または南口広場等の設計等を計上しておりましたけれども、国の内示でありまして、今回、道路等の同じ活力創出事業ということで、駅周辺整備のほうに内示もございましたので、今回、自由通路の工事の委託工事ということで計上してございます。

これにつきましては、自由通路の地質調査等も行いまして設計ができ上がったからの工事になりますけれども、軌道敷等の敷地内ということでJR委託の工事になると思っておりますけれども、延長が約70mで、幅が4mということで、高さは5m20から6mほどの上空を自由通路をかけるという工事でございます。

スケジュールにつきましては、前、お答えしておりましたとおりでございますけれども、スケジュールにつきましては、25年度末の完了を目指しておりますけれども、26年度に若干ずれ込む可能性もあるということでございます。

それから、52ページの住宅対策費の委託でございますけれども。

これにつきましては、耐震改修促進計画の業務委託ということでございまして、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境づくりを行って、地震による人的被害や経済的被害を防止して軽減することを目的に策定するものでございまして、ほかの市でも、もう既に策定等やっております、今回、日置市でも策定するというので、日置市内のすべての公共施設等を含む一般の住宅等の昭和56年以前に建てられた、旧建築基準法で建てられたものの、そういうものの調査を行いまして、計画を策定するという業務でございます。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○12番（漆島政人君）

人件費のことについて、2つほどお尋ねいたします。

まず、1つは共済組合の負担金比率、これがずっと今まで上がってたわけですけど、今回下がったということですけど。この下がった背景にはどういった理由があったのか、これが1点。

それともう一つ、この人件費の給料、これの凹凸がかなり、出てるほうにかなりあるようです。本来、当然、人件費については、人事異動に伴う補正ですので、普通、一般的に、基本的な考えからいけば、移動元で予算を上げて、移動先で、当然等級が違って来るから、そこで補正をかけていく。その考え方は理解できるわけですけど。もう丸々最初から、その1人分、2人分、丸々計上されてる分もあります。

そこで、当初予算では全く上げてなくて、6月補正で丸々上げてきた人件費があるのか。あるとすれば、何人ぐらいで、その金額は幾らになるのか。この2点についてお尋ねいた

します。

○総務課長（上園博文君）

ただいまの共済費の関係の減額の予算でございますけれども。

この関係につきましては、長期経理に係る公的負担金率の減によるものの影響でございます。内容的には、現在、国民年金法等の一部を改正する法律案が未成立であるということが一つの理由でございます。

このことによりまして、平成24年度基礎年金拠出金に係ります公的負担金等が確定していないために、改正前の負担金率が今回適用されまして、その率が下がった形での今回の補正予算でございます。

2番目の人件費の関係でございますけれども、実質、予算を計上する中では、当初予算を計上するのが12月の段階でございます。特に申し上げますと、青松園あるいは診療所関係は2つの課が減少するということの想定のもとで、すべてを総務費の中で計上しておりました。したがって、今回は、4月1日現在の人事異動によりまして、それぞれの費目での額が決定しましたので、人員も決定いたしました。その関係で、6月補正でその給与費をすべての関係の費目に配分していくという状況でございます。したがって、先ほどおっしゃいました新たな人件費の増額というものはない状況でございます。

以上でございます。

○12番（漆島政人君）

それでは、共済組合の負担金については、また国のほうが制度をはっきりしてきたら上がる可能性はあるということですね。その給与の予算計上については、もう全く、その人件費がトータルで当初で、人件費がトータルで43億円なら43億円だったと。すると、6月補正でそれがさらに追加で新たにふえたという予算はないわけですね。

○総務課長（上園博文君）

今述べられたとおりでございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（坂口洋之君）

今回の一般会計予算が当初と比較いたしまして11億円増額いたしまして、総額で245億円ということです。行政もスリム化とかまた議会や市民も経費削減が言われる中において、予算そのものが245億円ということで、合併当初とほとんど変わらないそういった金額になりました。そういった意味で、今の経費削減について、市民、議会、行政努力している半面、この金額に膨れ上がった状況を見ますと、市民の経費削減の意識が後退するのではないかと思います。それについての市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

一般的な経常経費の削減、これは人件費を含めて努力をしていかなきゃならないというふうに思っております。

この当初の、合併当初を含めまして総体的には予算規模というのは変わらないということでございます。特に、この民生費を含めた扶助費等は、大変、毎年右肩上がり、その占める割合というのは多くなっているのも事実でございます。特に、今回もこのような中である、予算がふえているというのは、やはり基本的には国の補助金をうまく活用しながらこの財政運営をしておるといっても事実でございます。議員もご指摘のとおり、私どもの一番大きな目的として、やはり今までのこの借財を返していくというのが一番大きな形でございますし、またある程度の基金も積みましようというのもございます。実質内容はある程度の交付税が、当初よりいたしますとこの二、三年の間ある程度多く入ってきております。そういう関係の中におきまして、やはりこの予算の中を見ますと、身近なそれぞ

れの地域のご要望にこたえてくるというふうに思っております。今言いましたように、総体的からする人件費を含めた義務的経費というのは削減の方向はやはりやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ございませんか。

○15番（西菌典子さん）

1つだけお尋ねしたいと思います。

54ページの教育の事務局費、賃金報償費、旅費などにかかわりまして、スクールソーシャルワーカー実践研究事業費とスクールカウンセラーなどの部分が、県の委託がなくなるというところでマイナスになっているようにお見受けします。

県からの収入の歳入のほうもそれが削減されているようではございますけれども、非常に学校やそして児童・生徒におきまして、このスクールソーシャルワーカー、カウンセラーの皆様方の仕事っていうのは非常に重要な部分があるかというふうに見ておりましたが、この削減、県の委託がなくなるというので削減するという考えであるかと思ったりしますが、その影響とか、またそれでいいのかということにつきましてはお尋ねしたいと思います。

○教育総務課長（内田隆志君）

資料の54ページでございますけれども、スクールソーシャルワーカー実践研究事業費及びスクールカウンセラーの配置事業費につきましては、県の委託金の減額に基づいて事業費の減額ということでさせていただいております。

内容につきましては、この委託金の範囲の中で相談活動をしていくというようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（西菌典子さん）

では、再度お尋ねしますが。

委託金が減額になったわけですが、範囲内で縮小された活動になるのではなかろうかということをお尋ねしたりしてお尋ねしたところでございますけれども、そういうふうに確認してよろしいのでしょうか。

○教育総務課長（内田隆志君）

事業費の部分につきましては減額という形になりますけれども、当初で予定いたしておりました分については、影響はないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

今、同僚議員からも補正額全体の話もございましたけれども、つまり国庫支出金あるいは県からの部分というのが事業費の内示というものが減額をされたりとか何とかということで、その分を補うためには我が家の借金をふやしていかないといけないというような構図になっているわけです。

予算規模が絶対的にやっぱり膨れてくるのは、事業をどうしてもやっていく、そして、国の、県の補助を、市長がおっしゃったように利用してということになれば、それに伴って膨れてくると。そして、満額来るわけではありませんので、我が家も負担金を出さないといけないから、その分借金も膨れてくるということではありますが。

この6月補正の段階で、今11億7,000万円という補正があつて、国の内示額などが大体ありましたけれども。まだ、これから、例えば9月の段階とか何とかということで、もっともっとそのような事業内示というのがあるんでしょうか、見込まれるのか、どうですか。全体の予算規模としては、ここら辺で大まか固まるのか。そこ辺をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、6月の中でこういう補正でこういう巨額の補正というのはいかななものかという部分もございます。当初の中で、ある程度、今のこういう時期の中で見込めないというのも事実でございまして、また、減額をしていかなきゃならない。予算計上をするには、ある程度確定したものの中でやっていくんだというのが基本的な予算編成であろうかというふうに思っております。

今ご指摘のとおり、特に今回の中におきましては、土木費の中におきまして、特に公営住宅等におきましては、大変国の予算枠の中におきまして、当初計画しておりましたけど、その額の約70%程度しか内示が来なかった。それと、湯之元の区画整理におきまして約1億円程度国の補助金がございます、私ども地域住民との説明会してる中におきまして、公営住宅については1年送るということができるわけなんですけど、特に区画整理、この問題につきまして、審議会等を含めた中において、今回1億円程度補助金が来ない中で、この分についてはどうしても起債充当していかなきゃならなかったという部分もございません。

中身については、それぞれのいろんな理由がございますけど、今後の9月補正を含めまして、若干ここに上がってないのが、福祉関係の地域空間ということで、特に地区館の改修ということで、今私ども上げている中においては、東市来の鶴丸地区館、吹上地区の吹上地区館、この2地区の改修というのに入っておりますけど、今この予算にはまだ入っておりません。今、まだ国との協議中でございます、それが来ましたら約6,000万円程度内示が来る予定でございまして。

今後、補正等もなければ、大きな変動はない中で進みますし、またこの中身として、基本的に普通交付税、この確定するのが約8月のか7月の下旬になりまして、こういう財源

保留を含めた中におきまして、また若干の微調整をしながら進んでいかなきゃならないと思いますけど。事業費ベースで今の中におきましては、この以上に大きく変わるということは、ちょっとさっき言いましたような少しのまだ上げてない部分もございますけど、そういうものが約1億円、2億円残っているのかなと思っておりますけど。また、入札等でもまた減額もしていかなきゃならないという部分もございますので、恐らく24年度におきましても、最終的にはこれぐらいの規模の予算規模の中で推移をしていくというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

今回の提出された補正予算、補正額についてのというか、むしろ全体の考え方について、一つ最後にお伺いをいたしますけれども。

非常に、国も地方も厳しい、ご承知のように税収も減って人口減、人口の減少があって、右肩上がりの時代ではないわけですよ。下がっていく時代。そういった中で、国の制度としての、補助金をつけるからこの事業もどうですかとかいったような、非常に変な言い方ですが、そういうことを、やっぱり自治体、私たち議員ももちろんそうですが、首長としてしっかりとその取捨選択をして。本市も起債を抱えれば返済をしていかなければならないわけですので、十分、そこ辺を吟味していく必要があると思いますが、ぜひ、この補正の額も含めて、市長の今後の思いというか、そこ辺の財政運営に対する思い、一つお聞きをしたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今までは、国がそれぞれの事業費のパイがございまして、これからそれぞれの市町村等におきます手挙げ方式の中で、それぞれ事業が仕組みをし、多ければそれだけしなさいという部分がございまして。今はそういう考え方で、提案型といいますか、自分たちはこ

ういうものをするからこれだけのものがほしいという提案型の補助金、交付金。今は、基本的に補助金というところじゃなくて交付金。交付金という形の中で、使い勝手が、いろいろな、今回の組み替えも若干さしていただきましたけど、これはそういう組み替えもできる、可能な中で自分たちが提案してやるということでございますので。国からの抑えつけられた補助金漬けの中で膨らんでいくということはないというふうに思っております。そういう義務的な経費といいますか、民生費とかそういうものについては、やはり国の法的なものがございますけど、やはり公共投資の中におきましては、私どもの地域から、いろんなまた議員からもいろんなご要望する中におきます、自分たちの身の丈にあった提案型の中で、この交付金の獲得に行かなきゃならないと思いますけど、大変、これが、今国の内示を含めた中にいたしますと、特に土木の農地整備、この分につきましても大変厳しい状況であるというのとは否めません。

そういうことを含めまして、私のほうも、やはりそれぞれの、農林省、きのうもちよつと若干そういう形の中で話をさしていただきましたけど、やはり今後も国のほうにそういう折衝を、提案型の予算をとっていかなきゃならない。今回の場合につきましても、私ども市だけじゃなく県ともタイアップをきちっとしながら進めていかなければ、鹿児島県自体の国からの予算枠というのでも大変厳しい状況でございますので、そのようにご理解をしてほしいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第46号及び議案第47号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第45号は、各常任委員会に分割付託します。

議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託します。

議案第47号は、産業建設常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は終了しました。6月18日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時37分散会

第 2 号 (6 月 1 8 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（12番、16番、15番、17番）

本会議（6月18日）（月曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

○事務局長（福元 悟君）

皆さん、ご起立を願います。一同、礼。ご着席願います。

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、12番、漆島政人君の質問を許可します。

〔12番漆島政人君登壇〕

○12番（漆島政人君）

おはようございます。さきに通告してました特定健診の受診率の件について質問させていただきます。

皆様もご承知のとおり、今年度の予算編成は歳入に対する予算要求額が余りにもかけ離れており、結果、枠配分方式によって、半ば強引な形で予算調整がされました。金がなければ、この手法も仕方がない部分もあります。しかし、安易に必要な目先の修繕費や消耗品費、こういったものを削減して調整する傾向になりはしないかと、私自身危惧しています。財政調整基金に猶予でもあれば別ですが、資金不足が生じたときの一時借入金等を考えれば、それも限度があります。今後は、市税の落ち込みや、合併算定替え終了による地方交付税の減額など、歳入は確実に減収し、一方で、高齢者増による扶助費の増加、また多額の支出を伴う学校建築や区画整理事業、そのほか、南薩地区し尿処理施設改修費負担金など、生活に必要なインフラ整備も待ったなしの状況です。国保事業だけに限らず、すべての事業に課題意識を持って改善に取り組んでいかなければ、今後の予算編成は今年度以上

に厳しくなっていくことは間違いないと思います。

そこで、本市の歳出削減改革の一番身近にある課題が国保被保険者の特定健診の受診率65%達成の件です。日置市の場合、今年度の受診率が65%達成できなければ、ペナルティとして、平成25年度の後期高齢者医療への負担金が約6,000万円ふえ、逆に達成できれば、約6,000万円が減額されるようです。したがって、受診率が65%まで行くか行かないかでは、約1億2,000万円の財源に影響が出てきます。また、受診率が65%以上上がれば、住民の健康管理への意識も高まり、結果、医療給付費の縮減にもつながります。何としても65%を達成する必要がありますが、その見通しは立っているのか、この件をお尋ねして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の健診受診率65%達成の見込みがあるかというご質問でございます。

本市の特定健診の受診率は、平成20年度は11.6%、平成21年度は21.1%、22年度が28.1%と、年々少しでございますけど、上昇しておりますが、全国的に受診率が低い本県にあって、その平均を4ポイントほど下回っている状況にもあります。国が定めました平成24年度目標受診率65%と比較すると、大きく下回っている状況にあり、23年度の受診率につきましても、受診者がふえていないことから、横ばいと予測しているところでございます。このため、年頭に「健康づくり」を日置市のテーマに掲げ、私も各種会合等で特定健診のPRを行ってきたところでございます。さらに、今年度は受診料の無料化を初め、自治会総会へお伺いいたしまして、出前講座や受診勧奨活動の充実など、さまざまな受診向上率対策に取り組ん

でいるところでございます。また、昨年度までは医療機関において、治療中の方々にも受診を勧めていませんでしたが、市医師会のご理解を得、受診を積極的に勧めていただくようお願い申したところで、平成24年度の受診率が上がる要素はあると考えております。目標受診率65%は大変高いハードルでございます。後期高齢者の支援金へのペナルティと大きな問題がありますので、今後におきましても、少しでも受診率が上がるよう努力をしていきたいと考えております。

以上で終わります。

○12番（漆島政人君）

今、市長の答弁の中で、平成24年度の受診率は上がる見込みだという答弁でした。そこで、平成24年度の受診率を幾らに見込んでおられるのか、この件についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には65%をクリアしていかなくやならないという高い目標設定を持っておりますけど、現実的に今の現状が二十七、八%という中で推移しております。その中におきまして、基本的には県の平均、32%程度だと思っておりますけど、これをクリアできる。そういう形の中で、段階的にそれぞれの皆様方にもPRし、基本的に24年度におきます、この受診率のパーセント数字というものを十分把握しながら進めていきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

目標数値については、具体的にはない。数値はないようですけど、今のお話では、県の平均値を上回っている。その県の平均値というのが、大体どれくらいになるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

予測では、32.7%ぐらいという資料を持っておりますけど、この平均値をとりあえ

ず、私どもは上回っていかなくやならないというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

住民の課題は、今まで受診率65%を達成するための情報での周知、また出前をしてのいろんな説明会等での説明をなさってきました。65%は必要なんですよということを説明しておきながら、なぜ、目標を具体的に65%に設定しないのか。これ最初から目標を低く設定していれば、これは絶対に65%達成というのはあり得ない話です。

そこで、65%達成について、本当に今年度でやるという、その気があるのか、ないのか、この件についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほど申し上げましたとおり65%は目指しております。さっき言いましたように、現実的なものと、この受診率という中におきまして、最低的にもここを目標としたいと。基本的には65%が一番の目標率ということは掲げて、職員ともどもいろんな話をしておりますので、今ございました最低という部分をご理解もしていただきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

最低でもと。で、最高では65%と、こういうですね、これから大きな改革を、改善をしよう、このことをなし遂げようとするときに、そういったあいまいな設定というのは、私は、これから改革に取り組んでいく姿勢としてどうなのかなと。やはり、最初から目標値は65%、何が何でも達成していくんだと。そういう気概がなくして、これから健診を受けられない方には、やっぱり、説明、説得していくわけですね。そういう気概がなくして、私はですね、行政がまずそういう気概がなくして、住民への説明、説得はできないと思います。職員の方には、皆さん、そういう気概があるのかどうか。そこをお尋ねいた

します。そして、目標数値は必ず、この65%を達成するんだよと。したがって、この改革にみんなで取り組んでいくんだと、そういう気概があるかどうか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、先ほど申し上げておりますとおり、気概があるから、このような無料化等もやりながら、どうしても市民の皆様方の受診率を上げたいという気持ちは十分持っております。このようなことにつきまして、やはり、いろいろと、今回も説明会もあちこちに回りました。いろんな、そういう諸条件といえますか、受けなかった理由もいろいろとお聞きしております。それをクリアしていくには、まだハードルも高い部分を自分たちもそういう部分を認識していなければ、ただ、目標だけ設定して、がむしゃらに行くというわけにはいかない。そういう状況も踏まえながら、やはり、最低もしながら、また目標率もしながら、さっきも出ましたように、後期高齢者におきます国からの交付金等も変わってまいりますので、ここあたりも十分判断しながら、また、とりあえず、今回の受診率ですね、第1回目、今やっておりますので、特に今後におきまして、1回目で受診しなかった方、こういう方々も今回は徹底して、また、それぞれの自治会を含め、また、それぞれの個人の所にも行きながら、この受診率の向上に全職員を使ってでもやっていきたいと、さように考えております。

○12番（漆島政人君）

やはり、トップが、何回も言うようだけど市長はおっしゃるけど、あいまいな設定というものでは、この意識改革、まず市民の意識改革は図れないと。やはり、65%を何とでも達成するんだと。そのためには、こういった具体的な施策を通してやっていくんだと、そこまで具体性がないと、なかなか改

革というのは、やっていけないのじゃないかなと、私は思います。

そこで、受診率を高めるための基本的なことから整理して申し上げたいと思います。

まず、特定健診を受けない理由。これについては、お金がかかるから、時間がかかるから、かかりつけの病院で見てもらってるから、暇がないから、元気だから、去年受けたから、いろいろあるようです。このうちのお金がかかるからの理由については、先ほどもおっしゃったように、今年度から受診料が無料化されましたので改善されました。これは問題ないと思います。問題は、残りの4つの課題を改善していけば、私は、だれに聞いても受診率は上がると思います。

そこで、まず初めに、健診に時間がかかるからという理由で健診を受けない方、これについては、少しでも時間がかからないように、効率よく健診体制を整えていく。これは受診率を上げる基本的なことですけど、現在やっている受診体制に、その受診者の流れ、説明の仕方、そういったものについて、問題はないのか、効率的であるのか、どういうふうに認識されているのか、問題ないと認識されているのか、この点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

健診におきまして、それぞれの地域を回りながらやるわけございまして、それぞれ効率的という部分の中で、まだ若干、私どもも改善していかなきゃならない部分もあろうかというふうに思っております。そういう初めて受ける方、また2回目受ける方、それぞれ戸惑いもありながら受診されているというふうに認識しておりますので、また、今後におきましても、この受付を含めまして、この事務的な流れが改善していかなきゃならない分については、十分、また担当職員の中におきまして、改善もやらなきゃならないというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

改善の余地があれば、即、やはり、改善していかなければならないじゃなくして、改善の余地があるものは、現段階ですべて改善していく対策をとるべきだと思います。私も去年健診を受けました。そこで感じたことですが、私は特定健診を受けなかったんですけど、エコー、がん検診を受けたんですけど、まず最初から、がん検診1個を受ける人と特定健診そういうものをすべて受ける人と最初から混合していく。非常に効率性が無いと。そして最初の段階で必要でない人まで長い説明を聞かないといけない。それと料金の徴収体制についても、非常に効率が悪いと、私はそういうふうな印象を受けました。やはり、これからやっていく中で、もし、受診した方が本当にもうちょっと何とかならんのかよというような苦情が出るような健診体制であれば、これは受診率を上げる以前の問題です。ここは徹底して、問題がないように再度協議をしてやっていただきたいと思います。

次に、やはり、この健診率を、健診体制の効率化を図ることについて、2点ほど申し上げます。まず今現在、地区ごとに時間が設定されています。これをさらに2つに分けて設定し、待ち時間を少しでも短くしていくような工夫の余地もあると思いますが、それについて、どうお考えか。

あと、受診終了後、簡単なメモ方式でもいいから、受診者の方々の感想をお聞きし、問題点の指摘があれば、即改善していく姿勢も大事だと思いますが、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、この受診される方、それぞれ時間的な制約を受けながら来ていただけたということでございますので、そういう一つのアンケート調査も、いろいろとちょっとやっていかなきゃならない。

今、おっしゃいましたとおり、特定健診、また、がん検診ございますので、分けられるところは分けしていかなきゃならないというふうに思っております。人的な体制という部分の中で、若干、まだ人員不足はしている部分がございますので、特に健康保険課を含め全体的に足りない部分については、その時期だけでございますので、職員全体の中で配置ができる所については、配置もしていきたいというふうに思います。

○12番（漆島政人君）

人的な不足というのとも言われますけど、私は建設連合保険組合に入っとなって、特定健診、がん検診も、そこでも受けるわけですけど、私たちが受ける健診体制というのは、フロアでいろいろ細かく調整される方一人です。でも、的確にされてます。そして皆さんがそうだと思いますけど、全く時間的な無駄を感じない。それが私たちが受ける健診体制です。私は、説明は端的にして、シンプルに流せばいいと。効率よく流せばいいと、ただ、それだけのことだと思います。そのことは徹底してやっていただきたいと思います。

次に、かかりつけの病院で診てもらってる方。診てもらってるから、健診は受けないというような方につきましては、これ病院に通ってる方の6割が日置市外の病院です。残りの40%が市内の病院でそれぞれにかかっているわけですけど、そういったデータが出てくるわけですけど、通院してる人は治療と一緒にいろんな検査をされると思います。その検査結果が出てくれば、改めて健診を受ける必要性はないと、そうお考えの方が多いと思います。

したがって、特に市外の病院で診てもらってる方。こういった方々について、その健診率を上げるために、どういった対応が必要なのか、どう対応されているのか。また、どういった対処することで、受診率にカウントさ

れるのか、このことについてお尋ねいたします。

○健康保険課長（平田敏文君）

ただいまのご質問でございますが、隣接自治体の病院でも個別受診ができないかという声もあるところでございます。情報提供の県内相互乗り入れがは可能になったように、県のほうが調整役となり、システムを構築すれば利便性も高まり、受診率も高まるというふうに考えているところでございます。

先般の県の会議においても要望を出したところでございます。市外の医療機関を受診されている方は、情報提供が県下統一でできますので、市民の方々にも協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（漆島政人君）

どうすれば受診率が、どうすれば、その検査結果が受診率にカウントされるかという質問に対して、今の課長の答弁を聞いて、そのことを、そのまま病院にかかっておられる方に言ったときに、ああ、わかりました。そういうことでしたら、私たちも申告をして、市のほうに申し入れをしますとか、そういう方向にはならないと思うんですね。そうじゃないかな。私はそう、今では、やはり、この件に関しても病院にかかっておられる方の所については、だれかが訪問して、こういう検査結果が出てるんだったら、この検査結果をすべて集めて、市のほうに提出してくださいと。申しわけないですけど、提出してくださいと。そういった、きちんと訪問して、説明をして、お願いをする。そういった必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、かかりつけという病院の中で、この特定健診だけでなく、いろんな結果、データというのはあると思うんです。血液検査等含めてあると思います。今、おっし

やいましたとおり、受診率を上げるための手法の中で、このかかりつけの病院のこの情報をどうするのか。ちょっと、私も、ここあたりの部分まで、まだ具体的に医師の方々とも話をしたことはないわけなんですけど、このとり方というのは、今までも、私ども広報しておいたのは、かかりつけとか、病院で受診したら、これはいいですよというような感じもやっておりましたので、できたら、もう1回受けていただける形も、今呼びかけをやっております。この説明会に回ったときも、そういう意見が出ました。かかりつけにしておるから、もう、こういう特定健診の健診を受けなくてもいいと。そういうことも意見が出ましたので、なるべくなら、一応、私ども、やはり、市としてのデータを持ちながら、そういう健診を受けていただけるよう勧めていかなきゃならないというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

病院にかかりつけ、今現在行っておられる方が再度特定健診を日置市内の病院で受けてくださいと言って、それがすんなり行けば問題はないです。でも、やはり、なぜ、これ受けてるのに、何で受けないといけないんだという苦情は出ると思います。そういう方々については、やはり、もう1回、きちんと、どうすれば、検査結果のこれについて、これを提出すれば、受診率にカウントされますということをきちんと、まず行政のほうで把握されて、それを的確にお知らせして、説明して、お願いするやり方が、私は絶対に必要だと思います。今の段階では、本当に中途半端ちゅうかですね、受診率を上げるための、その方策だけという、おっしゃるかもしれませんが、まず受診率を上げるための対象者の方に意識を改革してもらわないといけないわけですから。病院にかかっておられる方は、自らが、自分はもうこうやって健診を受けたから、

こうやって提出すれば、日置市のほうも、これで理解してもらえらるだろうと、そういう普段の中での意識を醸成していってもらわなきゃいけないと思います。また、病院で個別健診を受ける方についても、飛び込みではできないわけですから、そういった方についても、やはり、事前に予約をして、こうだこうだということを、きちっとだれかが訪問して、説明する必要があると思います。

次に、忙しくて暇がないから。あと、元気だから。去年受けたから、健康診断は受ける必要はない。行けない。そういう人たちについては、私、個人的には思うんですけど、これは、こういう方々は、もともと受診をしようとする意思がない方ではないかと思えます。したがって、やはり、こういう方々に対しても、個々に訪問をして、健康診断の必要性や重要性を理解していただく。そういった丁寧な、そういったことについて、丁寧に説明して、説得してやること。やっぱり、健康診断は一年に一回は必ず行かないといけないんだというのをですね、皆さんが悟っていただくような、そういった説明体制が必要だと思えますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたことにつきまして、先般、全協の中でもご説明申し上げました、この健康づくり条例。その中におきましても、私ども行政、また医師会、また市民の皆様方、役割分担。ただ、今、ご指摘のとおり、受診率を上げるだけのその方策だけでは大変難しいといえますか、簡単に上がるものではないというふうには思っておりますので、やはり、今、おっしゃいましたとおり、市民の皆様が本当に自分のことである。これ、私ども行政のこととじゃなくて、もう健康づくりというのは、どうしても、その意識、意識が改革していかなければ、さっき言ったように、元気だからとか、どこにしたとか、そういう理由

をいろいろと述べられるというふうには思っております。ですけど、やはり、市民の健康という中におきまして、私ども行政と責務としては、やはり、絶えず、そういうことを継続的に市民の皆様方にわかるように丁寧に説明していく。こういう努力はしていくべきであるというふうには思っております。

○12番（漆島政人君）

やはり、丁寧に説明していく努力は必要だと。まず、私はですね、一にも二にも受診をしていただかないことには医療費の抑制というものは、もう絶対つながらないと思います。まず意識を持って、今言われた、意識の改革というものを、改革していけないと。やはり、そのためには、何としてでも個別に訪問して、そのことを必要性を訴えていく。そういう体制づくりが必要だと、私はそういうふうに申し上げてるところです。

そこで、南九州市は、県内でも唯一受診率が50%台の所です。その背景には、自治会内に委嘱された279名の保健推進員さんが対象となる家庭を戸別訪問して、受診を呼びかけておられます。やはり、こういうことが一つの50%につながってるんじゃないかと思えます。

それと、もう一つ、会社や団体の健診率が高いのは、やはり、その中に健康管理推進なる担当者の方がいて、その方が細かく呼びかけて、そしてまた指導をしながら、必ず行ってくださいということをやっているから、90%から100%台の受診率の結果になっていると思います。やっぱり、こういったことを考えただけでも、受診率の65%を、やっぱり、こういうことを考えたときには、受診率65%を達成するためには、何としてでも戸別に訪問し、丁寧に説明、説得していく方法しかないと思います。

そこで、その体制づくりについては、市長はどういうふうにお考えなんですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、地域におきます健康推進員の方々にもご協力をしながら、この受診率の向上のために、それぞれ足を運んでもらっているのも事実でございます。私も先般、総会等でいろいろと回りながら話を聞く中におきまして、そこに来ている人はいいんですけど、総会等にも、まだ来てない方もいっぱいありました。そういう中におきまして、来ていただいて、話を聞いてくれる人はよかったですわけなんですけど、まだ聞いてない方もいっぱいありましたので、今後におきまして、さっき言いましたように、私ども、担当職員もですけど、担当職員だけでできない部分もいっぱいあるというふうに思っております。公民会長さんのお力もいただきながら、また推進員の皆様方のお力をいただきながら、それぞれ、さっきも申し上げましたとおり、今回第1回目をやりますので、ある程度のどれだけの方が受診したかという、わかります。これをもとにしながら、来なかった方々に対して、そういう戸別的な形の訪問をしながら、今後推進をお願いをしていきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

受診に来なかった方々については、戸別に訪問をお願いをしていきたいという答弁でしたけど、その体制というのはどういうふうな形でやるのかと、そのことです。お尋ねしてるのは。

○市長（宮路高光君）

はい、済みません。約9,400名ぐらい対象者はいらっしゃいますので、今回の中におきまして、どれだけの方があと受診できなかったかということでございますので、基本的には保険課のほうが中心になりますけど、それで足りない場合については、管理職全体をしながら、市の職員を含めまして、一緒にですね、職員だけじゃなく、推進員の皆様方

と合同で回るとか。やはり、そういう方策を、この結果を見ながら今後進めていきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

結果を見てからではですね、やはり、タイミングとしてどうなのかの、そして、やっぱり皆さんが絶対改善していかないといけないんだと、そういった意識改革を醸成していくためにも、結果を見てからというのはですね、私は本当に消極的というか、本当にやる気があるのかと、そういう感じを受けます。まず、この65%を達成させるためには、冒頭でも申し上げましたとおり、これ健康保険課だけに任せるのではなく、職員全員が意識を変えて立ち上がらないとだめな問題だと思います。そうしないと、絶対改善はしていけない。改革はできない問題だと思います。

そこで、もう私は、職員だけじゃない、議員も含めて、やる気のある人を募って、そういった方々で体制をつくって、その方々と一緒に、地域の健康推進員の方と一緒に、もう今の時点から丁寧に回っていく。お願いをしていく。7月の確か早い時期に、早い所で、もう受診票が出されてるはずですよ。したがって、受診票を出されて、意向調査なんか返ってきてない所については、特に未受診者となる可能性があるわけですから。やはり、1回では説得もできませんので、そういった体制をつくって、職員だけでもいいです。職員も皆さん何とかしないといけない。ここにおられる方は何とかしないといけないという意識を持っていただかないと、この問題だけじゃなくして、すべて日置市が抱える課題については、改善はできないと思います。だから、絶対に何とかやるんだと。そのためには、職員で、職員と地域の保健推進員さんと一体となってやっていく。そういった体制づくりが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、おっしゃるのは十分わかっております。そういう体制をしますので、議会のほうもですね、今、議員のほうが言いましたので、議会のほうも担当区域を決めまして、そのように、議長以下それぞれの区域を踏みながら、議会の中でも十分協議をしていただきたいと思います。

○12番（漆島政人君）

議員も一緒になって行動するのは、これは当たり前のことです。私も、もう幾つかの自治会で説明会をずっとしました。自治会長さんをお願いしてです。それで、私たちの地区でも具体的に、課長さんもいらっしゃいますけど、具体的に、個人情報保護の関係もあるけど、具体的に回っていきましょと、そういう手だてもとっています。それが結果が出るか出ないかは、まだわかりませんが、だから、日置市全体がそういう形になるように、ぜひやっていただきたいと思います。

それと、やっぱり、職員の方も全身体制でやっていかないと、180以上、大きな自治会もありますから、何百体制になると思います。その中身がですね、やはり、一つ気になるのは、職員の方の動員をかけても、なぜ、おれがこういうことをしないといけないのかと、そういった考えを持っている方がですね、そういったのに参加して、訪問に回れば、逆効果とか、逆効果どころか、全体の意識を崩していくんじゃないかと、そういったことについては、どういうふうな対応をとられるお考えか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、第1回が受診したり、また提出してない所もございしますので、そういう準備をしながら、職員の体制の中でやっていきたいと。今おっしゃいましたとおり、意識のないということの職員のほうにも勉強会をさせて、そのことをしながら、今回はそれぞれ、今したように、未受診

をしている方、訪問して、なぜしないのか、それぞれの回答を得るよう、職員にも指示いたしますし、それは私のほうも報告をいたしながら、そこまで徹底した形で今回やっていきたいというように思っております。

○12番（漆島政人君）

保健推進員さんも実体としては毎年変わっていく自治会が多いです。また、最近転居されてきて、地域のこともわからない保健推進員さんもいらっしゃいます。そのためには、やはり、その訪問で説明をするリーダーとなっていく職員の方は、本当に大事な役割だと思います。そこで、その職員の方の研修については、私が言うまでもありませんけど、私もちょっと、話は変わりますが、私も県の公共工事等を含めて、いろんな所に用地交渉に行きます。私が行くときは、ほとんどこじれた後の交渉ですので、行ってですね、ぼろくそに言われて追い返されるのがほとんどです。でも、結果を出さない交渉なんちゅうのは何の意味もありませんので、何と言われても、頭を低くして、丁寧に説明して、何回もお願いして、説得していく。こういった姿勢が必要だと思います。私は、この取り組みは、こういったみんなでお願いに行く、こういった取り組みは、用地交渉と同じじゃないかなと。1回の訪問で理解が得られなければ、2回、3回行く。そして最後は、行ってくださいましたかという確認まですべきだと思います。そして、また、今年度だけじゃなくして、来年度も継続していかないと、なかなか受診率の向上ちゅうのは定着していかないと。こういったことを研修の際は、十分に職員の方にも理解していただけるように、説明をしていただきたいと思います。

次に、健診率を上げるための基本的なことです。これは私がいつも思ってることですが、このことについて、お尋ねします。

まず、冒頭でも申し上げましたけど、

65%達成は、急には無理だから、今年度はせめて50%でも行けばいいというような考えがあれば、これはいつになっても達成できないと思います。こういった問題は、一挙に機運を高めて、一挙に畳みかけていく手法をとらないと、通用はしない課題だと思います。

そして2点目は、健診は皆さん受診していただく必要がありますので、意向調査をとる必要はないと思うんです。最初から受診票を送って、その中に、ぜひ受診をしてくださいと。そういう形で受診を呼びかけていく。促していくべきだと思います。

3点目は、健診結果の報告も人を寄せて、対象者を寄せて説明する必要もあるかもしれません。しかし、働き世代の方々は、そういうことはわずらわしいと思ってる方も多いです。精密検査の必要な方、また、保健指導の必要な方、こういった方については、郵便通知の中でお知らせして、まずは健診率を高めるための環境づくりを優先していくべきだと思いますが、この3点について、お考えをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃるのも、ほんと意識が低い。私らが低いから、そういう形の中で受けとめてるのかなと思っておりますけど、この健康の受診率というのは、本当に大変、人と人の中で、ほかの何かの受診率を上げていきたいという部分で、若干、私、違うというふうに思っております。個々それぞれの考え方があって、それぞれ自分の健康というのは、私どもが介入できない部分がたくさんあるかという部分も思っております。やはり、そういう、ちょっと本当に来た形の中で、感情的に壊される。いろんなプライバシーの中に入ってきてほしくない。いろんな形があるかというふうに思っております。そこまで、そういう部分の中でやった中においては、またいろんなことが起こるというふうに思っており

ますので、さっき言いましたように、目標は高く持って、それぞれ受診率を上げていきたいという考え方を持っておりますので、今ご指摘ございましたことも十分配慮しながら、この健康受診率の高め方を進めていきたいというふうに思っております。

○12番（漆島政人君）

プライバシーの問題等もあるから介入はできない。難しい部分もあると。それは当然のことです。そういった状況が訪問した市役職員が判断もできないようでは、これはもう職員としての資格はないと思います。当然そういうことも含めて、やはり、その方がどういった状況にあるのか。そして、やはり、介入されたくないという部分は、最初から察知して、そのことも含めて、丁寧に説明していく。そのためには、やっぱり、地元の職員の方が地元を回っていくというのが一つの条件であると思います。でも、やっぱり、職員である以上、今、職員の将来像というのを各いろんな課に掲げてありますよね。この中には、それに必要な、全体の奉仕者であって、住民の信頼を得て、やっていかないといけないというのが書いてあります。まさに、そのとおりです。だから、相手の気持ち、相手の状況を察することもできないような職員じゃあ、こういう説明は絶対できません。説明も説得もできません。でも、でも、そういう、ここに説明、説得をしていかないと、絶対にこの問題は、解決はしないということを私は申し上げてるわけです。

そこで、最後の質問ですけど、私は冒頭でも、これからの厳しい財政事情を克服していくためには、今回のこの問題に限らず、すべての事業に課題意識を持って改善に取り組んでいく必要性を申し上げました。今回の場合は、たまたま受診率が65%まで達成できなかったら、何千万円もの罰則があるために、何とか改善しなければという機運になってる状

況です。しかし、仮に、これがですね、罰則がなければ、受診率も30%前後で推移して行くと思います。そして医療費も上がりっ放しだと思います。また、法定外繰入金の1億円も一、二年していけば、当たり前みたいな感覚になっていくと思います。それと同じように、本市の取り組み事業の中にも、目標数値もなく、目先の利用人数だけで事業成果を評価している事業も、私はかなり多いような気がします。例えば、申しわけないですけど、民間感覚で申し上げれば、教育委員会なんかは、かなり、あれは見直しする必要があるものは多いと思います。ALT事業一つにしても、何千万円もの税金を使って、来る先生は大学を出て間もない、日本語もできない青年です。生の英語をとする考え方もあるようですけど、子供たちをいかにして英語を学ぼうとする意識づけをするか。そこが私は、この事業の基本だと思います。国内では、社会にもまれた日本語も堪能な英語力のある外国人の方の留学生も含めていっぱいいらっしゃるわけです。そういった中で、視点も変えないで常に前例踏襲主義です。また、指定管理者制度も近く更新時期が控えていますけど、古い施設、設置目的を終えた施設、また、地元から苦情が多く寄せられている施設など、いろいろある中で、また、前回同様同じような考え方で更新されるのではと、私自身危惧しております。今申し上げたのはほんの一部ですけど、今後は人でも財源も確実に不足していきます。仮に受診率の65%が達成できなければ、私は日置市が抱える改革課題はすべて上滑りといいますか、中途半端で終わっていくと思います。受診率65%達成は、これからの市政改革を占う試金石にもなりますので、行政と地域が一体となって、確実に達成させなければならぬ重要課題だと思いますが、このことを最後にお尋ねして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今まで、るる、この受診率につきまして、議員のほうから、いろんな提言もいただきました。私といたしましても、この65%ということクリアしていくのが本当に目標でございました。先ほど申し上げましたとおり、全職員を使いまして、また、地域におきます、その実情、ひっかかっている方々にもお願い申し上げながら、とりあえず、受診をする断る理由等を含めて、とりあえず、家のほうに行き、また家に行ったら留守、居留守を使われるかわかりませんが、そういうことを全部を一回した中において、今回報告をいただく。そういう9,400人、徹底した形の中で、1回はそれぞれ訪問するなり、何をするなり、全職員の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

いつもと違って、随分議場が華やかな雰囲気があったんですが、今わかりました。

自治体における行政サービス、事務執行の大部分は箱物などの公共施設を使って行われております。このため、公共施設の数や種類が多ければ多いほど、行政サービスの量がふえ、しかも、それが身近にあることが行政サービスが高いと思われがちであります。私たちが合併によって4つの町のしかも類似施設を多く抱えることになりました。このことは、借金返済、運営維持管理費、そして将来の更新の負担増という打撃を自治体経営に与え続けることとなります。

神奈川県藤沢市は行政コストの計算結果、公共施設に係るトータルコストが市の歳出総額の約半分を占めていると公表をしております。また、東京都練馬区は保有する615の

公共施設の今後10年間の改修費用を746億円と試算をしております。つまり、行政財産、公共施設を整理、有効活用することが、そのことがこれからの自治体の財政改革そのものだと言えます。そこで、市長に質問をいたします。

さきの3月議会での同僚議員の質問と幾らか重なるかもしれませんが、まず本市の保有財産、公共施設の総数は幾つでしょうか。建物、構築物など、その種類ごとにお示ください。

次に、これらの公共施設の修繕・補修など、いわゆる維持管理については、どのような方法で現在なされているのでしょうか。また、その財源については、どうですか。そして、これらを管理する保有財産の管理台帳など、一元化したものはありますか。その内容はどのようなもので、管理している部署はどこになりますか。

次に、公共施設の有効活用という観点から建設当初の目的と現在の利用状況などが乖離してきているものはありませんか。具体的にお示ください。今、27件、33施設を指定管理しておりますが、これらも含めて民間譲渡、賃貸、統合・廃止など、考えられる施設はありませんか。

次に、JR東市来駅、湯之元駅のホーム跨線橋の件であります。日増しに何とかしてほしいとの要望が強くなっております。私は、一昨年12月議会で、この質問をいたしました。市長は、安全性や利用客の数、これも課題として上げられましたが、JR国土交通省と協議をしていくと答弁をされております。その後、どのような折衝をしてこられたのか、質問をいたします。また、どれくらいの費用がかかるのか、試算もしてみたいとも言われました。財源など、どのような考えを持ち、調査をされているのでしょうか。そして、公共施設の大胆な整理統合、有効活用から財源

を生み出し、高齢化対策など、時代に合った市民要望にこたえるために、この両駅の課題解決に今後どう取り組んで行かれるのか、その方向性をお示しいただきたいと思います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の公共施設の維持管理の現状とそれらの運営内容、また、今後の利活用策についてという質問のその1でございます。

公営企業会計に属するものを除く、公共施設のうち、行政財産に分類される施設は、庁舎4施設、物産館5施設、公営住宅60施設、社会体育施設45施設、福祉関係施設20施設等でございます。建物の棟数で申し上げますと、934棟となっております。また、普通財産に分類されるものは、一般住宅13施設、教職員住宅38施設等で、棟数で128棟となっております。このほか、道路、1,260本、橋梁247本、農道239本、林道30本であります。

2番目でございます。施設の屋根防水塗装等の大規模改修については、総合計画の実施計画に位置づけて実施しています。また、小規模修繕については、その都度、予算措置を行い、実施しております。この事業の財源といたしまして、1件100万円以上のものについては、施設整備基金を充当することとしております。

3番目でございます。土地・建物の資産台帳は財政管財課で、土地台帳は建設課で、農道・林道台帳は農林水産課でそれぞれ管理しており、一元化した台帳管理は行っていないところでございます。また、平成28年度までにすべての資産の評価を行い、公会計として資産と負債のバランスシートを作成していくこととしており、その段階ですべての情報の収集を行うとしています。しかし、台帳は、それぞれ目的ごとの必要性により整備されるものであることから、一元化された公有資産

台帳を整理し、これを管理していくことは大変難しいと考えております。

2番目の現有資産の有効活用について、その1でございますけど、日吉地域のいきいきデイサービスセンターの利用について、いきいきサービス事業の縮小に伴い、23年度から、その設置目的に沿った利用を行っていないところでございます。

2番目でございますけど、保育所については、伊集院北、永吉の2園、また、今後、湯之元保育園も民間譲渡を予定しているところでございます。園舎については譲渡、土地については貸し付けを行っております。

今後とも民間の力を活用できる施設、また目的を既に達成したと思える施設等をしっかりと見極め、今、指定管理者制度でお願いしている分を含めまして、今後、民間等を願います部分、また廃止をする部分、区別をしながら検討をさせていただきたいというふうに思っております。

2番目の高齢化が進む交通弱者からJR東市来駅の跨線橋踏切切りかえにという要望についてということで、その1でございます。

昨年9月にJR九州本社と鹿児島支社へ、JR東市来駅、湯之元駅のバリアフリー施設整備についての要望を提出し、11月に東市来支所で、JR九州本社、鹿児島支社を交えて協議を行い、市の要望については、JR九州が国に対して12月に協議していただいております。運輸局の見解は、まず、バリアフリー補助の適用が可能であるかという件につきまして、基本的に1日平均3,000人以上の乗降客数のある駅が対象であり、東市来駅が700人前後、湯之元駅が800人前後であり、大変厳しいが、現状の特状等、すなわち、障害者支援施設、福祉施設等が近隣に存在するなどあれば、補助の適用は可能である。しかし、24年度の予算は厳しいとのことでありました。

次に、平面旅客通路の新設は可能かにつきまして、現実的には、絶対にだめというものじゃないと考える。安全を確認していく立場として、現況の跨線橋構造の駅について平面通路化を計画することは、よほどの安全担保が必要であり、現状よりも危険になるとしか言えない。それでも実施するためには、現在の跨線橋が使えない理由を考える必要がある。例えば、老朽化が著しく使用できないため、平面交差化が必要であるという理由であるとのことでした。

これを受けまして、ことしの1月に東市来支所でJRとの協議を行いました。国といたしまして、安全性を下げてでも、平面通路化するというのはいかがなものなのか。障がいを持った方には、エレベーター等を利用したほうがよいという考え方でありました。

本市といたしましても、両駅のバリアフリー化の改善事業が補助対象となるかは別といたしまして、安全対策について十分説明を行えば、バリアフリー化が認可される可能性もあると考えております。今後におきましては、JR九州と協議、連携を図りながら、国と再度協議をしていきたいと考えております。

2の財源につきましては、基本的には、さっき言いましたように、3,000人以上ということにおきまして、国が3分の1、JRが3分の1、市が3分の1という財政負担になっております。今後におきまして、十分この財源を含めながら検討をしてみたいというふうに考えております。

3番目でございます。さらに高齢化が進み、交通弱者対策の一環としての両駅のバリアフリー化が大きな課題となりますので、先ほど申し上げましたとおり、今後市民の要望にこたえるために、JR本社、鹿児島支社と協議、連携を図って、なるべく早い段階におきまして、このバリアフリー化のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を
11時5分とします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（池満 渉君）

16番。相当たくさんのお金がかかります。ただ、この道路とか、あるいは橋梁、また学校とか、庁舎、そういった必要なものは当然ありますけれども、今回私が質問の中身としておりますのは、いわゆる箱物ということがあります。無駄であるということの概念も、果たしてどういったことが無駄という基準になるのか、そこ辺りははっきりわかりませんが、これまで、この公共施設については、十分なシミュレーションをせずに、市民が要望するからとか、あるいは、ないよりあったほうがいいのか、あるいは、隣の自治体にもあるから、うちも欲しいとかいったような、その程度の政策判断でつくってきた物もあるんじゃないかというふうに思います。当然、住民の代表として、行政のチェック機能を果たせなかった我々議会の責任は大きなものがあります。ともに反省するところでありますが、そこで市長にお尋ねをいたします。合併前は、4人の町長がおられたわけで、それぞれがあったんですが、伊集院町の町長時代から、おおよそ20年の間、この日置市長も努めておられますが、この施設の数、改めてお示しをいただいた数と、建設のあり方とか、これまでの施設整備のあり方などについて、市長はどのような思いをお持ちか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

さっきの答弁で、さっき土地台帳と言いま

したけど、建設課の道路台帳でございました。これちょっと一つ訂正させていただきます。

今、ご指摘ございました、この公共施設のあり方、旧町それぞれの人口を含め、利用者を含めまして、それぞれの目的にあって、公共施設といいますか、体育館にしても、運動施設、いろんな物をつくってきたというふうに思っております。今回は、合併した中におきまして、さっきも申し上げましたとおり、934棟、大変多くの公共施設がございます。その中で、特にスポーツ関係におきます体育館、また陸上競技、野球場、いろんなもろもろ重なっている部分も十分ございます。こういうもろもろを含めまして、やはり、今後維持管理を含め、利用度を含め、こういうものを十分精査していかなきゃならないというふうに思っております。いろいろと廃止をすれば、廃止をしたなりに、地域におきましては、大変大きな、いろんなご意見があろうかという部分は十分わかっておりますけど、今、ご指摘ございましたとおり、今後、日置市として、どういう公共施設が、またどれだけの対応できるものであるのか。営繕にいたしましても、また再構築いたしましても、そういうものも十分今後は精査した中で、特にランニングコスト、今、それぞれ考えてみますと、つくる経費よりも、ランニングコストがかかるということが十分、今回長いことをしながらでも痛感しておりますので、このランニングコストまで計算した中において、本当につくるべきなのか、ことも判断をしていかなければならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

私たちが責任を十分感じながらでございますけれども、問題は、これから、この公共施設をどのような形で維持管理をしていくか、そして活用をしていくのか。廃止なども含めて、もちろんそうですが、そして、次に新たな施設を整備するときに、これまでの教訓を

しっかり生かしていかなければいけないと、そのことだろうと思います。

まずは、計画的な維持管理の必要性について質問をいたしますが、今回、東市来のB&Gの屋根改修工事が行われます。これは以前から大分古くなってきてるといったような指摘があったのも事実であります。幸いに財政的には、B&Gの財団のほうから約半分ほどの1,700万円ほど補助が受けられますけれども、この補助が受けられたからということではなくて、なぜ、今に、その修繕がなったのか。もう少し、前でもよかったんじゃないかという気もいたしますが、その理由をお示しいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回、B&Gにおきます防水の塗装工事等を計画しております。今、ご指摘のとおり、その前でという部分もございました。特にB&G財団が今まで全国浦々の中におきまして、こういう施設をいろいろとつくってまいりました。それぞれ、そういう地域からのご要望の中におきまして、今、出ているのが、この新しくつくることじゃなく、営繕事業にそれぞれ補助を出しましょうという方向になりました。その中におきまして、特に、この両立を含めまして、この財団のほう施設におきます、特A、A、B、C、Dとランク付をしております、このランク付で補助金の額も変わってまいります。そういう部分でございまして、今回、私のほうも申請に行きましたけど、日置市のこの東市来のB&Gについては特Aであったということで、特Aであったほうが補助率も高いという部分もございましたので、今までのそういう部分をすればよかったわけかもしれませんが、やはり、そういう少しでも、そういう財源をいただく中においてやりたいという方向の中で、このことについても、3年ぐらい前からお願いしておりましたが、ことしにやっと認可をいただ

いたということで、ことしも大変多くの自治体のほうがこのような要望がまいてきて、本当は来年にという部分を財団のほうからも言われましたけど、どうしても、この営繕の雨漏りを含めて施設等におきましては老朽化しておりますので、それだけの特Aである以上、またある程度の補助率も50%以上でございましたので、24年度に改修という分に入らせていただきました。

以上です。

○16番（池満 渉君）

特に、このB&Gの場合は、財団の絡みもございまして、そういったような都合もあったんだらうと思います。理解はいたします。ただ、二、三年前から予定はしてたということでもありますので、ぜひ計画的に、財源の問題は、またその次に、どうしても予算がつかないということであれば送らざるを得ないと、これは理解をいたします。

計画的な、この維持管理ということのメリットは、やっぱり、施設の延命でありますし、それから修繕費の削減であります。悪くなったから、あるいは市民から指摘や苦情があったからとか、そして原課が気づいたからといったような感じでは、行き当たりばったりとしか思えないわけでもあります。計画的に、なるだけ早くから予定をしていくといったような施設の維持管理をするためには、まず施設そのものの見回り、点検というものが重要だろうと思います。

市長は、さきの答弁、あるいは3月議会の同僚議員の答弁の中で、各部局ごとに当該施設の状況をしっかりと把握をして、優先順位をつけて、予算を計上しているといったようなことを言われておりますが、そこで、この施設の状況把握であります。だれが、どのような方法で、その施設の状況を把握をしているのか。そこをお聞かせをいただきたいと思

それから、先ごろOBを頼んで、庁舎のアスベストの調査をしましたが、提案ですが、この方式をですね、例えば、公共施設、管理点検というようなふうに……。

○議長（松尾公裕君）

途中ですが、暫時休憩します。ちょっと待ってください。

午前11時11分休憩

午前11時21分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○16番（池満 渉君）

何事もなくよかったのですが、この施設の現在ある施設の状況把握についてであります。先ごろ、アスベストの調査をしました。こういった、役場のOBの方々をお願いしてでしたが、こういった方々を今後施設の状況調査と把握ということで、もちろん毎日是要らないわけですが、そういったふうに振りかえることはできませんでしょうか。そこ辺をお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、今回のアスベストの場合は、特別にそういう知識を持った方でなければできないという部分ございました。特にこういう施設管理については、少なくとも10年以上を含めて、やはり、担当部署が絶えず、そのことに把握していかなきゃならないというふうに思っております。大きな物については建築士等に相談をいたしますけど、やはり、担当がそれぞれの上司にし、それぞれの部局において、そのことについて、施設の管理をやっていく。そういう仕組みといいますか、そういう組織であるべきであるというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

わかりました。それでは担当部署がそれぞれ管理をしているというような話でしたけれ

ども、現在の例えば方法を、実体をひとつお聞かせいただきたい。例えば、体育館等については、教育委員会の社会教育課の何々係が、年に2回どういったことで点検をしてるとか、業者に頼んでるとか、そういったような実体をお示しをいただきたいと思います。

それから管理の一元化ということですね。やっぱり、それぞれの部署の担当が管理するのは当然であります。もう一つ、その上から財政管財あたりがしっかりと全体をマクロ的に見て、予算のこともございますので、どのようなやり方がいいかというのを見る。いわゆる一元化、一元化して管理するといったような体制が必要だと思っておりますが、そこ辺はいかがですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、さっき言いましたように、公共施設は財政管財課のほうで、今、いろいろと山にいたしましてもやっている部分がございます。そういう報告等については、それぞれ部署にしながら、やはり、この財政管理課、全部市の所有物でございますので、これは一元化して、最終的には、管理課のほう、財政管財課のほうで見なきゃならないというふうには思っておりますけど、その前の前段で、あるいは、それぞれの専門部的な部分の部署がございますので、そういう分については、早目にそういう報告をし、また、さっきもございましたとおり、特に、この営繕等におきましては、多くのお金を必要とする部分もいっぱいございますので、さっき言いましたように、計画的にやっっていかなければ、一つの所に集中的にできませんので、早目に営繕修繕もやっっていかなければ、大きな大修繕に係る部分もございますので、大きな一つの一元化をする部署と、また、それぞれに細目した、それぞれの担当課がする。そういうことを今後とも続けていかなければならないのかなというふうには思っております。

○16番（池満 渉君）

しっかりと見て、計画的に、なるだけ段取りをよくして、管理をしていただきたいと希望いたします。

先ほど公会計改革による、いわゆる業務の見直しで、資産台帳もできると。しっかりしたものができるという話でしたけれども、平成28年に完成ということでしたでしょうか。でしたですかね。ええ。で、28年に大体詳しいものが資産価値等も含めてできるはずですが、実はもっと急がなければいけないという気もしております。

体育施設等については、先ほど市長からありましたように、既に廃止なども含めて検討を始めていると。これは利用頻度、そういったものを検討しながら、このことについては敬意を表したいと思います。しっかりとした資産台帳ができるまでも、待つまでもなく、現在の施設の中で、やっぱり、二、三、本当にいいのだろうかと思うところがあります。そのことをお尋ねをしたいと思います。

まず1つは、指定管理をしているゆすいんであります。ゆすいんは、建設当初からこれまでの修繕とか、あるいは現在指定管理している指定管理料も含めて、ゆすいん建設から現在までのすべての額をお示しをいただきたいと思います。

○福祉課長（野崎博志君）

ゆすいんの修繕料でございますが、平成12年の4月に供用開始しております。平成12年から平成23年までの修繕といたしまして、4,046万6,551円を支出しているところでございます。

指定管理料につきましては、平成23年度まで、平成18年の9月から指定管理ですが、18年の9月から23年度までで1億5,119万4,000円が指定管理料となっております。

以上です。（「建設費用はわからない」と

呼ぶ者あり）建設費につきましては、16億3,947万2,500円が工事費となっております。

○16番（池満 渉君）

大体18億超というところでしょうかね。財政的な観点ばかりで議論するのは、公共施設について、そういうのはよくないのかもしれませんが、現状は非常にこう、本市も財政が厳しいということを考えれば、やっぱり、そのことを先に言わざるを得ないと思います。

ゆすいんは、当初から健康づくり、現在もそうですが、複合施設という名前で、タイトルであります。その設置目的がどうもあいまいな気がしております。ご承知のように、この公共施設をつくる時、設置するときは、いろんな意義がございますけれども、主なものでは、例えば、民間にできないもの、学校など、こういった、その施設の設置が法律で義務づけられているもの。それからもう一つ、受益者の範囲が不特定多数で、その対価が徴収できないもの。道路、橋といったようなものがこうですよ。そして、市民生活を営む上で安全を確保し、不安を解消するもの。消防とか、保健施設とか、こういったようなものが主だろうと思います。そのほか、いろんな理由はございますけれども、こういったことに照らし合わせると、この厳しい財政下で、ゆすいんは必ずしも行政がやらなければならないことなのかということを感じるわけがあります。何を目的にしているのか、なかなかわかりにくいのでありますが、そこで提案をいたしますが、2つの考えを。一つは、純粹に福祉施設として、ゆすいんのすぐ後ろにある伊集院の老人福祉センター。ここはもう温泉も使えませんので、これを統合、併設して、そして伊集院には保健センターがございませんので、保健センターの機能もあわせもって、直営で施設の運営をやるという手がどうだろうか。それからもう一つは、徹底的に宿泊

施設あるいはスポーツ合宿等も含めて、そういったものに変えて、民間に貸し出す。民間の知恵と経営感覚を募集するといったような手もアイデアもありますが、指定管理の期間、選定のいわゆる満了前に、このようなこともお考えになる気持ちはございませんか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、このゆすいんの場合につきまして、特に健康、福祉のほう、特に福祉センターがありましたけど、その当時を含めまして、お湯の問題を含めまして、この問題につきましては、それぞれの要望もございましたけど、あそこにもう一つ、工芸センターというのもございます、この統合する部分の中におきまして、新たにつくったという、一つの目的の中でつくられたというふうに思っております。

ご指摘ございましたとおり、市の直営の中におきまして、福祉という一つのゾーンがいいのかどうか。また全般的に、これを民間のほうに譲渡していく。そういう場合について、どこが手を挙げていただけるのか。ちょっと、まだ、この部分わかりませんが、やはり、今も指定管理者制度をしているときには、運営ですね、運営をどうしていくのか。一つとして、管理者制度で一番大きな課題となっているのが営繕費なんです。修繕費をどうするかという問題が一つ出てきております。今まで1期、2期まで指定管理者制度してまいりましたが、今回の次の見直しを含めまして、このことも十分協議をしていかなければ、漫然として、指定管理者制度しているから、これで継続していくと、そういうことにはならないというふうに思っております。ここあたりも、今、ご指摘ございましたことも十分精査しながら、検討を進め、次の時期のまた指定管理者制度にするか、直営にするのか、ここあたりも十分協議をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

結局、いわゆるつくるときに、十分吟味をしなければならないということでもあります。

皆さんもご承知のように、さきの南日本新聞に旧金峰町のいなほ館のことが載っておりました。総額25億4,000万円を投入した施設でございますが、これを、新たに経営者を募集をして、民間譲渡でやるんだというような内容でございました。その後、同僚議員から聞いた話でございますが、旧坊之津町で老健施設を営む民間事業者がやるということで、ほぼ決まったような話を聞きました。土地だけを3,000万円で売るんだと。あと、建物施設については、無償譲渡。どんなふうに変えて、どんなふうに使っても構いませんということでの条件だったようですが、結果、小規模多機能型の特老施設として使われるんだというようなことです。事業をやめた後、その後、ずっと最後に、後に、事業をやめた後には、今度は施設をすべて壊して、業者の、事業者の責任で壊して、更地にしてくれれば、その土地を市が今度はまた3,000万円で購入しますといったような条件になっているようでもあります。

そこで、18億円の本市のゆすいんもそうですし、多額のお金を使ってるわけですが、この、いなほ館と似たような感じがあります。吹上地域のゆーぷる。ここのゆーぷるが建設から現在までの修繕費、指定管理料すべて含めて、ゆーぷるに係る経費は幾らだったのかをお示しをいただきたいと思っております。

○吹上支所長（山之内修君）

健康交流館ゆーぷる吹上のこれまでの建設費から修繕料、指定管理料など、すべて含めまして、これは平成元年度に温泉掘削をしておりますが、これら含めての総額でございます。15億645万9,000円ほどかかっております。

以上です。

○16番（池満 渉君）

大体15億円。やっぱり、改めて金額を聞くと、非常に大きいなという気がいたします。これだけの投資をされていて、今、指定管理しておりますけれど、実は、ゆーぶるの評判が非常に悪いのではないかと。市民の方々から、幾らか、そういう話を聞きます。たくさん投資をしても、本当に利用頻度が高くて、市民が喜んで使ってくれれば、それほど苦にならないわけではありますが、評判が悪かったりとか、ぐあいが悪かったりすれば、非常に施設の存在価値を疑うわけであります。この指定管理をすることの趣旨として、民間事業者の能力を活用し云々という内容がございます。そのことを考えれば、指定管理したことによって、そのサービスの質が上がらないといけないというふうに思います。ひいては、コストも削減されていくんだというのが最終目的だと思いますが、このゆーぶるについても、間もなく切りかえの時期でありますので、ぜひ、今の状況がどうなのかという事業評価、この評価をしっかりと切りかえ前にして、次の契約に臨んでいただきたいと思います。

そして、このゆーぶるについては、ご承知のように、建設当初、地元の旅館組合ですか、そういった方々とのいろんな申し合わせもあったようであります。この申し合わせというものも、営業の中では足かせになっている部分もあります。建設当初からすると、現在は随分と状況が違ってきている部分もありますので、そのことも含めて、しっかりと協議をしていくべきだと思いますが、このゆーぶるについて、今後はどうお考えでしょうか。

○吹上支所長（山之内修君）

ゆーぶる吹上の今後の考え方についてのお尋ねでございますが、ご承知のとおり、ゆーぶる吹上につきましては、健康交流施設、合宿施設という形の中で、近くに吹上浜公園もございます。そういった関係で、そういった

大会等、公園を利用された方々の利用を促進し、そしてまた、その地域の活性化を図りましょうということで建設されております。そういった観点から、実際、吹上の場合は吹上温泉もございますので、民間のそういった事業者との民業圧迫をしないというような観点から、いろいろな取り組みを行っていくところでございます。

今後、ことし、平成22年、23年、24年、3年間民間企業の方をお願いしておりますが、実際、民間の方が頑張ってください、なかなかそういった施設の目的が目的でございますので、難しいというところもございます。ただ、健康維持増進を図るという目的のプールがでございます。温水プールですが、これにつきましては、会員の利用は年々伸びてきているというか、これだけはそれなりにふえてきておりますので、今後、ゆーぶる吹上の事業のあり方については、吹上浜公園の利用も含め、そして市民の方々の健康増進を図っていくというような施設目的に合致した形の中で運営を図っていけば、市民の皆様方のご利用というのも理解も得られていくんじゃないかなと思っておりますので、そういう考え方で運営をしていきたいなと思っておりますのでございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

一つ一つの施設を本当に真剣に吟味をして、このままでいいのか、このまま指定管理し続けていいのかと、運営をし続けていいのかということを真剣になって考えていかなければならないと思います。

もう一つだけですが、これは施設の統合などはどうかという意味で、日吉地域の農村加工センターと農村センター、似たような施設がございます。しかも、ほとんど同じような場所、隣にあります。別に維持管理料が多額なものがかかっているわけではありません

けれども、農村センターのほうは、施設も随分と古くなりました。そういったことを考えると、今、使っている人たちと協議をして、農村センターを閉鎖をして、加工センターに統合することはできないのでしょうか。いかがですか。

○農林水産課長（瀬川利英君）

現在、市の農村センター条例の中で、日置市の農産加工センター、それから日吉農村センターというふうなことで、名前自体も同じような名前になっておりますけれども、従来は平成元年にできました日吉農村婦人の家と平成12年にできました日吉農産加工センターが今残っているという形になっています。この中で、施設をつくった段階で、古いほうの平成元年の施設につきましては、当時の農産加工品の開発、それから農業後継者の指導というふうな分が出てきておりました。その後、いわゆる加工グループ等があちこちにできてまいりまして、そういう方々の利用のための施設というふうな形になっております。現在はそういうふうな形になっておりますけれども、今後においても、利用者の皆さん方のお話等も聞きながら、その辺は十分に検討していきたいと思っております。

○16番（池満 渉君）

閉めるといっても、例えば、引き継ぐグループとか、そういった所があれば、無償でも、そういった方々に運営をしていただけるような体制ができればベターだろうというふうに思います。ぜひ、検討をしていただきたい。

先週の土曜日の、これも南日本新聞でしたけれども、日本総研主任の藻谷氏、藻谷さんという方の意見、記事が載っておりました。今の日本はバブル期の税収をもってしても、我々日本の我が国の歳出は賄えないんだというふうに載っておりました。どういうことかという、この日置市も非常に財政厳しいと

言いながらも、合併のときは240幾らでしたけれども、現在もやっぱり目標は200億円ぐらいがいいだろうと言いながらも、やっぱり来てるわけですよ。だから、いろんな要望なりはあっても、扶助費も大きくなりますし、あっても、どこかで切っていく努力をしないといけないと。そして藻谷氏が言われたのは、言われているのは、現実を踏まえた政策、先送りにしないことが大事だというふうに結んでありました。

この公共施設の利活用については、ご承知のように、補助金適正化法が規制緩和されました。使いやすくというか、民間への、あるいは他への転用というのができやすくなりました。そこで、今言ったような持て余す施設がもしあるとすれば、民間から、その活用策を提案してもらおうというような制度は考えられないのでしょうか。その際、アイデアを出した提案者と事業者が同じになるように、市がその事業者と個別に交渉して、そのアイデアをいろいろと吟味をして、事業者を決定をしていくと。いわゆる入札と随意契約の間のようなもので、優先交渉権と言うのでしょうか、そういったものを利用することはできないのでしょうか。このような方法で、官民を上げて有効活用を図っていくというふうに思いますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、私ども日置市も、それぞれいろんな思いでつくった部分があるわけなんですけど、修繕費を含め、利用率を含め、また、ある程度、重荷になっている施設もございます。そういうもろもろにつきまして、今、ございましたとおり、補助金の適正化という部分もございまして、このことも十分調査もしなきゃならない。また、今おっしゃいましたとおり、民間のアイデア、プロポーザルといいますか、そういう提案型の中におきまして、それをそれぞれの方々が

利用する。基本的に、いろいろとその中において、建物をどうするのか、土地をどうするのか、そういう部分まで入ってきますので、やはり、今からの施設等を、さっき、ご指摘ございました、特に指定管理者制度をしている施設等については、そういういろんな多面的な検討をしながら、どの方向に行くかということを出していきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

新潟県の南魚沼市、合併をしましたがけれども、旧塩沢町という所の議場があります。東市来も、どこも、旧議会の議場がございますけれども、この南魚沼市は合併前の塩沢町の議場をヤマト運輸のコールセンターに貸し出しております。大体100名の雇用が生まれて、おまけにヤマト運輸から議場の賃貸料が入っているということ、非常に喜んでいますが、思い切って、いろんなことを提案をしていただきたい。ただ、民間も非常に冷え切っておりますので、そこら辺は懸念するところですが、これから公共施設の思い切った統合、改廃、利活用が進むのに、2つの転機がきっかけがあると言われております。1つは、市長が変わったときであります。そして、もう1つは、先ほど28年度に公会計の制度改革のためのいろんな資料ができるとおっしゃいましたが、そういったような本市の資産台帳が整備をされて、この当初、答弁をいただいた900幾つ、あるいは金額にして、こんなにあるのかというような、その実体が数字としてわかったときだと言われております。本市の場合は、後者になるのかもしれませんが、ぜひ、28年度を待つとか、何とかじゃなくて、今からでも、本当にいろんなことに、一つずつでも手をつけていただきたいということを期待をして、次の質問に移ります。

さて、駅の跨線橋についてであります、

市長は前回の議会のときの答弁で、どのくらいの費用がかかるのか試算をしてみたいと。その試算もして、JRとも交渉してみたいというふうに答弁をしておられますが、その後、試算をされたのか、その費用について、幾らぐらいになったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○企画課長（大園俊昭君）

試算の関係でございますけれども、ことし1月にJRと協議を行っております。そのときの事務作業ということで、JR側につきましては、ポンチ絵的な図面を作成いたしまして、エレベーター、平面通路の2案を示して、ゴールデンウィークをめどに国と再協議を行いまして、後日、日置市へ報告するという事となっておりました。その中で、概算の事業費も示されるというふうに考えていたところでございますけれども、現在までJRからの概算ということでの事業費の提示はいただけていないという状況でございます。

なお、その参考ということでございますけれども、今年度、串木野の駅がバリアフリー化するという事で、現在申請を行っている状況でございます。串木野の駅につきましては、地下道方式となっております、ホームに上がるためのエレベーターを1基設置するという事でございますけれども、事業費については、約1億2,000万円と聞いております。東市来等の場合につきましては、現在、跨線橋方式ということでございますので、同じようなエレベーター設置ということになりますと、現在の跨線橋は利用できないということから、新たに設置するという事になりますと、大幅に事業費がふえるということが予想されるという状況でございます。

今後のエレベーター方式、あるいは平面方式、いずれを選択するにいたしましても、事業費の把握は必要ということでございますので、可能な限り、早く示していただけるよう

にJRのほうには要請していきたいというふうに考えているところでございます。

○16番（池満 渉君）

市長はですね、前回のこの議会のときに、その答弁では、一応の試算もして、JRとの交渉に臨みたいと。その試算というのは、市が積極的に自分たちで、一たんの試算をしてみるというふうに私は理解したんです。JRが幾らかかるということ、JRが提示してくれるということじゃなくて、本市独自ではされなかったということでもいいんですね。

○市長（宮路高光君）

先ほど課長が答弁いたしましたとおり、話し合いをする中におきまして、JRのほうで試算するということがございましたので、私どものほうは試算をしてないという部分がございます。端的に、この中で跨線橋を使う場合につきましても、恐らくエレベーターをしなきゃならない。エレベーターの場合は、1基は恐らく1億円程度と思っておりますので、少なくとも1基しなきゃならない。ざっとしても、約3億円程度は恐らくかかってくるんじゃないかなと。私ども伊集院駅を改修する中におきます、そういうエレベーター等の設置の状況で、ただ、単純な話でございますけど、そういう試算の中で、さっきも言いましたように、串木野駅の場合につきまして、エレベーター1基するのに1億2,000万円程度という形でございますので、基本的には、このエレベーターが大変多くの足かせになっているのも事実でございます。そういう試算をもとにしながら、さっき言ったように、平面ができるのかどうか。平面の場合につきましては、さほど大きな事業費がかからないわけですが、これは安全性という部分の中で、大変大きな一つの課題が残っている部分もございます。こういうものを今JRと協議しておりますので、今後、いろいろとそれぞれの持ち分を持ってやらなきゃならないとい

うふうに考えております。先ほど、ちょっと申し上げましたとおり、このバリアフリー化という形におきまして、3,000人というのが基準でございましたけど、JRのほうは2,000人という規模の中におきまして、それぞれの駅の改修について、それぞれの自治体と打ち合わせをしておるところでございます。私どもは、そのまだ半分であるというのも事実でございます。ここあたりも、十分配慮していかなければ、さっきも申し上げましたとおり、国としても、またJRとしても、この基準に基づいた中で3分の1、3分の1というのがございますので、ひょっとしたら、これに当てはまらなければ、市の全部を持ち出しをして、これだけしていかなきゃならないというふうになりますので、今後ともJRといろいろと交渉を続けながら、この両駅につきまますバリアフリー化ということで交渉を進めていきたいというふうには思っております。

○16番（池満 渉君）

エレベーターだけでなく、ぜひ、平面式も試算をしていただきたいと。しかも、専門的なことになりますので、当然本市だけではできませんから、本市がどこか専門の所に、またJRとは別に試算をお願いするという手もあると思います。私はさきの議会で、市長が積極的にJRや国交省と交渉、協議をしていきたいということをご答弁されましたので、その後、どれぐらい積極的に交渉して下さったのかということをお聞きをしております。何も、その言葉じりをとらえて質問をするということではありません。市長の本気度を伺いたいのです。時間はかかるかもしれませんが、結果として、だめだったと言うかもしれませんが、どう努力されたのか、どこまで努力されたのかということをお伺いしたいのです。前回の質問の後に、今、市長から答弁がありましたように、

私は支所の支所長、職員の方々、そして本庁の企画の方々と一緒に、JRの方々との協議に2回ほど同席させていただきました。JR九州の福岡本社から2人、鹿児島支社から1人、3名でしたけれども、その内容については、市長も報告を受けておられると思います。この協議の設定については、市長が指示をされたんでしょうか、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

私のほうから、この質問出まして、JRときちんと打ち合わせをなささいという指示はしました。日にち的な分については、担当のほうでしたということでございます。今後におきましても、市長として、さっきもございましたように、バリアフリー化というのは大事なことでございますので、支社を含め、また本社とも、また、それぞれの方々と、今ちょうどJRとの伊集院駅の中におきまして、交渉もしておる部分ございますので、そういうことをとらえながら、私としては私なりに、それぞれの方々にアプローチをしながら、またご意見を聞きながらするし、担当は担当レベルの中で、そういう緻密な形の打ち合わせというのが必要であろうかというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

交渉をするとき、協議をするときに、内部資料というか、本市のほう持っておかないといけないと思いますが、安全性の問題で、特に財政的には低いであろう平面踏切式にした場合のリスクといったものを持っておかないといけないと思います。とりあえず、リスクが、湯之元、東市来ありますけれども、東市来のほうが低いので、東市来駅と鹿児島市の広木駅と比較をしてみました。東市来の駅に1日に乗り入れ、あるいは通過する車両は、旅客、貨物、土日祝日だけのオレンジ鉄道の2本を入れても1日に78本であります。踏切式に仮にしたとすれば、東市来の駅は

1線、下りだけを越えればいいわけですから、半分の39本がリスクとなります。一方、比較されるひろき駅は1日96本の通過でございますので、半分の48本で、広木よりもリスクは本数としては少ない。しかも、1線だけを越えればいい東市来と、下りの線だけを越えればいい東市来と、広木駅は上下の線路を越えて、向こうに渡りますので、そのリスクとしては、もっと低いわけでありまして。しかも、この広木駅が今開通して3年になりますけれども、事故が発生したという情報も聞いておりませんし、ましてや、広木駅を利用する住民の方と東市来、湯之元を利用する住民の方の踏切を渡るときのマナーは違うかと言えば、そう違わないと思います。ここら辺もぜひ参考にさせていただきたい。市長は、なぜ、私にそんな言うんですかというような気持ちかもしれませんが、こういったことを市長が資料として持って訴えていただきたい。交渉していただきたいということでもあります。JR西日本の広島可部線という所はすごい都会の中にありますけれども、東市来と同じ駅の構造で踏切式です。こんな所もあるじゃないですかといったことをぜひ参考に、交渉していただきたい。しかもJRに支所に寄っていただくということじゃなくて、こっちのほうからJRのほうに出かけて、お願いをするといったような姿勢が大事じゃないでしょうか。いかがですか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、こちらからお願いすることでございますので、また今月の中に企画課長のほうも行くということでございます。また、私も、また時間を見つけまして、それぞれの方々に、この駅の、おっしゃいましたバリアフリーという中におきまして、恐らく高架橋と、この平面、この両方しかないというふうに思っておりますので、ここあたりの状況等も十分相手のほうにもお願いをしていか

なきゃならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

もう最後にいたしますけれども、この踏切の話ですれば際限がないわけですが、鹿児島中央駅の手前、宮田通り踏切という所がございます。ここは非常に広い所ですが、鹿児島本線と指宿枕崎線だけで、1日188本の列車が通過する所です。車両基地の通過を入れるとそれ以上になると思いますが、ここもいわゆる平面交差であります。ご承知のように、鹿児島市が危ないということで、ちょっと待ちたくないという人の要望で歩道橋もつくりましたが、これも老朽化で撤去しております。現在は広い踏切になっておりますが、そこ辺もぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

先ほど市長がおっしゃいましたが、伊集院駅の改築があって、JRとも今密接ないろんな関係があるわけですので、この機会をとらえて、ぜひ、交渉をしていただきたいと、そういうふうに思います。ぜひ、先ほどおっしゃった2,000人という利用客の数も、JRのほうから、高齢者の数や福祉施設の数も勘案すれば、その数だけを、2,000人だけと言うことはできません。問題じゃないかもしれませんよという話もありましたし、とりあえず、JRのほうで、じゃあ、平面式にしたときの簡単な図面もつくってみましょうというぐらい本社のほうは約束をしてくださいました。もう一歩だろうと、何か取っかかりができそうな気がしておりますので、ぜひ、トップセールスをやっていただきたいと思っております。

最後に、この市民要望、跨線橋の問題ですね、市長が本当に本気で取り組んでいただけるのか、その思いをお伺いをして、質問を終わりたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

このことについては、何回となくご質問いただいておりますので、私ども担当課を含め、

また私自身自身もそれぞれJR、また国の方々ともご協議をさせていただき、努力をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

○15番（西菌典子さん）

大飯原発の再稼働へと動き出しました。安全性もリスクもまだはつきりしない中で、まさに、背に腹はかえられないというトップの思いに対しまして、政権交代を託していただきました国民の皆様方に対して、大変悩んでいる民主党議員の1人であります。

私は2問についてお尋ねいたします。

1問目、9月ごろ策定を目指しております健康づくり推進条例に関しまして質問させていただきます。

日本の国を100人の村に例えた統計数字があります。100人のうち男性が48.8人、女性は51.2人、小学生が5.5人、中学生2.8人、高校生2.6人、65歳以上が22.9人、75歳以上が11.1人、たばこを吸う男性が15.1人、女性が4.6人、病气やけがで通院している人は33.4人、健康状態が余りよくないと答えた6歳以上の人は13人、生活習慣病の患者は11.5人、40歳から74歳でメタボリックシンドロームまたは予備軍と考えられる人は、男性11.9人、女性が4.5人、障がい、がんになる人は、男性が28.4人、女性が21人、

会社の健康診断で要所見だった人は、22.4人という、ざっと見た100人の日本村であります。

そうした我が国におきまして、1日当たりの国民全体で支払われる医療費、実際に国民が自己負担として払われた医療費というのは、平成21年1日当たり108億3,000万円、お薬代は30億3,000万円とされておりまして。そうした現状の中で、日置市も昨年国保税が15%近くアップ。4月からは介護保険料も上がりました。健康はだれのためのものなんでしょうか。健康とは何なのか。健康は失うときに初めてありがたさや、大切さを実感するものであって、健康なときは、当たり前のような錯覚を覚えて、私たちは自分がなしたこと、体に入れた物でしか、体はつくられないことを忘れて、自分に過酷な仕打ちをしているような思いがします。健康は言うまでもなく人生を豊かに生きるための根本であり、この条例づくりで、日置市、日置市民、乳幼児から学齢期、社会人、お年寄りに至るまで、幸せづくりのお手伝いができるような条例になってほしいと願うばかりです。そこでお尋ねをいたします。

1番、宣言とせず、条例制定にしようとした目的をお尋ねします。

2番、高齢社会や医療費増大に向けての本市の啓発や対策など、特定健診率のアップに向けて、一所懸命に進みつつあります。しかし、元気に任せて無茶をしたり、不摂生など、予備軍になり得るような若い層の健康管理の実体把握や、予備軍にならないための対策などを伺いたいと思います。

3番、通算十数年という学歴を過ごす子供たちへの健康指導や対策は生活をともにする若年層への家族そろっての健康づくりという方向性を期待することができます。若い層への意識づけで、子供も親も健康づくりへ引き込むのに効果的ではないかと思っております。

条例案の中に「学校」、「教育」などの文言が見当たりません。健康教育や教育機関などの連携や対策などをどのように織り込んで行かれるか、伺いたいと思います。

4番、健康づくりを推進するという市の立場で、また、進める事業所としての立場で、市職員などの生活実態と健康づくり体制をお伺いします。

2番、急増する空き家と廃屋対策についてであります。

以前も一般質問がなされたこともあります。個人の所有という壁に阻まれて、具体的な対策がとれないまま、過疎化、高齢社会の進展とともに増加しつつあります。しかし、防犯、防火、倒壊、景観が悪いなど、周辺住民は不安を抱いたり、困ったりしております。山間部の空き家は、雑木や雑草に覆われたりして、放置されていたりしております。また、街部では、密集地の中に雨風などで周囲の家に影響を与えたり、雑草が茂り、害虫や動物が住み着き、たばこのポイ捨てなどがあれば、火事などの心配があり、ひとたまりもない。また、治安が悪く、何かのたまり場になりはしないかなど、悩みを抱えながら、毎日暮らしておられます。さきの議員が質問の中に対する答えの中で、早急に調査・検討をしてくれなければならないというふうには市長はお答えになっておられます。今後も急増すると思われる状況の中で、本市の実態と対策を伺います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の健康づくり推進条例の制定でございます。その1でございます。

本市の国保財政は、被保険者数の減少に伴う税収の落ち込みと急速な高齢化の進展に伴う医療費の増大により、平成22年度末の試算で、23、24年度の2年間で、約4億円の財源不足が生じ、昨年度税率改正を行ったところでございます。国保税の落ち込みと

1人当たりの医療費高騰が今後も続けば、平成25年度にも財源不足が生じる見通しとなる見込みとなり、2年後にさらに値上げをすることは、市民及び行政負担において、避けなければなりません。そのようなことから、健診率の向上と医療費抑制を図るため、行政と市民が一体となって健康づくりはもとより、特定健診やがん検診の受診率向上に努め、必要な人は保健指導を受けていただくなど徹底した健康管理に取り組むと同時に、後発医薬品使用の促進を図り、これらの実効性を高めるためや、市民の皆様が逼迫してる国保財政を認識し、危機意識を持ってもらうために、平成25年4月1日施行を目指し、現在条例制定に向けて準備を進めているところでございます。

ご質問にありました宣言とした場合は、特定のテーマについての市の考え方や健康づくりの方向性を表明するものと考え、現在策定中の健康づくり推進条例は、これらの概念を包括かつ市民・市・医療機関関係者等の責務を明確にすることにより、それぞれ市民一人一人の健康づくりについて取り組むことを目的に条例を制定するものでございます。

2番目でございます。

若年層の健康管理の実態であります。平成22年度に健康実態調査を20歳から74歳までを対象に実施し、その結果を若い男性の肥満が多く、生活習慣の改善が課題となっていることを認識しております。また、児童・生徒につきましても、各学校ごとで健康診断の結果等を学校保健委員会等で協議されていると認識しております。

予備軍にならないための対策といたしまして、健康づくり推進協議会におきましても、教育関係者の委員として、市の養護部会や栄養部会の代表者にも入っていただいております。その中で、市の健康課題を示しながら協議していただき、教育現場や家庭でも推進し

ていただけるものではないかと考えております。元気な市民づくり運動推進計画の中でも、それぞれの団体等の役割を明記しておりますので、計画書の推進の普及にも努力してまいりたいと考えております。

3番目については、教育長のほうに答弁をさせます。

4番目でございます。職員等の健康管理体制につきましては、職員の健康の保持増進を図るため、市衛生委員会等を設置し、定期的な健康診断や事務室内での労働災害未然防止のための職場安全点検、有給休暇の計画的な取得促進などに取り組み、職員個々の健康管理と安全な職場管理に努めているところでございます。

なお、健康診断結果で要精密検査や要治療など、健康に異常があると認められる職員につきましては、産業医や保健師による専門的な見地から、職員の食生活などを含めた健康相談・指導等を行い、職員の健康の保持増進を継続的に図っていくこととしております。

2番目の急増する空き家と廃屋対策について、その1でございます。

市内の空き家の状況は、平成23年11月の調査で2,453棟を確認されています。平成18年度の前回調査時にいたしますと706棟ふえており、そのうち破損等で使用できない住宅が456棟確認されています。過疎化と高齢化による独居高齢者等の増加により、空き家は増加していると考えておりますが、個人財産であり、行政が入りにくい部分でもあります。防犯、防災、景観上の問題がある物件につきましては、自治会と連絡をとりながら、所有者への戸別に連絡して対処をお願いしている状況でございます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

児童・生徒及び学生に関する教育機関との

連携や健康教育などはどのように盛り込むのかということがございますけれども、日置市健康づくり推進条例案第4条に、「市民は自ら心身の状況に応じ、幼少時期から食生活、運動、休養等の健康に関する生活習慣の確立に努めなければならない」とあります。このことは、現在学校で行われております健康教育を包括しているものと考えております。ご承知のように、学校では健康診断に基づく保健指導、食に関する指導、性に関する指導、生命尊重の指導など、全体計画を作成し、それに総合的に取り組むことで、自分の生活を見直すことのできる子供、自分の健康を意識した生活ができる子供の育成を図っているところであります。学校で取り組んでいる「早寝、早起き、朝ごはん」の推進もその一つと考えております。

○15番（西園典子さん）

15番。先ほど12番の議員も、こうして特定健診のことなどをおっしゃいました。やはり、特定健診で非常にこうして健康づくりが大変大切であるということをおっしゃいますが、まず健康というものはだれのためのものなのだろうか。健康というものは、どういう意味合いを持っているのだろうかというようなことを、私は思ったりしますが、市長のそこ辺の見解をまずお伺いしてみたいと思います。

○市長（宮路高光君）

健康という言葉の中の意味合いということでございますけど、だれのためとかいうんでは、健康というのは、自分が自己管理して、自分がどうして、それぞれの制度設計といいますか、人生生活をするのか。これは人のことじゃなく、自分自身が自己管理をしていくことが健康という言葉に一番大きな匹敵をするのかなというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

健康は自分のためということでもあります

けれども、若い人などは、自分のことだから、どうでもいいよという考えを持つ人もいたりするわけですが、その辺に対しては、どのようにお考えになりますか。

○市長（宮路高光君）

さっき議員もおっしゃいましたとおり、健康という言葉がですね、元気だったら、健康という言葉は使わないと。恐らくそのとおりだと。みんなそれぞれ病気がしたり、重い患者を抱えたり、自分たちが体験しなければ、健康という言葉が常々出てくるのは大変難しいというふうに考えております。そういう中で、若い、子供たちにいたしましても、今、さっき教育長のほうから話ございましたとおり、肥満の方が多いとか、学校の栄養士、また看護師方々からご指導いただきながら、そういうことを十分、健康と運動といいますか、そういうものも比例しながら、子供たちもそのような認識を持っていただくことが大事であるというふうに思います。

○15番（西園典子さん）

おっしゃるとおり、子供たちからみんなですね、本当に気づかないままで過ごしてしまうありがたさというものを気づかないままに、そういうところもあつたりしますが、それが基本であるという、健康がなければ、ちゃんとしていけないという意味でも、子供の時代からきちっとしていくべきだということであると思います。

私自身としましては、こうして、今、特定健診、この条例をつくるっていうことに真剣に考えなければいけないというはめになったことを考えますと、健康というのは、自分自身のことでもあるけれども、自分1人のものではないというふうな思いもしているわけです。ということは、家族が、また、自分が健康でなければ、家族も不幸にしてしまいますし、また、医療費の増大とかも、こうして、そういうことになれば、健康づくりというこ

とは、社会、社会的責任というところにまでも至ってしまってるのかなという思いでいるところです。それで、やはり、健康づくりということは、自分自身の幸せづくり、人生づくりということと、社会を構成するために、本当に大切な基盤であるという思いをもって進めていくのが大切ではなかろうかと思いますが、そこ辺はいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そういうことを総括しながら、今回条例化した中におきまして、市民の皆様方、私ども行政を含め、また医療機関、それぞれの方々が役割分担と申しますか、そういうものをしてながら、やはり、地域におきます、それは個人といえば個人かもしれませんが、お互いが役割分担をしながら、この健康づくりに推進していかなきゃならないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

ということは、やはり、幼少時代から、そして子供たち、ずっと大切に、これを築いていかなければいけないという形を条例化するということであってほしいと願うわけでございます。1番のところは、こうして、ちゃんと、そのとおりであるというふうに思っておりますので、次のほうに行きたいと思っておりますが、2番、3番というのは、関連性がございまして、2番、3番に入らせていただきたいと思っております。

健康事業というのが、先日、新聞やテレビでも発表されましたが、日置市におきまして、やはり、健康事業というものをきちつきちつと伸ばしていかなければいけないということを、こうして感じているわけでございます。

先ほど、各家庭に広報で普及版というのでも回ってまいりました。こういうところを見ますときに、お年の人たちのことですが、ずっとめくってみますと、男性は30代から肥満になる人もぐんとふえているとか、男性の

4人に1人は肥満なんだってとか、それから20代、30代の男性は3人のうち1人はほとんど朝ご飯を食べていないんだというような言葉が載ったりしております。そこで、お聞きしたいのは、そういうような現状の中で、日置市のこうして、これでは大体こうして出しておりますが、具体的に、ちょっとそこ辺の傾向というのを、若い方々の、若い層というか、予備軍になりがちな人たちのところをお知らせいただけたらと思います。どういう状況であるかということですね。お知らせいただけたらと思います。

○健康保険課長（平田敏文君）

ただいまのご質問でございますが、若い人、20代、30代、40代の人たちに、平成22年度に健康調査を実施したところでございます。全体的に20から40歳代の男性の生活習慣がよくないことはわかっております。20歳代の男性の半分が毎日朝食をとってない。また、30歳から20歳の肥満は4人に1人。しかも、平成18年度調査時より、20から30歳代の肥満が急増しているような結果も出ているようでございます。また、運動習慣も30から40歳代は男女とも低くなっているような状況でございます。これらの運動習慣については、男性より女性のほうが低くなっているというような状況がこの調査の中で見えてきたところでございます。

以上です。

○15番（西園典子さん）

今の状況で、私どもは、40歳以上の方、また、それから高齢者の方々の健康管理に、非常に医療費ということで目を向けがちでございますけれども、今のお話を聞いておまして、若い層も非常に危ないということをお感じになったのじゃないかと思っております。若い層という方々が予備軍にならないようにということが私のきょうの質問のこうして趣

意でございますけれども、そちらから、前、5月の全協のときにいただきました、この条例の質問の説明の中でですね、いただきました資料の中に、新規要介護認定者40歳から74歳という中、104人の内訳が書いてありました。40歳から64歳という方が21人いらっしゃいましたが、その方々が重症化というものが、重症化する割合が65歳以上の新規加入者という方々の2.2%というのに比べて、5.7%というふうに若い方々の新規の方々が重症化しやすいという傾向をこうして見てとったわけです。その21人という新規の方の年代層を40、50、60という、その年代層に何人ぐらい、どんな傾向であったかをお知らせいただきたいと思います。

○健康保険課長（平田敏文君）

新規要介護認定対象者の40から64歳の年代層の階層でございますが、40歳代が1人、50歳代が11人、60歳から64歳が9人となっております。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

ということは、50代までの働き盛りの人が半分以上を占めているという新規の要介護ですね。介護認定者というか、そういうような現状であるということですね。

それから、もう一つ、高額レセプト医療の方々、という方々がいらっしゃいますが、1人当たりが、何年かしたら、1億円の負担がある、医療費負担があると言われてたりしておりますが、その人数と年齢階層をお知らせいただけたらと思います。

○健康保険課長（平田敏文君）

年間400万円以上高額レセプト対象者の144人の年齢階層でございますが、20歳代が5人、30歳代が9人、40歳代が10人、50歳代が40人、60歳代が60人、70歳代が20人となっております。

以上です。

○15番（西園典子さん）

144人の中に、やはり、働き盛りの人が半分以上というような現状ですね。そういう方々が高額レセプトの対象者であるということは、そういう方々が大変苦しんでいるが、また、高額な医療費を使わざるを得ない現状になっているということが、どういうことを指しているのかということに思いをはせるわけですが、そこ辺をどのように市長は思われますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

数字的には、課長のほうが説明申し上げましたとおり、若干若い方々も高額医療を使っているというのは事実でございます。そういう意味の中で、今回の条例におきましては、幼少時から、そのような勉強もしていただき、また指導もしていかなきゃならないです。学校現場を含めて、いろいろとこの中で。特に健康づくり推進協議会等も今までございまして、また、今までも元気な市民づくり運動推進計画、こういうものも定めておりますので、こういうことを指針にしながらか進めていかなきゃならないというふうに思っています。

○15番（西園典子さん）

市長のおっしゃることはわかります。私ももう一つ申し上げたいのは、若い層という方々は、親の世代である。子供を育てる親の世代であるということをおっしゃるわけですね。それが問題だと。ですから、その親の方々の世代がどういう生活をしているのかということが、子供がどういう状態であるのかということと相関関係が恐らくあるだろうと。統計的にも、親が朝寝をする家庭は、そういう生活が乱れがちなのは子供もそうなりがちだと。そして朝ご飯を食べない親の子供は、また食べないことが多いと。そういう相関関係があります。ですから、そのあたりに親の今若い層の現状ということをおっしゃってくださいました。健康づくりということに関しますとき、若い

層が今危うい状況であるということを感じたときに、子供、子育て、子供の健康状態に与える影響がどういふふうであるかなということ、教育の分野というものの重要性というのを感じて、私はいるわけですが、教育長のほうは、そこ辺のところを含めて、どんなに思われますでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

議員のほうから、今お話がありましたとおり、例えば、若い世代の方が朝食をとらない人が多いと。その結果、子供たちもとらないのではないかと言われましたけれども、私も、親を見て子供は育ちますので、多分、そういう傾向はあるのではないかとはいえますけれども、そのような親と子を調査した資料は今のところありません。しかし、いろんなことから考えると、多分、そういうことは思われます。ただ、先ほど、20代、30代あるいは、先ほど健康保険課の調査の中で平均した朝食をとらない数が、男子が17.6%、女子が11.8%おりましたけれども、これを日置地区の子供たちの朝食の状況を調べてみますと、ほとんど食べない子と、週に2回から3回食べる子供を合計しますと、小学校では1.3%、中学校では2.1%になっております。これを全国で見てもみますと、同じく小学校では約4.0%、それから中学校で5.5%となっているようであります。このデータからはそういう推測は全くできませんけれども、現状はそういうことでありまして、食べない親と食べない子を比較した調査ができればよろしいんですが、今のところ、私どもには、そういう調査はやることはありません。

○15番（西園典子さん）

私はほかの資料の中で、これは幼児の場合でしたが、食べる親と子供というのをちょっと見させていただきました。そういうときに、食べる親、ちゃんと、きちっとして食べる親

の所は子供も食べる。やっぱり、食べない所は子供も食べないとか。また逆に、ご飯じゃなくて、お菓子で済ませるといふ所も同じような傾向があったようでございます。ですから、それがすべてではないかもしれませんが、やはり、そういうことは考えていかなければいけないということを思ったりしております。

それから、もう一つ、健康診断を学校ではなさいます。あつたりしますが、健康診断があつたりして、それは異常があつたりしたときに、どのような、あとほどのようなふうな形にしていращやるのでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

学校では法律に基づきまして、学校教育法、並びに学校保健安全法というのがございますが、それに基づいて定期的に健康診断を行っております。その中で疾病等がはっきりしますと、個別に、お宅の子供さんはこういうことで、ちょっと診断がありました。正式に病院に行って治療してくださいという、個別にですね、それぞれの結果をお知らせして、治療に行ってもらうようにいたしております。

なお、今、議員が一番心配されている特に生活習慣病等については、今学校では指数というのが身長やら考えた、あるようでございますが、その肥満度の指数を養護教諭のほうで調べまして、この子はちょっと今用心したほうがいいなと思う場合は、その子供と親を呼んで、校医さんに診断をしてもらったり、正式にそういう傾向があるかどうかというのを診断をしてもらって。しかも、そのことについては、養護教諭と学校、親と子供と3人で定期的に運動の問題、食事の問題を話し合いながら、長期にわたって、計画的に取り組み状況を把握したり、励ましたり、叱咤激励したりしているようでございます。

○15番（西園典子さん）

日置市では、かなりきちっとしていただい

ているということに、非常にありがたいと思
っています。長期的にずっと肥満など経過を見
ているというふうに受け取ってよろしいので
しょうか。そうでないかというふうに思っ
ておりますが、例えば、病院に行って、肥満
だけでなく、尿などで何かで、そういうと
ころで異常があったときなど、それを保護者
の方に、こういう結果が出ましたのでとい
う渡されて、また、後、それが完治される
までの追跡調査というようなことはいかが
してらっしゃいますか。

○教育長（田代宗夫君）

基本的には、病院に行ったときには、また、
その報告をもらうようにしていると思いま
す。

○15番（西園典子さん）

思いますとおっしゃいましたが、確実です
よね。ですね。そして、それがよくなった
と。そして、その病気が治ったというところ
まで、各それぞれの一人一人の子供たちの
確認がとれているわけですね。

○教育長（田代宗夫君）

済みません。先ほど申し上げましたよう
に、調査をいただいて、あるいはもう心臓
の検診とか、そういうのがすべて私ども
のほうに結果が返ってまいりますし、尿
検診等も1次でかかった場合、今度は
精密検査をして、その結果がどうだ
ったと、すべて返ってまいりますので、
年に1回は定期的にやっていますので、
その経過もですね、毎年毎年わかっ
ていきますから、これ、私、確実だと
申しませぬ。というのを、保護者によ
っては、なかなか催促しても、行きに
くい方もいらっしゃるようですが、再
度お願いをしながら行ってもらおう
ようには進めております。

○15番（西園典子さん）

そうした子供への指導のときに、やはり、
先ほど肥満のこともおっしゃいました。
そういうときに、子供だけでなく、親
と一緒に健康指導というようなことも
なさっていらっ

しやるのでしょうか、どうなんでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどお答えしましたとおり、子供だけ
やなくして、子供と親と一緒に養護教諭
が呼んで、いろいろ説明をして、これか
らの運動や食事の条件について話をし
て、計画的にそういうものを実践をさ
せて、そして、その子供がですね、例
えば、体重が落ちてくることを励まし
ながら指導しているようであります。

○15番（西園典子さん）

まさに、私が期待してたのはそういう
形でございます。子供の病気をよくし
たいと、治したいということが親の健
康指導にもつながっていると。親が、
無関心な親に対しても、こういうこと
が大切だよということをお聞きしまし
て、非常に、これはですね、すばら
しいと思えました。そういう意味で、
やはり、この形をきちっとですね、若
い層の、先ほど数字で出てきました
けれども、朝ご飯抜きのお父さんが
多いとか、それから、無茶な、肥満
気なお父さん、お母さんが多いと、
そういうような状況を少しでもです
ね、そういうことが成人病などに
つながっていく可能性を考えたり
すれば、子供も親もみんなが健康
になるっていう意味で、学校や教育
機関が健康づくりというのに、きち
んと向かい合うような形に条例があ
ってほしいというのを私は願うわけ
です。

それで、そういうようなところは、それ
だけでなく、そのほかにPTA活動
とか、子供会活動とか、親子会とか、
そういうものもありますよね。そうい
うことに積極的に、健康増進課の保
健師の、養護教諭の方々もいらっ
しゃいますけど、保健師の方々など
は専門的にいろんなことをしてらっ
しゃいますので、連携をとって、き
ちっとする。そういう意味もでき
やすいような、それこそ、よく言われ

る首長部局と教育長部局というのではなくて、それこそ縦割行政に横ぐしを通すのがこの条例だと思っておりますので、そういう意味でも、きちっとした言葉があったほうが、うんとそれが明文化した何らかの形ですね。ただ、幼少時期からというので、くくりにするよりも、教育機関のかかわり合いというものを明文化したほうが、きちっとそういうことの意識づけ、それから、それを積極的に取り組んでいかなければいけないという若い層への取り組みにもつながるのではなからうかと思ったりいたしますが、それは教育長でも市長でもよろしいですが、お答えいただけたらと思います。

○市長（宮路高光君）

この条例につきましては、健康づくり推進協議会のほうにも投げかけて、また、それぞれの皆様方からご意見をいただいております。その文言をどうするかを含めまして、この協議会の中で最終的に答申をいただきますので、それは議会のほうに条例化していきたいというふうに思っております。今のこの条例の案で推進協議会等は了承ということで答申いただければ、このまま上げますし、今、おっしゃられました、細かく、また文言をいろいろ書き下しなさいということがあれば、そのような形はしますけど、基本的には、この協議会の中でもんでいただくというのが筋じゃないかなと思っております。

○15番（西園典子さん）

3回ほど検討委員会ですかね、この条例に関しては開かれたと。この会議録をちょっと読ませていただいたわけですがけれども、やはり、その中にも、学校と一緒に子供たちや保護者などを巻き込んだ取り組みが必要だと。それから、大人だけでなく、そういうことですね。児童生徒についての条例の中でも、どのように示していくかということも考えていけないといけないというような言葉もあっ

たようでした。会議録を見たときですね。ぜひ、それは、まだ9月のことだと思いますので、今から十分いいふうに検討していただきたいと思います。

次に行きたいと思いますが、先ほど市の状況でも、市でもきちっと取り組んでいらっしゃるということでございましたが、市の中で取り組んでらっしゃる中で、問題点などは、何かなかったでしょうか。

○総務企画部長（小園義徳君）

市の衛生委員会を設置しまして、職員の健康管理については、それぞれチェックをいたしているところでございます。それで健康診断の予定、結果、それらを踏まえた中で対策を講じてますが、現在のところ、特に大きな問題点というところはありません。

○15番（西園典子さん）

なかなかですね、皆様方の、働いてらっしゃる皆様方の姿を見たら、パソコンにくぎづけで、非常につらいんじゃないかなと思ったりすることもあるんですが、県庁なんかに行きましたら、県民運動とか、県民体操ですかね、3時ぐらいですか、流れまして、みんなで、庁舎内の人たちみんなで体操したりしているようでございますけれども、これを推進するというので、日置市も一つの事業所。先ほど事業所の役割、責務というものもあるわけですが、健康づくりというので、日置市も、この庁舎内、本当は全体ですればいいんですけど、せめて庁舎内ですね、同じ時間、定時に一緒にラジオ体操でも県民体操でも、そこにいる人たちがちょっと仕事をやめて、またラジオをしていらっしゃる方々も一緒にちょっと体操でもするというようなことを計画するのはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

本市におきまして、その市の職員、朝やっております。でも、昼がいいのか。朝はまた、朝、町民が出てくるまでの間、もう長いこと

ラジオ体操をやっておりますので、3時がいい、県のほうは3時に流れておるようでございます。どっちがいいか、ちょっとようわかりませんが、これもまた衛生委員会のほうで、いろいろと十分協議していけば、1回だけは、体操もしているということをご理解してほしいと思っております。

○15番（西園典子さん）

朝はしていらっしゃるということでございますが、仕事の合間、仕事は長く8時間、9時間と長い時間の中で、やはり、中間点というの必要なんじゃないかなというのが、本当にそういう思いでございます。

最後、この部分で最後でございますけれども、やはり、健康は、先ほどから申し上げておるように、自分自身だけのものではないというふうに思っておりますが、市長は市政のトップとして、ご自分自身では、どのようなふうにして健康づくりというのを、見本として、心していきたいと思って、これを推進するトップとしての心構えやら、いろんなことをちょっと何かお一つお聞かせいただけたらと思っております。

○市長（宮路高光君）

私自分自身も若いころはちょっと運動しておりますが、健康には自信があったわけなんですけど、だんだん年をとるにつれ、メタボになり、肥満になり、大変苦しんでいるのも実情でございます。やはり、こういうことも、トップみずからも健康管理というのは大事にしていかなきゃならないという認識を持っております。今後ともこういうメタボといろいろと、このことも十分危機管理をしながら、今後ともやっていきたいというふうには思っております。

○15番（西園典子さん）

市長は見本を示していただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

やはり、自分のためだけじゃなくて、やっ

ぱり、きっかけは特定健診とか、そういうことでありましたけれども、これは幸福づくりだと。一人一人が幸せに生きるための基本であるということを知れば、おのずと特定健診もみずから行くようになると思います。ただ、特定健診を受けなさい、受けなさい、受けないとリスクがあるよとか、そういうふうに進めると、やっぱり、何でってというようなふうで、なぜというふうになりますんで、本当に大切なことは健康だよというふうな、一人一人の健康を築くことが大切だよ。車も車検を1年目に行ったらするでしょうと。やっぱり、ちゃんとするですね、しないといけないんじゃないんですかって、自分たちが築いていくのが健康なんだよということを一人一人が自覚できるようなふうにしていく意識づけ。先ほども出ましたけど、意識づけをしていっていただきたいと思えますし、私たちもしていきたいと思えます。

それでは次の、時間も残り少なくなりましたが、2番の所に行きますが、なかなか、こうして、難しいと、個人の何とかっていう、個人財産であるのでというような結果ございました。先ほどの、昨年の9月議会でですか、やはり調査をして、早くどうかしないといけないと思っているというふうな、会議録を読めば、市長のお答えがございましたけれども、その後、いろいろ検討委員会なども開いてみなければいけないのかもしれないというような言葉もあったわけですが、その後、どのようにしていらっしゃったのでしょうか。お知らせください。

○市長（宮路高光君）

先ほど答弁いたしましたとおり、合併したこの18年度に1回調査をいたしまして、昨年の11月に約5年ぶりに調査しました。この実態を見ますと、5年前といたしますと、大変多くなっているのも事実でございます。そういう中におきまして、いろいろと多くな

っている中で、どういう得策があるのか、いろいろと協議をしておるところでございますけど、いろいろとさっきも申し上げましたとおり、もう個人財産の中では入れない部分もあったり、防犯からすりゃあ、大変危ない場所であったり、さまざまでも要素があるようでございます。そういうことを含めまして、まだ、今、どういう得策で、どういう形の中で、この解決という、まだ方策は持っておりませんが、特に、さっきも申し上げましたとおり、特に防犯、防災、こういう部分から、1番危ない所につきまして、私といたしましても、自治会長を含め、また私どもも直接その所有者等におきます連絡をとりながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

残り3分もありませんので、最後、よろしくをお願いします。

○15番（西園典子さん）

このことは日置市に限らず、全国で悩んでいる問題でございまして、鹿児島県内でも、それに対して、いろんな動きがあったりするようでございます。曾於市なども、こうして、そのことに対しまして、やはり、直接いろいろはできないけれども、助言・指導というのをまずやり、それでもだめだったら、改善がなければ勧告をする。そして、それでもだめだったら、命令をして、ちゃんと改善するようというふうにして、それでも従わなければ、名前、住所、そして、そういう問題などのということだということの公表をする。というようなことをしているようでございます。また——今のは鹿屋市ですね。そして曾於市。曾於市では、空き家に対しまして、解体費用ですね、解体費の触りというのを、30万円という上限で補助金を出したりしている。というようなこともあったりもします。やはり、今から、こうしていろいろな条件で、

どんどん、どんどんふえる可能性があります。周りに住む方々は本当に困ってらっしゃって、そのとき、雨風とか、火事とか、そういうたばこのポイ捨てですね、火事とかなったりしたときには、どうなるんだと、だれが責任をとるんだ、どうしてくれるんだという思いがその人たちにはあります。やはり、もうできない、できないじゃなくて、本当に真剣に、ぼちぼち真剣に、そういう問題にも検討をしていく時期ではないかというふうに思っておりますが、そこ辺のところをきちっとお聞きいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

それぞれ各自治体で取り組み方が、補助金をやったり、また条例化したりしてるのも存じ上げております。私ども日置市におきまして、そういう部分がふえてくるというのも事実でございます。このことにつきまして、補助金でいいのか、また条例等でいいのか、また、各いろいろな方々のご意見を賜りながら、進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

次に、17番、梶康博君の質問を許可します。

〔17番梶 康博君登壇〕

○17番（梶 康博君）

私は、さきの通告に基づきまして、本市の方向について、市長に伺ってまいりたいと思っております。

国政は、6月21日の会期を前に、消費税や赤字国債発行に関する法律案の動きに目が離せない状況にあるようでございます。国民へさらなる増税として降りかかってくるのであり、安心安全に暮らせるには、ほど遠い感じがしてまいります。景気の動向も依然デフレ状態が続いており、物価安ではあるものの、これまで先送りとなっておりました年金も物

価動向と合わせて、今年度は引き下げられることとなってまいりました。国民、市民の負担は急激な増加になってきております。国民健康保険税や介護保険料も既に負担増となっておりますけれども、今後もこの傾向は変わらないと思われまます。住民税も平成26年度より均等割のみが500円の値上げが既に決定しており、私たちの周りは、近年、高齢世帯も多くなっておりまして、生活に不安を持っていらっしゃる方々もたくさんあるように伺う機会も多くなってまいりました。年金生活では税金も支払えず、田畑や林地を買ってくれる人があれば税金も少なくなるし、それから管理もしないで済むというようなことが聞かれるようになってきたのもこのごろのことでございます。このような場合に、市民のそれぞれのお困りの方々は、どういった方々に、どういった所に相談をすればいいのか。その相談先、また負担に見合う、納税に見合う利用方法はないものなのか。今後高齢化世帯が多くなるにつれて、市民の生活は非常に不安の度は増してくるということになるように伺うものであります。市長とされては、どのような考えがあるか、伺って、1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の課税と納付について、その1でございます。

相談窓口といたしましては、心配事相談や行政相談など、定期的な相談会を通じて、さまざまな相談が寄せられております。相談内容におきましても、関係課で個別に対応していますが、農地等の相談は農業委員会などの関係の窓口で相談をいただいております。

2番目でございます。

農地や森林の利用方についてのご質問でございますけど、高齢化の進展に伴い、農地、林地の十分な管理ができないという結果、市

内各地においても、管理放棄状態となった農地や山林が増加しております。行政といたしましても、農業委員会と一体となって、特に農地の耕作放棄地対策を進めておりますが、耕作条件や鳥獣被害もあることから、耕作放棄地の解消にはさまざまな課題があります。特に農地の管理については、農業委員会であっせんを進め、売買・賃貸の相談も受けておりますが、条件の悪い農地については、耕作希望者も見つからない状況でございます。また、山林については、木材売買したとしても、搬出経費が必要なことから、間伐などの管理もなされず、放置山林となっている所も多い状況でございます。このようなことから、大面積の農地・山林の場合は、固定資産税が課税されることになり、税金に苦慮している声もお聞きしているところでございます。しかしながら、固定資産税は資産の保有に着目した地方税であり、地方自治体の財源の根幹をなすものでありますので、中山間地域直接支払い制度や農地・水管理支払い交付金制度などの補助事業を活用しながら、農地・山林の持つ国土保全など、多面的機能を生かし、地域全体で守っていく必要があると考えております。

また、24年度から国は、人・農地プランの作成と実現に向けて、認定農業者等の経営体への農地集積や新規就農者への支援を通じて、農地の有効利用に取り組む中で、農地の貸し手に対する農地集積協力金の交付も計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（梶 康博君）

先ほど、市長のほうからご答弁をいただきましたけれども、改めて、内容について、市長の答弁とあわせながらお尋ねをしてみたいと思います。

先ほどのお答えでは、どのような相談、だれがどのような相談に対応するべきかというようなことで、心配事相談とか、あるいは行政相談が行政のほうでは実施されておると。また、私自身も広報等で日程・日時等の案内も伺って、存じておるところでございますけれども、現在のところ、どのような周知度があるといいますか、感じていらっしゃるのか。私も社協にもお尋ねをしたところですけども、よっぽど困った方々が相談に来られるとか、また4月からは弁護士を通したところの相談業務も始めるから、そういう方々の相談にも、今後はおしやすいんじゃないかというようなお話も伺っているところでございますけれども、まず、そういった行政のこれまでの心配事相談、あるいは行政相談の中で、市民の皆さんがどれくらい認知し、利用されておられるのか。それと、今度4月からの弁護士を踏まえた中の、その相談というのは、また、多少内容が変わってきているのか、伺いたしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、議員もお話ございましたとおり、人権相談、年金相談、心配事相談、商工会、男女共同参画におきます相談、心の相談、いろいろとそういう部類に分けた部分もございまして、全体的に相談内容というのが一番多いのは財産の問題でございまして、あとは人権と、そういう法律を含めた中で相談事が多いようございまして。市といたしましても、こういう相談業務の中におきまして、法律的にできない部分もたくさんございます。ただ、お話を賜るといいますか、そういう部分で決まっ

ている部分があり、また専門的に行きますと、それぞれの法的な知識を持っている弁護士等に仲介するとか、それぞれの関係の所に、県なら県の中に相談に行くとか、そういう窓口だけぐらいしか、今の私どものそういう窓口を広げている部分は、そのような状況でございます。今、さっきございましたとおり、今後におきまして、月に1回程度、弁護士等を入れた法律相談もしていきたいというふうに思っております。まだまだ、このことについて、市民の皆様方に広報が行き届かない部分もたくさんあるのかなというふうに感じておりますので、ここあたりも関係機関と十分打ち合わせをしながら進めていきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

特に私たちにも、お話を伺うのが、子供さんもおありなんですけれど、こういった社会現状の中では、高齢者のみが田舎に残されているというのが、実態が多い中で、やはり、財産と税金、生活費、そういったものに対する負担と工面というのが非常に高齢の皆さんが戸惑っていらっしゃる実情が伺えてくるわけでございます。そういうことで、これといった方法も、なかなか市長のおっしゃるよう難しいということも、私たちも地域の中では存じておるわけですけども、何とかしてあげねばならない思いの方々もいらっしゃいます。生活保護でも受けられないもんかと思っても、それぞれの生活体制の中では、どなたでもがそういう対象になり得るものでもないということもわかっておるものですから、なおさらのことございまして、本日の質問ということになっているわけですが。

そういった中で、なかなか相談しても前向きなものできないというものが、現実であり、私がこれからお尋ねしようと思っているのは、納税に見合う利用方法はないかということで、何とか少しでも、市民の皆さんが均

一に軽減されるというのは大変難しいと思いますけども、また、市長がおっしゃるように、自主財源としての貴重な税財源でございますので、むやみにできるものでもないとも、私も思っておりますけれども、全国の中から、幾つかを見たり、聞いたりする中では、自分たちの町でも取り組めるものもあるんじゃないかと思うことで、これから、幾つか、お尋ねをしてみたいと思います。

土地を買い取ってくれる人がおるなら、売りたいと、そこが一番切実な願いであるようですけれども、今のこの経済情勢の中では、そんなにたくさん動くものでもない。そういう中で、私どもの地域にも、不動産業者の方々ののぼり旗が、資産を売りますというのぼり旗が、昨年の暮れあたりから、ことしの明けぐらいまでは立っておったわけですが、どのような結果が出たのか存じませんが、そういう中で、土地を売買する中では、国内の中で外国人に所有権が移っているというのがあってるわけですが、私たちの地域では、今のところ、農業委員会等の話でも、そういう話はないわけですが、順当な農地法に基づいた、農地、あるいは土地の所有権の移転がなされているのか。疑わしいものはないのか、伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、特に、農地、山、おっしゃいますとおり、それぞれ税金と見合った形の利用方法という部分があればという部分をご指摘であろうかというふうに思っております。私ども行政のほうにも、特に山林につきまして、市のほうでもらってくれんかと、そういうご相談もいっぱい来ております。その中で寄附採納という部分もございまして、まだ寄附採納するには管理をしていかなきゃならない部分がございます。今、特に、森林組合のほうで、1町歩、2町歩、3町歩、そういう多くの寄附をしたいという

方におきまして、関連を含めて、いろいろと検討をしているということもお聞きしております。また特に、この税金と見合ったという、名義はしながら、税金に見合った利用方法、この部分につきましても、場所のいい所におきまして、間伐等を含めた中において、若干は出てくるかわかりませんが、今の木材の価格を考えたときに、それに見合うだけの価値観というのも考えられないということで、ここも大変大きな一つの課題でもございます。特にまた農地、農地の場合につきましても、今、貸してくれる方々にも、認定農家等に貸す場合については、それぞれの賃貸料というのをいただけるという部分がございます。ですけど、特に認定農家に集約する中におきましても、今、困っている方々というのは、やはり、道路もない、段々畑とか、そういう所も持っている方も多いのかなというのが現実でございまして、この集約化という形の中で、今、人と農地プランということで、国のほうも施策をしておるんですけど、今の私ども日置市におきます、この農地、山におきます保全を含めた中で、大変お困りになっているという、今のところは、そういうお声を聞いているだけのことでございまして、今後におきましても、そういういい施策がないのかどうか。やはり、ここあたりも十分いろいろと考えなきゃならないというふうに思っております。今、ご指摘のとおり、これを、固定資産税を免税するという大きな一つの課題かもしれないですけど、地方税という根幹におきます、この固定資産の免税というのは、大変難しい部分であろうかというふうにも思っております。

○17番（梶 康博君）

その農地の流動化での産業の部分——先ほどの質問の中で、農地の流動化が順当な動きであるのか、それとも、外国人へ疑わしい、そういった形跡はないのかというお答え

を……。

○農業委員会事務局長（福留正道君）

お答えいたします。3条申請に基づく申請につきましても、農地の場合は、農業をされてる方で、三反歩以上の農業をされてる方ではないと取得できません。貸し借りについてもですね。ですから、審議の中で、農家であるかどうか。その審議もされますので、今、議員のほうからあったような案件は、今のところ、ないということでございます。

○17番（梶 康博君）

農地については、行政の管理下で、かなりの把握はできると思うわけですが、やはり、山林については、非常に政策の網の目からこぼれるというのがあるわけございまして、やはり、そういったことについて、現状のまま、この所有権が移転されても、どこにも届けとか、そういうものもないわけございまして、今後、こういった過疎化が進むような、この地域における所では、何らかの方法も必要になるかと思っておりますけれども、こういうことについても、全国の中では、水源としての山林の確保というようなことで、各自治体がそれぞれ水源用林として山林を買収しているとか、あるいは保全地としておるとか、あるいは、移動するときは届出制の条例とか、施策をやっているとかというようなことが言われておるわけですが、そのようなことについて、現状では、そういうものがないものと思えば、対応をする必要もないと思っておりますけれども、今後について、そういう方面についての考え方というのは、どのように思っていますか。

○市長（宮路高光君）

特に、山林等におきまして、ほかの自治体も含めて、特に北海道等におきまして、いろんな方々が買収し、いろいろと大きな問題になっているのもお聞きしております。国土法の中で、1万m²以上の中で届け出という部

分があるわけなんですけど、これは届け出の中で罰則等もない部分がございます。本市におきまして、市といたしましても、多くの山林を抱えている部分もございます。そういういろんな動きの中におきまして、網の目といえますか、この山林売買につきましても、登記上変わった後においては、法務局から通知が来ますけど、その事前に察知できれば一番よろしゅうございますけど、大変この部分に海外の方が買ったという部分の情報等が入るといのは難しい今の法的な仕組みであるというふうに思っております。いろんな開発関係がある中におきまして、それに至っては、事前届け、開発許可等が出てくれば、また、するんですが、そのまま山林として所有するときには、今の法律を含めた中で、大変海外の方々が投資をして買う。買って、これを未然に防げるということは、大変難しゅうございます。今おっしゃいましたとおり、市のほうでいろんな話が起これば、そこがどういう形の中で、また売買の契約が結ばれない場合については、市の中でも、そういう水の涵養の部分が多く寄与しておれば、必要という分はあろうかと思っておりますけど、まだ今のところ、そういう実態といたしまして、だれが、どこに、海外の方が買っているかという、そこあたりの把握も今できてないというのも事実でございます。

以上です。

○17番（梶 康博君）

17番。農地の流動化ということについては、非常に規制が大幅に緩和された部分もある中で、近年、経済の不況の中と、それから高齢化が進む中では、周辺農村地域においては、非常に行政も、それから住民も目の届かないものが多々今度出てくると思っております。そういうことについては、それぞれの立場、行政、あるいは農業委員の皆さんも責任のある職責というのも運用していただくことも大事

だと思っております。そういった中で、この九州管内でも、福岡市、大野城市、それから筑紫野市、佐賀市、熊本県のみずかみ村ですか、みなかみ村ですか。それから宮崎県の西米良村という所では、水源林として、多い所は58ha、少ない所でも3haの林地を民有林を買収して、水源林として利用していると。本市で言いますと、大部分が山手にある地下水を利用しておりますけれども、そういう地域、それから吹上地域は、また川の水を浄水をして利用する中では、人的管理というのが今後欠かせないものがウエイトを占めてくるんじゃないかと思っておりますけれども、今のところ、市長もそういうことがない中では、様子を見ながらというお考えですが、対応をしていくというのは、今後の問題でありますけれども、こういうことが私どもよりも行政のほうには早くから情報として入っているものと思っております。そういう中で、これまで、今、市長が答えられた、そのことがベストであるのか、それとも、まだ行政的には、何か申し合わせ等もあるのかどうか。そこ辺はどうなんでしょうかね。

○市長（宮路高光君）

土地の造成とか、土地利用になってくれば、いろんな土地利用規則等におきまして、できますけど、この売買について、大変難しい状況がございます。特に、蒸留地につきます産廃関連ですか、そういうもろもろの売買とか、そういうものが起こり得る部分もあり得ると思っております。そういうときにおきまして、市を含め、いろんな方々のアンテナを張っていないければ、大変このことに対します情報というのは難しいというふうに思っております。今の中におきまして、特に、この山林部におきます、大変水源地を含めた中におきまして、いろんな方々が入り、健全な管理をしていただければ、何も結構なんですけど、これが違う形の目的の中で転用をされたり、いろいろし

てくることで、大変大きく、いろいろと気を、難しいことになりますので、外国の方でも山林として、適正に管理をし、木材を育てていくことにおいては、何もやぶさかでないというふうに思っておりますけど、さっき言ったように、そういう別な目的の中で、これを開発とか、いろんな造成とかしてきたときに、大変大きな課題が残るということでございますので、今のこの現段階で、そういう規制とか、何かできればいいんですけど、まだ十分、私どももまだ勉強しておりませんので、今後の大きな課題になるというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

17番。農地とか、林地とか、こういうことについて、利用と保全というのは、今後、環境問題を考えるときに、重要なポジションを占めてくるものと思っております。まだそういう部分では、水源保全林として非課税にするとか、あるいは、市がこうしてほかの市町村並みに買い取っていくとか、こういう自体が起これば、多少なりとも周辺地域における所有者の方々については、減税にも税の軽減にもつながると思うわけでございます。なかなか、今のところでは、そういう考え方も市長の所にはないようでございますけれども、やはり、今後もそういうことも含めた政策、検討もお願いしたいと思っておりますけれども。

次に、現在、再生可能エネルギーということで、市のほうでは5月29日に第1回の庁舎内のエネルギー効率利用調査事業化庁内委員会ということで会議が持たれておりますけれども、やはり、この太陽光とか、それから風力発電とか、こういった事業についてをかなりの広い面地が必要になってくるわけでありまして、この庁舎内での委員会では、まだ第1回の委員会であって、基本的な話し合いが協議されたばかりだと思いますけれど

も、そういった、どのような方向性が検討されているのか、公表できる部分があれば、お知らせいただければと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、庁舎内でした部分と一般の方々を入れた会合、第1回だけを再生エネルギーの推進委員会という形でさせていただきました。基本的には、自然エネルギーの活用の中におきまして、太陽光、風力、水力を含めた調査という部分を今後やっていくという方向の中で、今協議も進めさせてもらっております。また、ちょっと若干先に返るんですけど、この減免の問題で保安林という問題がございます。保安林にいたしますと、税金はかかりません。この中で保安林を指定していく部分とまた解除することの難しさ。今回、風力をしていく場所が保安林の場所なんです。そういう中で、大変保安林にして、税金は減免していくけど、また活用したときに、大変難しい部分も出てくる。ここあたりが、今、さっきちょっとお話ございましたとおり、大変いら立ちを感じる部分もあるのかなと思っておりまして、特に治山事業等行った所には、この水涵養もですけど、やはり、保安林という指定を受け、その後については、減免、税金はかからないというふうになるようでございます。そういうことを含めながら、今、委員会等を含めて、いろんな自然エネルギーに対するこれは委員会でございますので、事業実施じゃございませんので、その実施する中におきます調査をやっていくという部分の委員会でございます。また、詳しいコンサルト等にも委託をしながら、日置市にございます再生可能エネルギーにおきます、また場所等を含めた中に、報告がいただけるというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

17番。まだ、今、市長のお話で、緒についたばかりというようなことでございますけ

れども、かなりの市有地、市の公共用地がたくさんまだ目的をはっきりとしない土地もあるわけですけれども。この市有地を目的にするのか、それとも民有地を目的にするのか。やはり、ここらあたりも、住民の皆さんも関心もあるんじゃないかと思っておるところであります。話によりますと、私も行ったことはございませんけれども、東北のほうでは、震災に受けた方々は大変苦しんでいられる。心痛むことでございますけれども、そういった用地が今全国の事業者の方々から、発電の場にどうだろうかという物色、打診等があるという話も聞いております。そういう地域以外にも、今少しずつ言われておりますように、自分の地域で使う電気も自分、今までは地産地消と食料などはそういった言われたけれども、自分の地域で電気なんかも賄える分については賄うというふうなことも、お話もされる方もいらっしゃいますので、公有地を主体に考えるのか、それぞれ上限というの、今お聞きする中では、やはり、送電に便利な地域というふうなこともお聞きはしておるんですけども、個人、民有地なのか、公共用地を想定しての今の市の話し合いになっているのか、そこらあたりはどうなんですか。

○市長（宮路高光君）

スマートコミュニティという部分の中で、基本的には、公的な土地を有効活用しようというの大きな今回のメインでございます。あと、申し上げますのは、民間の場合につきましては、これを借り上げをするのか。市もなんですけど、公有地もなんですけど、それに m^2 単価をしたときに、経営が経営になるのか。こういう事業、今回の場合についても、この事業主というのをどこにするのか。要は、ここだと。民有地でしようが、市の場合についても、これを設置してくれる方がどこなのか。基本的には、市の中におきまして、ある程度、公共施設については市のほうでも設置

しますけど、今回の事業の中において、全部が全部市が事業主になってできるというような、大変多くの財政交渉いたしますので、これには民活をどう活用していくのか。この両面でやっておりますけど、土地にいたしましては、公共施設を利用しながら、ある程度、安い中において、それを民間の事業主が借り上げをして、電気を起こしていく。この仕組みが一番手っ取り早い部分であろうかというふうに考えております。そういうことを含めて、今、こういう委員会等におきまして、協議を今後詰めていくというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

梶議員、通告内の方向で議論を進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○17番（梶 康博君）

本文については、通告はしてございませんけれども、詳細の2番、お尋ねの範囲は事務局を通じて、質問の内容の中に織り込みをさせていただいたところでしたけれども、はい。

○議長（松尾公裕君）

ちょっと暫時休憩しますね。

午後2時36分休憩

午後2時39分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

梶 康博君、質疑を続行してください。

○17番（梶 康博君）

大変、恐縮に思います。ただ、私は、質問の趣旨主張の中には大項目だけを、そして詳細について、また別途お願いを、お知らせしておいたところでしたけれども、これ以上の逸脱したお尋ね、質疑は、今回は考えておりませんので、今回、私がお聞きしたいのは、税軽減のための民有地の問題についてを今聞いているところでございますので、それで関

連する質疑の内容については、また今後、検討の余地もたくさんありますけれども、大筋は、私は税の軽減のためのお尋ねをしているつもりでございますので、そこ辺はご理解いただきたいと思います。

今、ここで市長のほうから、公共用地を利用するというところでございますけれども、経費的に考えれば、そうかもしれません。しかし、今、私が先ほどから申し上げているように、非常に民間は冷え切っているし、この地方はなかなか立ち上がる方向性もないわけで、こういったことに対して、やはり、経済の振興策を頼らんとすると、やはり、周辺地域、農村地域はですね、今後どうなるんだろうかと思って、かねがね思っておった、お尋ねの、皆、事務員の皆様方からもお尋ねもあった中から、今回こういう質問でしたので。やはり、こういう公共用地を利用することも大事かもしれませんが、民間の土地を何とか生かすことをですね。なかなか企業の立地ということも難しいですので、やはり、こういう機会に民間の地畑や山林がただ、ただ、無駄にならない、生かせるものがあれば、生かす方策を今後考えていただきたいと思います。思っているわけでございます。

こういうことをやるのが、今後の高齢化が進む中では、若い人たちがなかなか帰っていただければありがたいわけですが、そこが届かないものが非常に多くなってくると。また、大規模が進む農業の中では、まだたくさんの人口も必要ないという状況も出てくると思います。そういった中で、質疑の中に少し方向性が違う分もあるかもしれませんが、今、私が尋ねている中については、民有地については、考える余地はないか、市長のお考えを。

○市長（宮路高光君）

この本題にございませとおり、課税と納税の問題で、少しでも再生可能エネルギーに使

っていただければ、少しでも賃料でもいただける。そういうご趣旨の中でご質問されているというふうに理解しております。

今、ご指摘のとおり、特に太陽光等を含めた中におきまして、農地の問題もあるわけでございまして、荒廃化した所において、そういう場所というのも何箇所かお聞きしております。この部分についても、それぞれ、さっき言いましたように、事業主と言いますか、これを発電する会社を含めた方々がその場所をどうするのか。やはり、そういうことも、基本的には、公共用地が一番、その部分の中でいいわけですけど、民地を活用して、その民地の中でできるのかどうか。こういう部分も、ご指摘にございました部分も含めて、いろいろと検討をあわせていかなきゃならないというふうには思っておりますけど、今回の場合については、スマートコミュニティという部分も入れておりますので、そのスマートコミュニティというのは、公共施設を使った部分がある程度やるんだということも、一つの今回の再生エネルギーの中に入っておりますので、そこあたりもご理解していただきながら、私どもが今おっしゃった、この土地の活用という分も、今後、そういう再生エネルギーの中でも考えていかなきゃならないというふうには思います。

○17番（梶 康博君）

17番。非常に経済が冷え切っている中で、皆さん、やはり、大型店ができたり、物価が安かったりして、いろんな話題性には事欠かないわけでございますけれども、現実的な生活というものは、非常に苦しさが増してくるような気もいたしております。私個人としてもですね。そういった中で、若い人たちと一緒に生活ができればいいわけですけども、私もたまたま、きのうは8時ぐらいにテレビを見ておりました。そしたら、福岡市の現場が報道された所でしたけれども、70歳現役

応援センターと、人材シルバーセンターとは別に、70歳前後ぐらいまでは、まだ働きたいと、働かねば生活ができないと。都市部でもですね。そういった方々を支援するために、生活支援をするために、公共の組織が新たにまたできたというふうなニュース報を見たり、聞いたりしたわけですけど、やはり、都市部もそういう悩みの中、また農村地域もこういった問題が今後出てくると、非常に大変、人の人身をどのように大事にしながら、お互いが責任を持ち合いながら、生活して生きていくかというのは、今後大変な問題が出てきそうな気がします。そういう中で、私は先ほど申しましたように、先ほどお尋ねしてきた、この一連の質疑が即座に答弁を正解をいただけるとは、今回は思っておりませんでしたけれども、市長もそういう方向も十分に認識をしていらっしゃるということをお聞きしましたので、今後、こういう問題も含めた中で、農村地域の高齢者の生活をいかにということになると、やはり、ある財産の運用というのが一番肝要なことであります。そういうことをお聞きした中で、最後に、いろんな、こういう情勢の流れの中でも、ほかの地域が水源林として、環境税なんかも利用しながら、そういう用地の取得もしているということでございますので、今、鹿児島県は、どういうふうに使われているのかわかりませんが、恐らく、川内の産業廃棄物の処理場なんかにも使われていると思いますけれども、こういった税金も、地方も使えるような努力も必要じゃないかと思っておりますけれども、そういう考えをお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

議員のご質問の中で、今の経済といいますか、そういう全般的に、大変いろいろと年金をもらっている方も苦しい状況、若者についても就職はつかない、そういう中で、こうい

う税金というものがどうあるべきなのか、そういう全般的な問いをさせていただきました。現状としては、私ども、この地域、大変農村地域の所でございます、山にしても、田畑にしても、大変250km²の中では多い地域でございます。都市型でない中におきましても、全員苦しみながらも、それぞれみんな頑張っている姿を見て、私ども行政におきましても、それに少しでもこたえるような形を今後行政の中で反映していかなきゃならないというふうに思っております。

以上であります。

○議長（松尾公裕君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は終了しました。明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時48分散会

第 3 号 (6 月 1 9 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（1番、8番、5番、4番）
-------	-------------------

本会議（6月19日）（火曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、1番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔1番黒田澄子さん登壇〕

○1番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。本日最初の登壇となりました。台風4号は幸いにも本市を避けていきましたが、次の台風も心配であります。各家庭の防災準備は引き続きよろしくお願いいたしたいと思えます。

さて、あの悲惨なオウム事件、忘れてはいませんが、もう17年もたったのかと時の過ぎ去ることの余りの速さに驚き、また、大阪南の通り魔事件では、人を殺せば死刑になるという言葉をつく犯人に、本当に強い憤りを覚えます。人の命の大切さは、まずを大切に、自分の命の大切さを覚知するところから、人の命も同様に大切であると思えるのだと考えます。自分がこの世に生まれたことが親にどれほどの喜びを与え、また、自分が親となり子供の誕生にどれほどの喜びや幸せを授かったものか、家族で一緒に生活しているときに本音で話し合うことがほんとに大事であると考えます。1人の命の大切さと世代につながる命の大切さを改めて考えさせられるニュースでした。

私は、市民の皆様方が安心して暮らせるまちづくりを目指してこれからも微力ではありますが全力で働いてまいりたいと決意しております。

それでは、平成24年度第2回定例会にお

きまして公明党所属議員として一般質問させていただきます。

初めに、「市民の健康と安心安全」への取り組みについて5点伺います。

まず1点目に、トキソプラズマ症の予防啓発について伺います。

これについては、NHKのあさイチという番組の特集でも報道されました。報道によりますと、妊娠中に生肉を食べたことから、トキソプラズマ症に罹患し、その結果、子供が水頭症で生まれたとのことでした。発症はしても、障害を持って生まれてくる子は1年に5人程度だそうですが、妊娠中には肉を加熱して食べることや、ガーデニングのときにビニールの手袋をしてしっかり手洗いを行うことで防げるということでした。猫のふんなどにある菌の経口感染を防ぐためです。

そこで、母子手帳にも掲載してありますので、発行の際に市としてもトキソプラズマ症の予防啓発をしてほしいと提案いたしますが、ご見解をお聞かせください。

次に、高齢者の外出時における緊急対応のための（仮称）安心カードの発行について提案いたします。

平成22年度3月議会の一般質問で、私は冷蔵庫に保管する救急医療キットの整備を提案し、本市では、昨年4月より、全世帯向けに救急キットとして配備が始まりました。市民の命を守るため、当局の素早い対応とご努力に敬意を表すものであります。私は、高齢化が進展する現状の中、これまで高齢者の外出時における緊急事態に対応できるものがぜひ必要ではないかと思いつけてまいりました。そこで、高齢者が外出する際に常備する情報カードを市として配備できないかについて伺います。

私は健康保険証等のケースに入るカードサイズのもので、氏名や住所を初め、かかりつけ医、緊急連絡先等を持ち歩けるものを考え

ていますが、いかがでしょうか。

3点目に、九州電力の原発がすべて停止となり、ことしも厳しい節電の夏となります。発電量が低下しますので、節電に励むことは国民の当然の責務とは考えますが、このことによる悪い影響を危惧するのであります。すなわち節電の影響や行き過ぎによる熱中症の多発を懸念するのであります。

そこで、高齢者を熱中症から守るために、保健師さんが高齢者宅訪問時に利用できる使い勝手のよい熱中症計が配備できないか伺います。また、スーパークールビズとして、環境省はクールビズよりさらに軽装を認めることで節電効果を高めようと、東京霞が関の庁舎では、アロハシャツ、ポロシャツ、破れていないジーンズ、スニーカーでの通勤のほか、職場内ではTシャツやサンダルの着用も許可されています。

細野環境大臣は会見で、できるだけ涼しい格好で日常生活を送ることが節電や熱中症防止対策になるので、ぜひ取り組みに理解と協力をお願いしたいと述べています。

そこで、南国鹿児島の本市の中学生が、少しでも節電になり、なおかつ涼しく授業が受けられ、さらに熱中症予防ができる環境づくりの一助として、中学生の校舎内での体操服着用を許可してもよいのではないかと提案いたしますが、市長や教育長の見解と対応についてお伺いいたします。

4点目に、さきの東日本大震災で建物は壊れないのに天井や照明灯の落下による死傷者が出たことがクローズアップされましたが、国はことし、非構造物耐震化の取り組みを強化し、助成制度が始まりました。また、6月8日付で各都道府県教育委員会あてに文科省より、公立学校施設の非構造部材の点検に係る財政支援についてとの通知も出されました。

そこで、本市における子供たちの命を守るための校舎の非構造物耐震化の取り組みの現

状と今後の対応について伺います。

5点目に、ことしは悲惨な交通事故が相次ぎましたが、特に、京都の通学時の子供たちを巻き込んだ事件が大きく人々の心に傷を残してしまいました。このことを重く受けとめた国は、文科省、国交省、警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検の実施が通達されました。これを受けて、本市の通学路の総点検とスケジュールをどのように考えておられるか伺います。

大きな2点目として、本市の環境美化について伺います。

市長は日ごろより、共生協働のまちづくりをうたっておられます。その一助が市民ボランティアであると思います。子供から大人まで、自主的に気軽にできて、団体や個人を問わずにできるボランティアとしてはごみ拾いボランティアがあると思います。ごみが捨てられたところにはどんどんごみが積まれていきますが、きれいになっているところには人間の心理なのか、ごみは捨てられない傾向があります。また、本市には、県からも表彰を受けられたごみ拾いをされる個人ボランティアの方々もおられます。現在、本市では、申請すれば可燃ごみと不燃ごみの袋に日置市ボランティア清掃シールを張って利用されています。しかし、このシールは目立たないこともあって、団体でのボランティアの場合は支障ないかもしれませんが、個人でのボランティアを育成するには物足りない袋であります。

私は、自主ボランティアグループでの海の清掃活動等も行っていますが、個人でのごみ拾いをこの袋で行った後に袋を抱えて歩いていると、ドライバーには不法投棄しそうな人に私が映っているようで、なぜか白い視線を浴びせられたわけです。この袋では、ボランティアしているとは全く思われないうんだなど実感いたしました。

そこで、環境美化とボランティア育成のための、ボランティアに特化された、一目でボランティア袋とわかる色や文字の入ったボランティア袋の作成を提案するものでありますが、ご見解をお伺いします。

最後に、性同一性障害について伺います。

今、私のところに性同一性障害の市民の方からのご相談が届いています。私に話されるのもきっと勇気がいったことと察します。ある方の事例ですが、妊娠中に流産しそうになり、流産防止のための黄体ホルモン剤を注入されたそうです。そのとき、医師に、このホルモン剤で子供が性同一性障害となる可能性がありますよと言われたそうですが、おなかの子供を助けること、無事に出産することしか頭になく、結果、子供を無事出産、しかしその後、子供から、セーラー服を着たくないとか、胸が大きくなるのが死ぬほど嫌だとの告白を受け、あ那时的の医師の言葉が思い出され、親子で苦しまれたそうです。

国は、性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律をつくり、この方々の人権が少し守られる方向に動き始めました。しかし、現代社会では、人間の基礎的情報として大した意味もなく慣例的に男女別を問われることが多く、性同一性障害の方にとってはプライバシーの侵害にもなりかねません。

そこで、3点伺います。

初めに、本市における性同一性障害の方からの相談状況を明らかにしていただきますとともに、相談窓口はどこなのかについて伺います。

次に、この方々は大人になって急に生物学的性別と心理的性別に違和感を覚えるのではなく、早い人は2歳ぐらいから気づき始めるそうです。ですから、幼稚園、保育園時代から小中学校時代には既に違和感と葛藤し苦しんでいる方がいると言われています。そこで、この性的少数者の存在について、学校教育の

現場では先生方はどう理解し、子供たちにどう教えておられるのでしょうか。お聞かせください。学校の学ぶ機会の現状と今後教育の現場はこのことをどうとらえて子供たちに教育されていかれるのかについて伺います。

最後に、選挙の投票所における男女の区別の排除を提案いたしますが、このことについては、実際に市民の方からのご相談もあったと聞いております。ほかの市町村では既に男女の区別を記入する欄を削除している市町村もありますが、本市に対応についてお伺いいたしまして、以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市民の健康と安心安全への取り組み、その1でございます。トキソプラズマ症は、寄生虫による感染症であります。生の肉を食べることや土いじりなどを通して感染するようでございます。健康な人が感染しても影響はありませんが、妊娠中に感染するとおなかの赤ちゃんに感染し、障害が出る可能性があるためとニュース等でも報道されております。3年間で全国で16人と報告されておまして、件数は少ないですが、食生活の変化やガーデニングブーム等、生活環境の変化で増加してきているようでございます。

日置市におきましての啓発でございますが、現在、母子手帳を発行する際に、保健師、助産師等がいろいろな分野で健康教育や個別相談を行っております。その内容は、妊娠中の病気や生活上の注意を初め出産後の子育て、メンタル面など非常に多岐にわたっております。その中で、トキソプラズマ症のみについて特別説明することはできませんが、母子手帳の副読本の中に感染症の中の1つとして載せてございます。

また、市が委託しております妊婦健診の中でも、1回目に検査をしていますし、医療機

関のほうからも説明していただいていると伺っております。

2番目でございます。本市における高齢者の安心安全対策といたしまして、高齢者のひとり暮らし、夫婦世帯等の見守り活動を在宅福祉アドバイザー活動促進事業や緊急時に必要な情報を保管しておく緊急医療情報キット配付事業等を実施しており、地域住民の支え合いにより安全で安心して、だれもが快適に暮らせるまちづくりを進めております。

安全カードは、高齢者自身の情報を記入しておくことによって外出時に事故に巻き込まれたり急病になったときなど、いざというときの緊急対策に役立つものと考えております。

現在、実施しております緊急医療情報キット配付事業の中で、シートに緊急時の連絡先、かかりつけ医や持病などを記入するようになっておりますので、そのシートを活用いただき、コピーを外出時にお餅いただければ、いざというときの緊急対策に役立つものと考えます。

節電でございます。節電対策に伴い、今年度は特に熱中症対策は重要だと認識しております。現在、高齢者の訪問は地域の民生委員さんを初め、福祉アドバイザーの皆様が介護認定者に対してもケアマネージャーが訪問しております。不定期的であります。市の保健師等も必要に応じて訪問しているところでございます。保健師等が訪問時携帯することについては、訪問する高齢者は限られております。また、暑い日に訪問するとは限りません。それよりも、日ごろからの普及啓発が重要ではないかと考えております。

現在、熱中症の予防につきましては、訪問時を初めといたしまして、かねてより高齢者が多く集まれる会合やサロン等の場に保健師等が出向き、熱中症予防についてお話をさせていただいております。また、熱中症が起りやすい時期に防災無線で注意を呼びかける

のも全体の高齢者、市民に伝わりやすいのではないかと考えております。今後、さらなる熱中症の予防普及啓発に努めてまいります。

次につきましては、教育長のほうに答弁させます。

2番目の環境美化についてでございます。

市では、自治会や学校等で美化作業をされる時は、日置市の指定ごみ袋を無料配布しているところでございます。昨年度、自治会関係の美化作業といたしまして、17自治会25箱、学校関係に15箱を無料配布しており、金額にいたしまして30万円程度になっております。また、個人で2人の方に年に数枚を無料配布していますが、ほかにもたくさんの方々が美化作業をしていただいていることを存じております。

この美化作業で回収したごみ袋については、各自治会及び個人の作業分は自治会ごみステーションに、学校関係者は直接クリーンリサイクルセンターに搬入しているところでございます。この体制は今後も引き続いて取り組んでいく方針であり、また、市民ボランティアの方がふえていくことは環境美化への関心を高める最善策と考えております。

ボランティア袋の作成につきましては、これまでの利用実績や配布した袋の管理など検証を行い、また今後の市民参加型の環境活動を考えますと、市民ボランティアの育成が必要と考えており、今後、環境保全審議会や環境保全協働推進会議に図り検討していきたいと思っております。

性同一性障害について、その1でございます。相談状況についてはこれまで、健康保険課の保健師が3件の相談を受けています。性同一性障害の相談の総合窓口は、市といたしましては地域づくり課となりますが、男女共同参画相談員による相談をしていきたいと考えております。さまざまな問題が生じての相談が考えられますので、まずは悩んでいる

この話をお聞きし、相談内容によっては、該当する担当部署に引き継いだり、あるいは専門機関を紹介して支援をしたいと考えております。

そのほかについては教育長、また選管委員長等に答弁させます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

中学生のスーパークールビズ対策についてお答えをいたします。

現在、本市の中学校では、基本的に体育の授業以外では体育服での授業は実施しておりません。基本は、それぞれの活動に応じた服装を指導しているものと考えております。そして、熱中症対策や節電等の観点から、各学校がその実態に応じて取り組んでいくことだと考えております。

体育の授業後の健康面や衛生面、また給食準備時の衛生面も考慮していかなければならないと考えております。

次に、校舎の非構造物耐震化への取り組みについてお答えいたします。

校舎の非構造部材の耐震化への取り組みについてであります。校舎や屋内運動場の天井や照明器具、内外装材等が対象となります。本市としては、校舎の建てかえを優先して進めているところであり、非構造部材の耐震化までは現在のところ計画はしていないところであります。

しかし、平成24年4月26日付で文部科学省大臣官房文教施設企画部長から、学校施設の非構造部材の耐震対策の推進についての通知があり、その対策として、財政面もあることなどから、現在検討しているところでございます。

次に、通学路の総点検とスケジュールについてでございますが、各学校は、年度当初、PTA等と協力して通学路の点検をし、危険

箇所マップを作成して、児童生徒の安全指導を行っているところでございます。市教育委員会としては、今回の事故の発生を受けて、4月25日に各学校へ通学路の再点検と安全指導の徹底を指導したところであります。

また、今回、国の意向を踏まえて、県から、5月31日付で、8月末までに緊急合同点検の結果提出の指示がありました。したがって、6月中をめどに、各学校に再点検、その結果や対策等を報告させ、その内容をもとに市建設課、警察と緊急合同点検を7月中に行う計画であります。そこで対策必要箇所の抽出を行います。その抽出結果を受けて、建設課、道路管理者、警察と相談し、各学校やPTAとも連携して、対策メニューの検討、作成を行う予定でございます。

性同一性障害を含めた性的少数者に対して学校での学ぶ機会の現状と今後についてお答えいたします。

現在、学習指導要領の中で、児童生徒が性同一性障害を含めた性的少数者について直接的に学ぶ授業はございません。しかし、人権教育の観点で解決しなければならない人権問題の課題の一つとして性同一性障害者の人権も取り上げられており、学級活動、道徳の授業、保健の授業等で学ぶ機会をつくる必要があると考えております。

平成22年4月に国の「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」の通知で、性同一障害に関する児童生徒へのきめ細やかな相談体制の充実を図るようとの指示があり、学校にも指導した経緯があります。

以上です。

○選挙管理委員会事務局長（上園博文君）

選挙時の受け付けにおける男女の区別の改善についてでございます。

選挙の受け付けは、当然、「本人の確認」、「本人の入場券である確認」、「本人の選挙

権の状況」、「投票の有無」などを確認し、「二重投票」や「成り済まし投票」、「取り違え投票」などを防止し、適正な選挙が行われるように正確を期す業務でございます。しかしながら、当然、市民の皆様のご負担がないように、スムーズな投票というものを実践していかなければなりません。

本市では、少ない人員でより正確で効果的な選挙を執行しているところでもございまして、受付において迅速かつ的確に本人確認を行い、時間短縮を図り、市民の皆さんのご負担を最小限にとどめるよう努めているところでございます。投票におきましても、市民の皆様がスムーズに投票していただくよう最善を尽くしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じております。

以上でございます。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

トキソプラズマ症についてでございますが、本市においてこのトキソプラズマ検査で感染がわかった事例がありますか。あれば何人かお知らせください。

○健康保険課長（平田敏文君）

トキソプラズマ抗体等の妊婦検診の結果は、平成21年度から母子手帳の記載内容等の変更によりまして、市のほうには検査の実施の有無しか報告がないという状況でございます。そのため、検査の報告はされておられません。

また、平成21年より以前につきましては、数の把握はいたしていないという状況でございます。

以上でございます。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、なぜこの病気について今回取り上げたかといいますと、私も実は、このトキソプラズマ症という病気を知りませんでした。妊娠中に生肉を食べたことで、最初にそれに

なると胎児への影響があるということを、私たちは母子手帳をいただいたり妊婦健診をしてきましたが、一度もそういうことを伺ったり耳に入れたことがなかったわけです。

今回、母子手帳のほうに書いてあるのも存じ上げておりますが、たくさんの病気の中で、ほんとに小さな字で細かに書いてあるわけでございます。若い世代の女性の8割がこの病気について知らなかったというデータもあります。それで、なぜ今回こういう質問をしたかということ、生肉を食べないようにするとか、ガーデニングをするときには素手でやらないで手袋をしましょうとか、その後に手洗いをしましょうとか、そのような単純なことをすることで防げるということがわかっていれば、多分妊娠をされる可能のある女性はそういうことを、その時期だけ避けられるのではないかと思います。私が知っていれば、その時期食べないと思いますし、ガーデニングも気をつけると思うわけです。それで、今回、妊婦さんも、猫がいるからだめとかいうふうに言われると非常に精神的に過度なストレスになる場合もありますので、考慮されながらではあります。そういうところもちょっとだけ丁寧に説明をしていただけないものか、再度お伺いいたします。

○健康保険課長（平田敏文君）

ただいまのご質問でございますが、すべての妊婦さんに周知をしますと不安をあおる結果になりかねないというようなことも考えているところであります。ペットを飼ったり土いじり等される方には個別に対応し、そしてまた予防等について話をしていきたいというふう考えているところでございます。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、仮称安心カードについて伺います。

キットの情報をそのまま紙ベースでコピーをして持っていればいいのではないかと

ご答弁でございましたが、高齢者の方がキットの紙をコピーに行くとか、またこういう紙ベースのものをバッグの中に入れるとかというのはちょっとやりにくいものだと思います。

私は、以前、運転中に目前でバイクと車の事故に遭遇したことがあります。警察への通報後に、投げ飛ばされた方の安全確保と車両等の停止を行い、投げ飛ばされた携帯電話で着信履歴等で知り合いと思われる方につなぎ、ご夫婦で旅行中だったご両親様に連絡が届きました。このように、若い世代は携帯電話をお持ちの方が多のですが、すぐにだれか知り合いに連絡することができないこの高齢者、携帯電話をなかなかお持ちでない方が多いようです。

以前、私も、市民の独居高齢者の方からご相談で、外出時に何かあったら心配ですと承っておりました。いろいろ担当課ともお話ししましたが、携帯電話を持っていただく以外に今はないのかなと思いましたが、このような簡単なカードであれば、もちろん個人情報でするので強制はすることもできませんし、希望される方が記入してお持ちいただけるカード等をつくるということはそんなに難しいことではなのではないかと思います。再度ご見解を伺います。

○福祉課長（野崎博志君）

安心カードにつきましては非常に役立つものだと考えております。なので、緊急医療情報キットのシートを今現在利用していただいておりますので、そのシートがすべて利用者の住所、氏名、緊急連絡先、かかりつけ医などを記入するようになっておりますので、それをお持ちいただくことで対応はできるんじゃないかと思います。また、他の自治体でも、逆にこれを緊急医療情報キットというふうで冷蔵庫をやったりとかというところもございますので、これを、このコピーを

持つことが不十分ということじゃないと思います。このコピーでも十分対応できるんじゃないかというふうに考えます。

○1番（黒田澄子さん）

女性の場合はかばんを持つことが多いですが、男性の場合は、この紙ベースのものをじゃどのようにしていつも持ち歩くというふうに考えましょうか。

○福祉課長（野崎博志君）

四つ折にしまして財布とか免許証等に入れていただくというふうな持ち方でよろしいのではないかと思います。

○1番（黒田澄子さん）

ぜひ今後検討されたいとお願いしたいなと思いますが、やっぱり紙ベースのものはぼろぼろにすぐなりますし、結構大きなものでございますので、もうちょっと部厚めの名刺サイズのものがないのではないかと提案をしておきたいと思います。

次に、熱中症についての、熱中症計についてでございますが、高齢者は気温を体で感じる体感能力も低下し、暑い日に訪問しても、扇風機も回しておられない方もおられます。また、我慢をするという世代でもあり、まじめな世代でもあり、節電と言われると電気を使うことがいけないと直球で考えられる場合もあるように思いますので、いつも身近に訪問されていると伺っている保健士さん等への熱中症計の利用ができればと考えて提案申し上げます。

いきいきサロン等に来られる方は元気高齢者だと思いますが、ご自宅でなかなか出られない方もおられると思いますので、そういう方のところは、よくそういう方が、保健師さんとか訪問されているのかなという点でお伺いしましたが、再度ご見解をお伺いします。

○健康保険課長（平田敏文君）

この熱中症計の件でございますが、保健師等はすべての高齢者宅に訪問しているという

ようなことではございませんので、先ほども申しましたように、この熱中症が発生する時期等におきまして、防災無線とかそういうものを使って、その予防の普及に力を入れていきたいというふうに考えております。

○1番（黒田澄子さん）

エコワットは昨年購入されまして、それぞれの家庭や学校等にレンタルで借りれるようになっております。私はそういうイメージを持っておりまして、保健師さんだけが使うのではなくて、市民の方でも、ちょっと借りて家の状況をわかるとか、そういうことにも使えるので、ぜひ配備をしていただきたいと申し上げているわけですが、その点はいかがでしょうか。

○健康保険課長（平田敏文君）

そのエコワットにつきましても、そのことは認識はしているわけですが、そこら辺も十分今後また検討して、熱中対策の予防に努めていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、中学生のスーパークルビズに入りたいと思います。

今回の提案に当たり、市内中学生に調査をしてみました。子供たちの回答は、皆、異口同音に、そうなったらうれしいですとの笑顔での答でございました。風を通さない長いズボンと長くてひだの多いスカートは暑くて熱がこもるわけです。この子供たちの言葉を聞いて、教育長の感想をお伺いします。

○教育長（田代宗夫君）

今、1番議員のほうから子供たちの実態をお聞きいたしましたけれども、大変よくわかりましたが、子供たちは涼しいということは多分事実だと私も思います。ただ、しかしながら、どんな調査をされたのか、私そこはわかりませんが、子供たちが朝から帰るまで、体育の授業が中にありながらの中に、1日じゅうを体育の服装で過ごすということ

については、いかがなものかなと思います。

○1番（黒田澄子さん）

今、いかがなものかという意味が私にはちょっとよくわかりません。全国の状況をお知らせします。愛知県幸田中学校、福井県三方中学校、同県の明倫中学校、香川県託間中学校、福岡県姪浜中学校、原北中学校、高取中学校、県内では鹿屋市の串良中学校、上小原中学校、吾平中学校でも既に着用許可が出ています。子供たちの様子も、インターネット等で画面として出てきております。

衛生面というのを先ほど言われましたが、子供たちは夏場は着替えの肌シャツや、中にはTシャツ等でもいいという学校もございまして、随時そういったものも持ってきておりますので、もちろん一日じゅうそれをずっと着ている人は余りいないと思われまます。特に、体育の後などは全部着がえをされると思いません。その点についていかがででしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

私、いかがなものかなと申し上げましたが、中には一日じゅう体育服で過ごすのには反対の子供も私はいるのではないかなと思っておりますが、といいますのは、やっぱり人間というのは、活動に合った服装というのがそこに私は存在するんじゃないかなと思います。体育の服装というのは、伸び縮みができて、ほんとにそういった回転のいいような形につくってございます。ところが、国語の勉強とかそういう勉強をするときには、また言葉は静的なそれなりの服装というのがあって、活動に合った服装というのを着ると。

それと、もう一つは服装と気持ちの面というのが私は大きいものじゃないかなと思います。そういう静的な、制服を着て授業を受ける場合と、体育服装で受ける場合と、またちょっと違いがあるのかなと思います。

私どもも、仕事場に来るときは、今ネクタ

イを外していますが、ネクタイをびっとし
ますと、よし、きょうは気張るぞという気持ち
で出ていくんですが、土曜日曜にうちにいる
ときは、もう見られた格好じゃないんですが、
土いじりをしてもいいような格好で自由に過
ごしております。

そういうことから、衛生面や活動に合った
服装をきっちり着るといふ面と、もう一つは、
私女性でないのでよくわかりませんが、
よく体のラインを気にする子供もいるとかい
う話も聞いておりますので、また今は扇風機
のほうもすべての学校につけてあります。扇
風機は、大きな温度差はないとは思いますが、
体感温度というのも、風で熱を奪っ
てくれますので涼しく感じるそうございま
すが、そういうことから考えたときに、むし
ろ体育服をすべてに着させることは、またち
よっと問題があるのではないかと、そういうふ
うに思います。

○1番（黒田澄子さん）

私は、子供たちも個人差がございますので、
本人たちの希望でできると思っております。
そして、体操服は標準服ですので、着てい
ても何ら問題はないと思っております。別に特別
自宅で派手なTシャツを持ってきて着ている
わけでもないわけで、それで授業で支障があ
るという点について、とても納得はできない
感じがします。

全国でたくさんの学校が既に取り組みでお
られますし、あと環境省の細野大臣の節電に
対する、その中で一般の民間でも、もうアロ
ハシャツとか半ズボン、それからサンダルで
仕事をされています。それはふざけた格好で
ふざけたような仕事をしているというふう
には、もう今国民は思っていない、そのよう
な環境なのですが、もう一度ご見解をお願い
します。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げたとおりでございますけれ

ども。だから私は悪いとは申し上げておりま
せん。したがって、学校等で実態を子供や保
護者へいろんな実態を十分調査して、それぞ
れの学校でまた、暑さの違うところもござい
ますので、するべきであって、私が考えてい
る問題点は、そういうところがありますとい
うことでございます。

○1番（黒田澄子さん）

次に、校舎の非構造部耐震化について伺い
ます。

教室はまず天井になっているところが
ございますでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

東市来中学校の体育館がこういう天井があ
る。ほかのところはほとんど屋根にそのまま
ぶら下がっている照明器具です。そういう感
じであると調査しております。

○1番（黒田澄子さん）

近年新築された校舎の非構造部材は、耐震
がなされておりますか。

○教育総務課長（内田隆志君）

伊集院の中学校が新しく建てかえてありま
すけれども、基準に合った形でされてありま
して、棚とかロッカー等もつくりつけて、そ
こあたりは十分対策がとれていると思ってい
ます。

以上であります。

○1番（黒田澄子さん）

文科省の事例集には、グランドピアノの横
滑り対策に3個組みで1万4,000円ぐら
いからの予算で脚部の脱輪防止の防震用ゴム
が掲載されていますが、本市のグランドピ
アノはいかがな状態でしょうか。

○教育総務課長（内田隆志君）

本市の部分については、まだそこあたりの
対策がとられてない状況でありますので、今
後いろんな点検、調査等を含めて検討してま
いりたいというふうにご検討しております。

○1番（黒田澄子さん）

災害時の避難所となる体育館は、急いで点検補修が必要と考えています。6月8日の公立学校施設の非構造部材の点検に係る財政支援についての通知によりますと、文科省の学校施設環境改善交付金においては、非構造部材の点検等に係る経費、点検設計は工事に合わせて補助対象となっている旨記載されています。また、国交省の事業も、学校等には利用できるように、使い勝手がよいように工夫されていると伺っております。こういったものを今後も計画の中に入れていただけないかなと思っています。

それと、文科省の実証的な検証を目的に、学校施設の非構造部材の耐震点検等に関する委託業務を受けられた長岡市、京都市、国立大学法人三重大学のデータが文科省のホームページに載っておりますが、長岡市教育委員会の所管として、とめられていない書棚、ロッカー等がたくさんあることがわかったため、臨時雇用の巡回管理員4人を8カ月雇用し、88校の目視による点検と、危険箇所や家具等の転倒防止にL字のとめ具づけなどを行ったそうです。巡回管理員はハローワークで無資格の方の募集であり、88校が平均的に危険箇所が見つかったため、4人で1校1校点検管理に当たったそうです。長岡市では、本市の学校主事のことを管理員と呼んでおられますので、もちろん学校主事さんが同じ仕事をされておりますが、手に負えないということでこのような方法をとったということでございます。これは長岡市教育総務課の課長補佐に伺った話であります。このような臨時の雇用を入れなくても、またお金をたくさんかけなくてもできる場所はあるわけで、小さなL字の金具で対応できることもあるのではないかと。また、先ほど申し上げましたピアノ等は、ほんとに落ちてくると危ないので、できることから、少額のものでもできる場所からという思いで今回提案をしていま

す。そのようなことこそ校長先生の出番で、PTAとも連携して人的協力もお願いできることもあると考えますが、もう一度、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどちょっと申し上げましたが、この補助制度ができました通知がありましたのも4月の二十何日でございますので、私どもそれに向けて、まずは今体育館のどこを点検すればいいのか、そこからまず問題だと思うんです。考えられますことは、照明器具とか、あるいは中学校でありますとサッカーのゴールとか、あるいはそのほかもっと窓のガラスとかいろいろあるわけでございまして、だからとりあえずどこかをもとにしながら、点検をしてどういうところをしなければならないか。工事と点検の費用が一緒になっての補助制度になっているようでございますので、まずはどこかを調べてみて、どういうところが問題なのかをまず調べながら、教室も、先ほどご指摘がございましてという例があると思いますので、そういう調査を十分しながら、どういう視点からその改善をしていくか、そういうことも含めて今後検討していきたいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

まずは点検ありだと思っておりますので、どうかそのスケジュールをしっかりと立てられて学校の点検をしていただきたいと思います。

通学路の総点検について伺います。

ことし4月、京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負う事故がおき、その後も千葉県館山市、愛知県岡崎市、大阪市中央区で登下校中の児童を巻き込む事故が相次いで起こっています。今回の事故について教育長の感想をお聞かせください。

○教育長（田代宗夫君）

この京都の事件ですけれども、ちゃんとした通学路のスクールゾーンでありながら、子供も並んで、保護者が引率をして通っていたという事故でありまして、ほんとにこういう事故が起きていいのかなと、そんなふうに思います。そのことを考えていきますと、果たしてここが通学路でよかったのかと、あるいはこのような状況の中で通してよかったのかとか、そういう改善点が今後考えられるのではないかな、そんなふうに思います。

○1番（黒田澄子さん）

我が党では、通学路安全対策プロジェクトチームをつくり、政府に緊急提言を行いました。結果、政府も重い腰を上げ、8月末をめぐりに、すべての公立小学校等の通学路を対象に、緊急合同点検を実施するよう通達したわけです。

昨年、登下校中に通学路で交通事故に遭った児童数は、何と2,485人、うち死者数が11人です。1年生747人、2年生550人、3年生420人、4年生329人、5年生259人、6年生180人となっております。特に低学年ほど事故に遭いやすいということがわかります。点検に当たり大事な点は、子供の目線での通学路の安全点検を行うべきであると考えます。それで、これまでの点検は子供と一緒に点検となっておりますでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

今のところ、子供と一緒に点検をしたと、学校側が。そのことは余り聞いてはおりませんが、かねてよく日曜参観とか、そういうときに、保護者と一緒に自分の通学路を点検しながら学校来てくださいというような指導はしております。

なおまた、確かに子供の目線での危険箇所の情報を得るといことは大変大事なことだとは思っております。

○1番（黒田澄子さん）

小学校低学年の子供の目線というのは100cmから103cmぐらいの目線かなと思います。この道路のどこに危険がかくれているのかという子供の目線の点検ということ今回強く国も申していると思いますが、その点、もう一度いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

したがって、やっぱり私どもはよく子供たちに、危険箇所が気についたら必ず担任や学校に知らせるよという指導をかねてしておりますので、低学年の1、2年生はちょっと無理かもしれませんが、これまでも高学年の子供たちが、道路に木がおおいかぶさっているとこういうような情報が加えられて対処した例もたくさん聞いておりますので、子供と一緒に点検が可能かどうかわかりませんが、そのような、子供から情報を常に得るような指導とか体制は大変大事だと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

これは単純に体を縮めて、こうやって見たときの様相と、こうやって見たときの危険度が全く違うという、何十cmかの差だとは思いますが、大人が点検する際も、腰を下げて低学年の子供ぐらいの竿でも持って、これぐらいの目線というのはどんなふうに世界が違うのかというのを今後、点検時に取り入れていただきたいと申し上げておきます。

あと、歩道のない通学路の対応はいかがお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

通学路は私もほとんど点検をして、何回か回ったこともございますけれども、特に学校周辺の通学路等が非常に狭くて、歩道を設置するにも困難なところがいっぱいございます。こういうところは、今後合同点検もするようになって、学校から上がったのもなっておりますけれども、やはり交通規制をしていくとか、あるいは一方通行するときか、時間に

じて車の通行を禁止するとか、そういう措置をとっていかなければいけないのじゃないかなと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

せめてスクールロードの道路への表示、文字での表示やカラーを入れたカラーロード等の推進とか、減速等も今後警察等とも連携されていかれたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

そのようなことを含めて、今後警察や道路関係者とも話をする予定でありますので、十分検討していきたいと思っております。

○1番（黒田澄子さん）

この質問に当たり、私は道路は一体だれのものか、もうそこに行き詰まってしまうのか、なぜか車のものであるような雰囲気があるともあります。歩道のない生活道路はだれが優先されるべきなのか、先入観を捨てて、ゼロベースで点検をしていただきたいというふうに思いますが、今回、緊急合同点検の意義は非常に大きいと考えています。再度教育長の見解を伺います。

○教育長（田代宗夫君）

ことしも既に4月当初点検をして、再度点検をするように指示して、今度またお願いしましたので、学校はもう3回ほど何らかの形で点検することになっておりますが、今回、警察庁、それから国土省、それから文科省からいろんな指示が出まして、両者の話し合いもなされておまして、これまで以上に警察の関係の道路規制とか、そういうものが多分できるのではないかなと思っておりますので、そういう視点からも、今回、点検をした結果を出してもらおうように指導しております。

○1番（黒田澄子さん）

ボランティア袋について伺います。

薩摩川内市は、可燃・不燃の2種類のボランティア袋があり、グリーンとブルーで、ど

こから見てもボランティアの袋とわかります。市民ボランティアが本庁各支所やコミュニティー、うちでは地区館でございしますが、そこに申請していただくと、市内一斉の清掃活動や各自治会に3世帯で1つの割合で一斉清掃のときには配付されるようです。また、不法投棄されたごみに自治会長も大変困っておられますが、この袋に入れて出すことができるということで、薩摩川内市の自治会長は大変助かっているというふうに言っておられました。この点、市長、いかがでしょうか。

○市民生活課長（有村芳文君）

現在、日置市におきましても、自治会の美化作業等におきましては、今、日置市の袋を使っている部分もございします。また、合併前の袋も若干残っておりまして、そういったもので対応していきたいというふうに考えております。

○1番（黒田澄子さん）

じゃ、合併前の旧町時代の袋がなくなりました折には、ぜひ一目でボランティアとわかる袋を今検討いただけないか、もう一度伺います。

○市民生活課長（有村芳文君）

残りがなくなりますと、いずれまた袋を考えないといけないわけですがけれども、ボランティアという面を考えますと、道路作業とか道路における活動もございします。袋をつくるだけがボランティアの育成だけでもないということも考えられます。それで、袋をつくるのがベストなのか、それとも作業をしていたただく方に安全にしてくださいということも考えますと、安全帽子ですね、反射材のついた帽子、それから安全ベスト、たすき、そういったものもございします。袋もですけれども、そういったものも含めて、今後環境保全審議会、また協働推進会議でご意見をいただきながら考えていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

その帽子とベストを課長はよくおっしゃって、好きなようでございますが、大変お金もかかるのじゃないかと考えますので、できれば袋で考えていただきたいと思います。

先日開催されました福井県勝山市の環境自治体会議に私も参加させていただきました。市長もお気づきかと思いますが、勝山市はごみが落ちていないまちでした。市長もそう思われましたでしょうか。

○市長（宮路高光君）

大変きれいな清掃したところでございます、ちょっと裏話をしますと、これをきれいにするまで大変多くの皆様方にご協力を賜ったと、そういう部分もございましたので、私どももそういう自治体にすれば、多くの皆様方にかつボランティアをしていただかなければあのようなきれいなまちにはならないというふうに認識をしました。

○1番（黒田澄子さん）

私が聞いた話は若干違っておりました。その後、ご当地議員の方にお電話でいろいろ伺いました。勝山は染め物のまちとして40年前に大きな大規模染色工場がたくさんの排水を流し、川が大変汚れていたそうです。行政や市民ボランティアによる川の清掃活動に子供たちも参加し、結果、皆が理解したのは、ごみのすべては大人が捨てたものであるということです。そのときの子供たちが今回開催をされる大人の世代で、子供さんや孫がいる世代に入っています。

今では市民の意識が高まり、今回の会議のとために特別なことはしないというふうに聞いたのですが、いつもの勝山を見ていただきたいと、ちょっと市長のお話とは違うんですけど、花の植栽で見ばえをよくしたりと、そういうことはされなかったと聞いています。今では、捨てる人がいなくなれば、ごみを拾わなくてもいいというごみゼロ意識にまで進

んでいるというふうに伺っています。その点で、今回袋に特化したわけではないんですけども、もっともっと市民の方に気軽にそういう意識の啓発と、またごみを捨てることをやめさせるためには、捨っている人の姿を見せることも大事じゃないかと思って提案しましたが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、これ継続的にいろいろとやっていかなければ、端的にこの環境サミットをするからそういうごみ拾いをするというのではなく、今おっしゃいましたとおり、市民の意識というのを今後環境に対しますその啓発というのをやはりすることが一番大事だというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

あと残りもう3分ありませんので、よろしくお願いします。

○1番（黒田澄子さん）

市民が出す資源ごみの有価物売却価格は1年間で幾らになりますか。

○市民生活課長（有村芳文君）

毎年出しているわけですがけれども、平均して1,000万円を超えたり超えなかったりの数字になります。

○1番（黒田澄子さん）

薩摩川内市の2種類の袋は、その有価物の売却も財源に、少しそこからちょうだいしてつくっておられると聞いておりますので、今後そういったことも利用されていかれてはどうかと提案しますが、いかがですか。

○市民生活課長（有村芳文君）

当然、歳入がないとあの袋はつくれませんので、そういう資源化することによる歳入、そういったものもございますので、何とかできればそれで賄っていきたいというふうに考えております。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、最後に性同一性障害について伺

います。

この問題は、奥も深く、これまで余り表に見えないタブー視された点ですが、悩める市民の声に対応することが市役所であると考えます。先ほど3名というふうに相談があつていと思いますが、選管のほうにはなかったでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（上園博文君）

これまで1件のご相談をいただいております。

○1番（黒田澄子さん）

そのように、各課にそれぞれにいろんな形でご相談があつているのかなと思いますので、先ほど男女共同参画相談員のほうが対応と言われましたので、そういうところが相談窓口であるという啓発活動はどのようにされますでしょうか。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

今回、議員の質問の内容から、生活同一性障害の問題が浮き彫りになりましたので、その結果、産建あるいは選管で意見の実現もありましたから、この問題につきましては、市のホームページあるいはお知らせ版等で周知を図って、地域づくり課、男女共同参画相談員のほうでとりあえず相談に応じるということで啓発をしてまいりたいと思います。

○1番（黒田澄子さん）

鹿児島市では、この方々の声に素早く対応し、専用の相談窓口が設置されました。この点について、課長、いかがお考えでしょうか。

○地域づくり課長（高山孝夫君）

鹿児島市の事例をホームページで見せていただき、専門機関ではないけれども、一応相談の窓口になるということでございました。日置市におきましても、専門の相談機関ということでございませんので、そういった、とりあえず身近なところでの受け皿ということで理解しておりますので、同じような形で進めていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

教育や相談指導に携わる方、行政にかかわる方の人権意識の高揚は必要不可欠と考えます。性的少数者の方の人権について、研修等は行われていますか。

○総務企画部長（小園義徳君）

特に職員研修等でこの性同一障害に限って研修をしたことはございません。今後、こういった事例も踏まえた中で、研修の必要もあるのかなといったふうには考えております。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げましたけれども、学校におきましては、人権教育の資料にもこの資料が載っておりますので、子供たちの指導の中で、必要に応じてその指導はできます。

なおまた、平成22年の4月には、文科省のほうから、具体的にこのような児童生徒一人一人の心情にかかわるような相談に対しては、きめ細やかな対応をするようにということで、性同一障害の方の具体的な事例とそれに対する学校の指導の状況まで書かれたものが送られてきておりますので、学校のほうでは一応は心得ていると思っております。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、選管に対してもう一度伺います。

本市が区別した受け付けをしなければならない理由は、時間が短くなるということだけでほんとはよろしいのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（上園博文君）

短時間のこの時間だけの問題ではございませんけれども、選挙投票所においては、職務代理者が最終的に男女別の集計作業をすることが必要になってまいります。そういったことから、現段階では男女別に振り分けをしているという状況でありますけれども、ただ、通告の中の要旨にございますとおり、男女別に分けていない状況を考えますと、期日前の投票は分けておりませんので、これまでもご相談があつた方についてはそういったお勧め

をした経緯もございます。また、そのとおり期日前の投票もしていただいたやに伺っておりますので、今後におきましても、こういった取り組みで、ご相談がありましたらぜひ選挙管理委員会のほうにでも、差し支えなければご相談いただいて、また投票所のところにもそういった旨の連絡をして、スムーズに行くように対応してまいりたいと考えております。

○議長（松尾公裕君）

時間がありませんので、最後まとめてください。

○1番（黒田澄子さん）

近隣市の選管では、ほとんどが男女の区別を行っておりません。出水市ぐらいでした。そして、そこからは、霧島市等、うちより相当多いんですけれども、何でわざわざ分けるんですかと言われてました。こちらに時間を短くすること、こちらに人権、同じてんびんに乗せていいと私は思いません。また、その方々は特化されて期日前にいかなくてはならないおっしゃる今のご答弁に対しても、不平等であると感じますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（上園博文君）

現在、県内では11市の団体で区別をしていない自治体の数でございます。ただ、区別しているところでは、まだ7市がございますので、実はこの数の問題ではないんですが、ごくわずかな方々でいらっしゃるのであれば、先ほど申し上げました期日前の投票をお勧めするわけですし、ただ、予算的な面を申し上げて大変恐縮なんですけど、そのために1,000万円を超える経費が必要となることを考えますと、期日前の投票のお勧めをしたほうがよろしいのかなと、今の段階では考えております。

以上でございます。

○1番（黒田澄子さん）

何度申し上げてわかっていただけないと思

いますが、市民であり国民であるこの方の人権は守られるべきでありますし、期日前に行ってくださいと言われること自体がプライバシーの心外だと思います。いつ行ったっていいんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（松尾公裕君）

時間ですので、最後の答弁とします。

○選挙管理委員会事務局長（上園博文君）

ご指摘のございましたとおり、私どもも人権侵害、慎重に考えていかなければなりませんので、その辺は今後におきまして慎重に取り扱いを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時15分とします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔8番花木千鶴さん登壇〕

○8番（花木千鶴さん）

私は、さきに通告してあります4点について質問をいたします。

1点目は、平成27年に鹿児島県で開催予定であります国民文化祭について伺います。

この祭典は、毎年、都道府県単位1カ所で開催されるもので、これまで九州では昭和62年に熊本県、平成10年に大分県、平成16年に福岡県で開催されています。新聞報道によりますと、鹿児島県はすべての市町村に実行委員会を設置したいとのこととあります。過去の九州での開催データによりますと、観客数が熊本大会で21万人、大分大会で88万人、福岡大会で345万人となっています。経済波及効果としては、近年開催分の

データしかございませんが、平成20年、茨城大会で171億円、21年の静岡大会で178億円、22年の岡山大会では129億円となっています。経済効果や、本市を内外的にアピールできる絶好の機会と思いますが、本市はどのように取り組んでいく考えかを伺います。

2点目は、子育て支援及び障がい者施策を進めるために、発達臨床心理士を常勤とすることについて伺います。

このことは、またかと言われるほど何度も取り上げてきたのですが、いまだに政策化されていない問題であります。心理職へのニーズは非常に高く、本市でも現在、3人ないし5名の方が非常勤として働いておられるところであります。しかしながら、必要だから予算化したにもかかわらず、忙しい職種であるため、予定していた事業での確保ができず、実際は多くの予算を執行残としているのが現状であります。

そこで、1名の方を常勤にすれば予算を生かすことができるとともに、充実した事業の実施ができます。また、心理職の中でも特に発達臨床心理士にしてありますのは、より多くの分野で活躍できる専門職であるためですが、見解をお聞かせください。

それと、本市には子供支援センターがありますが、それを発展的にとらえた日置市発達支援システムの構築について考えないか伺います。

3点目は、先ほど提出されました日置市学校あり方検討委員会の報告についてであります。

先般の議員全員協議会の説明で、今後開催するという地域説明会はどのような趣旨目的で行う予定なのかを伺います。それを受けて、市の今後の取り組みをどのように進めていくのかを伺います。

4点目は、地区振興計画について伺います。

この計画は、市内26地区館でその地区の課題を取りまとめたものであり、多くの地区課題を盛り込んでいます。その中で、比較的少額でできるものや地域づくりに役立つソフト事業などについては、基金を取り崩して行う地区振興計画推進費が充てられているところであります。このあり方にも課題が多いということで、12月議会で指摘をさせていただきましたが、今回はこの推進費でできない課題についてはどのような考え方で予算化を図っているのかをお伺いたします。

以上を1問目として、答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の国民文化祭かごしま2015（仮称）についてということをごさいます。このことは、県のほうからも通知をいただいております。本市においても実行委員会をつくって、多くの皆様方が来ていただくようなこと、またアピールしていかなきゃならないというふうに思っております。具体的には教育長のほうに答弁させます。

2番目の子育て支援及び障がい者施策、3番目の学校あり方検討委員会のほうについても教育長のほうに答弁をさせます。

4番目の地区振興計画についてでございます。

第2期地区振興計画は、昨年、地区公民館を計画主体として作成された計画でございます。26地区館が自治会や各種団体から課題として上がってきたものの中から、年間1億5,000万円の地域づくり推進基金を活用して、地域づくり推進事業で実施する課題を第2期地区振興計画の3カ年実施計画として提出しております。地区として3カ年実施計画に掲載し切れなかった課題の中には、既に補助事業等の活用が決定されている課題もあるようでございます。现阶段で事業実施の見込みのない課題については、今後それぞれの

事業課で補助事業の活用策等について十分検討するとともに、国、県への要望時に地域の声を添えてお届けし、重要度、緊急度の高いものについて、財政状況等を考慮しながら、予算化について検討していきたいと考えております。

また、事業実施が見込まれるものについては、今後の総合計画、実施計画に掲載をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

国民文化祭についてお答えいたします。

国民文化祭については、昭和61年度の第1回開催の東京都を皮切りに、毎年度、都道府県持ち回りで開催をされております。主催者は文化庁、開催都道府県・市町村等となっており、平成27年度、第30回ですが、本県において開催される予定でございます。

県によりますと、2008年から2014年の大会では、3万から4万人が出演し、観客数が100万人以上、経済効果が100億円を超えると試算され、豊かな食材や自然、多様な文化、歴史などの地域資源を全国にPRしていく機会にするとしております。

本市におきましても、薩摩焼やすぐれた泉質を誇る豊富な温泉、お茶やしょうちゅうなど食文化を全国のPRする機会と位置づけ、検討してまいりたいと思っております。

また、本市の民俗芸能、伝統芸能、オーケストラ、陶芸など、さまざまな分野の文化墮胎等の意向も踏まえ、本市においてどのような事業が開催できるのか、市においての実行委員会の設立も含め検討を図りたいと思っております。

子育て支援及び障がい者施策等についてですが、まず、発達臨床心理士の常勤雇用についてですが、現在、スクールソーシャルワーカー2名、家庭相談員2名、カウンセラー

1名、それに県のカウンセラー3名、これは中学校4校ですが、が市内で活動いたしております。ご指摘のとおり、4時から高校生、そして保護者から多種多様な相談がございます。昨年度の状況等から、今のところ、子供支援センターの機能を十分に働かせ、保健・福祉・教育が緊密に連携を図ることで何とか対応できているととらえております。

次に、発達支援システムについてですが、昨年度まで教育委員会内にありました子供支援センターを、相談、連携を図りやすいように、本庁舎2回に移動いたしました。また、支援センターアドバイザーを中心に、それぞれの課題への対応が十分な連携の中で行われるよう、その他の関係機関とも連携を図りながら、今後も取り組んでまいりたいと思っております。

次に、学校のあり方検討委員会についてですが、平成22年度から平成23年度まで、日置市学校のあり方検討委員会に、少子化傾向にある中で小中学校のあり方はどうあるべきかの調査研究を依頼しておりましたが、このたび提言が示されたところでございます。この提言に基づき、4地域で説明会を開催することで、児童生徒にとって教育環境はどうか、また、地域でどのような学校にしたいのか、どのような学校に育てていくのか、いろいろと議論をしていただきたいと思います。また、この説明会を開催することでそれぞれの地域において地域の学校のあり方を考える契機としたいと考えております。

今後の計画でございますが、7月に4地域で説明会を開催し、地域で出された意見等を集約したいと思います。

次に、10月以降に関係小学校区ごとに説明会を開催したいと考えております。平成25年3月までに、それぞれ出された意見等の集約を行い、平成25年6月以降に市とし

ての基本方針を策定していく考えでございます。

○8番（花木千鶴さん）

それでは、1問ずつお尋ねしていきたいと思えます。

国民文化祭の件です。実行委員会をつくっていくということでございました。27年の開催と言えども随分先のようにすけれども、県のほうも準備室をつくって着々と進めているようであります。正式決定というのは7月の国の実行委員会で承認されてからということではあります、もう内定は確定しているわけですので、進めていくようでございます。

本市もそういうことですが、県の基本構想案によりますと、シンポジウムで5事業、分野別フェスティバルで45の事業が示されております。その中で、本市は先ほどご答弁いただいたようなことに取り組んでいきたいということではあります、さまざまなお仕事で、庁内でも大変皆さんお忙しいとは思いますが、やっぱりこの機会に、先ほどありましたように、いろんな活動をこれまで、本市で事業をしているわけですが、その事業がこれに乗せることによってよりジャンプできるというか、飛躍できる取り組みとして、かねては市域の活動であるのが、全国から対象者を募ってご参加をいただく機会が得られるというのは、もう大変な格好の機会だと思えますので推進していただきたいと思うわけです。

このことは、もう皆さんそう思っておられるから、市町村間で競争をするぐらいの、できるだけたくさんの人においでいただきたいということで、各市町村やつきになって取り組むだろうと思えます。県はこれに、基本的に40億円ぐらいから準備資金を備えると言っておられますので、県都の隣接市である本市は、どこにも先駆けて取り組んでいただきたいと思うわけですが、取り組み意向は伺いましたが、本年度準備室といえますか、

来年実行委員会をつくらないといけないんでしょうが、その辺の体制についてちょっと伺います。

○社会教育課長（今村義文君）

本市の体制ということで、県の国民文化祭準備室が4月からできているようでございます。準備室のほうからまず市町村のほうへ説明ということで、今月の26日に説明に見えるということで、その説明会の中では総務部門も、また、あと商工観光部門も同席してほしいというような通知も来ております。そういったことで、この説明会をまず十分受けてから、どういったことが当市においてできるのか検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

いよいよ県も各市町村を回って、実行委員会の立ち上げを促して回るんだということでしたので、始まるようです。ほんとに前向きにとらえていただけることと、それから、いち早く準備委員会であったり実行委員会であったり、早く手がけていくことが大事だと思っておりますので、例えば本市はジュニアオーケストラがありますので全国大会を開催するとか、それとか和太鼓の全国大会、それには海外の演奏団体との交流もしてほしいと県はつけ加えているようです。それから、本年度新たな補助金制度を入れた伝統芸能の祭典をもっと広く、ほかの伝統芸能とまぜた祭典を開催するとか、郷土料理と焼酎文化というところのまちも取り組むと思うので、よその先よりも先にうちの郷土料理と焼酎文化をアピールできるように手を挙げていただきたい。それとか、伊集院町時代から取り組んでおります南日本美術展の作品展とういのは大変に県内でも珍しい取り組みでありますので、このようなことを全国にもアピールできる機会があればこれまでの努力が報われるというものではないでしょうか。ぜひ発展的に取り組ん

でいただきたいと思っ

ているところ

です。
この点については、もう前向きに進められているようにございますので、私としては県の説明会が終わった後は、きちんとした形で各課が連携した準備室をつくっていただけるように、そのほうが成功するのではないかと申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

私は、子育て支援等々の心理職の件、これまでも本当に申し上げてきました。その都度、市長のほうからでしたけれども、当面は非常勤で対応すると言っ

○教育長（田代宗夫君）

てこられて、その分、3名現いらっしゃいまして、お一方は今福祉課が採用予定で準備をしておられると聞きますが、1人予算的にまだ余裕があるので考えたいということだったり、もう一人は、保健のほうでは、緊急時には1人応援を頼んでいるというような格好で、四、五名の体制で取り組んでいることは私も承知をしているところであります。

先ほどは教育長のほうの総合的な立場での答弁をいただきました。今のところはこの体制で何とかなっているんだという答弁をいただいたんですけれども、やはりまだまだニーズは高い。それで何とかしているということだと思いますが、この体制の中であって、課題というものをどのように感じておられるのか、今後の対策にもつながることですので、少しここでご紹介いただけませんか。

校等に出向いても、実際に授業における指導とかそういうこともやっぱり必要かとは思いますが、しかし現在、何とか先ほど申し上げましたけれども、どうか今はそういう状況ということでございますが、当然、たくさんいたほどいろんな活動ができることは、当然のことだとは思

○8番（花木千鶴さん）

います。
そうですね。私もいろいろ相談を受けたり、現場の声を聞かせていただいたりしているところですが、やはり何かはなっているけれども、次から次に相談したかったり、こないだ相談したけど、また相談をしたいというようなことにはこたえることができていない。そして、待たせてしまっているという現状とか、実は、訪問していただきたいと思うケースにはこたえられていないとか、多くの課題を抱えていると思っ

ています。
その総合的な問題を考えますときに、子供の育ちを一般的に考えるときには、本市の今の状況では、乳幼児期であったりとか、幼稚園、保育園、そういった場合では、この心理士は保健と福祉の中では十分対応する体制をとっていますが、子供支援センターの心理職にあっては、スクールカウンセラーは学校と家庭を訪問するという立場で位置づいておりますけれども、この心理職は学校と連携をするという立場には立っていません。行政内の要請に応じることと、カウンセリングをするという位置づけになっています。しかしながら、心理職が学校に支援をするということは大変非常に重要なことでして、それからいきますと、学校と心理職との連携についてはどのような現状になっていますか。

○教育長（田代宗夫君）

学校のほうに全く心理士が行ってないわけではないんですが、個々に応じてはときには行ったりもしておりますけれども、現在の私のほうの心理士は、年間に50回と、1日

4時間の50回ということでございますので、その限りがございます。その間も、学校の教育相談員とかあるいはスクールソーシャルワーカーとか、あるいは教育委員会以外では保健師の方とか福祉の方とか、その方々がまず職員の対応を全部していただいております。どうしても心理士にお願いして相談をしたりしなければならぬ事例について、現在のところは心理士にお願いをしているという状況で、先ほどは何とかと答えたんですけども、もちろん学校等に行くのは、今県から派遣している心理士についての各学校50回を超える回数で中学校のほうには行っていただいております。もっとも本来ならば、必要があれば行って、子供たちの発達の支援というんでしょうか、授業のあり方とかそこまで踏み込んでいけるならばいいのかなと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

今ご答弁の中でも、精いっぱい状況はわかるわけですが、重要なのは、このスクールソーシャルワーカーと違って、心理職の専門性というものをきちんと生かしていくために、各学校では特別支援教育の分野にあって個別指導計画をつくるようになっていきますが、本市の取り組みそのものは、乳幼児期からも心理職を充ててずっとやっているんだという状態に今、非常勤ではあるけどなってきた。その子供が学歴の課題をクリアしようとするときに、つながっていないという意味で、学校のほうにもっと往来がしやすくなるような心理職の仕組みをつくる必要があるというので申し上げているんですが、それは次に通告してありますシステムの中でもう一度触れさせていただきますが、現状としてまだ心理職が往来できる状況にはありませんね。相談する保護者が、学校に来て、ちょっと先生と話をさせていただきませんかといってやっと思える状態ですね。それも先生に時間が許されるなら

ばですけども。

子供支援センターでの雇用は、1日4時間、年間50日、1名。保険課は1日4時間、年間120日、基本は1年で、状況によって臨時的雇用もやっている。福祉課は年間1,000時間ですから、1日8時間とか4時間などいろいろで対応しています。予算的には福祉課の2倍となっていますので、現在、1名のところ、もう一名を雇用したいなという状況にあることは伺っています。

このように、さまざまな分野に必要とされていて、非常に何名もの専門職で対応しているにもかかわらず、特定の事業に対して時間的な雇用となっているのにばらばらに仕事をしているのが現状であります。子供は乳幼児期の健診から療育、保育園、幼稚園、学校へと進んでいくわけですが、それぞれの場には違った人たちがばらばらで対応していることになっているために、せっかくの支援がつながっていないのが本市の残念なところであります。

市長から、頑張っていくんだというこれまでの答弁をいただきまして、これだけの非常勤が配置されていますし、教育長が一步進むような努力はしたいというような感じではありませんけれども、これまでの事業がつながっていないことを考えますと、もう少し踏み込んで雇用していく方向の考え方に立っていただきたいと思うわけです。そうしますと、今年度から設置されています機関相談支援センターがございます。今2名の方がこれに当たっておられるわけですが、福祉課の。これは、障がいを持っている、支援を必要とする人たちの支援プログラムを判定をしたあとつくるというのが業務でございますが、その人たちにとっても、どの年齢でここに相談してプログラムをつくることになるかわかりませんが、乳幼児期からの支援プログラムができ上がっていれば、ここもスムーズにいくわけです。

ですから、本市はそれが今ないわけではない。ばらばらには対応しているんだけど、つながっていないから困っているのじゃないかというので申し上げているところです。そういった総合的な評価ができるように、私はなるんだろうと思っています。一歩進んでいくことを今は期待したいと思うんですが、その件については次のことと連動していますので、次の質問をさせていただきます。

実は私たち、先月、先ほど1番議員でもありましたが、文教厚生常任委員会が滋賀県湖南市の発達支援システムについてを行政視察いたしました。このシステムの特徴としては、発達障がいを含む支援の必要な人に対して、乳幼児期から学齢期、進学、就労に至るまでの一貫した支援体制を整えていることにあります。本市に今すぐこのようなシステムを求めるのは無理なことだと私も思いますが、でも、本市が既に取り組んでいる事柄をうまく活用することができれば、それなりの仕組みを、一環した仕組みをつくることができると私はもう確信しているところであります。

先ほど、つなぎの話を私はさせていただきましたけれども、湖南市が一環した取り組みの軸を教育にしているのが特徴になっています。これは、システムのリーダーである支援室長を特別支援教育の専門家である教頭職級の人を充てて、特別支援教育でつくられている、現にどこでもつくられています、個別の支援計画でつないでいこうとするものがあります。乳幼児期の健診、保健、幼稚園、学校、そういった相談センターです、本市の。支援計画書を作成するのに、一貫性を、つくることこの本市の発達臨床心理士の常勤ができれば、非常勤の人たちをつないでいくことができれば、本市は、個別指導計画ではなくて、支援プログラムで一貫性をつくることできると思うわけです。その中心的役割を担うことができるのが教育委員会ではないか。

なぜなら、本市で今それが一番欠けているのが学校との連携にあるからです。そこをつなぐシステムまでつくり上げることができれば、私はこれは可能だと思うんです。教育長、その点いかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

今おっしゃいましたように、個別の教育支援計画をつくりなさいという指導がなされております。本県でも、教育センターからもそういう指導も受けておりますが、まだまとめて申し上げますと、完全にそれができているとは言えないし、大変難しい問題でございます。まず、幼児期、幼稚園時期からすべてその計画が小・中・高等学校、就職するまで支援計画を持っていかなければならない。そのことで生涯一環した支援ができていくという意味で非常に大事な支援計画だと思っております。そのためには、私どもが今使っているのは、移行支援シートというのがございまして、そのシートは幼稚園、保育園のときにつくったものを学校に上がるときにはそのまま学校に上げていきます。今度は小学校で新しいシートをつくります。今度はそれを中学校に持っていく。そういうシートもございまして、先ほど教育支援計画とおっしゃいましたけれども、それぞれ今つくっておりますのは、中学校だけの個別の支援計画をつくっておりますが、これがおっしゃいましたように、幼稚園時の支援計画があり、小学校があり、中学校があり、そうすると、幼稚園時から高校まで全部つながっていくという計画になりますので、非常に大事な活動であります。これには学校関係者だけではなくて、福祉、保健、それから医療と、関係者はすべて携わりながらこの子供の一貫した支援教育をつくっていかないとまずいので、その間には、指摘がございましたとおり、やはりある程度専門的な方もこの計画の中に入って計画をつくっていかないとまずいという問題もあり

ます。

今、先ほど申しましたように、個別の指導計画はつくっております。個別の計画もつくっております。それから支援計画も完璧にはつくっておりますが、今おっしゃいましたように、すべてが繋がった状態では今ないところであります。今後、今のように、すべて、もちろん保護者の理解がないと、協力がないとこれは、個人情報が大変含まれておりますけれども、そういうものを一貫したものを今後は整えていく努力もしていかなければならないと考えております。

○8番（花木千鶴さん）

そうなんです。それぞれのところではそれぞれに努力がなされていて、データも持っているわけです。乳幼児健診で心理職が発見する。療育につないで、療育は療育の支援プログラムを療育サイドで持っている。全部学校は学校で指導要領に基づいて指導案をつくっているわけです。そしてそのデータを中学校に上げるだとかしています。そして、個別の指導計画に基づいて学校教育はなされていきます。それはそれぞれに、まあつないでいくときには見せるんだろうけれども、そのところに一貫性を持たせるための発達診断ができる心理士の助言が一貫性として持つことができるのではないかという、私は申し上げているわけです。もう既にどこにもある。

個別の指導計画については欠いているところもあるけれども今お話でした。つくらなければならない現状にあるけれども難しいと言っているわけです。なぜなら、その子供の発達をきちんと診断をして、プログラムをつくるのがなかなか学校サイドがまだ弱いという意味ですね。ですから、そこに心理職がきちんと入って、きちんとした個別指導計画がつけられるようにならなければならない。今の現状をおいていくとすればなかなかできません。しかしながら、今ある本市の状態を一

歩進めて本物にしていく努力をしていく必要があると私は申し上げているわけです。不可能ではない。それをどうつくり上げるかという意識の問題だと申し上げているところですが、それについて、ほんとに教育長はやっていきたいということではあると思いますが、もう一度そこら辺はつくり上げていこうと。一歩進むのか、様子を見ましようということなのか、もう一度確かな答弁をいただけませんか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど申し上げましたように、移行支援シートとかあるいは個別の学年での支援計画ですか、まずそういうものをそれぞれの段階でまずつくって、それをつなぐ、これはぜひしていかなきゃならないと思っております。でも、そこにかかわる専門的なそういう、その子をこれから支援していく大事な指導のポイントになる部分ですか、そういうところはある程度専門家の方とも意見を通していかなきゃならないと思っておりますが、少しずつ整えて、先ほどいいましたように、本来あるべき姿で持っていきたいとは思っております。

○8番（花木千鶴さん）

市長、これは教育長だけで答弁いただける問題ではありません。保健のほう、福祉のほうあるわけですし、これは本市に生まれ育った子供たちが一貫性を見通した子育て支援策でありますので、保健福祉の分野にも心理職はいらっしゃいます。その辺のところ、だれかが一時期は、今はばらばらかもしれないけれども、どこかで担っていただかなきゃならない時期が来るんですが、その辺で、今すぐ、今年度中とは言いません。来年度に向けて、1人は予算的配置はしようということについてはどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

先ほどから教育長のほうが答弁しておりますとおりでございまして、特に発達臨床心理

士、こういう方々は大変鹿児島県にも少ないというふうにお聞きしております。それぞれ大学とかいろいろかけ持ちをしている方が多いというふうに聞いております。今、ご指摘がございましたとおり、幼少時から学校まで行く、一つのしっかりした方が全体的を見られる、今ご指摘ございますとおり、常勤ということがございますので、基本的にはこの予算の中におきましては、県下で2つの市が常勤がおるようでございますので、私どもも募集しながら、来年度、常勤ができるよう努めていきたいというふうに思っております。

募集していかなければそのことも可能にならないと思っておりますので、一応そういう募集をし、来年度からこういう常勤体制の中でいろんな連携がうまくいくよう努めていきたいというふうに思っています。

○8番（花木千鶴さん）

本当にこの状況がわかっていただいて答弁いただいたと思います、教育長も含めて。予算的にどうするかということは、私は今の時点でよくわかりません。何百万をこれに計上して、1人にして臨時をどう、そこら辺は当局で考えていただくことだと思いますが、ぜひ執行残にして無駄にすることがないように、きちんと雇用して、臨機応変にいろいろ活躍いただくような体制をとっていただきたい。

それともう一つ、心理職は、発達臨床心理者、大変少のうございます。心理士は結構多いです。ですから、今2人になりました。取り合いになるという言い方はおかしいですが、優秀な人から先に皆さん常勤でとっていかれます。おくれることがないように、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

あり方検討委員会の件です。説明会ではいろんな意見が出されるだろうと思います。これまで教育長は、統廃合のための検討をするのではないとおっしゃってこられました、

報告書を見ると、どうしても地域の人たちは、小規模校を抱えた地域の方々は、敵勢規模というのが気になるのではないのでしょうか。

そこで、報告書どおりに考えてみますと、本市の学校規模からいけば、小学校ではたったの2校、それから中学校でも2校ですか、3校ですか、中学校は。それ以外はすべて適正規模ではないということにもなるわけです。数字の上でですが、そこでお尋ねしますが、少人数でも学校は存続してほしいという願いが出されるでしょうし、統廃合した場合には通学路の手段なんかどうなるのかと。具体的に質問してくることも、説明会であるだろうと思いますが、それにはどういうふうに対応できる形で説明かいには臨まれるんですか。

○教育長（田代宗夫君）

現在のところは、提言の中に書いてありましたあれを説明申し上げます。しかしながら、提言に書かれていますのは、2学級以上とか書かれておりますので、現在、それ以下の学校がたくさんございます。それをクリアしているのは少ないと思っております。しかし、その提言の理由というんでしょうか、そうしなければならない理由のところから考えていきますと、せめてこれぐらいはというような可能性も考えられると思います。そのあたりを私は地域の中で十分議論をしていただきたいと思えます。

そういう意味で、地域で開き、そしてそれぞれそれに該当するような地域で、より具体的に検討したり議論を聞かせていただいて、高めていってほしいなど、そんなふうに思えます。

具体的にどことどこというのは、今のところ私は申し上げるあれはないです。

○8番（花木千鶴さん）

いえ、市民はこんなときに、統廃合ありきで臨んでいると思うのが人の気持ちじゃないのでしょうか。そのときに、いや、どういった

ことを聞くのだと、そして統廃合しないんだけれども、統廃合もあり得るわけでしょう。小さいけれども残すという選択がどういった形で考えられるのかとか、それが言われなければ、ただ声を聞きたい、説明をしたけれども、よく言われるガス抜きというか、意見は聞きましたで終わらせるつもりじゃないか。そういった不信感も持つと思うんですが、そこら辺の本当の市の姿勢というものがきちんと語られないと、それは余り意味のない説明会になるんじゃないかと思いますが、ご説明ください。

○教育長（田代宗夫君）

最終的には、提議の中にも書いておきましたけれども、地域の方々の合意形成がなされるように進めていくというのが結論でございますので、いろんなその中の議論をしていただきたい。結論的にはそう思っておりますので、今お話がありましたように、いろんなことがいっぱい出てくるんだろうと思います。そして、議論をいろいろ深めていただきたい。提言の内容はもうおわかりいただいていると思いますから、その理由もちゃんと書かれておりますので、そういうことから、ぜひ語っていただきたい。最終的には地域である程度合意がなされるように進めていくというのが最後の結論でございます。

○8番（花木千鶴さん）

なかなかそりゃ教育長の思いは、何となくですが、お立場上わからなくはないような気がしますが、住民の立場からいうと、ちっともわからないという、もうその場に居合わせた住民はわからないと思います。結局、説明会で十分議論をするということであれば、地域が残してほしいという強い思いがあったり、強くそのことが語られる場合には、地域の選択によって残すことが可能だという意味ですか。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど、合意形成に至る過程を大事にしたいということでございますので、そのことのお答えになるかどうかわかりませんが、そのように考えております。

○8番（花木千鶴さん）

その合意形成のところが、市のほうからじゃどういった条件が出てくるのかとか出てくるわけです。その辺の合意形成、ここではもうそれぐらいしか言えないことはわかりました。ただ、このことが重要な説明会になると私は思います。そして、皆さんこの報告書を見ると、だれが何といたって、小規模校を抱える学校はそこに行き着くんじゃないかと私は思いますので、きちんと合意形成ができるまで説明をしていただきたいと思います。

で、私はこれまで、本市の教育についていろんな質問をしてまいりました。本市が県都に隣接したまちとしての地の利を生かしたまちづくりを考えると、教育のまちとして看板は売りになると確信をしています。先ほどの子育て支援から教育施策を売りにできれば子育て世代の定住促進が図られると思います。日置で子育てしたいと思わせる施策を打ち出すべきだと考えます。

私は、小規模がいいとか悪いとかという議論は余り意味がないと考えています。小規模には小規模の、大規模には大規模のよさがありますから、本市の教育理念を具体的にあらわす施策が必要だと私は考えています。

そして、そこでお尋ねをしますが、今回の報告を受けて、教育のまちを標榜している本市の局面ですけれども、今後のところについては、先ほどスケジュールが示されましたけれども、方針を出すというのは、この小規模校の統廃合も含めて出してこられるんですか。そこまでここは確認させてください。

○教育長（田代宗夫君）

花木議員、もう一回最後の質問のところを教えてください。

○8番（花木千鶴さん）

その最後の方向性を出すときには、来年の7月ですか、統廃合の幾らかのあらわしはもう出てくるのですか。

○教育長（田代宗夫君）

来年の6月に出すのは、基本方針でございます。大体。だから、それからもう1年ぐらいたしたときに初めて再編の計画というのがある程度具体的に出てまいります。大体そういう流れでございます。

○8番（花木千鶴さん）

よくわかりました。そのスケジュールが。幾らか今度はやりとりをしていくための条件といったら変ですが、最後の協議をするときの、それが来年の6月ごろ出てくるということでしょうか。それはわかりました。

では、最後の質問をさせていただきたいと思えます。

市長の先ほどの説明では、私の通告の中身がよくわからなかったです。たくさんの方がわからないんじゃないかなと思います。そのことを解決するために、やはり地区振興計画の中の推進費以外、1億5,000万円以外の時については既に補助金とかいろんなのでやっているところがありますが、その、今実際やっていることは私も通告してあってわかっているわけです。そこでお尋ねするんですが、まず、振興計画の中であって、この地域づくり推進事業以外の課題について、今補助金をやっているってありました。これは、予算配分を検討するときに、土木建設部とか財政管財課とか、その2課だけで、補助金の云々とか、その辺なんかしているんですか。どういうふうにしてそこのところは予算の検討はなされているのか、ちょっとお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

さっきもちょっと申し上げましたとおり、それぞれ予算編成におきましてはそれぞれの

原課がそれぞれの要望地域を含め、また予算要求もしてまいります。その中におきまして、国の補助事業等つくもの、つかないもの、こともございますし、基本的にはさっき申し上げましたとおり、総合計画の実施計画の中に乗った部分を最優先していきます。地域からの声というのは、その前にそれぞれの原課のほうに入ってきているというふうに思っております。毎年それぞれヒアリングしておりますので、それぞれの地域から出てきております優先順位もそれぞれの企画調整会議というのがございますので、ここで十分もんだ中において予算計上のほうには出てくるという、そういう仕組みになっております。

○議長（松尾公裕君）

ここで、しばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○8番（花木千鶴さん）

合併でのまちづくり計画というのがありましたが、あれは4地域別だったんですけれども、今後は26地区館ごとの地区振興計画で課題解決すると、私の一般質問で市長は答弁されました。地区振興計画自体には地区要望であり課題であることは間違いはありません。これはこれまで議会で何度も取り上げられてきた地域格差の問題解決のための予算配分とリンクするんだと思いますが、ここら辺のところは焦点であったとっていいんではないかと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

特に、地域振興計画にのっております予算の中で、1億5,000万円という枠を決め、それぞれの地域におきます事情といいますか。

面積とか人口、そういう分で配分しております。その中で、地域内におきましてそれぞれ優先順位を決めていただき、ソフトとまたそれぞれハード、それぞれ活用していただける。これは主体的に地域の方々がやはり決めていく、そういう形になっているというふうにご理解してほしいと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

いえ、ちょっと、市長、聞いていることと違うと思うんです。私はその1億5,000万円以外を聞いているんですけど、いつだったか、地域づくり推進費の配分額について1番議員が質問されました。それで、市長は、交付税にたとえられました。でも、自由額という一定の基準もなければ、地区独自の収入額も充てられない中での配分額をこれと比較するのは問題があると思いますが、その見解を市長、お聞かせください。

○市長（宮路高光君）

交付税とのあれですか。ちょっと意味がわからなかったんです。もう一回ちょっとお願いします。

○8番（花木千鶴さん）

交付税の考え方で配分してあるとそのときはおっしゃったんです。推進費のことを。それ、同じじゃないんじゃないですか。

○市長（宮路高光君）

交付税との若干違う部分がございますけれども、この配分の中におきまして、さっきも申し上げましたとおり、人口とか面積、そういう部分でそれぞれの配分、その要素というのはそういうものが加味されておるというふうにご理解してほしいと思っています。

○8番（花木千鶴さん）

そのとき、私は聞きながら紛らわしいなと思ったんです。交付税は基準額が決まっていたり収入額が決まる中で出されるものだから、今回のそういうことと違うんです。それと、その配分されている推進費以外のものにつ

いて、先ほど協議をしているということでしたけれども、それについても地域の要望が強い課題でありますので、幾らか配分額というものを26地区館推進費以外のもの、1億5,000万円以外ものについても配分額を幾らかお決めになって予算化したらいかがですか。

○市長（宮路高光君）

このことについてはまだ先の、今回2期目でやっております、ここあたりのまた検証というのもしていかなきゃならん。今後におきますそれぞれ25年度予算編成に当たりまして、それぞれの地域からのそれぞれの課題、またそれぞれの問題点が上がってまいりますので、それはまだ予算どおりに配した中で進めていかなきゃならないというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

先ほど答弁があったように、1億5,000万円以外の問題については何億もの予算が使われています。市が財政難の中でいろいろ工面していても、結局予算が膨らんでいるというのは国の臨時的な財政措置のおかげです。それがまたこの地区振興計画に載っている各地域の課題解決のために使われているのも事実です。それはどのようにして配分されるのかということは、きちんとしたルールがなければいけないではないかといっているわけです。緊急度が高いものについても、それは説明は必要ですし……。

○議長（松尾公裕君）

途中ですが、もう最後の質問にしてください。

○8番（花木千鶴さん）

もうこれが最後になります。ですから、そのところを説明しなければなりませんので、その緊急度の高いのはみんなわかるんですけども、みんな強い要望を出しているものです。それをどんなふうに関り振っていくのかとい

うのもきちんとした配分額を決めて説明をする必要があるのではないかとやっているのです。明らかにする方法を生み出してほしいわけですが、これを最後の質問といたします。今のままでは、やっぱり不公平館が絶えないと思います。どうぞお答えください。

○市長（宮路高光君）

不公平感がという部分をご指摘ございましたけど、基本的にさっきも申し上げましたとおり単独事業だけでない。国の事業がそこに当てはまるのか、当てはまらないのか、そういう部分を加味していかなければ、ただ、今、地区振興計画みたいな形の中で、その部分で配分して、それでいいですという部分ではないというふうに思っております。やはりそこあたりの時期を見て、それぞれの補助事業等にはまるどころにおいてはそういうものを使っていくんだと、そういう考え方で地区振興計画でない予算については精査をしながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

次に、5番、上園哲生君の質問を許可します。

〔5番上園哲生君登壇〕

○5番（上園哲生君）

さきの通告に従いまして、来年度からの第3期指定管理者制度及びそれに関連する事項について質問をいたします。

平成15年9月、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度の導入が認められました。本市においても、第1期目として、平成18年9月から平成22年3月まで、さらに第2期として平成22年4月から平成25年3月、今年度末までの3年間を本市外に営業所がある民間会社も多数活用しながら推進してまいりました。その目的とするところは、民間の管理を活用することによる市民サービスの向上と経費の節減にありました。

さて、これまでの経過状況を見ますと、市民サービスにおいて本当に市民の満足感を満たしていると言えるのか、また、施設が設けられてから長い時間の経過もあり、老朽化が進み、至るところに修繕箇所が発生をし、そのたびにスムーズにスピード感を持った待遇がなされてきたのか、不測の事態に適切な対応を、市民サービスを低下させることなく経費節減がつけられているのか、慎重に検証する必要があると考えます。そして、今後ますます修繕箇所がふえる可能性が高い施設にとおいては、創設時には存在していた目的、社会的役割が今日現在も存在をし、今なお社会的サービスの必要があるのか、また現状に対するより効率的・効果的なサービスの提供にどのような方策がとられるべきか、第3期指定管理者制度の検討が始まった今、市長の現状認識とこれまでの見直しの有無を含めた具体的な基本的方針を伺います。

次に、これまで吹上支所公共施設振興管理公社は、時には指定管理者としてさまざまな事業を実施してまいりましたが、前回の第2期目の指定管理者の公募審査において、健康交流館ゆーふる吹上の運営を交代を余儀なくされ、また、一般廃棄物の集中業務も入札による民間会社への移行が図られ、自転車道管理業務も県の意向でなくなりました。現在は、指定管理者としてはキャンプ村管理業務を、さらに伐採、草払いなどの維持管理業務を実施しておりますが、今後の基本的な方針をどのように考えておられるのか伺います。

また、指定管理者施設と大いに関係の深いのが温泉であります。本市において東市来の温泉は、源泉も多くあり、先般、江口浜荘の跡地利用の民設民営のホテルにも無償で豊富なお湯を譲渡し続けております。しかしながら、吹上地域の温泉は、源泉3カ所からの温泉給湯事業を実施しながら、国民宿舎砂丘荘、公衆浴場は指定管理として運営してきており

ます。民間温泉施設は、給湯事業からの配湯と自前の泉源からのお湯で運営をしておりますが、何分にも湯量が十分でない。有限の温泉資源の現状への取り組みをどのように評価し、今後にどういった方策で臨まれる考えか伺います。今後の指定管理者制度については、ただいま検討の真っ最中であるとは思いますが、昨日の同僚議員の答弁にもありましたように、漫然とした継続は考えていませんという答弁がありましたので、少し踏み込んだ、基本的な方向性を示す答弁を期待しまして、最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の来年度から第3期指定管理者制度の活用方針についてということでございます。

現在、指定管理者制度を導入している施設につきましても、毎月の業務報告書や年次の事業報告書、さらに毎年度利用者アンケートなどを実施しながら、施設の利用状況や収支状況などを確認し、現状を把握しているところであります。

その中で、第3期に向けまして、各施設の取り巻く現状、またこれまでの利用実績等を考慮しながら、まずは施設のあり方について検討し、次に、運営方法については制度導入ありきということではなく、その施設を効果的・効率的に運営する上で最も適した運営方法はどの方法なのかといった検討を進めているところでございます。

その検討後、指定管理者制度導入を決めた施設につきましても、これまでのご指摘いただきました事項についても十分留意しながら、第3期について協議を進めてまいりたいと考えております。

2番目の、指定管理者である吹上支所公共施設振興公社の今後の活用方針についてということでございます。

吹上支所公共施設振興管理公社は、現在、

道路・公園等の維持管理業務と、吹上浜キャンプ村の管理運営業務を行っております。

なお、吹上浜キャンプ村は、鹿児島森林管理署からの購入契約で平成25年度まで管理運営業務を続けることとなっておりますが、25年度指定管理者更新に向けて、森林管理署と打ち合わせた結果、休村でもよいという了解が得られましたので、キャンプ村の運営は今年度までと考えております。

このようなことから、さきの公社理事会で、公社は25年3月末で解散し、道路・公園などの維持管理業務は直営で行っていく方針を決定し、移行の準備もあるため、このほど職員の皆様方にも伝えたとところでございます。

これまで公社の実施してきた業績の重要性、果たしてきた役割を考えたとき、道路・公園の維持管理業務を円滑に直営に移行ができるように、現在、公社で働いている職員、臨時職員の方で継続して雇用を望まれる方は、作業班を組織し、嘱託職員、臨時職員として採用していく考えであります。

3番目の観光資源の1つである貴重な財産でもある温泉の現状と今後の活用についてということでございます。

吹上温泉は、南薩唯一の温泉で、昔から伊作温泉として湯治客に親しまれてきました。しかし、東市来地域の湯之元温泉と比較し、温泉の湧出量が少なく、昭和42年、鹿児島県の温泉研究会の調査に基づき、集中管理方式を採用し、昭和45年、国民宿舎吹上砂丘荘の新築に向け、新しい湯源開発に成功し、名称も吹上温泉と改め、現在まで吹上地域の観光資源として大いに貢献してまいりました。

温泉給湯事業での施設は、泉源3カ所、貯湯槽1池で、揚湯量が毎分266ℓ、平成24年度、市が契約している給湯先は10カ所、毎分225.2ℓでございます。湯量が毎年減少していますので、本年度は湯源のしゅんせつ工事を行い、湯量の確保を図ってま

います。

市営公衆浴場は、築40年の設置で、市民の保健衛生の向上及び観光客の誘致を図り、市の経済、文化の発展に資する目的で設置しております。当時は、家庭でまだお風呂が普及していないころで、保健衛生の向上にも十分寄与し、現在では目的は達成されたと思われます。

一方、観光客の誘致では、泉質など魅力のあるところがございます。現在の浴場は、平成3年に改築され、21年経過しております。平成18年度から指定管理で委託しております。平成23年度は入浴者は4万1,623人で、1,044万2,220円の料金収入があります。入浴者と43%は回数券利用者で、固定客でございます。市外からの利用客も多く、観光客誘致、吹上温泉の宣伝にもなり、納付金のある施設でございます。

なお、老人福祉センターを併設しており、高齢者クラブ利用者には年3回の無料利用ができます。23年度は17団体1,493人の利用者がありました。

両施設とも根強い人気があり、地元自治会としても存続を要望しているところでもございます。しかしながら、施設の老朽化に伴い、今後類似施設であるゆーぷる吹上との統廃合並びに温泉の有効活用等、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（上園哲生君）

今、いろいろな方向性の答弁があったわけですが、まずその前に、1期目の指定管理者制度、そして2期目がここまで進んできたわけですが、今までこの指定管理者制度を導入して、総括的にどういうところがよかったのか、どういうところが問題なんだというような、やはり総括する場面が必要だと思うんですが、今のこういう状況におきまして、第3期を目指して検討が始ま

っている段階で、市長はどのようなふうな総括的感想をお持ちでございますか。まずそこからお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

3期目に向けまして、それぞれの検討委員会をしているところでございます。第1期、第2期を含めまして、基本的にはこうして管理者制度を導入するに当たりましては、ある程度の使用料の減といえますか、それと民間におきます活力、この両面の中でしてまいったわけでございます。

総括いたしまして、3期に向けまして特にこの指定管理者をしてもう6年が過ぎまして、一番課題としては、恐らく施設の維持管理、この部分をどういうふうにして今後していくのか、ここに大きな課題があります。

そういうことを含めまして、さきも申し上げましたとおり、抜本的に指定管理者制度で漫然といいのかどうか、基本的には直営にして、これを今後廃止の方向にしていくのか、ここあたりを十分吟味していかなければならないのかな。この6年間の中でいいこともございましたけど、まだはっきりしない部分もたくさん見えてまいりましたので、そういう要点を十分検討委員会の中で協議し、またその結果について議会の皆様方にもいろいろとご意見をいただいて進んでいく。この指定管理者制度といえますか、そういう箇所の選定に入らなきゃならないかなと思っております。

○5番（上園哲生君）

今市長が、総括した答弁がございましたけれども、私もまさに同感するところと、そして、他にもう少しここは強く問題あるいは課題として認識してほしいというところがありますので、ちょっと具体的な質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、昨日、16番の同僚議員のほうから、ゆすいんを含め、その関連施設との今後の利活用の仕方ということの質問に対しまして、市長も、今

もおっしゃいましたが、漫然とした継続の考え方ではなくて、やはり新しい方策も含めてということだろうと思いますけれども、そこで、私は吹上地域の公募型の管理施設について、絞ってちょっとお伺いをしていきたいんですけども、まず、健康交流館のゆーぷる吹上です。ご存じのとおり、ここは第1期目では吹上の先ほど出てまいりました管理公社が管理をしておりました。そして、2期目の審査に当たりまして、指定管理料は、大変努力をされて、提案額は管理公社のほうが安うございます。民間会社のほうが大きな指定管理料を提案をしてきましたけれども、当時の13人の審査委員の採点によって、今の現在の民間会社に決まったわけなんですけれども、市長のお話の中にもありましたけれども、施設がほんとに老朽化が進んで、いろんなところに修繕箇所が出てくる。そうしますと、その修繕に対しましてのスピード感とか、あるいはほんとに市民の利用サービスを低下させていないのかどうか、そういう経費節減の問題も含めまして、大変やはりうまくいってないんじゃないかなという、苦情も含めましていろんなご意見があるんです。そうした場合に、そういう行政あるいは本社機能も含めた協議というのが、ほんとにしっかりなされておられるのか、情報をきちっと、先ほど答弁にありましたけれども、ほんとに情報をきちっととって、そして対応なされているのか、そこらについて、市長、ほんとにどうお考えになっらっしゃるのか、そのところをどう把握されているかというところをちょっとご答弁いただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

月に1回、いろいろ報告書をいただきますけど、今ご指摘がございまして、指定管理者制度の委託された方々と綿密な打ち合わせといいますか、これは十分ではないというふうにも認識しております。基本的に、さっ

き出てまいりましたとおり、営繕も含めた中で、この指定管理者制度を導入しているに当たりましては、緊急性のもの、そういうものもある程度予算措置とかいろんな問題が出てまいりまして、その指定管理料の問題も出てきますし、いろんな課題がたくさん今回出てきておりますので、こういうものもトータルの中、一緒に検討をして、それぞれ施設の中におきましては非公募と公募という形がございまして公募をする中において、このことも十分検討しながら公募をしていかなければならないというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

それでは、ちょっと踏み込みましてお尋ねしますけれども、ここの指定管理者が今回、九州地方整備局の発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を受けました。このことにつきまして、指定管理者側からどのような報告がなされ、確かに本市の指名停止になれば指定管理者の資格を取り消すことができるんですけども、本市以外の国のほうの指名停止でございますので、ですけども、どういうふうな報告がなされて、そしてそれに対して市としてどのような対応をなされたのか伺います。

○総務課長（上園博文君）

ただいまご指摘のありました内容につきましては、既に新聞紙上でも公開された内容でございますけれども、特にこういったケースが出た場合への市への報告は義務はございませんけれども、私どもとしましては、現段階では、新聞紙上等の状況を見て、今後の指定に当たっては検討しなければいけない内容だとは考えております。

以上です。

○5番（上園哲生君）

はっきり申しまして、確かに本市の今の指定管理者を資格を取り消す要件にはないわけですけども、やはりしっかりした業務をし

てくれるということが前提で指定管理に選任をしているわけですから、やはりそこらの危機管理というもの、そして情報の説明といいますか、とり方というものをもっときちっとして、そして対応していただきたいと思いません。

では、ちょっと質問項目が多うございますので、もう次にいきますけれども、次に、もう一つ公募型で今運営をされております市営の公衆浴場のことについてお尋ねしますけれども、今、地元の方々を4名ほど雇用されて、その人たちが時間帯で交代をしながら、実際の業務を行っているわけでなんですけれども、この現場の方々の声というもの、今雇用されている方々は指定管理者の会社のほうから入浴料なんかを集金に来たときに、そのときそのときのいろんな状況、あるいは修繕箇所、そういうことをお伝えしているようでありませうけれども、どうも会社、あるいは会社の素早い対応、あるいは修繕箇所が大きくなれば、当然人の協議というものも生まれてくるはずなんですけれども、そこらの、うまい連携というのはとれているのかどうか、また、そういうものに対して実際的にはどういう対応をされているのか、少しお尋ねをいたします。

○吹上支所長（山之内修君）

公衆浴場の指定管理の業者との私どもとの管理になりますが、当然小さな修繕とか、そういうのについては指定管理者である業者の方の責めにおいてお願いしているところでございます。ただ、実際その辺が先ほどのうちのゆーぶる吹上の場合もそうですが、本社がゆーぶる吹上は鹿児島市、公衆浴場は福岡ということでそこらの連携がすぐ対応するといった部分が難しくなっているというのはこれは事実でございます。が、大規模修繕とかそういうこと等については、当然私どものほうでお客様から等のお話も聞いた上で、苦情等ありますので、そういったときには対応し、

また逆に現場でなくても直接うちに来た場合であれば、もうダイケンさんのほうにお願いして、そして対応してもらおうというような形をとっているところでございます。

○5番（上園哲生君）

まず、この指定管理者へ出すときの大きな一つの目的が、やはり利用者の市民サービスを低下させないというところがやっぱり一つの命題なんです。そうしましたときに、その連携がスムーズでなければサービス低下を招く状況になってしまうわけです。どうしても。そうしますと、その現場で、地元で雇用された人たちは、その板挟みにあって、大変きつい思いをされているんです。例えば公衆浴場でいいますと、去年は大変シロアリが発生をして、時間的だったでしょうけれども、休館を強いられた時間帯もあったと。あるいはお湯をまぜくるといいますか、ブローが故障をして、とても湯の温度が高くて入れないということで、雇用された従業員の方々が一生懸命お湯をまぜくって、そして適温にするための作業に追われたとか、いろいろ現場の意見が出てきています。

そこで、先ほどちょっと市長の答弁の中にもありましたけれども、この吹上老人福祉センターとの関係です。年間3回ほどの無料の利用をされていると。去年は17団体あったというようなご報告でしたけれども、これも温泉設備が大変多くの方々が入れるような設備であれば話は別なんですけれども、3番目の質問の有料との関係にもまたなるかと思えますけれども、とにかくそういう設備が、7つぐらいのカランのところ有料で入ってくるお客さんたちがおられて、そしてそこに、そりゃお年寄りの団体の人たちが温泉に入ることを楽しみに団体で来られると。そうしますと、どうしてもいろんな思いが出てきます。有料で入っている人たちにすれば、もうちょっとこの団体客を制限して入れてくれないか

とか、やはりそういうサービスのあり方ということで、現場で実際立ち合われる方々が大変ご苦労されています。そこらの報告であるとか、そういうところでの今後指定管理を任す上で、任すとするならそういう点も出てくるんですけども、そういうところをどういうふうに把握されてお考えになっておられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございましたとおり、この公衆浴場と老人福祉センター、これはもう隣り合わせの中で、そのように一体化した中で利用されているというふうに思っております。特に、この福祉センターの利用の中におきまして、高齢者の皆様方に無料券も配付したりしておりますので、特に有料で入っている方々がどっと一緒に入ってくれば、ちょっといろんなトラブルがあるというふうには思っております。こういうことを含めまして、今後ほんとにこれが指定管理者制度で運営させていいのかどうか、この2つを含めて今検討しておりますので、今のご指摘等も十分参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

直接的なあれではありませんけれども、ちょっとこのサービス業務のあり方ということについてご紹介させていただきたいんですけども、帝国ホテルの元社長の犬丸一郎さんという方が書かれた「帝国ホテルの流儀」ということの中で、サービス業の経営の難しさというのを述べておられますので、ちょっとご紹介させていただきますと、サービス業というのは引き算にたとえて、100マイナス1は99ではなくゼロである。ゼロになってしまう。つまり、どんなに立派な部屋を満足してもらっても、その中に例えばシーツのクリーニングのあり方であるとか、仕上がりや、あるいはレストランの接客など1つでも不満

があれば、お客様は二度と来てくれないかもしれない。だから、常に百点満点のおもてなしを目指しているのだというような本の一節があるんですけども、今、指定管理者に出している施設の中には、どっちかというところ、管理だけというところと極端かもしれませんが、管理に配慮すればいい指定管理の施設もありますけれども、どうしてもやっぱりサービス業を伴った施設も多々ございます。ですから、ここらを十分にやっぱり3期目の指定管理者制度については検討をしていただきたいと思います。

あわせて、先ほど市長の答弁の中には、今後の検討課題として、健康交流館のゆーぷる吹上、これのあり方と、それから市営公衆浴場あるいは老人福祉センターのそういうものを全部含めた検討の、ちょっとそれは今後の検討課題として触れられましたけれども、やはりそれぞれの施設が老朽化が進み、それぞれにその修繕費が計上されてきますと、やはり今の日置市の財政でいきますと大変な負担になっていきますので、ぜひとも新しい視点での考察というものを考えていかざるを得ないと思うんですけども、いま一度そのことの答弁をいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ類似した施設がございます。その中におきまして、さっきも申し上げましたとおり、その類似している施設をどのようにしていくのか、基本的には一番課題とするのは、営繕費が一番大きなポイントになります。大改修して、それをずっと永遠まで存続させるのか、一たんここで中止して、ほかのものに統合して一つの目的を活用していくといたしますか、そういう方策もあろうかと思っておりますので、今先ほど申し上げましたとおり、そういうことも含めて、今、指定管理者制度については、それぞれに個々の施設について検討しておりますので、また皆様方に公表す

る時期が来るというふうに思っております。

○5番（上園哲生君）

やはり、そういう視点からの検討が必要な時期がやっぱり近づいているんじゃないかと思えます。今後見守ってまいりたいと思えます。

もう一つ、これは非公募で今、先ほど出ておりました吹上支所の管理振興公社に指定管理に出している吹上浜のキャンプ村のことでございますけれども、さきの議会におきまして、天神ヶ尾キャンプ村の廃止の条例をここで可決をいたしました。今、市長の答弁の中にも、吹上浜キャンプ村をこれまで森林管理署とのいろいろな約束事がありましたけれども、そういう協議の中で、休村を認めていただくことになったと。今年度限りでキャンプ村は休村にするというような答弁でございましたけれども、いま一度、森林管理署との契約といいますか、購入契約とかいろいろあったと思えますけれども、そこらのご説明をいただきたいんですけれども。そして、なおかつその休村にしていけば、最終的にはそういう一時的な休村から廃止につながっていくのかなと思えますけれども、その後どのような利用計画を、あそこはアスリートの森というような形での提案もありましたので、そこらのご説明をちょっといただきたいと思えます。

○吹上支所長（山之内修君）

吹上浜キャンプ村のこれまでの森林管理署から等の引き継ぎなり経緯のお話でございますが、吹上浜キャンプ村につきましては、これは当初は地域の方々が運営され、そして地域の方々が運営が厳しくなったということで、吹上町で運営するようになっております。そして、その後、当時の吹上町のときに、平成12年の8月に、国から購入をいたしているところでございます。

これについては、当時吹上浜公園一帯を活

用して、当時の1つの、あの辺周辺をレクリエーションの森づくりの計画、吹上の浜整備構想というのがございましたので、それに基づいて購入した経緯がございます。そして、その購入の前提としまして、用途指定の義務の履行というのがございまして、平成26年3月まではこういった計画に基づいて、国有林を買う場合はそれなりの計画が必要ですので、その計画に基づいて行っていくんですよというような条件がつけられておりましたので、この用途指定の義務の履行というのが平成26年の3月までとなっております。これが今実際私どもが運営しております吹上浜キャンプ村の分があるわけですが、これについてはその部分に当然該当してくるわけです。これについて、先ほど市長の答弁にございましたように、来年の指定管理の問題が出てまいりました。そういったこと等から、どうするかということで森林管理署に出向きまして、当然、キャンプ村としての形態はなしております。ただ、運営をどうするかという部分が指定管理にしますとまたあと一年だけ指定管理というわけにもいきませんし、あとまた直営でしなければならないというような問題もございます。ただ、キャンプ村の運営状況を見ますと、利用者はありますが、実際は年々減少いたしております。当然、私どもも企画調整会議等で話をする中では、今のああいったアウトドア志向のキャンプ村というのはなかなか向かないと。今はオートキャンプ場なりそういったクーラーつきのロッジとかそういうのがないとできないと。それならば、キャンプ村をこのまま維持管理運営していくとなると、それなりの設備をしないと利用も図られないのじゃないのかなというようなこと等も検討を重ねて、実際、平成25年度、来年は休村にしたらどうかということで、森林管理署に出向き、そしてその了解をいただいたところでございます。

じゃ、その後どうするかという部分がございます。私どもとしましては、実際、吹上浜公園一帯は前の時代から旧伊作町の時代からずっとあの辺はそういう自然休養村というか、国の指定なり、現在森林管理署のほうでもあの辺一帯を吹上浜レクリエーションの森というような位置づけもいたしておりますことから、松林の保全なり、そういったのに町を挙げてずっと取り組んでおりますので、やはりあの自然を生かして、当然市民の利用もそうですし、市外からのお客様も迎えられるシーンがあるということ等から、今あります、今吹上浜公園に併設のクロスカントリーコースがございますので、これに併設して、散策路を兼ねたクロカンコースの周回コースなり、そういったのを整備することでまた利活用を図り、また吹上浜公園の活用にもつなげていけるんじゃないかなということ等を検討しているところでございます。

今後どうするかについてはまた来年以降、当然検討していきたいと考えております。

以上です。

○5番（上園哲生君）

今の説明でよくわかりましたけれども、ぜひともやはり今答弁にもありましたように、自然環境状態のいいところでありまして、そしてまた、そこを放置すると、過去にいろいろな事件もありましたので、ぜひともいい活用を検討していただきたいと思っております。

そこで、次の2番目の質問にかかっていくわけですが、今、答弁の流れを聞いていきますと、どうしても今までそういう管理をしてきた、特に吹上浜キャンプ村の場合は直接的に吹上支所管理振興公社が管理を指定管理者として管理をしてきたわけですが、これもなくなるということで、先ほどの答弁で、管理公社も解散をしていくと。そして、今までのいろいろな伐採であるとか、あるいは草払いであるとか、そういうふうな管

理業務を直営でやっていくというお話でしたけれども、この吹上の管理公社は、ちょっと東市来の管理公社とは違いまして、職員の方々が準公務員に近い方々がおられたわけですが、この人たちとの協議あるいは今後の処遇というものについてどういうふうにされていくのか、ご説明いただきたいと思っております。

○吹上支所長（山之内修君）

現在の公社に職員として働いている方々の処遇についてのお話でございますが、現在、公社職員としては3名の方がいらっしゃいます。それで、先ほど答弁にもありましたように、公社理事会で決定後、その後、この職員の方々とも面談をし、ご意向等を伺っております。それで、事務局長と現場監督員ということで2名の方がいらっしゃるわけですが、事務局長の方についてはもう定年というか、もうなりますので、あと監督員の方がお二人ほど若い方がいらっしゃいますが、1人の方については、やはりもう早い時期にその決定がなされれば、自分なりにまた次の道を見つけていきたいというご意向のようございました。もう一人の方は、やはり今まで携わってきておりますので、何らかの形でやはりこういった吹上のためにというような気持ちもありますので、本人が継続の気持ちがあるならば、市長が申し上げられましたように、嘱託職員という形で、どういう形になりますか今からの課題でありますけれども、その道を検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（上園哲生君）

東市来の管理公社が解散をするときもそうでしたけれども、そこがやっぱりさまざまな業務をやっています。それはもうほんとに、特に吹上の場合広いもんですから、よく市長が言われるように、愛護作業でなかなか

行き届かないところ、集落間のところなんかをやはり管理公社を使ったりして伐採作業なんかもやってきた部分もあります。そうしますと、今度シルバー人材センターの総会の資料もちょっと所管からいただきまして、検討させていただいたんですけれども、ここのいろんな業務もまた大変多くなってしまっていて、そして、年齢構成がやはり60代といえますか、若い方々はやっぱりほかでのもう少し待遇のある職場があるんでしょう。そういうところにおつきになられて、どうしてもシルバーの方々の年齢構成が高くなってきています。そうしますと、業務の内容においては、大変きつい作業というのは、やはりいろいろな観点から検討していかなきゃならないんじゃないかなと思うわけです。そうしますと、当然そういう、今まで管理公社でやってきたようなきつい業務もあつたりしますと、そこに人員を確保するためにはある程度の待遇処遇というのも考えていかなきゃならないと思いますけれども、今、管理公社にお勤めであった職員の方の嘱託のお話が、検討の段階ですけれどもお話がありましたけれども、ほかの町付近でのその方々への確保というのはいかように考えておられるのかお尋ねいたします。

○吹上支所長（山之内修君）

現在、臨時職員としてお働きの方々のお話でございますが、現在、作業員の方が8名いらっしゃいます。うち社会保険のある方が4名、ない方が4名ということで、あと事務局のほうで筆耕ということで臨時で一人お働きいただいているところでございます。

議員もおっしゃいますように、吹上の管理公社の場合、管理伐採作業、かなり吹上の場合は山間地域等、いわゆる集落と集落を結ぶ市道の中央部と山間地域の集落を結ぶ市道というのはかなり長いです。その間の部分の伐採作業というのが今大きな課題となっております。

ます。ですから、こうしたときに、この移行に向けて、理事会の中でも現在、いわゆる直営でやれるもの、あるいは東市来の公社の解散のときにやりましたようにシルバーで委託できる、シルバーさんをお願いできるもの、その辺のところを検討することから、センターの事務局長も、人材センターの事務局長をお呼びして、ご説明等お伺いしているわけですけれども、実際私どもが検討する中では、やはりこれはシルバーの方々にお願いできるものが幾つあるのかどうなのか、ちょっとその辺のところ難しいのかなという感触を受けております。

ただ、ある程度できそうなところについては、とりあえず見積もりをお願いしようということですが、これにつきましてもやはり現場を見てからでないといけないというのが実情のようですので、実際、今後こういった直営に向けての移行の段階ではやはり、この今やっている作業のできる人材をどう確保するかというのが私どもの課題であるところであります。

以上です。

○5番（上園哲生君）

私も今答弁と同じような姿勢でおるわけです。確かにその管理公社を解散しますから、そういう意味でその管理公社を維持しとったような経費がかかるのでは、これはまた論外。だけれども、ある程度の管理公社が受けてやっておったような業務を、けがもなくしっかり遂行していくためには、それなりの人員を確保しなきゃならん。そうすると、そういう人たちの待遇、特に、先ほどちょっとお話が出ましたけれども、社会保険ぐらいはきちっとつけて上げられるような雇用条件ですね。そういうことで、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

それでは、時間が迫ってまいりましたので、3番目の質問に入りますけれども、先ほどか

らの指定管理者による施設を初めそういうところに共通するキーワードは温泉ということになっております。そして、日置市には、日置市の特に観光を語る際には、吹上浜とともに、この温泉というものが大きく強調されております。そして、東市来も温泉は、先ほども答弁にもありましたように、泉源が幾つもある、そして今度の江口浜荘の後の、民間の会社に対しても30年もの間無償でお湯を供給できるという地域もありますけれども、一方の吹上は、確かに歴史的にはいろんなものは持っているんですけれども、大変湯量が心配をされるような状況で、ああこれはもう明らかに東市来の温泉街とは状況が違うなというところなんですけれども、そこで、どうも私は給湯事業の特別会計もありますけれども、私も所管の委員として参加をするんですけれども、ちょっと実感としまして、この事業量の問題について関心が薄いんじゃないかなという気がして仕方がないんです。例えば、特別会計の歳入の部分にしましても、有償無償分があります。そうした場合に、それぞれの口径が湯槽との関係で口径がありますから、毎分200ℓと、そしてこの単価というのがよくわからないんですけど、単価が1,750円、だから、1カ月分だけとか、見ようによっては、えっ1分間って思うやつが1カ月分の使用料と。そうしますと、年間使用料はというと、それを12を掛けた。極端な言い方をすると、12分間のあれで算定をしているのかなと、私の勘違いかもしれませんが、そういう思いにすらなるんです。そこにどれだけの湯量を使ったとか、毎分何ℓの湯量をこれだけ配湯したんだという、その湯量のところは出てこなくて、特別会計でもそういう歳入計上になっているもんですから、この湯量というものに対して市長、どういうふうに把握されているといいますか、とらえていらっしゃるか、ちょっとお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

ちょっと私も専門じゃないわけでございますけど、基本的に、特別会計の中で給湯事業はやっているのは事実でございます。その歳入を含めまして、特に今給湯先が10カ所あります。その中で、基本的に吹上地域におきます湯量はもう足りないといいますか、こういう現実もございます。そういう中で、今歳入の中で、1ℓ幾らかというのはちょっと今答弁できませんけど、やはりここあたりもトータルで、湯量をいかにして今から持続的にまだ確保できるのか、これが吹上地域におきます一番課題であろうかと、民間の皆様方も含めて、いろいろと湯量が足りないというところもちょっと耳にしておりますので、今後これをとういうふうにしていけばいいのか、ここあたりが一番大きな温泉の給湯事業であるというふうに認識しております。

○5番（上園哲生君）

余りにも旧吹上町時代のいきさつからのやつがそのまま持っているような気がしますので、ひとつここはちょっとあれですけども、副市長にも、旧吹上町の町長としていろいろ湯の探索であるとかいろいろ検討されてこられたと思いますので、ちょっとご説明をいただけたらと思いますが。

○副市長（横山宏志君）

この湯量の不足の問題につきましては、もう今お話がございましたように、以前からもそういう問題がございまして、これの解決に向けてどうするかということを合併前も手がけてまいりました。その中で、ここの地域の周辺に温泉がないかというような調査等をいたしまして、2カ所ほどボーリングをすれば有望な湯源になるようなところがあるんじゃないかという、そこまでの調査は一応済んでおります。ただ、その場所がやはりある程度今の温泉街、旅館とか温泉がある場所までの距離がやはり大分あるというふうなことで、も

し仮にお湯が出たとしても、そして必要な量が出たとしても、それをまたパイプラインで持ってくる、そういうようなことをやらなければ利用ができないというようなことをごさいました。

そういうことで、もう今現在ある温泉のところについてのボーリングで湯量をふやすということは、これは専門家の方のいろんな話の中におきましても、もうその湯量というのは限られておるということでしたので、今申し上げたような、もうちょっと周辺でというところをやったわけですけれども、そのことをば温泉組合の方々のほうに何回か協議をいたしまして、そういう形でボーリングをしなくちゃいけない。出たら今度はまたそれを引いてこないといけないというようなこと等で、やはり相当な投資をする形になるだろうということですが、こういう方法がありますということでお話を以前申し上げましたけれども、なかなか温泉組合の方々のほうが、いろいろ何回も話し合いもされましたけれども、それに取り組もうというところに至っていない、そういう状況で、その後、合併いたしまして、今その状況が引き継がれている、そういうことをごさいます。

以上です。

○5番（上園哲生君）

今の答弁にもありましたように、大変デリケートな部分、あるいは実際的に難しさを持ったというところはよく理解はできますけれども、やはり日置市の観光を語るときにも、すぐ吹上温泉のことも出てくるわけです。そういう意味でいいますと、やはり観光の柱であったり、あるいは日置市の宝であったりするわけですから、市長の最初の答弁に戻りませうけれども、漫然とそのまま続けるんじゃなくて、いろいろな観点からの方策を今後検討していただくという、その決意を市長に最後にお聞きいたしまして、一般質問を終わりました。

と思います。

○市長（宮路高光君）

特にこの吹上の温泉につきましては、基本的に湯源をいろいろと採掘調査もしますが、大変難しいという状況も報告いただいております。特に、それと並行して水の問題もいろいろとあちこちに掘ったりしますが、ほんとに適したものがない、こういう課題も抱えておりながら、今後、今のあるものをいかにして長く使っていけるのか、こういう方策も今回の指定管理者制度を含めて十分協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を2時10分とします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔4番出水賢太郎君登壇〕

○4番（出水賢太郎君）

私は、さきに通告いたしました2項目について質問いたします。

まず1つ目は、水道事業についてであります。

日置市の水道は、昭和29年に旧伊集院町の上土橋地区簡易水道が発足したことに始まり、その後、旧4町で整備が進み、昭和45年に旧日吉町の日吉簡易水道が発足したことで、旧4町すべてで水道事業が供用開始されました。その後、昭和55年に旧東市来町の4簡易水道が統合して上水道事業として発足するなど、旧4町では簡易水道の統合再編、また追加の事業認可などを順次進め、現在では上水道1事業、簡易水道18事業を展開し、上下水道課の職員を初め管工事業者な

どのたゆまぬ努力のもと、市民の皆さんに安心・安全な水を24時間体制で供給をしています。

一方、本市では、伊集院地域を中心に、水道未普及地域が数多く存在し、いまだに4,000人近い方々がみずから井戸を掘って、自家水や組合運営で水を利用しています。全国、また県内では水道普及率が97%を超える中、本市では水道未普及の解消が合併当初からの大きな課題となっており、伊集院北地区では鋭意整備が進められていますが、まだ計画が立たない場所も残っております。

さて、水道は私たちの生活に密着する極めて大事なライフラインではありますが、今後は水道の未普及解消とともに、既存の水道施設の老朽化に伴う機器の更新や維持管理、また水の安定供給のための水源の確保なども大きな課題となってきます。

特に、水道事業は地方公営企業法により、独立採算による企業会計の運営でありますので、水道施設の整備や維持管理に多額の費用がかかりますと、利用者の水道料金にも影響を与えかねません。そのため、水道事業は財源と施設の耐用年数を勘案しながら、計画的な事業運営が求められます。そこで質問いたします。

①市内の水道の未普及地域への整備の進捗状況と今後の展開はどうでしょうか。

②水源確保に対する対策はどうなっていますか。

③東日本大震災の後、耐震対策などはどうなっているのでしょうか。施設の老朽化も含め維持管理の状況はどうでしょうか。

④水道台帳の整備など、水道事業の業務管理は適切に行われているのでしょうか。

以上4点を市長に質問いたします。

次に、2つ目は通学路の安全対策についてであります。

本年4月23日、京都府亀岡市で小学生ら

10人が軽自動車にはねられ、3人のとうとい命が犠牲となりました。その後、4月27日に千葉県館山市と愛知県岡崎市で、また5月7日に愛知県小牧市、5月14日には大阪市で、次々と登下校時の児童が犠牲となる痛ましい事故が連続して発生をしております。将来を担う幼い子供たちが犠牲になった事故であり、しかも安心して登下校できるはずの通学路での事故であり、決してあってはならないことでもあります。

今回の事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁は、合同で、通学路の危険個所の調査を行うことを決め、5月30日付で教育委員会を初めとする各関係機関に通知をされました。今後、本市におきましても実施されるものと考えます。

しかし、この通学路の問題は今に始まったことではなく、市内の小中学校の通学路では、以前から歩道がない場所や、また、歩道があったとしてもガードパイプなど防護柵とかがない場所、また防犯灯がない場所など数多く存在し、再三要望が出されております。私も、平成17年の12月と平成20年の9月議会で質問をいたしました。その後、当局は鋭意改善の努力はしているとは思いますが、まだまだ課題解決にはほど遠いものと私は認識しております。

そこで2点伺います。

①通学路の安全確認の状況と危険箇所の把握はできていますか。

②通学路の危険箇所をどう改善していくのでしょうか。

この2点については教育長に伺います。

以上、2項目の質問につきまして、市長、教育長の誠意ある答弁を求めまして、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の水道事業でございます。

その1でございます。伊集院北地区の水道未普及地域解消事業につきましては、国の内示額を含めた金額ベースの進捗率は24年度末で85%程度になる見込みで、25年度末の完了を目指しています。

なお、本年度は5月15日に幹線沿いを中心に、一部の供用を開始するとともに、国道3号沿線の配水管敷設を中心に施行いたします。

今後の課題といたしましては、麦生田地区が水道未普及地域として残りますが、水道事業で整備を行うには、最低でも地域の皆様方の9割以上の同意が必要となりますので、市内の水道事業を一本に統合した後に、自発的な同意のあった範囲から順次認可をとり、整備を行っていきたくと考えております。

2番目、水源の確保では、東市来地域、吹上地域で水量が不足していることから、22年、23年度に数カ所の水源掘削を行いました。水量は十分に確保できたものの、水質が悪かったり水量が思うように確保できない状況にありました。本年度におきましても水源地周辺の市有地等に二、三カ所の試掘を行い、水質と水量を調査し、良質で十分な水量が確保できる結果が出れば、来年度以降に本掘削を行っていきたくと考えております。

また、取水を停止している吹上地域の亀原水源では、毎月行っている硝酸性窒素等の水質検査の結果も改善の方向にあり、もうしばらく検査を継続した後に、異常がなければ取水を再開したいと考えております。

東日本大震災では、管路関連の被害が多く報告されているようであります。本市では現在、国の補助事業で行っている伊集院北地区の施設構造物関係と導水管1,335m及び送水管646mについて耐震化を行っているところでございます。

この耐震化には多額の経費を要することから、補助事業等を導入したいと考えておりま

すが、本市は補助要件である資本単価が低く、受けられないような状況にもあります。たとえ補助が受けられたといたしましても、3分の1の低い補助率であることから、今後におきましても県水道協会より補助要件の緩和と、補助率を上げていただくように毎年国への要望活動を行っているところでございます。

また、耐震化を急ぐ必要があると思っておりますが、単独費で行うにはさらなる料金の値上げも考えなければならないことから、水道事業の経費を圧迫しない範囲内で市水道ビジョンにありますように、幹線管路200mm以上の口径から耐震管の採用を推進していきたいと考えております。

なお、施設の改修は老朽化の進んでいるものや、特に取水、送・排水の現状に問題が生じている施設を優先して行い、老朽管の更新は漏水多発による敷設がえを急ぐ部分等を除き、道路改良工事にあわせて布設がえ工事を行いたいと思っております。

4番目でございます。水道台帳システムの構築は、平成18年から20年度の3カ年で東市来地域、21年度から23年度の3カ年で日吉・吹上地域を整備いたしました。この結果、4地域の水道施設が本所、支所で閲覧できるようになりました。業務管理の活用においては、配水管等の布設状況の確認、メーターボックス・消火栓・仕切弁位置の情報確認、地番・給水申請の確認、漏水修繕工事における断水区域等の確認等が画面上でスピーディーにできるようになり、職員はもちろんのこと、住民の方々や業者からも喜ばれております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

通学路の安全対策についてですけれども、まず、安全確認の状況と危険箇所との把握はできているかということですが、各学校は、年

度当初、PTA等と協力して、通学路を点検し、危険箇所マップを作成して、児童生徒の安全指導を行っております。その枠は、委員会にも提出をさせて確認をしているところでございます。

また、平成22年度には点検し、その結果については改善状況がある程度確認をしているところでございます。

ことしの痛ましい事故を受けまして、4月25日には各学校に通学路の再点検、安全指導の徹底を指導したところでございます。

さらに、今回、国の意向を踏まえて、県から5月31日付で、8月末までに緊急合同点検の結果提出の指示がありました。そこで、6月中をめどに、各学校に再点検し、その結果、対策等を報告させ、その内容をもとに建設課、警察と緊急合同点検を7月中に行う計画です。そこで、対策必要箇所の抽出を行います。その抽出結果を受けまして、建設課、道路管理者、警察と相談し、各学校やPTAとも連携して対策メニューの検討、作成を行っていく予定でございます。

○4番（出水賢太郎君）

それでは、順を追いまして2問目以降質問をさせていただきます。

まず、1番目ですが、水道の未普及地域の解消ということで、ただいまお話がありましたとおり、伊集院北地区は、現在も工事を進めている状況ですが、先日、5月の6日付で、下神殿の2区の自治会長名で市長あてに要望署が出されたと思います。この内容については、下神殿ですと、ちょうど郡の間の鳥越坂ですね、鳥越峠の付近の住民の方々からの要望だったわけですが、要は、新しく今整備をしている伊集院北地区の事業範囲内と、そして現に今給水を行っている郡地区の上水道区域、この間の200mの区間というのは、補助事業が適用されないということで、補助事業の工事ができないということで、今の補助

事業での工事、25年度までの事業が終わった後に鋭意整備を進めていくということで、これを少しでも早く整備をしてほしいと。要は、同じ自治会で同じ地域で同じように整備をしてほしいという要望の内容だったと思います。

これについて、市長のこれからの——答えももう出されたと思うんですが、進め方はどうするつもりかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、鳥越地区におきます水道施設に対するご要望ということで、内容については今議員がおっしゃったとおりでございます。そのような制約がある中で、今回簡易水道事業を実施したわけでございまして、同じ自治会におきまして大変不利益をこうむっているというふうに思っております。

基本的には、上水道と簡易水道、こういう区別がある中においてこのような現象も起きているということでございますので、これを早く解決していかなければならない。もう一つ、恐らく伊集院北中のところ、あそこあたりも同じような形で、それぞれ区域間のところがそうございますので、基本的には25年度の事業が終わることと併用しながら、この上水道と簡易水道の統合、これをまず日置市全体でやる必要があります、基本的には今度、簡易水道事業ということはできなく、上水道の中で随時必要なところから整備をしていく、そういう方針で進んでいきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

この国の方針が、200mルールです。これがあるばかりに、なかなか市としても独自の施策がとれないということで、非常に悩ましい事態になっているんじゃないかなと。これは今市長がおっしゃったように、下神殿の4区のほうも同じような状況が出ておりますし、今後、例えばほかの地域でも、似たよう

な状況が出てくるんじゃないかなと思います。回答文書を私のほうもいただいているんですが、市長は、25年度ぐらいから認可作業を着手して、少しでも早く、26年度以降に単独事業で工事が着工できれば、そして、それを最終的には28年度以降に新しくできる伊集院北地区の簡易水道と統合させるというような、そういう計画ではないかなと思うわけですが、その辺の具体的な計画をお示しいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

いろいろと今ご指摘がございましたとおり、コンサル等も入れながら、この問題につきまして恐らく25年度で簡易水道が終わりますので、基本的には国の方針といたしましても、簡易水道と上水道は統合しなさいと、そういう方針もいただいております。そういうことを含めて、今そういう大変困っている部分もございますので、そういうところから早く解決するために、許認可の手續等も早くやりたいと、そういう思っておりますので、またそこあたりにつきまして、具体的にはまた原課の担当課の中で進めさせていくよう指導していきたいと思っております。

○4番（出水賢太郎君）

あと、麦生田地区のことなんですが、平成22年の3月に出されております日置市の水道ビジョン、恐らくこれは22年度から31年度までの10カ年の水道の事業計画を示している基本的な計画だと思うんですが、この中でも、麦生田地区に関しましては、今後、未普及の解消を取り組んでいきたいと。そして、計画書を見ますと、この中では、平成26年度から28年度までに計画を進めたいと、当時は示されていたわけですが、実際のところは、これどおりには進んでないのが現実であります。

市長は、今後この地域に関してはどのように進めていきたいのか。特に、今言われたよ

うに簡易水道事業というのは28年度になりますともう事業そのものがなくなりますし、補助もなくなります。ということは、上水道の事業として麦生田地区を整備するのか、それともまた野田、桑畑地区みたいに中山間の事業を入れてやるのか、その辺のめどがはっきりしないと、先ほど市長が90%の住民の同意と言われましたけれども、住民もめどが立たない以上はどう判断しようがないわけです。

それともう一つは、この地域の水量の問題です。先ほど5番議員が湯量の問題を言われましたが、水量も非常に、地下水ですから限りがあるわけです。麦生田地区に関しましても、ごく最近ですが、あるところでは3軒ぐらい水がかれたと。改めて100万円かけてボーリングし直したというところも出ております。

こういった状況で、計画を示さなければ住民は話には乗ってこないと思うんです。市長はそういうのを率先して、やはりこの地域はもう長年この問題が出ていますから、町長時代からよくご存じの地域ですので、もう少し率先して計画の遂行に図られたいと思っておりますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、一番課題として伊集院北校区がございました。その当時、同じように説明をさせていただきました。野田、桑畑、下神殿、上神殿、麦生田、そのときにある程度の地域のご要望というのを参考にさせていただき、中山間事業を導入するに当たって、特にその導入した中において、桑畑、野田のほうが大変高いその中で関心を寄せております。今ご指摘のとおり、そういう一様に私どもは皆さん方にそのようなアンケートをとったわけがございまして、その中で麦生田のほうにおきましてはそのような低い関心でございました。

今おっしゃいますとおり、一、二軒そういう状況があるというのも耳にはしております。基本的に水ビジョンという形の中で、それぞれの未普及地域の麦生田等も載っておりますけど、さっきも申し上げましたとおり、基本的には統廃合を急いでいく必要があるというふうに認識、若干その計画書どおりじゃなく、統廃合を早くして、それぞれの200mのそういうものを解消していく。特に、基本的に麦生田の場合につきましても、もう上水道一本になってしまいますので、できているところから同意を、説明をきちっとしながら、延長していく。その方法しか今後の未普及地域の解消というのは難しい。新たな事業をするという部分では大変難しい部分であろうかと思っておりますので、その地域の中で統廃合を含めて、その地域の恐らく水でございしますので、どこから送水管を持ってこなきゃ、飛び地では大変難しゅうございしますので、そういうところからそれぞれ説明をさせていただき、年間、何年計画の中でどれぐらいの戸数を何年度何年度という部分も詳細にある程度、この統廃合を含めた中で計画も、麦生田のほうもさせていただきながら、基本的にはさっきも申し上げましたとおり、上水道の事業の中で整備を図っていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

当時、麦生田地区でアンケートとか説明をしたのはもう7年前の話です。私は以前、平成21年の3月議会でも同じ質問をしております。そのとき市長は、私も同じことを言いました。説明不足だったりアンケートをもう一度取り直したり、時代とともに人間もかわります、考え方も変わります。そして、井戸の状況も変わっているんです。ですから、もう一度そういう基本的な部分で問い直したほうがいいんじゃないかと言ったら、市長は、そのときは説明不足もあっただろうし、もう

一回調査をやらないといけないだろうということまで答弁されております。

あれから3年たっておりますが、そういう話は具体的には私は聞いておりません。でするので、もう一回、今年度中で結構ですから、今後のそういった新しい、28年度以降の水道の事情もありますから、その辺は地域住民の方々はよくご存じじゃありません。これはあくまでも行政側の事情の話です。ですが、それは財源の問題も出てくるでしょうから、丁寧に説明をしていく必要があるかと思しますので、ご検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

これ以外にも吹上地域を中心に、小規模の集落では、やっぱり自分たちで水を引いてきて使っていらっしゃるところがたくさんあります。しかし、たくさんの集落が点在している状況ですから、大がかりな水道事業というのは運営できないと。これはもう現実的な問題であります。そういった中で、以前から私も申し上げているんですが、そういうところは結局補助もなにもなしで、水がかれてしまったら自分たちでまた掘ってもらえないわけですが、生活がかかっているわけです。やはり、市のほうが何らかの形で助成をしていく。同じ市民なのに、水を飲むのにこんなに条件の差があっているのかというのは、やはりそういう声は出てくると思います。

以前もそういった小規模の施設に対して何か助成ができないかと言いましたら、市長は、それはちょっとできないという答弁でしたけれども、一部地域では検査料とか払っているところもあると思いますし、旧伊集院町時代でも水道の水質検査に関しては助成をされていましたが、施設を更新するときの助成というのが一番額的にはお金がかかると思います。この辺の問題をどう考えていらっしゃるか、ご見解をお伺いします。

○市長（宮路高光君）

今、効率的な部分じゃない、点在している小規模の集落で管理している部分がございます。こういう施設更新等を含めて、ボーリングとかいろんなものについては、やはりある程度の助成をしていかなきゃならないと。それが市のほうで引いていくよりも、自己管理をしていただき若干のボーリング、どれぐらいの金額かわかりませんが、基本的には小規模は小規模で残しながら、市としてもそれなりの助成をしながら運営していただける、そういう方向の中で全体的に水事業の中においてはある程度市も関与しながらやっていく、そういう姿勢は持っておりますので、またそれぞれ具体的にある程度、何カ所かそういう部分があります。東市来、上野とかそういうほんとに遠く離れたところに3戸とかそういう部分がございますので、特に坊野中におきましても、話し合いをする中において、そういう部分も出ましたので、そういう小規模においては市なりのポンプの台とかいろんな問題につきましてはある程度ご相談のつてやっていきたいと、そういうふうな答弁もしておりますので、また原課の中で個々当たりの具体的な基準、標準というものをつくっていく必要があるというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

まあ、地区振興計画の推進事業の中でも、そういった形での予算計上もあるのかなとも思っていますので、いろいろなアイデアを市のほうからも地域に提案をしていただきたいと思います。

次に、2番目の水源確保についてですが、先ほども市長の答弁のほうで、東市来、吹上の両地域、水源不足、そして掘削をしたけれども、水質、水量がともに悪いということがありました。私も、産業建設委員会におったとき、見に行ったんですけども、皆さんで。結局そこも何か使えなかったということで、

委員会の市の中でも、電気探査というものがもう少し性能がいい形できないのかとか、これだけ技術が進んでいる世の中で何で掘ってみないとわからないという形になっているのかといういろいろ質疑もありました。もう少しその辺の技術的な面で何かいい方法がないのかなと思うわけですが、その辺の情報収集とかやっけていらないのかなど。どこもそうなのかもしれませんけれども、これは上下水道課長もお答えいただきたいんですが、どうした状況なんでしょうか。

○上下水道課長（宇田和久君）

電気探査においては、地層の中に水が存在するけれども、量がどれぐらいあるかはわからないというのが難点ということでもあります。また、量があったとしても、水質の結果が、特に吹上地域はマンガンが多いと。海岸のほうも、3,000t出たけれども、10倍ぐらいの基準値を超えていると、マンガンが。できなかったということで、先ほど市長が説明いたしましたように、本年度より、水源近くの市有地等があればそこを試掘をして、水質、水量ともに問題なければ本掘削をやったほうが無難ではないかと。精度が高い検査等があるみたいなんですけど、それも1,000万円、2,000万円かかると。それよりも500万円程度で去年も掘れていますので、掘ってちゃんと水量、水質を図ったほうが確実ではないかという方向で現在は進めております。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

今課長がおっしゃったんですけど、もう少し性能がいい方法があって、多額になると。しかし、もうここ数年、試掘を何カ所か繰り返してだめだったというところが非常に多いわけで、その回数を考えたら、確実な方法でいったほうがいいんじゃないかなと私なんか素人考えで思うわけです。この辺はずっと所

管の委員会でも問題になっていますので、今後もしっかり検討されたいと思いますし、またどれぐらいの、今の現段階で、今使っている水源地がどれぐらい不足しているのか、水量が。今後の経過として。あと何年ぐらいもつんだとか、あとは例えば水質の問題でも、どれぐらい悪いのかとかいうのが、非常に情報が私たち議会にもですけれども、市民にも非常にわかりづらいとか、情報が足りないこともあります。やはりそういうのに対してちゃんとした予算をかけるべきですから、必要経費としてやっぱりかけるべきですから、ちゃんとした情報公開と、そして予算を組み立てていただきたいなというふうに思っております。

次に、3番目です。大震災の後の耐震化の対策ということで、北工区の事業には今入れているということでしたが、その他のところでは全然計画にも入っていないのでしょうか。どうなんでしょうか。

○上下水道課長（宇田和久君）

お答えいたします。

耐震化につきましては東市来地域で伊作田配水池等を行ってはいらるんですが、なかなか通常の管の2倍、3倍するという事等でありまして、補助等が受けられればいいんですが、なかなか補助も受けられないと。ちなみに、資本単価が70円というのがございまして、鹿児島県内では鹿児島市とか川内市とか、大規模な水道事業体でないとは受けられないと。

それと、東南海地震地域とか地震多発地帯で、鹿児島県は指定されていないということもございまして、なかなか経費がかかるということで進まない状況はありますが、幹線管路の200mm以上については、水道ビジョンにもうたわれておりますように、ダクタイル鋳鉄管等で推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

幹線の管については、それはされると思うんですが、東日本大震災のときに、福島県のいわき市の場合は、本管、幹線のほうもすべて古い管だったわけです。それに比べて宮城県のほうはほとんどが新しい耐震性の管を入れていると。地震が起きたときにどうだったかということ、宮城県のほうは、あれだけ被害があった割には比較的早く復旧がされた。しかしながら、いわき市の場合は、管も古いし、水道台帳も、後で話をしますけれども、整備がなかったりとか、そういったことで復旧が相当おくれたということで、報道でもされていきました。備えあれば憂いなしですが、財源がないと言われれば仕方がない話なんですけど、やはり少しずついいですから、これから整備する、更新をするところに関しましては、本管だけでもしっかりとやっていただきたいなと思います。

そして、水道ビジョンの中でもちょっと気になる表現があったんで質問しますが、漏水の問題、管の問題ですけれども、漏水が非常に日置市の場合は高い水準で推移しています。毎年、予算の中でも漏水の問題が出てきます。委員会の質疑でも出ていると思います。この資料の中では、1日約800m³の漏水が日置市内では発生している。年間にこの漏水にかかる予算が2,000万円かかっているということで以前答弁いただいたかと思います。この解決策はやはり老朽化ですから、更新しかないわけですが、しかしながら、今市長が先ほど答弁されたように、お金がなければなかなかその更新もできないということで、ただ、やはりこれは、漏水というのは資源の無駄でもありますし、ポンプを回すときの電力の無駄でもあるかと思っております。課題としてこれからやらないといけない第1の、最大の課題だと思っておりますが、その辺の今後の考え方というものをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

特にこの漏水の箇所というのはある程度わかっております。というのが、配管の敷設がえというのも道路改良と並行してやらなきゃならんという部分でもあるし、伊集院地域におきましては日置市県道、この部分がほんとに多発しているのも1つでございます。もう一つ、東市来地域におきましては区画整理の道、そういうところも、やはり面的な整備と一緒に変えていきますので、おくらしている分についてはその部分がどうしても漏水の箇所が多いと、若干のそういう要因はわかっております。

今ご指摘のとおり、そういうところは別として、やはり年次的に古いものから、特に石綿管等を含めた中においてはそういうものから早く変えていくという方針を出しておりますので、予算の範囲の中において更新をやらなきゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

今、私、ポンプの問題とか言いましたけど、現在電気で動かしていますね。今、節電節電と言われてるわけです。電力不足の問題もありますが、この水道というのは電力がなければ送水できません。今回のこの夏の節電のことに對して、上下水道課としてどのような対策をとっておられるのかお伺いいたします。

○上下水道課長（宇田和久君）

お答えいたします。

県、国等から、節電対策についてとかそういうのが来てはおりますが、極力発電機等を使いながらということと、今、水需要が少ないその時間帯に計画停電をお願いしたいという形の中で、国、県等にはお願いしているところであります。余り需要が多いときにそのまま停電をしてしまうと混乱いたしますので、そういうお願いをしているところでございます。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

やっぱり夏場は水をよく使いますから、水がとまったらもう大変なことになります。やっぱり一番基本になる部分ですので、これの対策をしっかりとさせていただきたいと思えます。

それから、災害時の対策です。大震災のときもあつたんですが、その復旧部分においてはいろんなところから応援が、管工事の方々もですし、水道の技術の職員も含めて被災地に集結して復旧活動に取り組まれる。広域被害でしたから、特に大変だったと思えます。

鹿児島県においても地震だけではなくて、やはり自然災害、特に風水害に関してですが、水害で水道管がとまったりとかいうのはよく今までもあつた話ですが、甚大な被害が起きた場合に、今は管工事組合と協定を結んでいらっしゃるんですが、それだけで十分なのか。例えば、近隣の市町村とも協定を結ぶなり、もしくは友好都市もありますから、そういったところと協定を結んで、何かあつたときは技術的な支援をいただく、そういったことも必要かと思えますが、市長、いかがなものでしょうか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、それぞれの応援協定という部分が、この水道だけでなくいろんなあらゆる分野で必要であるというように認識しております。特に、応援協定がなくても、近隣の場合については、やはり私は、私ももしほかの近隣あるときは私は行くべきであると。その協定を結ぶから行く行かないは別として、その近隣のところにはそういう気持ちであるべきであるというふうに思っております。いろいろなところと応援協定を結んでおりますし、水という大変命と変わらない、大変とういものであるというふうに思っておりますので、今ご指摘のとおり、管工事のほうとはそういう協定も結んでおりますけど、

まだほかの市町村とそういう具体的にそういう話が出た場合について、災害もそれぞれ地震とか風水害とかいろんな災害が想定されますので、その想定の中におきまして、やはりそういう結ぶとといいますか、そういう協定が必要である部分については、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

次に、4番目の業務管理、特に水道台帳の件だったんですが、整備はされていると、全部そろっているというのは私もわかっておったんですが、ただ、それをどのように活用しているかというところでちょっと私もお聞きしたいことがありました。

特に、よく業者さんとか不動産業者さんからの問い合わせが来るんですが、本管がどこに走っておって、そこからどのように各土地に入ってきているかというので、ちゃんとした書類があるところもあればないところもあると。まちまちだと。特に伊集院地域でそういう話を伺ったんですが、職員に問い合わせてもちゃんとした答えが返ってこんかった。どうなっているんだということで問い合わせもありました。

ビジョンにも書いていますとおりで、施設、それから管路の埋設位置などの情報が、職員が活用できるような形に整備されていないことから、市民や工事業者からの問い合わせに対し、支障になることもありますと。ですので、今、配水管の改修や給水管の引き込み工事などでは埋設位置を特定するために前任者の記憶に頼り試掘することもありますというふうに書いてあります。今もこういった状況が続いているのでしょうか。ちょっとその辺の現状をお伺いいたします。

○上下水道課長（宇田和久君）

お答えいたします。

30年、40年ぐらい前の給水申請書とかそういうのがない場合については今のような

状況も起こります。

ただ、申請書があるものについては、全部スキヤナで読まして、画面で見れるようにしてございまして、給水引き込みも、どこにメーターがあって、どこの道路から回っているとか、裏から回っているとか、そういう、現在書類がそろっているやつについてはあるんですけども、三、四十年前の不明なものについては、ちょっとそういう状況もあるということでありまして。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

まあそういうことだと思いました。ただ、これをないままにしておくのもやっぱり問題があります。例として、間違っってガスパ管を切ってしまったとか、そういう問題もあったんです、事実。やっぱり生活に密着したライフラインですので、間違いがあることはしょうがないんですが、なるべくそういうのは少なくしてほしい、リスクを減らしてほしいという思いがあります。

今、ちなみにそういう古いところの、今言われた30年、40年たったような台帳が整備されていないような、そういったところというのは大体どれぐらいの割合で、大まかでもいいですが、市内全体でどのぐらいの割合あるのでしょうか。

○上下水道課長（宇田和久君）

10%程度はあるのではないかと考えております。

わかった時点では、その都度その都度、漏水したりとか試掘をしたりとかそういう段階では直している現状はあります。ただ、不明管というのがあるというのはあります。

以上です。

○4番（出水賢太郎君）

現場の職員の方々、相当ご苦労されているなというのを感じました。

そこで、この水道の問題についてちょっと

最後に市長にお伺いしたいんですが、やはり水の大切さ、それから維持管理の大変さ、これなかなか市民は蛇口をひねれば水が出てくるものだと思っていますから、簡単に考えている部分もあるかと思えます。私もそういう考えを持っている時期がありましたけれども、ただで飲めるもんじゃないですし、非常にご苦労があって、皆さんの努力があってこういう24時間で毎日、常においしい安全な水がのめるんだという、その辺が市民への啓発、情報伝達というのが足りないんじゃないかなと思うんです。水道料金の滞納等もそういったことをちゃんとわかっていただけたら、少しでもなくなるんじゃないかと思うわけですが、水道事業をもっとPRすべきだと思うんですが、市長、いかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、特に国民の関心があるのは電気だと思っております。これが計画停電とかいろいろな中で生活が大変逼迫するといいますか、この電気の大事さというのがある程度国民はわかったと思うんです。今水道の場合、まだまだほんとに水道の水のありがたさといえますか、ほんとにこのことにまだ周知も足りない部分がございますけど、水の外国へ行ったら、もう水の場合、ガソリンよりも高いという部分がございますけど、日本国の中は皆さんは失礼ですがただといいますか、いつでも出るものだという意識を持っております、日本国民の中が。ここあたりもの、やはり私もこういう行政の中でこの水道の水の発掘等をし、水を供給しているわけでございますが、やはりこういう一つの大事さというものもPRしていかなきゃならないというふうに思っております。

○4番（出水賢太郎君）

それでは、2項目め、通学路の件について教育長に伺いたいと思えます。

本来ならば、通学路というのは道路ですの

で、交通安全の関係も絡んできますので、本来ならば市長部局、総務課が担当すべきで、私もそこに質問すべきかと思いました。過去2回、私は、平成20年の9月議会が一番最後になりますが、質問をしてきました。そのときは市長からも答弁をいただいております。しかしながら、今回は、この事故を受けて、文部科学省が教育委員会に直接通知を出しています。通学路がだれの管理かというふうになってくると、縦割りの部分もあって、それぞれ言い分があるかと思えますが、今回はそういった観点から、あえて教育長のほうにお伺いいたします。

まず、通学路の管理の問題について、今まで教育委員会としてどこまで踏み込んでされてこられたのか。総務課のほうが主管でやられたと思いますが、その中で、教育委員会のかかわりというので動き方というのはどうだったのかお答えいただきたいと思えます。

○教育長（田代宗夫君）

通学路につきましては、基本的にはこれまでは、大きくはそれぞれの学校の範囲で任せておりました。ただ、これまでも通学路で議論になりました、大きな、例えば、国道270号線とか3号線とか、あるいは伊集院日吉線とか、そういう大きなものの改善点というのについては、建築課のほうと連携をとりながら要望したりしてまいりましたけれども、ほとんどの、それ以外の小さなものについては、それぞれの学校の管理に任せておりました。

○4番（出水賢太郎君）

そうですね。私も地域のPTAのほうからも要望があって、3号線の歩道の件でいろいろ要望に行きますが、学校長、PTA会長は一生懸命国道事務所等にもかけ合っていますが、そのとき、教育委員会担当者はだれも来ないんです。おかしいなと思っていました。学校のことですから、やはり何らかの形で後押し

はしていただきたいわけです。

ほかにもこんな例がありました。ある学校のちょうど出入り口のところにミラーがあったんですが、ロードミラーが。約1年ぐらい放置されていました。倒れてしまって。その学校は教育委員会にも言いましたという話だったそうです。ところが、それが総務課に伝わってなかった事例もあったようです。これはもう終わったことですから、すぐその後直していただきましたけれども、各担当課とか、今回のですけれども、文科省、国土交通省、警察庁、3者が合同になって初めて動くことになったわけです。それまでは全部ばらばらだったわけです。市もそうです。やはり情報の共有とか連携というのがこれからは必要になるかと思えます。

今後、これから教育委員会としては、どういうようにじゃこの通学路について行くつもりをお伺いいたします。

○教育長（田代宗夫君）

今回、先ほど1番議員からもこの問題で質問がありましたけれども、この京都の事件を見まして、ほんとに、もう少し多様な視点からお互いが力を合わせてこの問題に取り組んでいかなければこれからどんな事故が起こるかかわからないというようなことがございまして、今回は県からの通知では、小学校の通学路に限って提出をなささいということでございましたけれども、私どもは、中学校もあわせて提出するようにさせております。小中合わせて、中学校は県の対応がどうなるかわかりませんが、とにかく両方とも出しなさいと、そういう意味で抜本的にやらなきゃいけないとかように思います。

したがって、今後の私課題としておりますのは、先ほど言いました大きな国道とかそういう道路の拡幅の問題、いっぱいございます。2番目に多いのが、歩道を設置してほしいという要望等であり、その次がガードレール、

そしてミラー、大体大きなものからいうとそういう順序で上がっております。しかし、実際は、学校周辺の道路につきましては、たくさんまだ危険な箇所が、上がってこないのもいっぱいございます。したがって、私が今回、これからやろうとしておりますことは、1つは、まず危険箇所の点検をしても、その点検箇所をどんなふうに改善しようかとする相談する場所もわからないところありました、実際。ですから、こういうものは市役所の建築課に出す、こういうものは陳情としてどういうところに上げなさい。こういうものは、例えばミラーとかそういう小さなものであれば地区の振興計画に乗せてもらってやりなさいとか、そういう危険箇所の点検をしたものをどこに持っていくかという、こういう初歩的な問題だと思いますけれども、そういうところから抜本的にしていかなければならないと。

それともう一つは、大きな問題は、先ほど申し上げましたけれども、学校周辺のどうにもならないような小さな道路での安全対策をするためには、今回、ちょうどこのように、先ほどありましたように、警察庁とか国土交通省が一緒になって、国等対策が出ておりますので、いい機会ですので、この際にそういう規制等もある程度できるのではないかと、そういうものを組織的に今度挙げますので、挙げた中でやっていけると思っております。そのほか、こういうものだけではなくして、やはり自分たちがPTAで学校でできる木の伐採とかそういうものもあるだろうと。したがって、点検箇所を調べた内容をどう改善に結びつけるのか、手順をしっかりとさせることだと、そんなふうに考えております。

○4番（出水賢太郎君）

まさしくそのとおりだと思います。私、今まで何回か質問してきましたが、こういった答えがなかなかいただけなかった。初めてでした。ほんとに点検をした後、どう改善して

いくかが大事だと思います。今までは点検して、毎年引き継いでそれで終わりだったんです。マップにはします。マップにはして、ああそうか、それで終わりだったと思います。それではいけないと思います。

そういった中で、先ほど教育長のほうは、一方通行等の規制も必要じゃないかと、細い道とか。なんです、幹線道路ではこれはできませんから、やはりハード面の整備と、そして先ほど言われた人的な部分のソフト面での整備、両方必要かと思えます。

そういった中で、幹線道路等もですが、どんな道路でもですけれども、例えば学校の周辺でもいいんですが、通学路になっている場所で、歩道がない場所だったらカラー舗装したり、それからポールを、ガードパイプがつけられない場所であれば細いオレンジ色のポールがあります。ああいったものを何本かつけていくとか、要は人が歩く空間というものですよというのをしっかり確保する、空間を。そういったものも必要かと思えますが、教育委員会としてはいかがお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

今回は、先ほど申し上げましたけれども、あらゆる視点から点検箇所の危険箇所が繋がってくるものと思っておりますので、そういうものを仕分けをいたしまして、当然警察と建設課、管理者との話し合いになってきますので、そういうものを細やかな面から大きなものまで仕分けをしながら、どういう対応ができるのか、検討していきたいと思えます。

○4番（出水賢太郎君）

そこで、もしそういういろんな危険箇所が抽出されて上がってきます。早急に整備をしないといけないとなったときに、国・県道に関しましては市の予算は組まなくていいわけですが、市道となってきたときに、どれだけの予算を確保すべきなのかという話になってくると思えます。今年度、交通安全施設費の

当初予算では623万円が計上されておりますが、恐らくこれだけじゃ足りなくなってくるかと思えます。やはり通学路は通学路の安全確保のための予算をしっかりと確保すべきだと私は考えます。

ただ、国のほうがそういった補助事業などをまだ導入していませんからどうこう言えないとは思いますが、教育委員会としてそういった予算が必要であるのかどうか、別枠として。通常の道路予算とは別枠で通学路整備のための予算が必要かどうか、どうしたお考えか、教育長の見解を伺います。

○教育長（田代宗夫君）

まず、点検箇所が上がってこないといえませんが、多分上がってきても、その何割がすぐ改善できるのか、年次計画でしなけりゃならないものもいっぱい多分あるだろうと思えます。それら、あるいは大きな道路で全く手のつけられないところもあるだろうと思えますので、そのあたりは予算等の関連を見ながら、できる小さなものから、急ぐものから順位をつけながら検討、また市長部局とも相談していかなければならないと考えております。

○議長（松尾公裕君）

残り3分ありませんので、よろしく申し上げます。

○4番（出水賢太郎君）

ぜひ、市長部局、財政のほうにもしっかりと強くお願いをしていただきたいと思います。通学路だけの予算というのはなかなか今までなかったですから、ちょっとみんなわかかっていてもお金をそんなにつぎ込むことはできなかった部分だったと思えますけれども、これを機にお願いしたいと思えますが。

それから学校、それから幼稚園、こういった場所の半径500m以内、周囲というのはスクールゾーンを設定すべきだというふうに言われております。そして、その中で、必要

な道路には最高速度30kmというゾーン30の設定をすべきではないかと思うわけですが、この辺の考え方をまず伺います。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどもちょっと言いましたけれども、学校周辺の小さな道路がいっぱいございますので、今現在、スクールゾーン委員会とか開いているところが学校としては3校ぐらいあるようですので、そういうところでいろいろ危険箇所について、子供の通学について規制をしたりしているところがあると思いますが、ぜひ今回は、特に学校周辺の500m範囲内が適用できるとなっているようでございますので、そういう設定ができるところはぜひしていただくようお願いしたいと思います。

○4番（出水賢太郎君）

今回はこういう痛ましい事故があって皆さん注目をするというか、もう一回考え直そうということで全国的に動き出しているわけでございます。これからはしっかりと教育委員会のほうには通学路の安全確保というのには努められたいと思いますが、最後に、その意気込みですね。教育長の考え方、7月末までには結果を出して国にも報告をする。しかし、その後が大事です。報告をまとめるだけではなくて。先ほどもおっしゃったかと思いますが、その辺で、各校長、PTAにも、教育長がやはり呼びかけるというのが一番大事なことだと思います。引っ張っていくことも。その辺のお考えを最後にお伺いいたしまして、質問を終わります。

○教育長（田代宗夫君）

ほんとに今回の事故を受けまして、もう少し細やかな面まで教育委員会音頭をとっていかなくちゃいけないんだなというのを再認識いたしましたので、今回上がってまいりました、上がってないものもたくさんあると思いますので、再度学校に返ししながら、そういうものをすべてペーパーにまとめまして、学校と話

をしたり、あるいは肝心なものは先ほど言いましたように3者で検討する場面に持っていったりしながら、全体で考えていきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

これで一般質問を終わります。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は終了しました。明日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午後3時08分散会

第 4 号 (6 月 2 0 日)

本会議（6月20日）（水曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（松尾公裕君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、14番、田畑純二君の質問を許可します。

〔14番田畑純二君登壇〕

○14番（田畑純二君）

皆さん、おはようございます。一般質問、最終日の1番バッターでございます。さきに通告しました通告書に従いまして、3項目、一般質問いたします。

日置市の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、人口減少時代の自治体経営についてであります。

自治体は、営利を追求する民間企業ではないため、すべての住民を対象に事業を実施することが大前提であります。その中でも特にある一定の住民層に焦点を合わせて、政策展開いくことも大切であります。

この思想が自治体経営であると言われております。ターゲットの住民を絞って、住民を創造獲得していくことは自治体経営であり、自治体が住民から選ばれる地域に展望していくことが、人口減少時代の都市間競争を生き抜いていく一つの予定であります。

これからの自治体は横並びではなく、特徴的な取り組みを実施して、住民を求める自治体間競争を勝ち抜いていかなければなりません。

なぜならば、住民が存在しない自治体は自治体ではあり得ないからであり、競争を放棄した自治体は、埋没自治体と化してしまい、現在、展開されている都市間競争の中で、特

徴や違いを提示することはできず、ほか自治体との比較の上で、完全に埋もれてしまった地域になってしまうでしょう。

このような埋没自治体に日置市が絶対に陥らないように、次の5点を質問いたします。

（1）3月11日の東日本大震災以降、リーダーの中でも、基礎自治体の首長のリーダーシップが注目されております。非常時のもとより、地域政党の台頭などで市長のリーダーシップに耳目が集まる時代を迎えております。

リーダーシップとは、理由付記なき直観的判断の産物であると言われ、民主的なリーダーシップは、多くの人々の欲求を満足させ、合意するような方法で民意を同意し、方針や計画に基づいて結果を導くものである、とも言われています。

そして、行政を取り巻く環境が変化する中で、自治体のリーダーは人の意識を変え、従来の組織を変革し、これまでの基準をつぶし、新たな基準をつくり上げる。つまり、リーダーの役割は破壊と創造だという人もおります。

市長は、非常時平常時の首長のリーダーシップのありようはどんなもので、リーダーの役割は何であると考えておられるか、具体的にわかりやすい明快なる答弁を求めます。

過去に、少子高齢化が進む中で、人口が減少している本市で、Iターン、Uターン、Jターンなどで人を呼び込み、定住化を促進して、地域の活力を維持するためにはどうすればいいか。市民、行政、市議会議員の3者が一体となって真剣に知恵を出し合い、創意工夫しながら検討していくべきであります。

定住化促進に向けた具体的な取り組み方法については、次のようなことが考えられます。

1、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の活用。

平成19年8月に、農山漁村の活性化のた

めの定住等及び地域間交流の促進に関する法律が施行されました。

この法律では、地方公共団体が作成する活性化計画にかかわる制度を創設するとともに、当該計画の実施のための交付金を交付する措置等を規定しており、本市のような定住化促進を目指している地方公共団体は、こうした制度を活用する方法も考えられます。

2番目、U・J・Iターン促進を通じた取り組み。

1、U・J・Iターン希望者への情報提供。

2、U・J・Iターン希望者をサポートする各種施策、各自治体によってさまざまな施策が行われていますが、主なものとしては、まず、U・J・Iターン希望者の住環境面のサポートとして、住宅土地取得時の補助金交付、新築祝い金の支給、優先的な分譲、賃貸し住宅の家賃補助などがあります。

職業面でのサポートとしては、事業開始時の奨励金の交付、事業資金融資、固定資産税の減免などがあります。そのほかU・J・Iターン時や就職、結婚などの際の奨励金交付や専門相談員の養成などがあります。

3、近年、特に女性を意識した施策展開の必要性も指摘されています。本市は、人口減少時代における定住化施策をどのように策定し、その効果はどう表れているか、具体的にわかりやすく答弁してください。

(3) 成長戦略の一環として、本市もなお一層、シティセールスに取り組み、本市の魅力を積極的に発信して、より一層のイメージアップを図り、選ばれる都市を目指すべきであります。

日置市は、県と鹿児島市に隣接してアクセス性にすぐれ、日本三大砂丘の吹上浜を初めとする自然の素晴らしさ、湯の元吹上温泉郷、美山窯元、徳重神社、妙円寺等の各地の神社・仏閣、小松帯刀園林寺跡地等の各地の名所旧跡、ご当地グルメなどの観光資源にも恵

まれております。

その特色を全面的に売り出して他市との差別化を図るため、今後とも町内でシティセールス施策について検討していくべきであります。

来年5月末に予定している第21回環境自治体会議ひおき会議のチャンスも生かしながら、この実行委員会ともよく連携して、市民の皆さんからの意見や提言も取り入れて、シティセールス推進方針を策定するものです。

シティセールスの核となる日置ブランドの形成に向けた取り組みの一つとして、食のブランド認定制度を創設するのも一方法です。

また、市民公募でマスコットキャラクターも選定して、着ぐるみを製作し、市内外のイベントなどでPR活動を展開するとともに、民間等にも貸し出し、日置市の魅力の発信に活用してはどうでしょうか。

本市でも、成長戦略の一環として、神奈川県厚木市や相模原市のように、シティセールス推進課を新設し、選ばれる市を目指したらどうでしょうか。市長の前向きで積極的な答弁を期待いたします。

4番目、熊本県人吉市は、2005年に「時代の変化に挑戦する職員を育てる」と題した人材育成基本方針を策定しました。協議の人事管理から、人材育成と連動した人事管理の推進にかじを切りました。その一環として、人材育成型人事評価や異動希望の自己申告、コーチング研修などを導入、人が育つ職場風土を目指した挑戦が続いております。

人吉市が2005年10月に策定した人材育成基本方針は、目指すべき職員像として5点を掲げています。この詳細は後で述べます。

そして、その目的に掲げたのが、「時代の変化に挑戦する職員を育てる」であり、そのキーワードは、人は自学で育つ、人は自学、みずから学んで育つであります。

本市の職員の人材育成基本方針は何で、目指すべき職員像はどんなものか、できるだけ細かくわかりやすく、具体的に答弁願います。

(5) 本市東市来支所の男性係長が担当をしていた外郭団体、衛自連の運営費を着服していたことが、4月23日にわかりました。市は、19日付で係長を懲戒免職処分しましたが、全額弁済されており、刑事告発はしない方針であります。

自然災害等の対応と同様、職員による不祥事にかかわる対応を危機管理ととらえ、その防止や発生した場合の対処法について検討すべきです。

地方公務員による不祥事は、全体の奉仕者である公務員に対する住民の信頼を著しく損ねるとともに、行政運営に支障を及ぼしかねません。不祥事という危機に対して、自治体はどのように対応すべきか、真剣に検討する必要があります。

5月10日発行の本市お知らせ版の1ページ下のほうで、「職員の不祥事に対するおわび」と宮路市長の名前で掲載はしてあります。しかし、その防止策や発生した場合の対処法について、もう少しわかりやすく具体的にお知らせください。

2008年にも、職員の横領事件があり、もう二度とこの種の不祥事が起きないように、取り組みを十分にするために、町内に職員不祥事再発防止委員会設置も検討したらどうでしょうか。地方公務員の不祥事に対する危機管理をどのように考え、どう実行しているか答弁願うものです。

第2点、日置市も環境リーディングシティを目指すべきであります。

(1) 来年5月31日から6月2日まで開催予定の、第21回環境自治体会議ひおき会議のための実行委員会も、26名で組織し、今まで合計20回の会議も開き、今年度当初予算でも、この会議の準備に対し、500万

円助成することにしてあります。

去る5月25日から27日の3日間、福井県の勝山市で開催された第20回環境自治体会議かつやま会議にも、26名の実行委員の中から13名と市の職員6名、それに私の所属する所管の文教厚生常任委員会から7人の議員とそのほか1人の議員、約30名近くが日置市から参加し、いろいろと学んできました。

来る21回ひおき会議のテーマは、「未来をつなごう自然との共生」、サブテーマは、「白砂青松とウミガメの里吹上浜の発信」と仮決定しております。

かつやま会議は、市民、行政、議会が一体となった、非常に印象のいいすばらしい会議で、参加した我々もいろいろと感じ参考になり、学ぶことの多い実りある会議でありました。

来年のひおき会議も、これに負けないようにぜひとも成功させ、環境リーディングシティとしての日置市の名を全国に発信し、知らしめる絶好のチャンスとすべきです。

第21回環境自治体会議ひおき会議の開催に向けての準備は、どんな進捗状況か、市長、成功に向けての課題と対策等も含め、できるだけ詳細に実態をお知らせください。

(2) 本市は、幅広い環境問題に対して総合的かつ計画に取り組んでいくために、市民、事業者、市民団体、行政がそれぞれの役割を担い、連携を図りながら推進していくための本市の環境行政のマスタープランとも言える、日置市環境基本計画を平成21年3月に作成いたしました。

この計画の期間は、平成21年度から30年度までの10年間として、5年後の平成25年度に中間見直し、10年後の平成30年度には全面改定をしますが、計画の進捗状況や社会経済状況の変化、環境問題に関する大きな変化などが生じた場合は、改定を

行おうとしております。

この計画の進捗状況と今までに具体的にどんな成果があらわれているか。また、この計画の改定を近々行う考えはないかなど、市長の見解と方針をお示しください。

(3) 日置市の環境整備と活性化を目指し、住みよい町をつくるための条例、通称「空き家・空き地等の適正管理に関する条例」を日置市でも制定したらどうでありませうか。

空き家・空き地等の管理不全な状態になることを防止するとともに、安全で良好な景観及び住環境を確保するために、必要な事項を定めて、住環境の保全、防犯及び魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とするのです。

そして、空き家・空き地等の適正管理を求める行政の指導・勧告に従わず、放置することが危険であったり、公益に反する場合は、命令措置や行政代執行ができる旨を定めるのです。市長のこの制定に対する方針をお聞かせください。

4、鹿児島県は、5月16日、始良市が7月1日に、景観行政団体になると発表し、県内の景観行政団体は14市9町になります。県は、2008年、市町村が景観計画をつくる際の指針となるガイドラインを策定し、地域の特性に応じた良好な景観を掲載するため、早期に景観行政団体となるのが望ましいとしており、積極的に支援していきたいとしています。

本市の景観行政団体に早急になるべきですが、市長の方針はどうかお答え願います。

5番目、去る4月24日、吹上浜吉利海岸付近の住民より、吉利海岸の浜欠けがひどく、従来の松林の道よりおりていけないので何とか対策をとってほしい、という強い要望を受けました。

早速、地域の自治会長、集落会長とも連絡し合い、日吉支所の支所長、担当課長、本庁

の担当部課長にも、現場視察確認をしてもらいました。

そして、岩崎県議とも連携して、5月28日午後、国・県の担当者、関係者約10名にも現場を見てもらい、自治会長、集落会長、地域住民、県議、私の説明のもと、現地の実態を把握してもらっております。

大半の担当者も、想定外のことで驚いておられましたが、おのおのの担当者が一体となって、おのおのの立場で知恵を出し合い、創意工夫して何とかしようと検討を担っている最中でありませう。

市長にも報告済みですが、市長もぜひ一度、現場を見てもらい、担当者で適切な対応策が早急にとれるよう、ご指導を要望するものでありませう。

本市の売り物の一つである吹上浜海岸の機能景観の保全・維持管理をどう考え、どう実行し、その効果はどうあらわれているか、市長の忌憚のない率直な答弁を求めませう。

第3点、最後でありませう。市長の公約の検証についてお尋ねいたします。

(1) 8年目に入った日置市政について、初代市長として市長自身は総体的にどのように評価しているか。市長の言葉で総括し、答えてください。

(2) 2期目の選挙時のとき、市長は公約として3つの大項目を掲げ、おのおのについて3項目から6項目の具体的な取り組み目標、方針を述べていますが、時期的なことや金額的には何も触れておられません。2期目選挙時の市長の1つの公約の中で、今までの日置市政運営の中で成果十分と評価できる点は何か、具体的に検証を願います。

3、6つの公約の中で、今まで進捗状況が不十分と評価されるのは、具体的にどんな点と考えているか、市長の率直な考え方を示してください。

4、この公約の中で、市長自身が未達成、

不十分と評価される部分についての諸課題や問題点について、今後の日置市政運営の中でどう対応していくつもりであるのか、具体的にわかりやすい明快なる答弁を求めます。

以上を申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の人口減少時代の自治体経営について、その1でございます。首長のリーダーシップのあり方のご質問でございますが、市長の役割といたしましては、重要な施策の方向性を見きわめ、市の活性化を推進することが重要と考えております。

また、非常時の役割といたしましては、災害時の対応など、防災マニュアルに基づき、市長みずから先頭に立ち、市民の安心・安全の確保に努めています。

2番目でございます。我が国は、本格的な人口減少、超高齢化社会の到来を迎えており、本市の人口も減少していくものと予想されます。このため、人口減少を最小限に抑え、将来、増加に転じていくように若い世代が定住し、子供を産み育てたくなる魅力あるまちづくりや、雇用を創出する企業誘致、地域の特性を生かした産業振興、都市と農村の交流による地域活性化対策など、総合的に推進しているところでございます。

このことにより、市外への人口流出に若干ではありますが、歯どめをかけているものと考えております。また、今年度創設いたしました定住促進のための補助金制度についても、その効果を期待しているところでございます。

3番目でございます。日置市の産業・観光等の市外のアピールは、農林水産課、商工観光課、企画課を中心に、イベントや観光客誘致に向けての施策を講じており、現時点でのシティセールス推進課の新設は考えておりま

せん。

シティセールス推進課につきましては、薩摩川内市で設置されております。薩摩川内市は、合併後の平成17年度から薩摩川内市ブランド・シティセールス推進計画策定に着手され、22年12月に計画を策定されるなど先進地であります。本市につきましても、今後、先進市町村の調査・研究を検討してまいりたいと考えております。

4番目でございます。職員人材育成基本方針につきましては、社会情勢が激変するこの時代において、さまざまな変化に的確に対応できる自立型職員を育成することを基本に、職員一人一人の資質を高め、精鋭化していくとともに、あわせて今まで以上に市民から信頼を受け、市民が満足できる行政サービスを提供できるよう、想像性豊かで柔軟な、かつ弾力的に対応できる人材育成に努めることとしています。

目指すべき職員像といたしましては、1、全体の奉仕者として高い使命感を持つ職員、2、地域に密着し、意欲あふれる職員、3、経営感覚のある職員、4、市民から信頼される職員、5、市民の立場で市民と協働できる職員の5つの目標を掲げ、職員がそれぞれ自己形成の目標として取り組んでおり、今月の定例部課長会議におきましても、再度の周知徹底を図ったところでございます。

5番目でございます。地方公務員の不祥事につきまして、各自治体におきましても、それぞれ再発防止に努めているところでもございます。ご承知のとおり、全国的にも公金の不適切な取り扱い、工事発注をめぐる不祥事、飲酒運転による交通事故など不祥事が相次いでおります。

このことは、住民の地方行政に対する信頼を大きく揺るがすものであり、まことに遺憾であると考えております。言うまでもなく、公務員には全体の奉仕者としての使命を自覚

した上で、住民本位の行政推進に全力を尽くすことが強く求められているところでございます。

本市におきましても、不祥事の再発防止について、これまで全職員、取り組んでまいりましたが、今回の不祥事により、より一層、職員同士がよりよいコミュニケーションがとれる風通しのよい職場づくりに努め、不断の見直しを来ないながら、公務員の倫理の確立、適正な行政執行体制の実現に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の日置市の環境リーディングシティを目指して、その1でございますけど、第21回の環境自治体会議ひおき会議の開催に当たっては、昨年度に、ひおき会議準備委員会を発足し、開催計画を作成しております。

この準備委員会は、4月3日に、ひおき会議実行委員会となり、開催計画を引き続き作業を進めているところでございます。委員は、事業所代表、各種団体・NPO代表、一般公募の27名で構成されております。

これまで、実行委員会を2回開催し、大会の開催日を平成25年5月30日、5月31日、6月1日、3日間と決定いたしまして、この大会テーマは、日置市の最大の観光資源である吹上浜が、海岸景観の破壊やウミガメ産卵場の減少などを受けている現状から、「未来へつなごう自然との共生～白砂青松とウミガメの里吹上浜からの発信～」と決定しております。

実行委員会は、ことし5月25日から開催されました、第20回環境自治体かつやまのほうにも13名参加し、今後、研修成果を踏まえながら、開催に向けて計画を進めていくところでございます。

その2番目でございます。平成22年度の日置市環境基本計画を策定し、日置市の目指す環境の姿を「水と緑と笑顔があふれるまち・ひおき」と設定しております。平成

21年度から平成30年度までの10カ年としております。

この基本計画は、自然環境の保全、生活環境の保全、地球環境の保全、快適環境の創造、協働による環境保全の推進の5つの環境分野に分かれ、それぞれの施策の方向性や基本的な方針を立てています。

また、各分野ごとに市の取り組み及び市民・事業者の取り組みがあり、市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにしているところでございます。

3番目でございます。空き家・空き地適正管理に関する条例については、平成23年2月と8月に、環境保全審議会を開催し、環境保全条例の第5節、空き地の適正管理についてご審議をいただき、罰則規定の新たな追加は必要ないとの答申を受けております。

県内では、鹿屋市が平成24年4月から空き家適正管理条例を施行していますが、鹿屋市の条例では、空き家の適正管理の助言・指導の文書通知後、改善がない場合、「勧告」、さらに「命令」との段階的に指導を強め、従わないときに所有者の氏名、住所の公表をする場合があるようでございます。

本市におきましても、これまで環境保全条例により、空き地の適正管理について文書通知をいたしたケースもあり、今後も自治会等の協力により、必要に応じて所有者へ指導を進めてまいります。

4番目でございます。景観行政団体は、地域における景観行政を担う主体でありまして、ご指摘のとおり、既に県内23団体が景観行政団体になっております。景観施策に関しては、情報交換や研修等を行うため、昨年、九州景観行政連絡会議に加入しておりまして、今後、景観行政団体になるためには、県と協議して、県の同意が必要となるわけでございますが、景観法を活用し、地域の景観を生かしたまちづくりが推進でき、また、景観の観

点から規制誘導が可能となるため、早い時期に県と協議して手続に入っていきたいと考えております。

5番目でございます。吹上浜は、南北28kmに及ぶ日本有数の砂丘で、県立自然公園にも指定され、白砂青松の海岸林と一体となって風光明媚の地域でございます。ここは、将来にわたる国・県・市等関係機関はもちろん、私たち一人一人が、国民共通の財産であるという意識を持って、それぞれの役割を果たし、守っていかなければならないというふうに思っております。

ご指摘のとおり、特に吉利地域におきまして海岸におきまして、大変海岸が浸食しているところもでございます。今、ご指摘ございましたとおり、関係機関とも、このことにつきましては十分話し合いをさせて、今後、進めさせていただきたいと思っております。

3番目に、市長の公約の検証ということでございますけど、これは全体的にちょっと答弁させていただきます。

行政改革を進め、継続可能な行政運営を目指し、共生・協働の地域づくりを進めながら、市全域の一体的な振興の足がかりができたと考えております。

行政改革の推進のための副市長1人制や地区公民館を中心とした地区コミュニティの活性化、乳幼児医療の無料化、コミュニティバスの平準化、乗り合いバスの運行、過疎化に伴う計画的な公営住宅の整備、中山間総合整備事業の農地環境整備などが成果と考えております。

地球温暖化のための市内の環境保全に取り組みにつきましても、今後、エネルギー問題などを考える、より一層の努力が必要になると考えております。

2期目の公約で完全に達成していなかった項目も多々ございますので、今後、そういう部分について取り組みをしていきたいと思っ

ております。

以上で終わります。

○14番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答えをいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問をしていきます。

1、人口減少時代の自治体経営について。

1問目でも述べましたように、これからの自治体は横並びではなく、特徴的な取り組みを実施して、魅力があって、住民が住みたいと思い、住民を引き寄せるような自治体経営を行って、住民を求める自治体間競争を勝ち抜いていく必要があります。

これからの時代は、少子高齢化、人口減少がますます続く中で、住民を求めて自治体で競争していく時代であることを行政、市民、議会議員の3者が一体となって、強く認識していくべきであります。

非常に難しい課題ではありますが、3者がお互いに緊密に連携し、協働しておのこの立場で、どうすればより多くの住民を引き寄せられるか熱心に真剣に考え、お互いに創意工夫しながら、同等にそれぞれの役割を分担して、対処していくべきだろうと私は考えております。

本市でも、ぬくもりあふれる共生・協働の地域づくりを進めておりますが、人口減少時代の自治体経営についての市長の熱い思いを総括的に、ここで改めて述べてください。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたこの人口減少、大変いろいろと色々な施策を打つわけでございますけど、私ども日置市もございまして、鹿児島県自体もとまってないというのは事実でございます。

基本的には、今、お話ございましたとおり、行政、議会、市民の皆様方と一緒に、特に、この市民の皆様方がどういう形の中で満足を

して、今後、この地域でお過ごしをするのか。やはりこのことをひとつ一番大きなウエートとして、行政をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

次に、首長のリーダーシップ発揮について。

A、日常的にも自治体では、首長の影響力が強いことは実証されていますが、災害などの非常時では、なおさらその感が強くなりました。

そこで、しばしば問われるのが首長のリーダーシップです。首長に対する批判としては、「リーダーシップを発揮すべき」だとか、「リーダーシップがない」というようなものもあるものであるし、逆に言えば、好意的に評価するときは、「リーダーシップをとった」というようになります。

先ほども言いましたように、リーダーシップとは、難しい言葉で言いますと、理由付記なき直観的判断の産物であると言われ、リーダーの役割は破壊と創造だと言う人もおります。

まず、これらに対する市長個人の見解・意見をお知らせください。

○市長（宮路高光君）

特にリーダーシップというこの言葉、大変難しい言葉であるというふう認識しております。

特に、首長におきまして、やはりこういう災害時におきますこの決断、多くの生命・財産を預かっているわけですので、いいにしても普通であるし、悪いときは大きな責任を問われる、こういうことですので、やはりこの決断というのが、一番大きなリーダーシップであろうかというふう思っております。

○14番（田畑純二君）

そして、市長が自分のおかれた立場のリーダーシップはどんなものであると、今言われ

ましたすけども、ほで今後、どのようにして、より強いリーダーシップを発揮していかれるつもりか。

具体的に言いますと、そして日置市をどのようにして、1、安心・安全、2、快適、3、理念、4、個性、5、魅力ある市にどうしていかれ、どのようにして日置市民に夢と希望と感動を与えていかれるでしょうか。ここでもう一步突っ込んで、さらに詳しく、具体的にわかりやすく披露してください。

○市長（宮路高光君）

今、5つの項目を述べましたけど、基本的には、やはり市民の皆様方の安心・安全を一番守っていく。夢も魅力も大事でございますけど、何よりも市民の皆様方の安心・安全を守るのが、やはり首長の役目であるというふう認識しております。

○14番（田畑純二君）

じゃあ、次に、本市の定住化施策について。

1番目で少し触れましたすけども、都市部と比較して、過疎化・高齢化が急速に進行している農山漁村の深刻な状況に対処するため、平成19年8月に、農山漁村の達成化のための定住等、及び関係地域間交流の促進に関する法律が施行されました。

この法律による活性化プロジェクト支援交付金の活用も考えられますが、市長は、この法律の存在をご存じでしょうか。

いずれにしましても、まだ未着手ならば、本市の担当課に、今後、この法律の概要と中身を調査・研究させて、これから、この交付金の活用方法を本市も模索していく考えはないか、市長の考え方や、方針をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

このプロジェクト、農漁村の活性化の交付金ということでは知っております。この中におきまして、農林省の枠の問題もございます。私どもは、プロジェクトの交付金の

中は、これ、団体営という部分でございまして、いろいろ中山間事業とか、同じ事業の中で幾つもございます。

どれを選択するかは私どもの行政の中でございますので、今、この事業は取り組んでおりませんが、ほかのいろんな事業を、関係事業を取り入れておりますので、それを今の取り入れている事業を今後とも推進していきたいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

次に、定住化促進に向けた具体的な取り組みの方法について、自治体の施策の課題及び取り組みの方法として、一般的に次の点が指摘されています。

1つ、多くが単独事業になっており、国の施策との連携が少ない。2つ、自治体ごとに取り組みに差がある。3、自治体間の情報交換や連携がなされておらず、非効率である。4、専門的な人材がおらず、事業が継続的でない。5、大都市において地方都市の情報を常時、入手できるような体制が不十分である。

こうした課題に対処するため、今後、さらに充実した国・県・市町村のU・J・Iターン施策は必要になってきます。

この5点の指摘を市長はどうとらえ、今後、本市ではどのように対処していくつもりであるか。これらに対する市長の見解と方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

定住促進におきまして、今、ご指摘ございました国・県のいろんな補助事業を導入する、単独です。基本的に私ども、こういう市の財政的な規模におきますと、単独でそれぞれできるそういう財政的な余裕がないということでございます。

それから関係の中、どうしても、やはり国・県等の頼りながら、この定住促進を図っていかなくやならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

先ほどの答弁にもありましたように、ことしは本市は20年度予算で過疎地域における定住促進の図るための新たな過疎地域に、住宅新築または購入した方に補助金を行うというふうにやっております。

だけど、これだけではまだ不十分であると私は考えます。少子高齢化、人口減少の社会の中で、特に女性を意識した施策展開の必要性も指摘されており、具体的には次のようなことが考えられます。

ア、女性が出産・退職して子供が大きくなったら、再び働くというライフスタイルを地方で実現できるような環境を整備し、そのアピールをする。

イ、家族で地方に移動する場合、住宅、教育、買い物、レジャー等、生活全体の情報が必要であるが、特に主婦である女性はこれらの情報を重視するので、これらの充実に努める。

3、女性の中には、ヘルパー、看護師、保健師等と医療や福祉に関する知識や資格を持ったものが多く、一方で、地方も高齢化の伸展に伴い、これらの人材が必要であるため、福祉関連の知識や資格を取得した主婦を積極的に活用する仕組みをつくる。

以上、3点の考え方を市長はどのように理解、把握され、本市の定住化促進の中で、どう今後、反映・展開されていくつもりか、具体的、率直に答えてください。

○市長（宮路高光君）

それぞれご指摘ございました。特に女性の皆様方のそれぞれの職場の進出といいますか、こういうことは、やはり私どもも十分考えていかなきゃならない。

特に、高齢化はそこにおきまして、女性の皆様方の役割というのは大きなものであるというふうに思っておりますので、そういう雇用の場をやはり広げる形の施策をすること

で、やはり定住促進が進むというふうを考えております。

○14番（田畑純二君）

そして、本市の定住化施策の一つとして、霧島市、ほかにもやっているんですけども、市民が住宅リフォームをする際の経費の一部を市が助成する方法もあります。市長は、このやり方を今後、調査・検討していく考えはないか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この件については、2番議員のほうからも通告もいただいております。そのときにお答えもしていきたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

途中ですが、田畑議員、あと4分ですので、今、まだ1項目の3番目です。ちょっとまとめた質問をひとつお願いします。

○14番（田畑純二君）

重点項目に絞っておりますので、すべて全部4番目までとはいきません。

3番目に、シティセールス推進課について一応の答弁はいただきましたですけども、先に述べました本市の食のブランド認定制度の創設と、公募の本市のマスコットキャラクターの選択、着ぐるみ製作とその活用については、市長はどう考えておられるか、具体的に市長の抱負と方針をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今、食の認定を含め、またマスコット、今、私ども、昨年から本市におきます自慢といいますが、味自慢という形のイベント等もしておりますので、こういうところにおきます、市におきます独自のマスコット、今、県下でいろいろなこういうマスコットをつくっておりますので、また、それぞれの観光課におきましても、こういうものを製作できるような形の中で、進めていきたいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

それから、本市の人材育成基本方針と目指すべき職員像については、一応の答弁はいただきました。

参考までに、熊本県人吉市が2005年10月に策定した、人材育成基本方針の目指すべき職員像の5点、述べます、具体的に。

1つ、郷土愛あふれる市民の視点で、市民とともにまちづくりをおこなう職員。1つ、全体の奉仕者としての使命と責任感を持ち、公平・丁寧な対応ができる職員。1つ、優れた経営感覚とコスト意識を持ち、前例にとらわれず常に改革を心がける職員。1つ、幅広い知識を持ち、多様な市民ニーズに応じた政策立案ができる職員。1つ、向上心があり、人の心がかめる人間性豊かな職員。

これを聞かれての率直な感想と、本市の目指すべき職員像との違い、先ほど申されましたんですけど、その違いは何で、もし、本市に足りない点があれば、人吉市の目指すべき職員像に合わせていく考えはないか。そして、人吉市のように、人材育成型、人事評価や異動希望等の自己申告、コーチング研修などを導入する考えはないか、まずお尋ねいたします。

次に、一問一答でいきます。まず、これに答えてください。

○市長（宮路高光君）

今、私ども本市におきましても、5つの目標を上げておりますので、人吉市の場合と大変重複しているというふうに思っています。今は、本市に上げているこの5つの目標をそれぞれ職員が自覚しながら、それぞれの仕事に遂行していただければいいというふうに思っております。

○議長（松尾公裕君）

あと残り2分ありませんので、最後、まとめてください。

○14番（田畑純二君）

今度は、もう最後ですけど、一問一答でい

きますんで。

まず、Bとして、市長に就任して8年目になりますが、就任当時と現在の職員の意識には、どんな変化があるか教えてください。

○市長（宮路高光君）

基本的に、当時、600幾らおりました、500、100名近く少なくともなっております。

基本的には合併したときに、精鋭化といいますか少数人数で仕事をしていく、こういう意識もしていただき、また仕事も多くなっている部分がございますので、一生懸命、職員の皆様方は働いていくというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

次に、伊集院町時代の職員出身の市長から見て、職員の能率開発面で望むことは何ですか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、それぞれ市民の目線といいますか、そういうもので物事を考えていかなきゃならない。やはり、それぞれいろいろとこういう時代でございますので、職員も柔軟性を持った形の中で、やはり仕事をしていかなければならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

じゃあ次に、職員にさらに望まれるところは何でしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この向上心といいますか、やはりそういう気持ちを持ちながら仕事をしていくということが大事であるというふうに思っています。

○14番（田畑純二君）

これで一問一答終わりますけど、この回を終わりますけど、職員には、やる気を出してもらい、市民から称賛を浴びるような仕事をしてもらいたいのですが、そのために市長は、日ごろから職員にどんな接し方をし、どんな

指導をされているか、具体的に率直に教えてください。

○市長（宮路高光君）

基本的に、やはり現場といいますか、市民と接した中においてそういう物事形成をし、それぞれ政策を考えていく、これを徹底していかなきゃならない。

私ども行政と市民とのいろんな意思疎通がない中のすばらしい政策をしても、市民のほうは受けてもらえないということでございますので、いろんなあらゆる中におきまして、政策をするときには、やはり現場の中に飛び込んで、そういう意見を集約してから企画立案していく、そういう方向を今も望んでおりますし、また、そういう形の中で職員のほうには、いつも徹底した形の指導をしています。

○14番（田畑純二君）

もうあと1分ですんで、これで最後にいたします。

先ほどもちょっと述べたんですけども、今度の5月31日、6月1日、2日、開催予定の第21回環境自治体会議ひおき会議のメインテーマは、「未来へつなごう自然との共生」、サブテーマは「白砂青松とウミガメの里吹上浜からの発信」と仮決定しています。

しかし、先ほども述べましたように、肝心の吹上浜の特に吉利地域は、浜欠けがひどいところが多く、砂浜も狭くなってきて、ウミガメの産卵のための上陸も少なくなってきており、昔の文字どおりのすばらしい景観の白砂青松の面影は失われつつあります。

市長は、このような浜欠けの実態をどの程度、把握・認識され、メインテーマの「未来へつなごう自然との共生」に、本市ではどう対処されていくつもりか、市長の考え方、見解を基本方針を詳しくお聞かせください。

これで終わります。

○市長（宮路高光君）

特に吹上浜におきます海岸の浸食、これは

吉利だけではございません。特に、江口蓬来館から吹上の漁港のところまで、あらゆるところにそういう状況が起こっております。

原因といたしまして、いろんな方々にも、こういう起こった原因もお願いしているわけでございますけど、何がという定かなことは、まだはっきりしたことは私どもも承知してないわけでございます。

いろいろとそういう部分につきまして、特にこの砂浜の砂の移動の中、特に漁協を含めまして船が出ないとか、そういうものも、生活に困っている部分もたくさんございますので、そういうものもやはり最優先しながら、今後、吹上浜の海岸の管理ということに関係機関と十分打ち合わせをさせて、進めさせていただければと思っております。

○議長（松尾公裕君）

次に、7番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔7番坂口洋之君登壇〕

○7番（坂口洋之君）

おはようございます。台風5号も接近し、心配されるとでございます。一般質問、最終日、午前中最後の質問となります。私たち議会議員も、議会活動が残り任期1年を切り、最後の6月議会になりました。この任期3年間を振り返り、市政の課題がどれだけ解決できたのか、残り1年、何をすべきかと自問自答しながら、今議会に挑んでおります。

市民が、安心して希望が持てる市政を市民、行政、議会と知恵を出しながら、ともにつくればと思っております。

私は、社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場から、3点について質問をいたします。

1点目でございます。ひとり親世帯の支援策について質問いたします。

昨今、離婚や未婚、非婚、その他の理由により、ひとり親世帯が増加しております。母

子世帯数が推定122万世帯と言われ、父子世帯は17万世帯であり、急速に増加と、また高齢化しています。

日置市内も、近年、さまざまな理由により、離婚の増加と並行して、母子世帯、父子世帯が増加する現状があります。特に母子世帯の多くが、子育てしながら、1人で子供の面倒を見るケースも多く、不安定雇用も多いと考えられ、経済的にも厳しい状況であると考えます。そういう視点で、日置市のひとり親世帯の支援策について質問いたします。

（1）ひとり親世帯数と児童扶養手当の支給の実績、5年間の推移の状況はどうか。

（2）ひとり親世帯からの市への主な相談内容はどうか。（3）母子世帯の就労支援の具体的な取り組み、実績について質問いたします。

2問目の質問をいたします。市民が夢と希望が持てる施策について質問いたします。

（1）厳しい経済・雇用情勢の中で、市民の多くが夢や希望が持てないとの声がございます。現状について市長の見解を伺います。

②、24年度予算の事業の内容で、特に市民の皆さんが、夢と希望が持てるような施策は、どのようなものがあると市長は考えているのかお聞きいたします。

3点目の質問であります。小中学校の児童生徒の通学路の安全対策について質問いたします。

2011年、栃木県鹿沼市でクレーン車が暴走し、集団登校の子供たちの列に突っ込み、6名の児童が亡くなるという悲惨な事故から1年、4月に、京都市東山区祇園で、暴走車両により19人が死傷しました。

亀岡市でも、集団登校の列に若者の車が暴走し、妊婦を含む子供を含め9名の死傷者が発生いたしました。文部科学省は、5月31日付で、全国の小中学校すべての通学路の安全対策に通達をしました。

本市内で、これまでも各議員から通学路の安全性について質問があったわけであります。今回も、3名の議員が質問いたします。小中学校の児童生徒の安全対策について、以下の観点で質問いたします。

(1) 児童生徒の通学手段とその割合はどうか。(2) 通学路の安全対策(交通安全・防犯)の取り組みと課題は何か。(3) スクールゾーン委員会の内容と役割は何か。以上、3点について質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長(宮路高光君)

1番目のひとり親世帯の支援策について、その1でございます。ひとり親世帯については、ひとり親家庭等医療費助成事業の受給資格者数でお答えします。

ひとり親家庭等医療費の受給資格者数は、平成19年が476人、平成20年度が514人、平成21年度が525人、平成22年度が554人、平成23年度が558人と、毎年増加しております。

また、児童扶養手当の実績におきましても、19年度が約1億8,000万円程度、20年度が1億8,500万円、平成21年度が1億9,800万円、平成22年度が2億700万円、23年度が2億1,700万円と、このようにこの児童扶養手当も増加しております。

平成22年度末の国の統計におきましても、児童扶養手当受給者数は年々ふえており、平成22年度には父子家庭も対象になったこともあり、全国で100万人を超えております。日置市におきましても、過去5年間の推移について受給者はふえてきた状況でございます。

2番目でございます。福祉課においてひとり親世帯の主な相談は、母子家庭の子供の進学に伴う資金の相談や母子家庭の母の自立に向けた資格取得についての相談であります。

資金については、母子家庭の母等が、就労や子供の就学などで資金が必要になったとき

に、鹿児島県から貸し付けを受けられる母子寡婦福祉資金の案内を行い、進学のための就学支援資金、在学中の修学資金など資金の種類や、また申請に必要な書類の説明を行っているところでございます。

また、母子家庭の母が就職する際に有利になり、かつ生活の安定に資する資格の取得のための母子家庭自立支援高等技能訓練促進費事業に関する相談も受けております。

なお、離婚を考慮しておられる方々が、ひとり親となった場合に受けられる支援についての相談、生活が苦しいことから生活保護への相談等があります。

3番目でございます。母子世帯に対する就労支援といたしまして、母子家庭自立支援給付金事業を実施しております。

この事業は、母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援する、自立支援教育訓練給付金事業と、母子家庭の母が、看護師や介護福祉士等の資格取得のための2年以上の養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために、高等技能訓練促進費が支給されるとともに、入学金の負担軽減のため、入学支援修了一時金が支給される高等技能訓練促進等事業となっております。

新たにひとり親となられた方には、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況が置かれている場合が多いため、この事業を含めて、ひとり親支援の説明を行っております。

自立支援教育訓練給付事業の実績といたしまして、平成23年度において2名の方が、ホームヘルパー2級講座を受講されております。以前の実績でも、ホームヘルパーの講座受講による受給となっております。

また、高等技能訓練促進費等事業の実績については、平成24年度から2名の方が、新たに看護師資格取得の修業を開始され、現在5名の方が資格取得に向けての修業中でござ

います。

なお、修業後は、取得された資格を生かして、職業につかれています。

2番目でございます。市民が夢と希望を持てる施策について、その1でございます。日置市だけの問題でなく、多くの自治体の課題と考えます。特に、過疎高齢化が進み、人口は減少、地場産業が衰退している町村にとっては、喫緊の課題と考えております。

本市におきましても、昨年4月に策定いたしました、第1次日置市総合計画後期基本計画に基づき、市民が健康で働き、安心して生活できる環境づくりのための各分野での事業を推進しております。

しかしながら、ご指摘のとおり、本市の企業も円高からデフレ経済のあおりを受け、厳しい経済・雇用情勢の中、市民、特に若い世代の方々が、夢や希望を持ってないと感じておられると考えます。

今後も、各地区の振興計画を遂行する中で、行政と市民が共同して、明るく住みやすい環境づくりを目指すとともに、今後、さらに商工会、観光協会など関係機関と連携を図り、地域経済の振興を図ってまいりたいと考えております。

その2でございます。厳しい経済・雇用情勢の中、平成24年度の予算編成を行っているわけですが、まず、景気浮揚の1つのきっかけとして、普通建設事業をこの6月補正予算時点で、昨年と比較いたしますと約11億円増をしまして、47億6,000万円程度で編成しているところでございます。間接的対策ではありますが、景気浮揚の一因となることを期待しているところでございます。

その一つといたしまして、伊集院駅周辺整備事業、伊集院小学校校舎改築事業等を計画し、学習環境の向上、駅の利便性の向上等を図るため、子供たちを初めとする市民が、将来に向けて期待と希望を持っていただく施策

だと考えております。

過疎化する地域の学校周辺において新規に公営住宅を建設し、人口減少の抑制を図り、定住促進を図るため、市外から転入し、東市来、日吉、吹上地域に、住宅の新築、または購入された場合に、一定の要件を満たす方へ補助金を交付しております。

また、民俗芸能伝承活動支援事業を計画し、貴重な民俗芸能等のより確実な保存、伝承活動等の手助けを行うことにより、地域の活性化を図るとともに、地域住民が夢と希望を持っていただく施策だと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

小中学校の児童生徒の通学路の安全対策についてお答えをいたします。

まず、通学手段でございますが、徒歩通学生が小学校が2,553人、約98.0%であります。中学校が827人の57.5%です。自転車通学生は中学校のみで589人、40.9%となっております。スクールバス通学生は、永吉小、伊作小、吹上中で26人います。タクシー、公共のバスによる通学生が、湯田小、上市来小、伊作小で29人おります。あと25人が、特認校生、校区外等で自家用車等での通学となっております。

安全対策については、これまでの答弁と繰り返しになりますけれども、各学校は、年度当初、PTA等と協力して通学路を点検し、危険箇所マップを作成して、児童生徒の安全指導を行っております。そのマップは、教育委員会にも提出をさせ、確認もしているところでございます。平成22年度には細やかに点検をし、その改善状況を確認いたしております。

ことしの痛ましい事故を受けまして、4月25日は、各学校に通学路の再点検、安全指導の徹底を指導したところでございます。

今回、国の意向を踏まえて、県から5月31日付で8月末までに緊急合同点検の結果提出の指示がありました。

そこで、6月中をめどに、各学校に再点検、その結果、対策等を報告させ、その内容をもとに、市建設課、警察と緊急合同点検を7月中に行う計画です。そこで、対策必要箇所の抽出を行います。

課題といたしましては、危険箇所の改善をどのように進めるかということ、交通指導の徹底をさせることにより、子供たちの危険予知、回避能力の育成を図ることだと考えております。

スクールゾーン委員会の内容ですが、児童生徒の登下校時における安全確保のために、通学路等の道路、危険箇所の点検や対策の検討を行います。メンバーは、学校の実態によって異なりますが、学校、PTA、地域の方、それに行政や警察などの関係機関が入ります。

本市では、スクールゾーン委員会という名称ではなく、地域の青少年育成会議等の場で行っている学校もあります。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○7番（坂口洋之君）

3点について、市長、教育長からご回答をいただいたところでございます。

ひとり親世帯のことについて、再度、質問をいたします。

全国の夫婦世帯の平均の所得が500万円と言われております。母子世帯が正社員であった場合の平均が230万円、非正規であれば、平均で160万円と言われております。

本県は経済・雇用環境が厳しく、全国平均を下回っているのではないかなと思っております。

先般、私の同世代の子供3人を持つ保育園の嘱託職員の方が、4月から正員職になったということでした。これまでよりも月の収入が4万円ふえて、ボーナスも出ると。何より、正規職員になったということで、職場の責任感が非常に増して、やりがいを感じたということでございます。

当然、収入がふえたわけでありますので、母子世帯の児童扶養手当も減額されたということですので、市の財政的には、正社員になったことによって、財政的にも、日置市にも恩恵があったのではないかなと思っております。自治体として就労意欲のある母子世帯については、積極的な支援とスキルアップ等の啓発を力を入れていくべきではないかという、そういった観点で質問いたします。

19歳以下の子供のいる母子世帯の57%が貧困と言われております。将来的にも、女子単身世帯、寡婦世帯の3人に1人が貧困と言われる、そういった数字が、2月に国立人口問題研究所から示されて、新聞やマスコミ等でも報道されたわけでございます。この数字について、市長は認識されていたのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この19歳以下の子供のいる母子世帯、そういう大変低賃金の中で生活をしているということで、このことについては、今の風情っていいですか、やはり正社員、パート、そういう部分でございますけど、どうしても子供を抱えている場合については、正社員になれない部分もあるようでございます。そういうことで、大変生活が苦しいというその実態は把握しております。

○7番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で、ひとり親世帯が平成

19年が476人、平成23年が558人ということで、この5年間で2割以上増加しているのじゃないかと思っております。母子世帯が増加する一方で、日置市の場合は、父子世帯も22年と23年度と比較いたしますと、ほぼ横ばいであるということもお聞きしております。

本市の児童扶養手当の支給状況も2億2,000万円ということで、年々増加しております。まず、ひとり親世帯が増加している理由について、また、ひとり親世帯が抱えている課題について、市長自身はどのように認識しているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

このひとり親になる原因といたしますか、これも一番、それぞれあると思っております。特に女性の場合については、未婚の方々も多くなってきたのも事実でございます。また、男性におきましても、それぞれこの離婚といえますか、それ増加した、そういうことで、このひとり親になったというふうに思っております。

それぞれのいろいろな人の中でございますので、そういう形におきまして、ひとり親というのは年々ふえている、こういう例が実態じゃないかなというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

日置市の場合、ひとり親世帯の特徴といたしましては、近くに両親が住んで、子供さんを祖父母の方が学校の送り迎えをしているとか、保育園の送り迎えをしたりとか、また、育児とか教育についても、祖父母の方が協力して支えているという状況も、日置市の特徴じゃないかなと感じているところなんですけれども、日置市の次世代育成計画の中に、現状と課題というところがございます。

そういった中で、日置市の場合は、社会全体でひとり親家庭を支える仕組みづくりを進める必要があるという、そういった項目があ

ると思っておりますけれども、市としてどのように認識し、また、地域全体を見たときに、ひとり親世帯を支えている、そういった環境があると理解していいのか、そこら辺についてお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

次世代計画の中におきましても、ひとり親については地域で見ましようという部分が掲げてございます。今、ご指摘ございましたとおり、私どもこの地域、大変、言わば、じいちゃん、ばあちゃんたちが、それぞれ支えてもらっているのも多いというふうに把握しております。

そういう中におきまして、いろんな形の中で、支援のあり方といたしますか、行政的な支援もございますけど、それぞれのおじいさん、おばあさんたちも支援していただきながら、それぞれの方々が少しでも自立の方向へ進んでいく、そういう実態であろうかというふうに認識しております。

○7番（坂口洋之君）

認識については市長から答弁がいただけました。

児童扶養手当について、再度、質問をいたします。

先ほどの答弁の中で、平成19年、平成20年度が1億8,000万円、そして23年度が、24年度の当初予算によりますと2億2,000万円ということで、約4,000万円増加しております。

そういった中で、児童扶養手当については、18歳までの所得制限の中で、1人、子供がいた場合、最高で4万1,430円、2人の場合は4万6,430円です。そして、1人増すごとに3,000円ずつ支給されるわけでございます。

日置市の子育て支援計画の78ページの中で、ひとり親世帯の支援の中での平成26年度までの方向性と目標値が設定され、その中

で児童扶養手当の制度の周知、適正な運営が示されております。

そこで質問をいたします。

まず、児童扶養手当の周知の状況はどうか。また、児童扶養手当が2億2,000万円、目標値の中で支給についての適正運用が求められるというそういった項目がございます。

公平・公正な支給への課題について、いろんな問題点も指摘されておりますけれども、本市としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に、この児童扶養手当につきましても、地方の負担ということで、私ども市におきましても負担をしていかなきゃならない。そういう中におきまして、適正な支給という部分がございます。

その中におきまして、やはりさきも申し上げましたとおり、その方々が自立して、資格をとりながら、早くこの扶養手当、これ、所得制限がございますので、そういうものをクリアしながら、少しでもこの児童手当をもらわないで自立できる、そういう方策というのが、やはり私ども行政として、一番進めるべきなことであろうかというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

まさに、先ほど市長が発言されました。今後とも、ひとり親世帯は増加するのではないかなと思っております。

父子世帯については、そう増加されていないようですけれども、母子世帯はかなりふえてきております。当然ながら、今の社会的な環境を見ますと、厳しい財政を見ますと、当然、児童扶養手当の将来的な見直しも検討されるかもしれません。

そういった中で、母子世帯の方々も、やはりスキルアップとか就労支援をし、そして収

入をふやすことが、自治体においての児童扶養手当の支給が少しでも抑制されるという、そういった面もあります。

また、ひとり親世帯の方々がスキルアップすることによって、収入がふえることによって、将来的な安定した雇用と安定した収入が確保できるのではないかなと思っております。

そういった中で、もう今回、議長に許可を得まして、厚生労働省が実施いたしました、平成15年、平成18年のひとり親世帯の主な相談内容、相談相手の状況について、アンケート結果を市長にお渡しをしております。

その中で、まず、ひとり親世帯の半分近い方が、家計に不安があるということがございます。そして、2割近い方が仕事に不安だということです。当然、ひとり親世帯の方でも、非正規の方も数多くいらっしゃいます。病気とか、自分自身が病気したときもですけれども、家族が病気したときに、なかなか仕事をしながら子供が面倒見れないという、そういった問題もあります。

また、母子世帯の1割の方が、健康に不安と。そして、父子世帯の4割の方が、相談相手がないということです。

そして、先ほど1回目の質問の中で、日置市にどういった相談があるのかということについては、回答があったわけでございますけれども、実は、ひとり親世帯の公的機関への相談は、厚生労働省の数字を見ますと、わずか1%でございます。悩みがあっても、なかなか行政への相談につながらないという、そういった結果が出されております。

まず、日置市の現状を比較して、今回の厚生労働省のこれは平成15年、18年、そう新しくないアンケートなんですけれども、日置市と比較してどうであるか考えるのか、市長自身の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には、これは私ども市におきましても、同じ傾向であるというふうに思っております。仕事に対する不安とか、特に子供たちの教育、進学、こういうものにも、ひとり親の方々は大変心配しているというのも事実でございます。

さっき申し上げましたとおり、相談相手、今、ご指摘がございましたように、行政には若干少ないわけでございますけど、やはり親のといいますか、そういう方々に一番最初に相談に行くのは、そういうご両親のほうに相談に行きながら、しているというのが実態じゃないかなと思っております。

○7番（坂口洋之君）

なかなかプライベートの問題というのは、いろんな制度とか、いろんな手当の支給とかになると、行政のほうに相談はあるんですけども、なかなかプライベートの相談というのは、行政に行きづらい環境があります。

そういった中で、今後も、このひとり親世帯については増加する傾向もありますし、当然、児童扶養手当も増加する傾向もありますし、それとセットしながら、就学費援助やひとり親世帯の医療費補助等を考えれば、市にとっても一定額の負担でございます。

今後も、増加する傾向の中で、他都市と比較する上でも、このひとり親世帯の実態調査については、日置市としても、実態調査をするべきではないかなと思っております。

他の自治体によっては、母子世帯の自立支援計画ということもつくられているような自治体もあります。それ特に生活保護の多い自治体では、こういった計画もされております。

日置市では、現在のところ、母子世帯の自立支援計画については、多くの方が就労しているということで、その必要性について、そこまで必要ないということをお聞きしておりますけれども、やはりこのひとり親世帯の実

態については、市としても、しっかりとした形で、実態調査をするべきではないかと私は考えておりますけれども、市長の考え方を伺いたします。

○市長（宮路高光君）

こういう大変ちょっとプライバシーを込めた、どこまでこの実態調査してすればいいのか、その内容的な文言もだと思っております。

こういうものに、数的なものの実態調査というのはわかるんですけど、いろいろと踏み込んだ形の中で、そういう調査が必要なのか、ここあたりが大変ちょっとデリケートなところもございますので、こういう実態調査をするに至っては、十分精査しながら進めていきたいと思っております。

○7番（坂口洋之君）

当然、こういった小さな町ですし、実際、就労している方もかなりいらっしゃる中で、こういった調査をすることによってどうかなという意見があるのも当然だと思います。

ただ、やはり全国的にやっぱり増加している傾向の中で、母子世帯の自立支援計画をつくる中でも、抽出調査をするような、そういった自治体もありますので、具体的なアンケートがないにしても、やっぱりいろんなそういった声を聞くような、そういった形を市としてとっていくべきではないかということだけは、私はしっかり伝えたいと思っております。

先ほどの中で、就労支援のことが出されました。高等技能訓練促進費については、今年度で2人の方が応募されて、現在、5名の方が高等技能訓練をされているという、そういった答弁でございました。

そういった中で、就労支援の状況について、これまで平成19年から21年までは、7名の方が受給されていると思っておりますけれども、その後、就労支援に具体的にどういった形につながったのか、その実態について市とし

てつかんでいれば、お答え願いたいと思います。

○福祉課長（野崎博志君）

平成19年から22年までの10名の方なのですが、7名の方が現在、就業を得られたということで、その方々につきましては、皆さん、看護師の資格をとられた方でございます。それぞれ病院のほうに7名とも、今現在、勤務している状況でございます。

○7番（坂口洋之君）

高等技能訓練については、看護師、保育士、介護士などの2年以上の学校ということで、今年度から10万円に減額されておりますけれども、昨年度までは14万1,000円の月額を支給がされたということでございます。

母子世帯の多くの方が、やはり子供を育てながら仕事をすること、正社員を希望しても、なかなか残業とか遅出とか早出とか、そういったときに対応できないということで、正社員を希望しながらも、なかなか正社員として雇ってもらえていないという、そういった現状があります。

当然ながら、今、看護師、保育士、介護士等は、資格を取れば、一定額の賃金ももらえますし、また、将来的にも働き続けられるような安定した雇用でありますので、このことについては、やはり多くの方に、まず、こういった制度があるということをぜひ市としても、多くの母子世帯の方が、まず周知することが大事だと思っておりますけれども、このような制度の周知について、市としてどのようにされているのか、まず、その点をお尋ねいたします。

○福祉課長（野崎博志君）

就労の関係の周知についてでございますが、離婚等によりまして、ひとり親世帯になられたときに、そういった高等技能訓練等の説明も詳しく説明しているところでございます。

またさらに年に1回、現況届がございませ

るので、その際にも、十分周知していているというような状況でございます。

○7番（坂口洋之君）

確認なんですけれども、母子世帯の方には少なくとも、この制度については、年に1回、全員に周知されているということで理解しているのか、その点についてお尋ねいたします。

○福祉課長（野崎博志君）

現況届の際に収入所得を見るわけですが、所得の多い方も正職という判断もできますので、所得の少ないような方には、こういった制度もありますよというようなことで、ご説明をさせていただいているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

ひとり親世帯のより周知しやすい環境づくりについて、私は1つだけ提案したいと思っております。

議長に許可をいただきまして、実は福岡県田川市のひとり親家庭の生活便利帳という、こういったひとり親世帯の方に、毎年配付をしております。いろんな制度、手当、また相談の窓口等をすべて書き写しましたこの生活便利帳、私も、ほかの自治体に調べても、そういったのがほとんどありませんでした。

いろんな制度がありながらも細かく配付されるものですから、全体にどんな制度があるのかというのが、わからない母子世帯の方々も数多くいらっしゃいます。

市長にも、読んでいただいていると思えます。非常にわかりやすい便利帳ですので、この便利帳も、田川市もお金がありませんので、立派な冊子をつくっているわけじゃありません。プリントをしながら、ホチキスでとめる程度の簡単な便利帳ですので、本市でも、こういった便利帳を毎年配付するようなそういった取り組みはできないものか、その点について市長にお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

本市におきましても、今までも福祉全般的な形のそういう部分は作成して、配付したという部分もございました。今、これを見さしてもらいますと、大変より細かく書いているのも事実でございます。

こういう簡単なというか、何か立派な冊子でなくても、その該当する方が特定しておりますので、そういう方々が、やはり十分こういうことで、また勉強していけばいいのかなと思っていますので、今、課長が話ございましたとおり、現況届はそういうふうな中で、そういう収入を見ながら、またいろんなことについて、もうこういうものをつくってお渡しすれば、また、よりよい1つの勉強の材料になるというふうには認識しております。

○7番（坂口洋之君）

私、この何度も言っていますけども、市役所というのは市民にとって役に立つところということでございますので、今後ともこのことについては検討していただきたいと思っております。

次の質問をいたします。

市民が夢と希望を持てる施策についてということで、今回いたしました。今回、私、この質問に当たって、経緯についてお話をしたいと思います。

行政も議会も、市民から夢や希望を持てるような議論が少ないのではないかという、そういったご指摘を市民の方からいただきました。

私たちも、日置市のいろんな課題を解決しなければ、結果として財政も悪化し、市民の負担もふえるのではないかという、そういった観点から、どうしても現実的な課題を解決するような質問が多かったのも事実です。

私自身も、この議会まで、毎議会、毎質問してきましたけれども、私自身が市民に夢を持てるような、希望を持てるような、そういった質問がどれだけあったのかということも、

つくづく感じているところでございます。

そこで質問いたします。子供たちに、将来になりたい職業についてアンケートをとったそうです。その中で、正社員になりたいという希望が結構あったそうでございます。

私が子供のころは、いろんな職業について、夢を語る機会があったんですけども、今の子供は現実的なのか、なかなか夢を持てるような、職業についても余り出ないということでございます。

近年、雇用、経済、年金、介護、将来を不安にするような報道ばかりです。現状について市長はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、マスコミを含めて、この報道で、本当に国全体が、本当に夢があるのか、将来に不安がないのか、そういう部分じゃなく、何かそういう部分であおっているような部分も、多々あるというふうに思っております。

そういう中で、私ども日置市におきましても、先般、パナソニックを含めて、この雇用の形態というのも、大変難しくなってきましたし、それぞれ子供たちにしても、その親の姿を見たときにどうあるのか。やはり今のこの現実の中を子供たちも十分直視しているのかなというふうに思っております。

今、ございましたとおり、夢が持ててする、そういう施策が一番大事なことでございますけど、大変今は財政を含め、いろんなこの世の中の仕組み、こういうものが、やはり大変不安がしているのが事実であるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

本当、テレビを見ていますと、なかなかやはり新聞・テレビを見ていますと、本当暗い話題が多過ぎて、私たちもどう夢を持てるような施策ができるのかなということも、私自

身も非常に苦労しているところでございますけれども、まず市長は、2期目の立候補をするときに、ちょうど南日本新聞のインタビューを受けられているんですね、私が調べてみましたら。

そのとき、市長は、「2期目の土台に地域の夢を積み重ねていきたい」というそういったことを述べられております。就任7年目を迎えて、このことについて現在、どの程度だと考えられているのか、お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

その夢といいますか、地域の課題に対処していきたいと。それぞれ私ども、この日置市も合併いたしまして4地域ございましたし、また、その地域でもいろんな課題が違っております。

そういう中におきまして、今、地域振興計画を含めて、今やれるものは何なのか、そういう問題に直面して、今、政策を進めさせてもらっておりますけれども、まだ、地域の皆様方に、本当にそれぞれ満足行けるという政策じゃないというふうに、自分自身も思っております。

また、日々、このことについては努力していかなきゃならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

この夢ということは大き過ぎて、なかなかちょっと答えづらい質問だと思いますけれども、現在、日置市において、夢や希望が持てるような、そういった構想とか考え方とか、そういった情報とか市に寄せられていないのか、民間の開発を含めて、そういったことが、もしあればお答え願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この夢というとらえ方が、子供たちを含め、私は特にこれはスポーツを含めた中で、これは大変大きな夢を与えられる。それで気持ち的に、また大人も応援できる、

ここあたりと、一つは、経済的な部分の中のやはり雇用の確保だと思っております。

その夢のとらえ方というのが、人それぞれ違うし、大人、子供も違うというふうに思っておりますので、そこあたりの確に、そういうことをできるような形でやらなきゃならないのかなというふうに思います。

○7番（坂口洋之君）

私も、本市の事業で、夢が持てるような事業として私が考えているのは、10月にあります永吉の山神の火祭りです。普段はいろんなことに追われているんですけども、この日だけは、幻想的な光の中で嫌なことも忘れて、非常に楽しめるんじゃないかなと思っております。

当然、日置市は、26の地区公民館で地域独自の夢を持てるような、そういったいろんなイベントがあると思っておりますけれども、そういったイベント、地域の方々が夢を持てるようなイベントを取り組んでおりますけれども、このことについてどのように評価しているのか、お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

大変、この地域の方々にはご迷惑をかけながら、それぞれ準備からいろんな中で、今言いました山神の共演を含め、永吉地区館が中心になってやっております。

ほかの地域におきましても、北山の火振りとか、今まで伝統的なのは大変準備等をしながら、それをみんなが私ども市内、また市外からも来ていただける、そういう夢を与えているのは事実でございます。

今後におきましても、そういう伝統的な行事も大事にしながら進めていく。先ほどおっしゃいましたとおり、一時的でも、その瞬間でも、あっ、何かそういう幻想的な部分に入ったなという浸りながら、また次の明るく日の英気になっていただければいいのかなと思います。

○7番（坂口洋之君）

私たちが、夢を持てるような発想が、ちょっとやっぱり少ないのかなというふうにも感じているところがございます。

次の通学路のことについて質問をいたします。昨日の議会の中でも2名の方が質問いたしました。大方の流れについて、私も承諾しているところがございます。

まず、やはり交通安全については、危険箇所を確認・改善するだけでは厳しいと思っております。

一つは、やはりドライバーの意識ですよね。私も、朝日ヶ丘団地に住んでいるんですけども、ちょうど第六横通りのところが、そう広くない道路なんですけれども、地元の方は、30kmを守ってほとんど走行されるんですけども、地元以外の方がスピードを出すんですよね。

だから結局、ドライバーのやっぱりまず意識をかえなければ、まず、この交通安全については、なかなか解決できないかなと思っております。

同時に、児童生徒の安全に対する意識、そういうことも高めていかないといけませんけれども、日置市として小中学校の子供たちへの安全指導、安全教室の状況についてお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

現在、日置市内の各学校では、すべての学校で、まず交通安全教室というのを実施をいたしております。小学校も中学校も同じでございます。

内容的には、飛び出しとか、子供、小学校では実際の車を使って、模型の人形を使って危ない状況を示したり、あるいは腹話術を使った指導をしてもらったり、そういうのをほとんどすべてやっております、まず。

そして、中学校につきましては、また自転車通学生の子供に対しては、また別途にやっ

ているところがほとんどでございます。

その中で、できたら子供たちに危険を予知するような能力とか、そんなのも学べたらなと思っているところがございます。

また、運転者の意識については、いろんなものもあると思いますけれども、標識等がやっぱり掲示しているのは大変大事だろうと思いますが、地域やら学校がいろんな工夫をして、子供にも運転者にも意識を高めておりますが、特に皆さんもご存じですけども、花田小学校校区が、自作の「スピードを出すな」とか、カラフルな道路に看板が立っておるんですが、非常に人々の目につくんじゃないかなと。そういう運転者に対するもの、学校での取り組みもあわせて、今後も進めていきたいと思っております。

○7番（坂口洋之君）

きょうの南日本新聞に、高齢者の自動車運転のことについても細かく書いてありました。

今回は、教育委員会の質問ですので、このことには触れませんが、やはりドライバーの意識を変えていかなければ、この問題はなかなか解決できないなと思っております。

先ほどの答弁の中で、22年度は特にこの通学路については、しっかりとした調査をされたということでございます。当然ながら23年度には、その課題について改善するようなそういった取り組み、また、改修等もされたと思っておりますけれども、23年、どのような改修がされたのか。

当然、されなかったところもありますけれども、されなかった理由をどのように理解していいのか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

まず、22年度に調査をした結果の中で、簡単なものを申し上げますと、大きく道路改良、道路改良に合わせて歩道の設置ということですが、これはもうすべてはできません。一部一部、部分的なことがなされているよう

であります、そういうのを含めると4カ所ほどなされております。

なおまた、これは道路改良、歩道改良を含めて4カ所ずつつながっているようです。それから、ロードミラーの設置等が2カ所、一たん停止のところは1カ所、ガードレールの改良が3カ所、これだけは私どものほうでも、今、把握をしております。

なお、なぜ、なぜじゃないですが、この改善がなされなかった理由は何かということですが、一つは、大きな道路や道路拡幅といいますと、なかなか国や県の予算も厳しいようでございますので、そういう財政上で、なかなかガードレールの設置等も厳しいようではありますが、今回、設置されたところも、学校前後100mに設置されたりとか、そういう部分的なものであります。

2つ目に、やはり横断歩道を設置してくださいとか、あるいはスピードを緩めるようにしてくださいとか、こういう要望は、警察に言えば怒られますけれども、なかなか周辺の住民の方との生活の道路ともなっている関係で、簡単には、なかなかこれまではできなかったという実情があります。

そのほか、これは私どもの不手際の問題もあると思うんですけども、市ですべきこととか、あるいは先ほど言いましたような地元の主体的なそういう取り組み、道路標識、運転者に意識を促すようなそういうもの、そういうものを総合的にやっぱり一体的に今度すべきことは、耐えがたい面もあったのかなど反省をいたしております。

○7番（坂口洋之君）

ちょっと私、聞き漏らしたのかもしれませんが、できないところはできなかった理由について、もう1回ちょっとご説明願いたいと思います。当然、財政的な面がまず1番でしょうけれども、そこらについてお答え願いたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

今、申し上げたつもりでございましたけども、なかなか道路の拡幅・改良というのは、もう簡単にできない問題でもあるという、そういう財政上の問題が一番まずは大きいと。

それから、道路規制等については、やっぱり警察、住民の方等の生活の関係で、なかなか新しく、扇尾小学校あたりも30kmにしてほしいという要望も、かなりこれまでも出してございますけど、なかなかこれは厳しい、今までは厳しいようございました。そういう問題があると思っております。

○7番（坂口洋之君）

一番の問題はやっぱり財政難ですよ。それは私も理解しているんですけども、できないところで、当然、危険性の高いところがあると思いますけれども、そこら辺は、ドライバーからも見ても、危険性について啓発をするような看板とか、そういった一時的な防止について十分であると考えているのか。せめて啓発看板、それは十分であるのか、市としてどのようにそこら辺について評価しているのか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

各校区を回りますと、PTAとかいろいろなところで、危険箇所の問題、あるいは立て札があちこちこう立っております。そういう自前でできるところは、やっている地域もかなりあると思っております。

○7番（坂口洋之君）

次の質問をいたします。

先ほどの答弁の中でも、危険マップを配付するということで、私はちょっと伊集院小学校の危険箇所マップについて、ちょっと見させていただきました。

実は私も、こういった仕事をしているんですけども、初めて実は見ました。ぜひこういった多くの方にやっぱり知っていただきたいと思っておりますけれども、この危険箇所のマップ

については、保護者の方やPTAの方には配付していると思いますけれども。

場所によっては、子供だけではなく、高齢者や幼稚園、保育園の方々も、やはり危険性について十分認識したいと思いますので、この危険マップの配付については、教育委員会だけじゃ対応できませんけれども、やはりせめて自分の住んでいる小学校区だけでも、市長部局と連携をしながら、全員に配付する必要はありませんけれども、回覧板とか、せめて自治会長あたりには、ぜひ配付をしていただきたいと考えておりますけれども、そこら辺の考え方について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

すべて調査したわけではございませんけれども、伊集院小地域内の参考にちょっと調べてみました。当たり前ですけれども、保護者には、もちろん全部配付をしてございます。

それから、ある学校については、これは大きな学校ではございませんけれども、自治会長さんには全部配っているようであります。

そのほか、この通学路に関係のある、例えばスクールガードリーダーとか、あるいはスクールゾーンの委員会とか、そういう委員の方には全部配付をしております。

できるならば、多分、もうちょっと地域のほうにも配ったらどうかというようなご意見だろうと思いますけれども、できることなら、本当に地域の方にも知ってもらうことは、大事なこととは思っています。そういう意味で、今後いろいろ学校等にも話はしてみたいと思っております。

○議長（松尾公裕君）

あと残り2分ありませんので、よろしくお願いたします。

○7番（坂口洋之君）

全部は厳しいかもしれませんが、これを拡大して、自治公民館に大きな形のもの

を作って張りつけるとか、こういったことによって、十分地域の方は、こういったところが危険だということも認識しますし、私も、子供がまだ2歳ですけれども、本当、このマップを見ると、どういったところが危険だということが、非常に参考になったところでございます。

小中学校において、通学路付近に、時間帯の通行止めがございます。私は、伊集院小校区に住んでいるんですけども、伊集院小校区も、通学の時間帯、通行止めがあるんですけども、そこを朝、やはり違法な車が通行止めにもかかわらず、結構な数、車が通行しております。

本市だけでなく、全国的なやっぱり問題だと思っておりますけれども、そこについての現状認識を教育長自身はされているのか。また、東市来も、こういったところもあると思っておりますけれども、その現状についてお聞きいたします。

○教育長（田代宗夫君）

学校の周辺で、一方通行等の規制をしているところが、伊集院小学校のきむらや書店のあの通りと、それから東市来は、浅谷小児科のある国道から入る小さな筋ですけれども、あの通り、2カ所ございます、7時半からの通行止め。

いろいろ聞いてみましたところが、そんなに私どもが聞いた中では、多くはないと。でも、あったときには警察のほうに連絡をしていると、そういうことでございました。

○7番（坂口洋之君）

時間もありませんけれども、多くはないかもしれないけれども、いるのは十分理解してください。

当然、教育長もぜひ、時間に余裕があったら、朝7時から8時半まで立って、私も行きますけれども、何台通るかというのも認識してください。

前の校長のとき言われて、もう非常に困っているというそういった相談が来て、時々、警察がいたりとかするんですけども、やはり通っている車もあります。そのことも考えてほしいと思います。

最後に質問いたします。

自転車通学の方が、先ほども答弁の中で589人ということで、3km以上から登校される中学生が589人と理解しているんですけども、自転車通学も、先ほど年に3回ぐらい指導されているということなんですけれども、私も、この質問をするに当たって、朝夕方、学校の行き帰り、子供たちが歩いている姿とか、自転車が通行している姿を見ているんですけども、特に自転車の場合は、ヘルメットをかぶらない中学生もいらっしますし、また、話をしながら並列で、1列で行けばまだいいんですけども、並列で運転して、話をしながら行くような中学生も、結構見るんですよ。

私は、もう中学校のときは自転車通学していましたので、当然、よく乗っていた立場では理解するんですけども、やっぱり運転者としても非常に危険なんですけれども。

○議長（松尾公裕君）

最後をまとめてください。

○7番（坂口洋之君）

はい。今後、このことについて、やはりもっとしっかりと情報把握をして、実態調査まではいきませんが、やはり指導をもっと徹底するべきだと思いますけれども、そのことについて最後に質問をいたします。

あともう1点、済みません。通学路。

○議長（松尾公裕君）

もう時間。最後です。

○教育長（田代宗夫君）

自転車通学生については、これまでの課題からいきますと、ヘルメットをかぶらない、並列で歩いて邪魔になる、そういうことが非

常に多いでしたけれども、今、聞いてみますと、もちろん、個々にはあると思いますが、一番心配なのは、やっぱり中学校1年生の自転車の乗り方が非常に心配だと、なれるまで、これが第1番目に上げたいと思います。

で、2番目については、登校時は大分いいそうではありますが、帰る下校中の自転車のスピードというのが、今が一番課題だということでもあります。

しかし、先ほどもご指摘のことも課題ではございますので、やはり繰り返し繰り返し指導をすることが大事だと思っておりますので、今後とも学校のほうには指導してまいりたいと思います。

○議長（松尾公裕君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2番、山口初美さんの質問を許可します。

〔2番山口初美さん登壇〕

○2番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず初めに、国民健康保険について質問いたします。

高過ぎる国保税を払い切れない滞納世帯は、全国で436万世帯、全加入者の何と2割に上ります。生活や営業が苦しくなり、国保税を払えない人に対しては親身に相談に乗り、生活実態を把握して、分割納付や保険料減免の措置をとるのが、自治体の本来の仕事です。

ところが、実際には全国各地で、国保税を払えない人に対する無慈悲な保険証の取り上げや、人権無視の取り立てが横行しています。

すべての人に医療を保障するという国民皆保険とは、ほど遠い重大な事態となっています。

本市でも、国保税滞納者へ資格証明書を発行していますが、これは実質的な保険証の取り上げであり、やめるべきではないでしょうか。

このような制裁措置は、収納率向上には役立たず、住民の命と健康を脅かすだけであり、行政への信頼を失うことにもなることから、資格証明書の発行をやめる自治体がふえてきていることを承知しておられるでしょうか。

滞納の原因は、そもそも高過ぎる国保税の重い負担にあることを、どのように受けとめておられますか。分納相談に来られて分納がされている場合には、差し押さえなどの滞納処分をしないのが原則となっていますが、守られているのかについて伺います。

次の質問は、脱原発についてです。

4月28日、東京都内で脱原発を目指す市長会議が設立されました。宮路市長は、この東京での会議には出席されませんでした、一員として名前を連ねておられます。

鹿児島県内では、志布志市長と徳之島町長、伊仙町長、そして日置市長が参加しておられるようです。全国から集まった市長さんたちは、原発のない日本を目指す厚い思いを口ぐちに語られたということが報道されました。日置市長には、脱原発を目指す市長会議の一員としての決意と豊富を、ここで語っていただきたく質問いたします。

また、九州電力との原子力安全協定を結びたいということで、市長は申し入れをされておりますが、まだ協定は結ばれないばかりか、その話し合いの協議のテーブルにさえ、九電はつこうとしていません。

この原子力安全協定について、市長はどのように考えておられるのか、その協定の中身、どのような内容の協定を結びたいと考えておられるのか伺います。

次の質問は、住宅リフォーム助成制度についてです。

個人が住宅のリフォーム、修繕や改善を行う際、地元の建設業者に発注するという条件で、自治体がこのリフォーム費用に一定の補助を行う制度です。

屋根や外壁の張りかえや塗装、台所やふろなどの水回り、畳の表がえや断熱ガラスの工事など、幅広い修繕や改善に、工事額の一定額を補助するというものですが、この制度が今、全国に広がっています。

ことしから、鹿児島市や薩摩川内市でも始まり大好評で、申請受け付けに長蛇の列ができるなどの様子が報道されたりしました。これは、この制度が住民の要求に合致し、中小建設業者の仕事おこしに役立ち、地域経済に大きな波及効果を持っていることを示したものです。

私が、この住宅リフォーム助成制度について取り上げたのは3回目です。これまでは、個人の資産形成に資するから、自治体としてはやれないとのご答弁でした。しかし、住まいを保障することは、生存権の欠くことのできない構成部分ですし、「住みよい住宅の確保は住民の福祉の増進を図る」との自治体行政の目的に合致すると思いますが、この点、いかがお考えでしょうか。

地域経済にお金を回し、関連中小業者の売り上げもふえ、雇用の拡大と安定をもたらします。そうなれば、当然、自治体の税収となって戻ってくるのではないのでしょうか。住民の税金であるからこそ住民に喜ばれ、地域経済が元気になるように使うべきではないでしょうか、お答えください。

最後の質問は、米軍機の低空飛行の問題についてです。

3月議会に提出されました、米軍機の低空飛行の速やかな中止を求める陳情を採択し、日置市議会として国に意見書を提出いたしま

した。

しかし、依然として米軍機の低空飛行は続いています。意見書などまるで無視したような感じです。最近の苦情など、市でつかんでおられる米軍機の低空飛行の実態についてお知らせください。また、その対応はどのようにされているのか伺います。

目撃情報の中には、山にぶつかるんじゃないかと思ったとか、突然の爆音に驚いて子供が泣き出した。乗っている人の顔が見えた。牛がびっくりして騒ぎ出したというようなものがあり、異常に低いところを飛んでいるので、本当に事故が心配です。事故など起こらないうちに、早くやめさせなければなりません、その対策はどのようにされるのか伺います。

さて、私も所属しております総務企画常任委員会では、5月に行政視察を行いました、その際、防衛省と外務省に直接出向いて面談をさせていただきました。意見書を出しても返事もないし、やっぱり飛んでるしということで行ってきました。

外務省では、この米軍機の低空飛行訓練は必要な訓練だと認識していると言っておられました。やめさせる考えは全くないわけです。市長は、このことをどう思われるのか伺います。

また、防衛省では、苦情が来れば、米軍のほうに必ずお伝えしています。何か被害があった場合は、防衛省地方協力局が対応することになっていますというお話でした。このことを市長はどうお考えになるのかを伺いまして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の国民健康保険についてでございますが、国民健康保険は、相互扶助の精神のもと、低所得者も被保険者として保険料を負担する、社会保険方式で運用される社会保障

制度であります。この趣旨から、国民健康保険法において、悪質な保険料滞納者に対しては、市町村が被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を発行する制度が定められたものと理解しております。

もう本市としましても、国民健康保険法の規定により、保険税を納付しない場合は、世帯主に対して被保険者証の返還を求め、返還した世帯主に対して被保険者資格証明書を交付することが定められており、これに沿った市の要領に基づいて、被保険者証の返還、資格証明書の交付等を行っています。

保険税は、国民健康保険制度の財源の根幹をなす重要なものでありますので、市民の皆様には、制度の趣旨をご理解いただくとともに、納税に対するご協力をお願いするものでございます。

2番目、厚生労働省が2008年に初めて公表した、資格証明書の発行に関する調査の結果によりますと、県内自治体で資格証明書を発行していない自治体が4市8町4村の計16自治体あるようでございます。翌2009年の同調査で公表された結果では、3市8町4村の計15自治体が、資格証明書を発行していないという状況でございます。

この2年に限りますと、新たに資格証明書を発行するようになった自治体が1つふえている状況のようでございます。この比較も資料がやや古いため、最近の動向はつかみ得ないところでありますけど、全国的に見ますと、議員のおっしゃいますような状況にある都道府県もあるという認識は持っております。

3番目、国保税について、医療費の増加等により国保会計の運営が極めて厳しい状況にありますので、安定した運営を図るため、被保険者の国保税の負担はやむを得ないものと考えております。

このため、平成23年度において、国保会計の安定的な運営を図るため、国保税の税率

を改定して引き上げを行うとともに、国保加入者の負担を軽減するために、一般会計から国保会計への繰り出しを初めて行いました。

国保税の負担は医療費と密接に関連し、医療費の抑制が重要な課題でありますので、医療費抑制に向けた取り組みを強化することが、負担を抑制する抜本的な対策につながると考えております。

4番目でございます。分割分納につきましては、本人、または代理の場合は、配偶者等の委任者に、直接窓口にお越しいただいて相談を行い、納付誓約書を提出していただいております。

その際、世帯の収入・支出の状況、預貯金の有無など、生活状況全般についてお聞きした上で、分割納付の期間、無理のない納付額等を決めて分割納付をお願いしております。

しかし、誓約どおりの納付がなされない場合は、納付計画の見直しをする意思もなく、納付の意識に欠ける不履行者に対しましては、滞納処分の手続に基づいて滞納処分を行う場合もございます。

このほか、分納相談を行った中で、その後の財産調査により多額の預金等が発覚したケースは、分納誓約の趣旨である「生活を著しく窮迫させるおそれのあること」に反するため、猶予を継続することが適当でないと判断し、滞納処分を行った事案もございます。

2番目でございます。4月28日に、脱原発を目指す首長会議の設立総会がありました。本市といたしましては、この会におきましては、勉強会のメンバーとして加入をさせていただきます。

今後におきましても、職員を含めまして、この会議の中でそれぞれ勉強いたしまして、特にこの再生エネルギー等を通じた中で、どうあるべきかということをお勉強し、また、本市における本市に役立てていきたいというふうに考えております。

2番目です。原子力安全協定につきましては、鹿児島県と薩摩川内市が締結していますが、昨年6月と9月に日置市を含め、30km圏内の市町との原子力安全協定締結を九電に申し入れを行いました。

異常時の連絡体制、立ち入り調査など、立地自治体と同様の原子力協定が必要と考えておりますが、まずは同じテーブルの上で協定内容の協議を行い、他県の動向を見きわめながら、30km圏内の市町と連携し、原子力安全協定締結を結べるよう、九電のほうに、今後におきましても働きかけをしていきたいと思っております。

3番目でございます。住宅リフォーム助成制度、このことにつきましては、先ほど、14番議員のほうもご質問ございまして、お答えさせていただきたいと思っております。

このリフォーム制度につきましては、特に鹿児島市、薩摩川内市、こういうところが、ことし初めて実施をしました。議員もおっしゃいましたとおり、大変こういう公共事業の減少する中、特に中小企業の皆様方が大変苦しんでおり、このリフォームする中におきまして、地域の経済が少しでも浮揚していければいいのかなというふうにも考えております。

そのようなことで、本市におきまして、来年度に向けまして、どういう制度がいいのか、先進事例の鹿児島市、薩摩川内市等も勉強させていただき、今後、実施ができるよう検討をしまいたいというふうに考えております。

4番目の米軍機の低空飛行についてでございます。

最近の目撃情報として、市で把握している回数は、本年に入りまして10回ほど確認しております。最近、苦情などについては特に寄せられていませんが、市議会の3人の方々も目撃をしたということで、情報を私ども市のほうに寄せておりますので、私どものほう

は、この低空飛行があった場合に、県の危機管理局危機管理防災課のほうへ、報告をその都度やっております。

これまで、県と連携しながら米軍機の低空飛行については、速やかに中止を要請しておりますが、依然として低空飛行が行われております。事故についても、起こらないという確証はございませんので、引き続き県とも連携しながら、対処をしていきたいというふうに思っております。

外務省の見解におきまして、日本において実施する軍事訓練は、日米安全保障条約の目的を支えることに役立つものである、とのことであります。

私ども日置市においても、住民が低空飛行に関して危機感を感じている以上、低空飛行が行われないことが最善であると考えております。

被害があった場合は、国が責任を持って対処していただけるものと確信をしております。

以上でございます。

○2番（山口初美さん）

国保税の問題は毎回質問させていただいておりますが、3月の一般質問の際、ご答弁いただきました短期保険証、資格証明書の発行数は、2月末の数字をお知らせいただきました。短期保険証が329世帯、782人、資格証明書が120世帯、174人。この数字、3カ月たちましたけれども、この数字の変動について伺いたいと思います。

また、それとあわせて、市役所の窓口にとめ置かれている短期保険証はどれぐらいあるのか、その数字をお示しいただきたいと思っております。

○健康保険課長（平田敏文君）

短期保険者証の5月末現在の数字でございますが、世帯で328世帯、人数で735人となっております。また、資格証明者につきましては、105世帯、151人となっております。

ります。とめ置きにつきましては、該当者はないというふうに確認しております。

以上です。

○2番（山口初美さん）

短期保険証の発行もわずかながら減っておりますし、資格証明書も3月議会の際の数字よりは減っているようで、少しは改善されてきているのかなというふうに思いますが、まずは、市民の医療を受ける権利を保障することが最優先されないといけないと思っておりますが、そのところの考え方について市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

市民が医療を受ける権利というのは当然であるというふうに思っております。先ほども言いましたように、短期とか資格証明、こういうものも発行しながら、それぞれ受けていただければいいというふうに思っております。

今回の議会の中でも、いろいろとこの健康づくりという問題に、いろいろと議員からのご質問ございまして、私ども、この国保税を含め、このものをいかにして低くしていくのか、この税だけの文言をどうとる、とらんとという問題よりも、その以前の問題をやはり解決していくことが、今、大事なことであるというふうな認識を持っておりますので、また、9月のほうに健康条例等を含めながら、また特定健診等を含めながら、やはりことしになり、そういうものを徹底していくことが一番大事であるというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

先ほど、資格証明書を発行しない自治体の数、答えていただきましたけれども、このような発行しないということを決めて、それを実施している自治体へ、こちらの日置市のほうから、どうして資格証明書を発行しないのかとか、そういうことを聞いてみられたり、そういう情報について、そういうことを担当課などで情報交換というか、そういうことが

されているのかどうかについて伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

このことは、特に国保につきましては、それぞれの自治体の中で集約することです。ほかのところが、そういう発行してないところがある、そういうことで、いろいろと連絡すると。

これをしなさいとか、そう言える立場でございませんので、このことについては、各自治体が判断して決めればよいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

出水市や志布志市、それから湧水町、東串良町、錦江町、それから本市とは姉妹都市となっております南大隅町、それから南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、龍郷町、徳之島町、天城町、和泊町、このようなたくさん自治体で、こういう資格証明書を発行しないということで、資格証明書を発行する対象者がいないのかどうかは、私もまだそこまでは調べてはおりませんが、やはり短期保険証のほうが、収納率を上げるためには役立つような気が私もあります。

その辺の研究は、また今後していただいて、資格証明書というのは、病院に行きましても10割、全額を医療費を負担をしないといけませんので、もともと滞納するぐらいの生活の厳しい方たちが、病院の窓口で全額を払えるわけではないわけですから、短期保険証にぜひ置きかえていただいて、やはり病院に行きやすい環境をぜひつくっていただけるように、そういうことをご検討いただくように期待したいと思います。

この国保というのは、低所得者の方が多く加入されまして、保険税に事業主負担もないので、本当に適切な国庫負担がなくてはならないわけです。本当にこれは、かつて政府自身も認めていた国保財政の原則でありま

す。

全国の知事会や全国の市長会など、地方6団体も、従来の枠を超えた国庫負担割合の引き上げを一致して要求されております。市長も、その声をしっかりと上げていただいていると思います。

国保の国庫負担を計画的に1984年、改悪前の水準に戻して、国保税の算定方式なども見直し、本当にこの所得に応じた、だれもが払える国保税に改革をしていけば滞納もなくなり、持続可能な国保財政の道が開かれるわけです。

これはもちろん市長も同じ認識だと思いますが、ここでまたあえて伺いたいと思います。お答えください。

○市長（宮路高光君）

このことについては、毎回、お答えしているとおりでございます。国の負担を含め、今後、やはり一番大きな課題としてするのが、私は、それぞれ基礎自治体だけでなく、県一円の中で、この国保運営というのをやっていくべきであると。もう、そうしなければ、大変市町村においての格差が出ているのも事実でございます。

そういうことですので、国の方には、負担率を上げていただくことと、やはり県全体で国保を運営していただきたい、そういうことをもう常々、いろんな団体、会議のときにも、私もそういうふうに述べておりますので、早くそういうことが実現できるようにしてほしいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

今、各地で、これは国の指導もあってなんですけれども、旧滞納の整理ということで、いろいろな差し押さえとか、そういうことが本当にどんどんやられているような状況があります。

各地で給与や年金などの差し押さえが横行しているようです。本来、生計費の差し押さ

えは法律で禁じられています。これは国税徴収法第75条、77条、つまり当たり前のことなんですが、生存権を犯してはならないということですね。それから、生活保護費や子ども手当、ひとり親世帯への児童扶養手当なども差し押さえ禁止です。こういう例は、本市ではないのかどうか伺います。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉦之原政実君）

滞納処分の給与等のものにつきましては、当然、その生活に必要なもの、それも考慮しまして、可能な額について差し押さえするというございます。

○2番（山口初美さん）

本市では、ないということで答弁いただきました。全国では、いろんな悲惨な例があります。本来の滞納処分の基準を逸脱した事例も幾つもあって、今、社会問題になっているので申し上げております。

銀行口座を凍結され、年金を引き出せなくなった高齢者が餓死をされた。これは千葉県であったそうです。それから、営業用の自動車を差し押さえられた業者が一家心中、これは本当に生後間もない赤ちゃんを道連れに、熊本県であった事例ですね。

行き過ぎた差し押さえなどないように、本当に気をつけなければならぬと思いますが、しつこく聞いて伺いまして済みませんが、このような事例は、本当に市長、どのように受けとめられますでしょうか、ご答弁いただきたいと思ひます。

○市長（宮路高光君）

その原因が、その滞納の差し押さえで行われたのか、まだほかにあったのか、ちょっとそこあたりも私も答弁はできませんけど、今、課長が話を申し上げましたとおり、滞納整理するには生活給というのがございますので、ここあたりも十分配慮した中で、この差し押さえ等をまたいろいろとやっていかなきゃならぬというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

地方税法でも、「生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、差し押さえなどの滞納処分を執行してはならない」と規定しています、これは地方税法第15条の7。本市でも、滞納整理課を中心に、払えるのに払わない悪質な滞納があつてはならないということで、滞納の回収整理に一生懸命に取り組まれて成果を上げておられます。

しかし、本当に気をつけなければいけないのは、生活困窮者から最後の糧を奪い取り、貧困と絶望にたたき落として、自殺や餓死に追い込むようなことがあつてはならないということです。

行政機関は、住民の生活や権利を守り、命や健康を守るのが本来の仕事だということを重ねて申し上げまして、次の質問に移ります。

原発、脱原発の問題ですが、脱原発を目指す市長会議の一員としては、やはり勉強したいということで参加をしておられると。そして、エネルギー政策などをそういう情報もその中で得たりして、本当に本市に生かしていきたいというご答弁でした。

本当に市長が、全国の市長さんたちが集まれて、このような会を持たれたりということは、本当に意義のあることだと私も思いますし、その一員に市長がなられたということを私も誇りに思ひます。

福島原発がどんなに危険なものか、私たちは福島の事故を見て、目の当たりにして、本当に骨の髄までそういうことを感じました。今、国内すべての原発がとまっていますが、原発がある限り、私たちは安心して暮らすことはできないと思ひます。

再稼働などともありませんが、しかし、大飯原発、これは再稼働することが決定しました。このことを市長はどのように受けとめておられるのか伺ひます。

○市長（宮路高光君）

基本的に、脱原発という部分がございますけど、また、それにかわるエネルギー政策、こういうものがなければ、やはりこの日本経済を含めて、大きな影響があるというのも反面でございます。

やはり、いつも言っているように、私、段階的にとめていくことは本当にいいと。これは何年かかるかちょっとわかりませんが、やはり今回、大飯原発におきましても、特に関西圏の中におきまして、そのような経済の部分を含めて、今回、国のほうが判断されたというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

再稼働、ある程度、認めざるを得ないというような市長の今、ご答弁だったかと思いますが、本当に今でも、安全でないものを堂々と安全だと言う人たちがいます。次々に原発マネーの癒着が暴露されても平気な顔をしています。安全無視の利益優先の政治が、どれだけ多くの人のふるさとを奪い、暮らしを壊したのか、わかろうともしていない。こういう人たちがいることに、本当に怒りがわきます。

今も生きる希望を失って、自ら命を絶つ人が後を絶ちません。5月末に一時帰宅を許されました、福島県の浪江町の商店主の方が、倉庫で首をつって亡くなったというニュースを聞きました。どんなに無念だっただろうと胸が痛みます。原発さえなければと、この悔しい思い、家族ばらばらの生活を強いられている被災者の皆さんの思いをしっかりと受けとめて、国や電力会社は反省をし、責任をとらなければならないはずです。

原発をなくす戦いは、まだまだこれからも続きますが、鹿児島の県知事選挙、原発ゼロを願う世界じゅうの人々を励ます、そういう戦いにすることを、これは私の決意を申し上げ、そして市長には、将来的には原発をなくしていくという、そういう鹿児島県内の市長

さんや全国のそういう原発ゼロを目指す市長さんたちとも連携をとって、鹿児島では、やっぱりリーダー的なそういう役割を果たしていただけることを、大いに頑張っていただくことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

住宅リフォーム助成制度、やっとな前向きのご答弁をいただきまして、このような施策こそ、今、本当に市民から待たれているのではないかと、私、思います。

鹿児島市で始まったというニュースを聞かれた日置市民の方から、これはいいよねと。日置市でもぜひ実現してほしいというふうに言われました。

市民の皆さんに、工事の発注者になっていただく、本当に薩摩川内市でも、もう何時間も前から並んで待っておられたり、で、薩摩川内市でも、予算が足りなくなっていて、また、6月では補正予算も組まれたということも聞いております。町の隅々に、きっと活気が出てくると思います。

入札などに参加できない小さな業者さんにも、仕事が回ってくるようになると思うんですが、この助成金の出し方なども、これから検討していかれるということでしたから、商品券などを出して、また一層、この町の中をお金がぐるぐる回るような、そういうことをやっている自治体もありますので、そういうこともご検討いただけたらと思うんですが、その点について市長にもう1回伺います。

○市長（宮路高光君）

まだ、それぞれ詳細にいろいろと詰めているわけではございませんけど、今、指示したのは、こういう大変地域的に経済が停滞している中、やはり地元の業者の皆様方の育成を含め、また、このリフォームということで、多くの皆様方にいろいろと循環していく、そういうことも考えておりますので、また、いろいろと詳細につきましては、基本的には、

25年度から実施していきたいというふうに思っております。

また、内容について、また議会の皆様方にもご説明申し上げながら、また、それぞれの方々のご意見も賜り、各市のそれぞれの事例等も参考にしながら、制度設計というのを考えていきたいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

この住宅リフォーム助成制度は、本当にいろんな町がいろんなやり方でやっておられます。それを本当にこの日置市に合ったやり方というのをぜひ研究をしていただいて、25年度から実施していただくというご答弁いただきましたので、ぜひ期待したいと思います。

最後の質問は、米軍機の低空飛行についてです。

日置市内の上空を飛んでいる米軍機は、沖縄から飛び立っているということがわかっているようです。今、オスプレイの問題、よく新聞にも載っておりますけれども、またもや墜落したと、13日の今月の13日、米空軍のフロリダでの訓練中、また墜落したということが載っておりましたけれども、試作のころから数えまして、わかっているだけでも9回目です。

4月に、モロッコで墜落したばかりで、8回目までに36人の命が失われています。オスプレイというのは、ヘリコプターと戦闘機の2つの機能を持つと言われておりますね。このオスプレイを沖縄に、24機、配備する計画となっています。

先ほども言いましたけれども、日置市の上空をたびたび飛んでくるこの米軍機は、沖縄の米軍基地から飛び立ってきているわけです。

沖縄の基地にオスプレイが配備されれば、日置市の上空を低空飛行するという事になると、考えただけでもぞっとするわけですが、本当に事故などを起こされてはたまらない。

本当にその前に、この低空飛行訓練、何としてもやめさせなければと思うわけですが、墜落事故を繰り返している欠陥軍用機、オスプレイの配備方針は、白紙撤回させないといけなし、この低空飛行訓練も、直ちに中止をさせるべきと考えます。

この点についての市長、県とも連携してというふうに言われましたけれども、県知事も意見書というのか、申し入れされているんですが、なかなかそのところが、向こうにはあんまり効き目がないといえますか、そういうことなのですが、この点、どういうふうにしたらいいと、今後、その対策をもう一度、ちょっと伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、この一自治体の基礎自治体で、このことを解決するわけにはいかない、大きな問題であるというふうに思っております。

私どものほうも、県のほうに今、状況はいつも絶えず話をしているわけでございまして、これは特に今、県、また国同士の問題でもございまして、そういう部分につきまして、いい得策は、今のところないわけですが、私どもは今、できることは、もう現状というのを絶えず、それぞれの関係機関のほうに上げていく、このことしか、今、私どもができる術じゃ、対策じゃないかなというふうに考えております。

○2番（山口初美さん）

一自治体だけでは解決できない問題だと認識しているということでございますが、まさにそのとおりで、この問題を解決するには、沖縄から飛び立っているのも、やっぱり米軍基地の問題もありますし、やはりこの日米安保条約があるということが、これがやはりネックだろうと思います。

それは一応置いといて、日置市の上空を飛んでおりますこの米軍機のその飛行実態、こ

これは具体的にやはり航空法などではいろいろ決まりがありまして、それを違反すると、やっぱり違法であるというような、そういう飛行実態があるのではないかと思います、市街地、それから山間部、それから高度のやはり制限などがあるわけですが、その飛行実態の違法な実際のそういう情報といいますか、その把握は、市のほうではされているのか。

夜間10時以降は飛んではいけないとか、そういう細かい決まり事があるわけですが、その違法な実態は、市のほうではどのようにつかんでおられるのか、認識しておられるのかについて伺います。

○総務課長（上園博文君）

今、ご指摘のありました内容につきましては、高度、あるいは午後10時以降の飛行について情報は把握しておりますので、実態的には把握している状況でございます。

以上であります。

○2番（山口初美さん）

実際に、写真があれば、高度を測定できるというようなこともあります。ぜひ市民の皆さんにも協力を呼びかけて、低空飛行があった場合には、ぜひ写真を撮ってほしいということで、市民の皆さんで協力して、なかなかもう短時間で飛んでいってしまいますので、写真を撮るといのはなかなか難しいんですが、以前、日置市内でも写真を撮られた方がありました。

やはり高度をきちんと測定をしたり、それからそういうことも本当に必要だと思いますし、自治体によっては、米軍機がよく飛んでくるところでは、騒音測定機、こういうものを設置して騒音を測定して、やはりその違法な実態をきちんとそういうデータをとって、国のほうにも言ったりしていっているところもあるようです。そういうことも、ぜひご検討をいただけたらと思います。

先ほどの日米安保条約の問題に戻りますけ

れども。

○議長（松尾公裕君）

途中ですが、残り3分です。

○2番（山口初美さん）

はい。日米安保条約があるからこそ、危険にさらされているのが今の日本の現状ではないでしょうか。日本は、アメリカに守っていただいているという考えの方も承知しておりますが、この低空飛行訓練をとってみても、アメリカ本土では絶対にやらないような危険な訓練を、日本では、人の住んでいる真上でやるわけです。これは、本当に日本がアメリカに従属させられているという、そういうことの一つの大きなあらわれだというふうに考えます。

この日米安保条約、第10条には、どちらか一方が通告をすれば、1年後には安保条約が解消するというこういう条文があるんです。日本かアメリカのどちらか一方が、日米安保条約をやめると相手に通告しさえすれば、1年後には安保条約はなくなると、こういう条約があるんです。

市長、このことはご存じだったでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この日米安全保障条約、そういう項目があるというのは存じ上げております。このことについては、やはり国策の中で、本当にどう日本を守っていくのか、このことを十分論議した中で、この条約が今まで締結されておったと思っております。

今後におきましても、国として、この条約の履行については、十分論議をしていただけるといふふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

私どもは、この安保条約をなくしたら、どういう展望が開かれるかということをご提案をしております。ぜひ、この安保条約の是非についても、みんなで今後、議論していけたらと思

います。

最後、伺いますが、この米軍機の低空飛行訓練、違法なこういう訓練、日置市の上空を勝手に飛ぶ、何の予告もなしに勝手に飛ぶ、このような飛行、自治体の日置市の市長として許しいいのかどうか、そこら辺の見解を最後にお伺いして、私の一般質問、終わります。

○市長（宮路高光君）

いろいろとこの飛行におきます高さの問題とか騒音とか、違法である中におきまして、そういう行為をすることに対しては大変な怒りを感じておりますので、そういうふうについては、県のほうにも、今後ともいろいろと実態を報告し、また対処もしていただきたいと思っています。

○議長（松尾公裕君）

これで一般質問を終わります。

△散 会

○議長（松尾公裕君）

以上で本日の日程は終了いたしました。
6月29日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時46分散会

第 5 号 (6 月 2 9 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 41号 マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	議案第 45号 平成24年度日置市一般会計補正予算（第2号）（各常任委員長報告）
日程第 3	議案第 46号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第 47号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 5	報告第 4号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第 6	決議案第 1号 川内原子力発電所の安全対策に関する決議
日程第 7	意見書案第3号 原子力災害における防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）の拡大及び原子力安全協定締結に関する意見書
日程第 8	意見書案第4号 川内原子力発電所の安全対策に関する意見書
日程第 9	議会改革調査特別委員会の設置及び委員の選任について
日程第10	閉会中の継続審査の申し出について
日程第11	閉会中の継続調査の申し出について
日程第12	議員派遣の件について
日程第13	所管事務調査結果報告について
日程第14	行政視察結果報告について

本会議（6月29日）（金曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	佐藤彰矩君	20番	成田浩君
21番	宇田栄君	22番	松尾公裕君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	福元悟君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	吉丸三郎君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	富迫克彦君	消防本部消防長	上野敏郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	山之内修君	総務課長	上園博文君
財政管財課長	満留雅彦君	企画課長	大園俊昭君
地域づくり課長	高山孝夫君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原政実君
商工観光課長	田淵裕君	市民生活課長	有村芳文君
福祉課長	野崎博志君	健康保険課長	平田敏文君
介護保険課長	堂下豪君	農林水産課長	瀬川利英君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 内田隆志君
社会教育課長 今村義文君
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 片平理君
会計管理者 前田博君
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（松尾公裕君）

ただいまから本日の会議を開きます。

山口初美さんから発言取り消しの申し出がありましたので、発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

6月20日の私の一般質問の際に、冒頭で、不適切な発言を行いましたので、この部分の発言を取り消しを申し出ます。

不穏当な言辞の部分の精査につきましては、議長に一任いたします。

以上です。

○議長（松尾公裕君）

お諮りします。ただいまの発言取り消しについて、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、山口初美さんからの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

△日程第1 議案第41号マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携について

○議長（松尾公裕君）

日程第1、議案第41号マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

おはようございます。ただいま議題となっております、議案第41号マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携については、去る6月8日の本会議において本

委員会に付託され、6月11日に全委員出席のもと、委員会を開催し、総務企画部長、企画課長などの説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。これから本案について審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、昭和58年から吹上地域で続いているマレーシアとの国際交流を踏まえ、その友好協力関係をさらに推進するため、マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との間で友好都市提携の協定を締結することについて、日置市議会の議決すべき事件を定める条例第2号の規定により提案されたものであります。

この友好都市提携協定の主な内容は、1、この協定を契機に、相互に理解と友好関係の推進に協力する。2、この協定に基づき、文化、教育、環境、経済、観光、スポーツ等の幅広い分野において相互の交流を行い、両市の繁栄と発展を促進する。といったものであります。

本年8月29日にマレーシアで、また10月29日に日置市でそれぞれ調印式を行う予定であります。

スバンジャヤ市は、マレーシアの首都クアラルンプールの南西15kmに位置し、人口は約58万人、商業と観光で発展する町とのことです。なお、友好都市提携協定書、スバンジャヤ市の概要、これまでの交流の経緯などの資料については、議案に添付のとおりでございます。

次に、質疑の主なものについてご報告申し上げます。

まず、これまで国際交流を行ってきた、なぜ今、提携しないといけないのかとの質疑に対し、昭和58年から旧吹上町で交流が始まり、平成11年度からマレーシア親善団の派遣を行ってきた。ことしはそれから15周年の節目を迎えたことから、より一層の友好と文化交流を大きなテーマとして、友好都市提携の協定を結ぼうとするものであるとの答弁。

次に、吹上だけではなく、市全体での交流への取り組みは考えないのかとの質疑に対し、スバンジャヤ市との交流事業5カ年計画を策定している。まず、市内の小中学生を対象に、マレーシアでのホームステイを実施する。そして、毎年8月に市民から募集して、マレーシア親善大使を派遣するとともに、12月にはマレーシア親善団のホームステイの受け入れを行う。また、経済交流としては地域イベントで特産品の展示販売を実施する。それと、スバンジャヤ市ではごみ処理が大きな課題となっているため、環境交流として、吹上浜クリーン作戦と同時に、マレーシアでもボランティア活動を行ってもらおう。文化交流としては、児童生徒による手紙や絵画の交換、市民による絵画作品展示会の開催を予定しているとの答弁。

次に、協定調印の表敬訪問や親善大使の派遣費用などは、幾らかかるのかとの質疑に対し、平成24年度の協定調印には272万6,000円を予算計上している。内訳は、8月に行われる調印の市長、議長のマレーシア表敬訪問2泊3日の旅費、親善大使と随行の市職員及び国際交流員の7泊8日の旅費、10月の日置市での調印記念式典の費用などである。平成25年度以降は、経済交流や文化交流、また、マレーシア親善団の受け入れ費用などが入ってくる。なお、親善大使の派遣費用の半分は市が補助し、残り半分は自己負担であるとの答弁。

次に、これまで、友好都市、姉妹都市などの交流は、人の行き来だけであった。これからは双方で特産品の共同開発とか、市民のためになるテーマを持って交流すべきではないのかとの質疑に対し、今回、姉妹都市の北海道弟子屈町が江口港まつりで特産品販売を行い、また、7月に江口蓬萊館も弟子屈町で特産品販売を行う。今後は、マレーシアを含め、ほかの姉妹・友好都市とも産業交流を進めてい

きたいとの答弁。

次に、毎年8月に日置市からマレーシアへ、また、12月にマレーシアから日置市へ行き来が予定されている。姉妹都市の南大隅町は、財政的な面から3年に1回となっているが、隔年実施は考えなかったのかとの質疑に対し、平成25年度からは、親善大使派遣と同行する形で、別途表敬訪問2名も予定しており、それ相応の費用もかかる。計画では毎年実施としているが、今後の動向を見ながら検討したいとの答弁。

その他、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に伏しましたところ、経費がかかる友好都市提携を、あえて行う必要はないとか、国際交流自体は必要だが、厳しい経済状況や市民感情を考慮すれば、多額の予算をかける必要はないとの理由で、2名の委員から反対討論が出されました。

このほかには討論はなく、討論を終了。採決の結果、議案第41号マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第41号について討論を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に山口初美さんの反対討論を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、議案第41号マレーシアスランゴー

ル州スバンジャヤ市との友好都市提携について、私は反対の立場で討論を行います。

昭和58年から続いているマレーシアとの国際交流を踏まえ、友好都市として提携することにより、その友好協力関係をさらに推進するためとの説明がございました。

私は、国際交流そのものを否定するものではありません。これまでの交流で得られた成果が今後も生かされ、交流が今後も続くことは願っております。

しかし、本年度、414万円の予算が、この事業だけでも計上されております。この財源は貴重な自主財源ということもあって、私といたしましては、このようなお金の使い道には、これでいいのだろうか、市民の理解が得られるだろうかと疑問に思うわけでございます。

市の財政は大変厳しいということで、必要な経費なども年々削減されております。市民にとってどうしても最低限必要な経費さえ、削られるような厳しい市の財政、また、市税の収入のほとんどが公債費に充てられている、つまり借金の返済に消えていくような、本当に厳しい現状を考えるわけでございます。

市民のだれもが身を削るようにして納める税金の使い道として、市民の方からも疑問の声が寄せられております。

さらにまた、市民の暮らしや営業なども大変厳しく、国保税や介護保険料などの値上げもありましたが、この負担も大変重い現状にあります。直接、市民の暮らしを助ける、そういう施策が待たれております。

このようなことを考えますと、国際交流なども大変よいことであると考えますが、それより以前にやるべきことが、不十分な中でのお金の使い方として、私はどうしても積極的に賛成するわけにまいりません。

例えば、就学援助費の適用が認められた。部活動費やPTA会費、生徒会費、このこと

はまだ本市では実現できていないわけです。小中学校の義務教育の中で、子どもたちが、どの子も安心して教育を受けられるようになるための就学援助制度も十分でないのです。

こういうことを先にきちんとすべきだということを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、大園貴文君の賛成討論の発言を許可します。

○11番（大園貴文君）

私は、議案第41号マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携について、賛成の立場で討論いたします。

本件は、委員長の報告でもありましたように、昭和58年、旧吹上町時代に国際交流を目的にマレーシアとの交流が始まり、合併後、日置市に引き継がれ、本年度で15周年を迎えます。

これまでの活動で、本市にとっても大きな成果が、交流を通じて市民との間に生まれてきていると考えます。

中でも、からいも交流による留学生の受け入れによって、文化、スポーツ、観光の振興、そして119名の親善団の派遣、156名の友好親善団の受け入れ等もして、伊集院、日吉、吹上で実施し、また、学校訪問等が行われ、教育面から青少年交流が図られております。そのほか、本市の企業とタイアップし、19名の技術研修生を受け入れをさせてきています。

現在では、国際交流員による文化活動が、市民と一緒にやって行われ、各地の学校や地域のイベント等にも積極的に参加し、交流の輪が広がってきている現状です。

私は、これまでの交流活動を高く評価し、今後、なお一層、マレーシアスバンジャヤ市との国際交流を深め、両市の繁栄と発展を促進していくためにも、友好都市提携は幅広い

分野において振興につながると考え、賛成討論といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、坂口洋之君の反対討論を許可します。

○7番（坂口洋之君）

議案第41号マレーシアスランゴール州スバンジャヤ市との友好都市提携についての議案についての反対の立場で討論いたします。

発言の趣旨については、前回、当初予算の反対討論と同様でございます。

本市は現在、国内4カ所、県内2カ所、国外1カ所の姉妹友好兄弟都市との交流があります。今回の締結については、本市から申し入れたとの説明がありましたが、そのような手順を踏んだのなら仕方がないという議員の声も聞こえます。

本音は、これ以上の友好都市を拡大すべきではないと考えたら、反対できないでいる議員もいらっしゃると思います。

しかし、このようにして、布石を打ってしまってから議案化する行政のあり方は、ただすべきだと考えます。議会としては、毅然としてただすべきと考えます。そういう趣旨で私は反対といたします。

○議長（松尾公裕君）

次に、成田浩君の賛成討論の発言を許可します。

○20番（成田 浩君）

議案第41号について賛成討論を行います。

昭和58年から続いている吹上地域での交流をより一層深めるために、しっかりとした協定を結ぶ必要があると思います。

人的交流を主に長年続けたものに、これから文化交流、経済交流など、もう一つ進んだ相互交流を期待したいものであります。

それぞれの特産品の展示販売などは、その一環であるであろうし、地元の企業の技術研修生の積極的な受け入れをしたり、自国の経済発展へ貢献し、企業同士の交流もあってほ

しいものだと思っております。

ただ、一方的な交流ではいけないものでありまして、我が町の安全・安心な農産物を提供・販売が長期的にできるような組織づくりができていかないと、迎えるところが少ないのかなと考えているところでございます。お互いが利がある交流を満たしていかないと、経費を使って無駄になったではいけないと考えているところでございます。

それと同時に、遠い親戚より近い友でいけば、身近な都市交流をもっと大事にしてほしい思いもあります。それでも、何はともあれ、交流をすることに悪いことはない。やるべきであると思います。友好都市提携協定書の2条にも書いてありますが、文化、教育、環境、経済、観光、スポーツ等の幅広い分野において相互交流を行い、両市の繁栄を発展を促進するものとあります。

将来を展望して、この議案にご同調のほどよろしく願いを申し上げまして、議案第41号についての賛成討論といたします。

終わります。

○議長（松尾公裕君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾公裕君）

起立多数です。したがって、議案第41号は可決されました。

△日程第2 議案第45号平成24年度
日置市一般会計補正予算
(第2号)

○議長（松尾公裕君）

日程第2、議案第45号平成24年度日置市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○総務企画常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第45号平成24年度日置市一般会計補正予算（第2号）は、6月8日の本会議におきまして本委員会にかかわる部分を付託され、6月11日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから本案について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ11億7,171万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245億3,309万8,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものをご説明いたします。

国庫及び県支出金では、国庫補助金が国庫補助の内示に伴い2億7,496万1,000円の増額、県補助金は県の事業採択や内示に伴い2億7,535万円の増額補正となっております。

繰入金では、財政調整基金繰入金が財政調整のため1億9,473万2,000円の増額、施設整備基金繰入金は、公営住宅新規建設の国庫補助が、要望に対して66%しか内示が出なかったことに伴い9,800万円の減額、地域づくり推進基金繰入金は地区振興計画の事業実施に伴い、6,810万8,000円の増額補正となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

人件費は、4月の人事異動に伴う一般職給料や各種手当の補正、また、職員共済組合の負担率改正に伴う補正であります。さらに、市長の給料を15%、副市長の給料を10%さらに減額し、また、行財政改革に協力すねため、市議会議員の報酬を3%減額すること、そして東日本大震災の支援として、宮城県岩沼市へ土木技師を派遣する費用の増額などが、今回の人件費の補正内容となっております。

企画費では、共聴施設整備事業費で、当初予算で組まれた8施設の細節の組み替えと、そのうち3施設の事業費の決定、また7施設（54世帯分）の事業の追加などで2,987万3,000円の増額補正であります。

地域づくり推進費では、地区振興計画の事業実施のための増額補正のほか、コミュニティ助成事業の採択により、東市来地域の荻自治会、吹上地域の川中自治会、下与倉自治会の備品購入として、710万円の増額補正であります。

監査委員費では、平成25年度に本市が県監査委員会の会場市になることから、全国監査委員研修会へ職員が出席するため、旅費の組み替えを行うものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、企画課関係では、NHKの共聴施設において、今後5年間で光ケーブルに変えるとの話があり、負担金の積み立てが検討されているようだが、把握されているのかとの質疑に対し、まだ詳細は来ておらず、NHKに確認をとりたいとの答弁。

次に、総務課関係では、窓口サービスステップアップ研修支援事業に34万6,000円が計上されているが、研修内容はどうかとの質疑に対し、市町村振興協会主催で講師を派遣され、本庁12課の職員140名が対象である。市民への面接対応、電話対応、また、庁舎内の案内など各課の課題を職員同士で確認し、講師のチェック・指導・助言を仰ぎな

がら、改善を図って行くとの答弁。

次に、財政管財課関係では、施設整備基金繰入金の減額は、小規模校対策の公営住宅建設にかかわるものだが、過疎債の活用は検討しなかったのかとの質疑に対し、公営住宅は家賃収入をもとに行う事業なので過疎債の対象ではなく、交付税措置がない公営住宅事業債が適用されるとの答弁。

次に、地域づくり課関係では、市町村協働の仕組みづくり促進事業費として、高山地区と平鹿倉地区に210万円が計上されているが、その目的は何かとの質疑に対し、県が2分の1補助する事業である。両地区とも山間部で高齢化・過疎化が進み、限界集落になっているため、地域住民と行政が一緒になって、集落の維持につながる活動を行っていくことが目的であるとの答弁。

この事業の具体的な内容はどの質疑に対し、高山地区は、秋祭りなどを通じて都市農村交流を活発に行い、また廃校跡の地区公民館を高齢者のよりどころとして活用している。今後、NPO法人化して、ワゴン車による福祉有償運送や地域振興事業の推進を図っていく。平鹿倉地区では、以前から地域活性化の構想があったが手つかずになっていた。そこで今回は、地区出身の市職員やサポート団体と連携し、隣接する南さつま市金峰町長谷集落の地域再生の事例を参考にしながら、地区民一人一人の意識調査を行い、地区の今後の方向性を決めていくとの答弁。

また、この事業の中で、日置市共生協働のまちづくりを語る会の謝金も計上されているが、どうかかわっていくのか。これまで議会に説明がなく、よくわからないがとの質疑に対し、この語る会は平成22年度から計画していたが、立ち上げがスムーズに行かず、23年度末に各地区公民館から次世代のリーダーとなる方を語る会のメンバーに推薦していただいた。目的は、これからの日置市をつ

くるための指針づくりである。今回は、日置市における過疎地の今後のあり方を策定する前段階として、高山と平鹿倉の取り組みについて、語る会で協議していただく予定であるとの答弁。

次に、地区振興計画の事業執行について、6月議会の議決後に、工事発注はどのようにするのか。早目の事業執行で地区の要望にこたえてほしいが、地域づくり課と事業担当課との連携はできているのかとの質疑に対し、当初予算で前年度実績の50%を計上したので、決定したものから順次、事業の担当課に執行依頼をかけている。昨年度から、予算は地域づくり課に集約し、事業執行は各課に依頼する形になっているため、事業の進みぐあいは担当課の判断次第であり、いつまでにという確約はできない。支所長、部長、各事業の担当課長などに早期の執行を働きかけていきたいとの答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第45号平成24年度日置市一般会計補正予算（第2号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

議案第45号平成24年度日置市一般会計補正予算（第2号）については、6月8日の本会議において、本委員会の所管に係るものにつき付託されましたので、6月11日に委員会を開会し、担当部長、次長、課長等の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行いました。その経過と結果についてご報告いたします。

まず、今回の補正予算は4月の人事異動による人件費が多くを占めておりますが、それに伴う補正額については省略をさせていただきます。

市民生活課における主なものは、環境衛生費で、いちき串木野市・日置市衛生処理組合負担金、南薩衛生管理組合負担金から、その他委託料への組み替えと、日吉分のし尿・浄化槽汚泥の生物処理膜装置及び凝集処理膜装置交換工事費追加等の増額で、その他委託料を4,953万円増額するもの。

次に、福祉課における主なものは、児童福祉費県補助金の安心子ども基金事業費県補助金で2億6,678万7,000円を受け入れ、歳出では、日置市保育協議会に対する研修事業費30万円の委託料と、負担金補助及び交付金の投資的経費のものとして朝日ヶ丘認定こども園改築に2億9,111万6,250円、清光保育園増改築に1億884万円、合わせて4億25万7,000円の増額となっております。また、職員数においては4月から福祉課全体で2名増員となっているところであります。

次に、介護保険課におけるものは、正規職員2名増員分を含め、すべて人事異動に伴う人件費のみが計上されているところであります。

次に、健康保険課における主なものは、育児休暇職員代替臨時保健師の賃金141万8,000円等であります。また、職員数では健康保険課全体で1名の増員となっております。

次に、教育総務課・学校教育課における主なものについて申し上げます。歳入では、スクールソーシャルワーカー実践研究事業費県委託金の80万8,000円の減額、スクールカウンセラー配置事業費県委託金の5万円の減額となっております。また、理科支援員等実践教育研究事業費県委託金については、

111万9,000円の増額であります。これにより実践校が7校8学級で美山、住吉、日新、扇尾、永吉、和田各小学校が1学級ずつ、吉利小学校が2学級となっております。それと、歳出では、小学校管理費で、特別支援教室新設に伴い、小学校の施設維持修繕料が140万円、備品購入費で125万8,000円の増額となっております。中学校管理費では、特別支援教室設置工事設計業務委託料42万8,000円、教室設置工事費350万円、備品購入費8万円の増額となっております。幼稚園費の賃金86万7,000円等の増額は療育の必要な園児への支援を行うための予算計上であります。

次に、社会教育課における主なものは、公民館費の委託料14万1,000円の増額、これは2月に行ったアスベストの有無の検査でクリソタイルという石綿の種類が検出されたので、アスベスト定量分析と空気検査を行うもの。また、文化財費の賃金76万6,000円の増額が、牧之原地区の中山間地域総合整備事業での埋蔵文化財発掘調査のためとのことであります。保健体育総務管理費その他の40万1,000円の増額は、B&G財団支援活動の賛同によるものであります。

以上のような説明を受けた後、質疑に入りました。その主なものを申し上げます。

福祉課におけるものは、清光保育園、朝日ヶ丘認定こども園の改築の内容はどのようなものかに対し、両施設とも建てかえとなる。清光保育園は面積が568.51m²。定員は現在50名であるが80名まで対応できる規模となる。朝日ヶ丘認定こども園は、幼稚園部分が260名の定員で、面積が1,214.78m²である。保育園部分の定員は20名以下基準で行うというものであります。

教育総務課・学校教育課におけるものは、スクールソーシャルワーカーとスクールカウ

ンセラーの事業費減額に伴う影響はどのようであるのかに対し、スクールソーシャルワーカーは子ども支援センターに2名配置しているが、時間的には減となるが、業務への大きな影響は出ないと考える。スクールカウンセラーについては現在、東市来中・伊集院北中・伊集院中・土橋中に配置している。1日3時間・15回の予定であったが、1日当たりの時間に変化はないものの、東市来中の15回が14回に、土橋中の15回が12回となると答弁。

東市来中学校の特別支援教室設置工事を当初予算で計上できなかった理由は何かに対し、特別支援教室の新設について、県は基本的に2名以上としているが、1名での設置が認められることもある。学校からは2学期末あたりから新設の書類を提出させたが決定は3月となるため、当初予算での計上ができなかったものであると答弁。

次に、社会教育課におけるもの、B&G財団支援活動の賛同に伴うポロシャツとハンドタオルは購入してから販売するののかという質疑に対し、B&Gの助成を受けるので、賛同してほしいとの依頼があった。40万円でポロシャツやハンドタオルを購入し、いろいろなスポーツ大会の商品等に充てて、スポーツ振興に役立てようとするものである。ポロシャツは、関ヶ原へのスポーツ少年団交流事業に参加する団員への支給、それとB&Gの育成士の方々へ指導者として支給するもの。ハンドタオルは、各事業に参加していただいた方々への参加賞にと考えていると答弁。

埋蔵文化財発掘調査は、どのくらいの期間をかけるのかに対し、県営の中山間地域総合整備事業が平成24年度から29年度の予定で、調査予定時期は今のところ7から8月の予定である。現在、県の中山間地域総合整備事業の委託仕様書等の作業を進めている段階で、入札については7月の予定だが、県の事

業での発掘調査費の負担もあるかもしれないと、まだはっきりした回答をもらっていないところである。また、県営農地整備事業吉利地区の事業が平成25年度から30年度まで、平成25年度で新規採択予定となっている。ここも35haが対象面積となっており、これも含めて県のほうとしては早期に平成24・25年度分を確認調査してほしいとの意向ではあると答弁。

職員の中に発掘調査について専門的知識を持った人がいると思うが、そのような職員の活用はできないのかに対し、過去経験した職員がいるので、人的配置で考えられないわけではないが、今後、新たな確認調査も加わるとなると、どうしても1人の職員で対応できないと考えて、専門的な知識を持った方を採用したいとのことでありました。

そして今回、想定しているのは、県の埋蔵文化財センターのOBの方であると答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、担当部長、次長、課長等の説明で了承し、質疑を終了いたしました。その後、討論に付しましたところ討論はなく、採決の結果、本案は全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております、議案第45号平成24年度日置市一般会計補正予算（第2号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月8日の本会議におきまして本委員会に分割付託され、6月12日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部

長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑・討論・採決を行い、また、6月11日に担当部長、課長等の同席のもと、議案の9カ所を現地調査を行いました。

まず、農林水産課にかかわる予算は、農業費1億560万7,000円、林業費1,645万4,000円をそれぞれ増額し、また、水産業費を6万7,000円減額し、総額を8億8,910万8,000円とするものであります。

主な理由は、全体的に事業採択及び事業費確定に伴い、工事請負費、公有財産購入費、負担金補助及び交付金、補償費補てん及び賠償金が増額になっております。

次に、質疑の概要について申し上げます。

人・農地プランはどのような計画かの問いに、別名地域農業マスタープランという位置づけで、その地域の農業を担っていく担い手や規模縮小の人も位置づける。メリットとしては、位置づけられた青年就農者への給付金の150万円である。条件があり、所得が250万円を超えている人や単なる親元就農者などは対象外である。プラン作成の期限は来年3月である。国レベルでかなり多くの人が手を挙げており、本市は6人分を上げているが、場合によっては6人全員分が来ないこともあると答弁。

新規就農者・後継者育成事業との関係はどうかとの問いに、市の補助金とは関係なく受けられる。本市の制度を友好に使いながら国の事業を受けたほうがよいと思うとの答弁。

人・農地プランの提出するまでのスケジュールはとの問いに、本市の認定農業者連絡協議会やJA、普及所、アグリロマン日置の女性経営士などの助言をもらいながら、年内に6人がいる地域のマスタープランをつくりたいと答弁。

農業体質強化基盤整備促進事業の受益者負担は、日吉地域の暗渠排水だけかとの問いに、今回整備するよう排水路は基幹用排水路で

あるので、この部分の土地改良にかかわる分は市が行う。日吉地域の暗渠排水は個人財産につながるもので、7.5%の受益者負担金を設定していると答弁。

伊集院地域・下方限の珍しいトンネル用水路は所有者と利用者の賃貸関係はあるのかの問いに、用水路については、地元の水利組合と地権者の賃貸関係は聞いていない。今回、土地を買収し、山を削ってつけかえる。立ち木についても補償すると答弁。

以前は3面張りの用水路を自粛していたが、南湯之元地区は3面張りである。必要があれば使うのかの問いに、コスト・費用対効果からいうとそこが難点である。南湯之元地区は、片側が山で押されて川底が洗い流されている。地域で差はあるが、農業用施設の景観・文化的な意味でも難しい問題であると答弁。

チェスト館にかかわる組み替えはなぜかとの問いに、当初予算で設計委託料を見込んでいなく、工事請負費に入れ込んでいた。全体事業費の中で、設計委託料と工事請負費と分けたと答弁。

次に、農業委員会においては43万5,000円の増額。主な理由は人事異動に伴う給料及び職員手当であります。

次に、建設課所管分においては、土木費全体で5億8,880万9,000円増額し、総額を29億488万9,000円とするものであります。

内訳は、道路橋梁費3億6,272万8,000円と都市計画費3億2,224万2,000円は、それぞれ増額となっておりますが、土木管理費177万7,000円と住宅費9,430万4,000円は減額となっております。

主な理由は、道路橋梁費と都市計画費は事業費内示により、委託料、工事請負費、負担金補助及び交付金、補償補てん及び賠償金等が増額となっております。また、住宅費につい

ては、国の事業費内示に伴い委託料、工事請負費等が減額となっております。

次に、質疑の概要について申し上げます。

道路等で地域の実情に合った構造にするときに、道路法などの基準に合致しなければ、交付金等の該当にならないのかの問いに、補助事業は採択基準があり、道路構造令に則り道路の交通量、構造がそれに合致がそれに合致しないと補助が受けられない。基準に則って行っていると答弁。

都市計画事業の補償費も国の内示が減って、この分は事業遂行のために起債で賄っているが、補償費の件数の増減は補助金と起債分と二本立てになっているのかとの問いに、補償費で交付金分が8件から2件、地方特定分が11件から15件となっているが、2件分が不足する形になる。8件から2件になった分は、都市計画道路で補助が出る対象になる件数である。11件から15件になった分は、一部国庫補助金対象もあるが、国の内示が少なかったため一般地方債も入れている。今回の場合は駅前湯之元橋がメインであるが、湯之元橋は3カ年計画のスケジュールを組んでいるため、どうしても国の補助がつかなかった場合は、起債でお願いして、計画的に無駄のないようにしていると答弁。

道整備交付金事業で、東市来地域の伊勢後上台良線は狭い道路を拡張するもので、用地交渉の課題と対策はあるかの問いに、1カ所用地交渉中である。電話や手紙で交渉しているが、用地を縮小できるような工法を検討したいと答弁。

道整備交付金事業の妙円寺桜通り線など優先順位はどうなっているのかの問いに、22年度から26年度までの5カ年事業で舗装修繕等もできるということで本庁、各支所優先順位をつけながら進めている。妙円寺団地内は幹線のくろがね通り線や徳重野田線など年数がたっている。妙円寺の桜通り線も

30年以上経過しており、団地内でも優先順位をつけて先に悪い部分から行っていると答弁。

局部改良は考えられなかったかとの問いに、道整備交付金事業は舗装修繕もできるということで、排水対策を含めて交通量も1日1,600台を超え、大型車も多く、劣化も激しいということで局部改良ではなく、舗装修繕ということで計画していると答弁。

道路新設改良費の活力創出基盤整備事業が減額になっているのはなぜかとの問いに、用地の交渉を昨年度から続けているが難しい部分もあり、その部分を別な箇所の工事に組み替えている。交渉が難航している部分をその先の用地調査や工事費に組み替えて、それぞれの事業進捗を図るためであると答弁。

被災地に技術者を派遣するが、業務に支障はないのかとの問いに、技術職員の派遣は、ことし5月から1人行っており、あと3人行く。本格的な復旧は始まっておらず、事務的な仕事が主であるとのこと。本格的な復旧は半年後になるので、3人目から始まると思う。若い職員を主体に派遣するよう進めているが、残された仕事は本庁、支所間で連絡を密にしながらカバーしていくと答弁。

湯之元第一地区の都市計画の方向性と進捗率はどうかとの問いに、湯之元橋は3年間で築造をしていきたいと計画している。現在、湯之元橋の下流側に車道幅員6.5m、歩道1.5m、橋長約30mの仮設橋を計画している。渇水時期の10月ごろを目標に発注していきたい。周囲の移転交渉は進行中であり、全体的なスケジュールは了解いただいている。進捗率は事業費ベースで42.11%、面積ベースで27.56%であると答弁。

伊集院駅の工事の予定はどのようになっているかの問いに、平成23年度で北口広場を半分程度整備している。24年度は自由通路、南口広場のそれぞれ設計と駅西駐車場の整備

を当初予算で計上している。今回、国の内示があったため、工事費を計上した。24年度から25年度にかけて自由通路を整備し、25年度は南口広場を整備したいと考えていると答弁。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第45号平成24年度日置市一般会計補正予算（第2号）の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

産業建設常任委員長に聞き違いかどうか、確認のためお尋ねしたいと思っておりますけれども、ことしから始まる予定の、人・農地プランのところで、今、委員長の報告では、市の自立育成資金の15万円と、それから国のその育成資金と両方受けられるような説明があったように思うんですけれども、補助金の出どころは違うわけですけれども、実際にそのように両方受けられるという説明であったのかどうか、そこを確認のためお願いしたいと思います。

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

委員会では、そのような説明でありました。以上です。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

これから議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第46号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第4 議案第47号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾公裕君）

日程第3、議案第46号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第4、議案第47号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

議案第46号について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長花木千鶴さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（花木千鶴さん）

ただいま議題となりました、議案第46号平成24年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、6月8日の本会議において本委員会に付託されましたので、6月11日に委員会を開会し、担当部長、課長等の出席を求め、提案理由の説明の後、質疑・討論・採決を行いました。その経過と結果についてをご報告いたします。

歳入では、前々年度の老人保健医療費拠出金の確定で17万円、また、預金利子3万1,000円の増額、歳出では、一般被保険者移送費で8万6,000円の増額、これは

鹿児島・東京間の骨髄液搬送に伴う負担金であります。それと前々年度老人保健関係業務事務費確定に伴う負担金3万5,000円の増額、また、23年度分の預金利子を基金積立金として3万2,000円増額するなど、歳入歳出それぞれ20万1,000円の増額となっております。

以上のような説明を受けた後、質疑に入りました。

骨髄液の移送費の負担金については、どのようになっているのかに対し、移送費の支給申請については法で定められたものであり、現金給付で行うこととなっている。今回の補正は、鹿児島市内の病院に入院していた日置市に住所のある方の分で、病院の医師が骨髄液を受領に行くためにかかった経費である。このことについては、4月の中旬に申請があったので、内容等を審査した上で、支給することとなったものであるとの答弁でありました。

以上が提案理由の説明と質疑の概要であります。その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、本案は全委員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾公裕君）

次に、議案第47号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長門松慶一君登壇〕

○産業建設常任委員長（門松慶一君）

ただいま議題となっております、議案第47号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る6月8日の本会議におきまして本委員会に付託され、6月12日に委員会を開催し、委員全員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑・討

論・採決を行いました。

今回の予算は、711万8,000円を増額し、総額を6億7,304万1,000円にするものであります。主な理由は人事異動に伴い、給料及び職員手当等が主であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

大型商店など施設等がふえているが、下水道の処理能力は大丈夫かとの問いに、終末処理場の処理能力は1日最大1万1,000tであり、現在約6,300tである。ニシムタはオープンからの使用量が出ているが、上下水道で使用料が約79万円となっており、タイヨーも約70万円程度であると答弁。

受益者負担金は徴収方法に長年の不公平感があったが、滞納整理はどうなっているかとの問いに、特別滞納徴収強化月間にそれぞれ訪問した。滞納整理課と連携をとり、平等性の視点からも徴収していきたい。また、7月に滞納整理の案件があるので滞納整理課に渡したいと考えていると答弁。

ほかにも質疑もなく、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了、討論付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第47号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松尾公裕君）

これから委員長報告2件に対する質疑を行います。

まず、議案第46号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第47号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

これから議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

△日程第5 報告第4号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第5、報告第4号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求に関する訴えの提起前の和解）の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第4号は、市営住宅に係る家賃の請求に関する訴えの提起前の和解の報告についてであります。

今回の報告につきましては、市営住宅の使用料を長期間にわたり滞納していたことから、市では再三にわたり相手方との交渉を繰り返してまいりました。

その結果、今回、双方合意による解決の見込みとなりましたので、鹿児島簡易裁判所に民事訴訟法第275条訴えの提起前の和解の申し立てを行い、和解に至ったもので、和解条項に基づき、分割して支払うものでございます。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○7番（坂口洋之君）

今回は、この市営住宅の滞納の金額としては、23万9,820円ということですが、今回、特別滞納対策課でこの滞納が行った背景について、どのようにまず理解しているのかお尋ねいたします。また、これまでのこの滞納対策について、市としてどのように取り組まれたのか、この2点についてお尋ねいたします。

○税務課長兼特別滞納整理課長（鉾之原政実君）

まず、特別滞納整理課として、この取り組みに至った経緯でございますが、この相手方

につきましては、住宅のほうを既に転居して、滞納の発端は転居されたと。それから、滞納額が多額にわたるといようなことで、相手方とも再三、交渉をしてみましたが、担当課のほうとして解決に至らず、特別滞納整理課として受け継いだものでございます。

それから、滞納整理につきましては、今申し上げたように、滞納担当課で十分努力はしていますが、なかなか滞納が減らないというようなもの、それから交渉が困難なもの、そういった重要な案件なものについて、今後、私どもとして引き継いで取り組んでいくということでございます。

○議長（松尾公裕君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

これで質疑を終わります。

これで報告第4号を終わります。

△日程第6 決議案第1号川内原子力発電所の安全対策に関する決議

○議長（松尾公裕君）

日程第6、決議案第1号川内原子力発電所の安全対策に関する決議についてを議題とします。

本案について提出者に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長佐藤彰矩君登壇〕

○議会運営委員長（佐藤彰矩君）

ただいま議題となっております、決議案第1号川内原子力発電所の安全対策に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

本市は、川内原発から30km圏内に2万7,000人にももの市民が居住し、万一、原発事故で放射性物質が放出されれば、本市への甚大な被害は避けられない。そこで、本市

議会では、市民の生命・財産と安心・安全を守るため、また、市民の不安が少しでも払拭されるよう、九州電力との安全協定締結等に向け、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してありますので、本文の朗読は省略いたしまして、要望項目を読み上げてまいります。

1番目としまして、国会及び政府は、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）を30km圏内に早急に見直すこと。また、周辺自治体と九州電力株式会社との間で、原子力発電所に関する情報提供や連絡体制などの構築などを盛り込んだ、原子力安全協定の締結を法的に位置づけること。

2番目としまして、鹿児島県は原子力発電所に対する安全性や信頼性の向上と、事故発生時の迅速かつ的確な対応を図るために、九州電力株式会社に対し、周辺自治体と九州電力株式会社との間で、原子力安全協定の締結へ向けて積極的に推進を図ること。

3番目としまして、九州電力株式会社は、周辺自治体との信頼関係を構築するために、川内原子力発電所の安全性に関する情報提供や説明、また原発事故等発生時における即時の連絡体制の整備等を協議するため、周辺自治体との間で原子力安全協定の締結を早急を図ることを行うこと。

以上でございます。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。決議案第1号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、決議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから決議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから決議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 意見書案第3号原子力災害における防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）の拡大及び原子力安全協定締結に関する意見書

△日程第8 意見書案第4号川内原子力発電所の安全対策に関する意見書

○議長（松尾公裕君）

日程第7、意見書案第3号原子力災害における防災対策を重点的に充実すべき範囲（EPZ）の拡大及び原子力安全協定締結に関する意見書及び日程第8、意見書案第4号川内原子力発電所の安全対策に関する意見書についての2件を一括議題とします。

本案について提出者に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長佐藤彰矩君登壇〕

○議会運営委員長（佐藤彰矩君）

ただいま議題となっております、意見書案第3号原子力災害における防災対策を重点的に

に充実すべき範囲（EPZ）の拡大及び原子力安全協定締結に関する意見書及び意見書案第4号川内原子力発電所の安全対策に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、意見書案第3号は、先ほどの決議第1号に基づき、意見書を国会及び政府へ提出するため、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により提案するものでございます。

まず、意見書案第3号は、本文の朗読は省略します。項目について読み上げます。

1番目としまして、国会及び政府は、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）を30km圏内に早急に見直すこと。

2番目としまして、周辺自治体と九州電力株式会社との間で、原子力発電所に関する情報提供や連絡体制の構築などを盛り込んだ、原子力安全協定の締結を法的に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

また、意見書の送付先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣、内閣官房長官で以上でございます。

続きまして、意見書案第4号川内原子力発電所の安全対策に関する意見書であります。先ほどの決議第1号に基づき、鹿児島県知事に提出するため、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

本文の朗読は省略いたしますが、項目について読み上げます。

鹿児島県は、原子力発電所に対する安全性や信頼性の向上と、事故発生時の迅速かつ的確な対応を図るために、周辺自治体と九州電力株式会社との間の原子力安全協定の締結へ向けて、積極的に推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、

意見書を提出するものであります。

意見書の送付先は鹿児島県知事でございます。

以上2件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾公裕君）

これから2件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第3号及び意見書案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号及び意見書案第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから意見書第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

討論なしと認めます。

これから意見書第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議会改革調査特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（松尾公裕君）

日程第9、議会改革調査特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。日置市議会として当面の課題を解決し、さらに議会改革に関する調査を進めていくため、12人の委員をもって構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託して、調査終了まで閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、本件については、12人で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これを付託して、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会改革調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、黒田澄子さん、山口初美さん、東福泰則君、出水賢太郎君、上園哲生君、門松慶一君、坂口洋之君、花木千鶴さん、大園貴文君、中島昭君、田畑純二君、西園典子さんを指名します。

ここでしばらく休憩します。休憩中に委員長及び副委員長の互選をお願いします。委員の皆さんは、議会応接室にお集まりいただきます。

午前11時26分休憩

午前11時37分開議

○議長（松尾公裕君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

議会改革調査特別委員会では、委員長に大園貴文君、副委員長に西菌典子さんが互選された旨、報告がありましたのでお知らせします。

△日程第10 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（松尾公裕君）

日程第10、閉会中の議案審査の申し出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（松尾公裕君）

日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第12 議員派遣の件について

○議長（松尾公裕君）

日程第12、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾公裕君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第13 所管事務調査結果報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第13、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。

配付しました報告書は、市長へ送付します。

△日程第14 行政視察結果報告について

○議長（松尾公裕君）

日程第14、行政視察結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、議長へ行政視察結果報告がありました。

配付しました報告書は、市長へ送付いたします。

△閉 会

○議長（松尾公裕君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月8日の招集から本日の最終本会議までの22日間にわたりまして、平成24年度一般会計補正予算、マレーシアスランゴール州スパンジャヤ市との友好都市提携、日置市キャンプ村条例の一部改正、そのほか各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

審議におきまして、議員各位からご指摘ありました点につきましては、真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

本市におきましても、今夏の電力不足の懸念される状況にありますが、再生可能エネルギー調査など多種多様なエネルギー確保対策を推進し、本市のエネルギー施策のあり方についても今後、検討してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康、十分留意され、市政の運営に一層ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（松尾公裕君）

これで平成24年第2回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午前11時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 松尾公裕

日置市議会議員 田代吉勝

日置市議会議員 大園貴文